官報 号外
国会会議録
令和七年七月一日
○第二百十七回国会
参議院会議録追録

六月二十一日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左にその会議の日時を掲載する。

六月二十一日　午後一時　本会議

政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月九日

参議院議長　関口　昌一殿　　浜田　聡

政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問主意書

私が提出した「政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する質問主意書」（第二百十七回国会質問第五三号）に対する答弁書（内閣参質二一七第五三号）において、「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）が令和四年六月十五日に取りまとめた「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」（以下「有識者会議報告書」という。）や新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）が令和五年十二月十九日に取りまとめた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」（以下「改定に向けた意見」という。）についても」、「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和三年二月一日衆議院内閣委員会。以下「当該附帯決議」という。）の「二十六」（新型コロナウイルス感染症の感染拡大に関する政府のこれまでの対応について、・・・第三者的立場から、客観的、科学的に検証し、その結果を公表すること）に「応えたもの」であると考えていると答弁している。

一　「有識者会議報告書」において、「都道府県知事が行う様々な要請について、（中略）事実上の私権制限が行われたのではないか。」との指摘がある。以上を踏まえて、以下質問する。

1　「都道府県知事が行う様々な要請」について、「不要不急の移動の自粛」の要請は、行政権として処分を伴わない行政指導と解釈する学説があるが、政府も同様の見解か示されたい。同様の見解ではない場合、「都道府県知事が行う様々な要請」の法律上の解釈について政府の見解を示されたい。

2　「有識者会議報告書」は、前記1の要請について、都道府県知事が行った「事実上の私権制限」であると指摘していると考えるが、政府も同様の見解か示されたい。同様の見解ではない場合、「有識者会議報告書」で指摘されている「事実上の私権制限」とは、「都道府県知事が行う様々な要請」のどの点に対する指摘であるか、政府の見解を示されたい。

二　「改定に向けた意見」において、「短い期間での高頻度のウイルスの変異を想定しておらず、また、対策が長期化した場合の想定も十分ではなかった。」、「これまでの政府行動計画では感染拡大が複数回にわたって起こることを想定していなかったため、対策の切り替えを柔軟かつ適切に行っていくことを難しくした。」、「情報収集や分析、それに基づく判断を行う体制やプロセスが十分に整理されていなかった。」と結論付けている点について、以下質問する。

1　前記結論は推進会議の見解と思料する。しかし、高頻度のウイルスの変異と科学的知見に基づく判断について、ウイルスの変異情報収集及び感染拡大の関連分析が可能となる体制が確立された時期は二〇二一年中頃だったと思料するが、政府も同様の見解か示されたい。同様の見解ではない場合、体制が確立された時期を示されたい。

2　我が国においては、ウイルスゲノム疫学の手法を用いてウイルスのゲノム配列情報を基に感染の動態や伝播経路を把握するための全国規模での調査体制が確立されていなかったとの指摘は正しいか示されたい。

3　前記調査体制が整うまでの間は、積極的疫学調査と称する感染者からの保健所職員のヒアリングという手法で、感染の動態や伝播経路を把握しようとしたと認識しているが、政府も同様の見解か示されたい。

4　二〇二〇年十月から十一月における感染拡大が変異株（第三波）によるものであるとの認識は、二〇二〇年十一月から十二月時点で、政府、都道府県知事及び専門家など関係者間で共有されていなかったと認識してよいか示されたい。また、現在においても、第三波の感染拡大は、国民の行動変容に対する気の緩みであると政府は考えているか示されたい。

5　新型コロナウイルスの変異は第九波までの感染拡大を繰り返し、パンデミックは約三年の長きにわたって続いたが、それに対して「対策の切り替えを柔軟かつ適切に行っていくこと」ができなかったと政府は認識しているか示されたい。認識している場合、どの時点で対策を切り替えるべきだったと考えているか示されたい。

三　「改定に向けた意見」において「感染拡大防止と社会経済活動とのバランスについては、感染状況、病原性、ワクチン接種の普及などの状況の変化に合わせて調整していく必要がある。しかし、このことが政府行動計画には記載がなく、その結果、対策のあり方についての関係者のコンセンサスの形成や、対策に当たって留意すべき国民生活や社会経済活動に関する事項などについて整理が十分になされなかった。」と指摘されている。当該指摘について、有識者会議報告書の内容も前提としていると理解してよいか示されたい。また、それは政府の公式見解か示されたい。

四　「改定に向けた意見」における「特に、強い行動制限を伴う対策を行う場合は、対策の意図や行う期間、（中略）国民の理解につながる情報発信や流行状況等の情報共有の工夫が十分なものであったかという点については課題が残る。」との検証結果について、以下質問する。

1　「強い行動制限」とは具体的にはどのような制限のことを指しているか示されたい。

2　前記四の1について、どのように国民の人権を損なわないよう配慮して行動制限を行ったのか示されたい。

3　新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおいては、ＳＡＲＳ等の前例を挙げて、感染症への不安や恐怖から憶測や偏見、デマ等が発生したこと、それによりイン

フォデミックが発生し、社会が混乱したとの意見が出ており、インフォデミックの課題について言及があった。新型コロナウイルス感染症に対する見解が分かれていた中で、政府として、両論併記で正確な情報を国民に伝えることができていたと考えているか示されたい。

4　前記四の3について、情報操作や認知操作が行われていなかったか、第三者機関等による検証は行われたのか示されたい。

五　二〇二〇年十一月の第三波の感染拡大当時、東京都医師会の尾崎会長や日本医師会の中川会長の両医師会長は、記者会見で、「エビデンスは存在しないが、Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルが感染拡大の原因である」旨の発言を行い、マスメディアがその見解に追随した。一方、政府（国土交通大臣）は、Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルは感染拡大の主要な要因ではないとの公式見解を二〇二〇年十二月まで堅持していた。しかし、二〇二〇年十二月十四日に政府はＧｏ　Ｔｏ　トラベルの停止を決定している。以上を踏まえて、以下質問する。

1　Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルの停止は政治的判断であると考えられるが、この判断の科学的、合理的根拠を示されたい。

2　菅元総理は総理大臣記者会見（二〇二一年九月九日）において、コロナ対策の切り札はワクチンであるとの見解を示すとともに、海外の事例を見るとロックダウンでは感染拡大を阻止することはできなかったとしている。この記者会見には、尾身元新型コロナウイルス感染症対策分科会・基本的対処方針分科会会長も同席しており、菅元総理の意見に同意している。以上の事実関係から、エビデンスを提示せずして、Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルが感染拡大の原因であるとの見解を公的に表明した両医師会長の行為は、誤情報の発信に当たると考えるが、政府の見解を示されたい。

3　Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルは感染拡大の主要な要因ではないという見解を持つ政府が、突然Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルを停止した理由を示されたい。

4　Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルを停止するという政府の判断は、必ずしも科学的でない誤情報を社会に拡散し、国民に対してコロナ感染拡大の要因と旅行の関係について偏見を与えることになったとの見解もある。このような状況下で、Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルに関する検証評価をしないことは当該附帯決議に反していると考えるが、改めて二〇二〇年十月からＧｏ　Ｔｏ　トラベル停止までの経緯について検証する予定はないのか示されたい。

5　現在、Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルは停止中であるが、いまだに再開されない理由を示されたい。

6　政府がワクチン接種を積極的に進めたことにより、国民の接種率が八十％以上になって以降もなお、国民に移動制限を求めて、人権に制限を加えたことは妥当であったと考えているのか、政府の見解を示されたい。

7　我が国が二類感染症から五類感染症に移行するなど移動制限を解除した時期は、諸外国と比べて一年から一年半遅れたが、その理由及び判断の科学的根拠を示されたい。

六　約三年間のコロナ禍において、大きな損失を被り、資金繰りが悪化し、経営に困窮した事業者に対する「実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）」等の資金繰り支援の多くは、三年をたたずして打ち切られている。都道府県の信用保証協会の融資も同様の対応であった。また、金融庁は二〇二四年六月、金融機関等に対し、コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等を要請し、コロナ資金繰り支援方針から再生スキームへの変更（いわゆる「ゾンビ企業」の切捨て）が示されている。「改定に向けた意見」において、「短い期間での高頻度のウイルスの変異を想定しておらず、また、対策が長期化した場合の想定も十分ではなかった」との指摘があり、コロナ対策について初期の想定と実際のパンデミックの実態が乖離していた。感染症が短期間で収束することを前提にコロナ対策を講じたのであれば、感染症が長期化する見込みとなった際には、柔軟に対策を切り替える必要がある。コロナ禍における資金繰り支援や救済について、事業者が損害を被った期間が三年であることを前提に対策を構築し直す必要があったと思料する。特に、収益性の低い中小企業が三年間で被った損害を数年という短期間で取り戻すことはできない。事実、大企業と中堅企業を支援するための資本性劣後ローンの融資期間は最長で二十年であり、優先株での支援は無期限である。以上を踏まえて、以下質問する。

1　移動制限の解除まで約三年かかったことにより、需要が壊滅的に減少し、収入が激減した運輸・観光・宿泊事業者の損害に対する補償等について、今後実施する考えはあるか示されたい。

2　消費税、社会保険料、固定資産税等の納付を猶予する特例について、二〇二一年度のみ特別猶予を行い、二〇二二年度、二〇二三年度については特別猶予を認めず、一般猶予で対応した理由を示されたい。また、二〇二四年度以降、一切猶予を認めず、その結果として二〇二三年、二〇二四年には社会保険料の滞納等により倒産に至る「社保倒産」が急増した。コロナ対策で人為的に損害を被った事業者への補償義務について政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出政府の新型コロナウイルス感染症対策の検証に関する再質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、御指摘の「行政指導」であると認識している。

一の2について

御指摘の「事実上の私権制限」との表現については、政府として定義して用いているものではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二の1から3までについて

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、一連の新型コロナウイルス感染症対応における御指摘の「情報収集や分析」の「体制」については、例えば、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十二条に基づく医師の届出により感染症に関する情報の収集を実施してきたほか、地方自治体に対し、「新型コロナウイルスに関する検査対応について（協力依頼）」（令和二年一月二十三日付け厚生労働省健

康局結核感染症課事務連絡）により、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため、国立感染症研究所（現国立健康危機管理研究機構。以下同じ。）が令和二年一月二十一日に作成した「新型コロナウイルス（Novel Coronavirus：ｎＣｏＶ）感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」を踏まえ、「積極的疫学調査」の実施により、「患者（確定例）」に係る「基本情報・臨床情報・推定感染源・接触者等必要な情報を収集」するよう依頼し、また、「新型コロナウイルス感染症における積極的疫学調査について（協力依頼）」（令和二年三月十六日付け健感発〇三一六第三号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、「各患者のSARS-CoV-2ゲノム情報を踏まえた実地疫学調査を実施」するため、「SARS-CoV-2陽性と判定された方の情報及び検体」を提出するよう依頼し、さらに、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査における検体提出等について（要請）」（令和三年二月五日付け健感発〇二〇五第四号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、同研究所で開発された変異株の疑いを確認するためのＰＣＲ検査を全国の地方衛生研究所において実施する準備を進めるとともに、当該実施の結果等を情報提供するよう依頼すること等を通じて、地方自治体等から得られた情報を基に、「全国の発生状況」を「把握」するなど、御指摘の「情報収集や分析」等を実施してきたところである。

二の４の前段について

御指摘の「変異株（第三波）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国立感染症研究所が、令和二年十二月二十八日に公表した資料「感染性の増加が懸念されるSARS-CoV-2新規変異株について（第三報）」において記載されている「VOC-202012/01」であると解すれば、同資料において「感染性の変化に最も影響を与えうると考えられるN501Y変異を認める株は、日本において見つかっていなかったが、十二月二十五日、英国からの帰国者の空港検疫の検査陽性者からVOC-202012/01が検出された」とされているとおり、御指摘の「二〇二〇年十月から十一月における感染拡大」は、「VOC-202012/01」によるものではないと考えており、御指摘のように「二〇二〇年十月から十一月における感染拡大が変異株（第三波）によるもの」とは認識しておらず、また、「関係者間」でも「共有」していなかったものと認識している。

二の４の後段について

政府として、御指摘のように「第三波の感染拡大は、国民の行動変容に対する気の緩みである」との評価は行っていないが、令和二年秋頃から令和三年初めまでにかけての感染拡大については、その要因の一つとして、令和三年二月二日に開催された第二十三回新型コロナウイルス感染症対策分科会の資料「緊急事態宣言下での対策の徹底・強化についての提言（案）」において、「年末の忘年会などを控えるよう、国や自治体が繰り返し呼びかけたものの、人々にそのメッセージが十分には伝わらなかったこと」が挙げられているところである。

二の５について

新型コロナウイルス感染症への対応においては、専門家の意見を伺いながら、その都度得られた最新の科学的知見等に基づき対応してきたものと考えており、お尋ねについては一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「有識者会議報告書の内容も前提」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議」が令和四年六月十五日に取りまとめた「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」において、「新型コロナウイルス感染症への対応は、つまるところ、感染拡大防止と社会経済活動の両立をどう図るか、ということが一大テーマである。新型コロナウイルス感染症の特性が明らかでなかった初期段階から、アルファ株、デルタ株、そして現在主流となっているオミクロン株（BA2等含む）へと変化する中で、このテーマについての政府の取組も変化してきた。（中略）有効なワクチンと治療薬が開発・実用化されるまでの間、各国とも感染拡大防止対策と社会経済活動の再開をそれぞれ、どのタイミングでどのように行うか悩みながら取り組んだ」とされており、これも参考にしながら、「新型インフルエンザ等対策推進会議」が令和五年十二月十九日に取りまとめた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」（以下「取りまとめ」という。）において、御指摘の「指摘」が記載されたものと考えている。

四の１について

お尋ねについて、取りまとめにおける「強い行動制限」については、特定の内容を念頭においたものではないと考えている。

四の２について

御指摘の「行動制限」が具体的に指し示すものが明らかではないため、お答えすることが困難である。なお、例えば、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第二条第四号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置については、新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会等において議論され、政府対策本部（特措法第十五条第一項に規定する政府対策本部をいう。以下同じ。）において決定され、行われたものであるが、御指摘の「人権」に関しては、例えば、令和三年七月八日に開催された第十一回同分科会において「緊急事態宣言など、感染症対策というのは、我々の社会の非常に根本的な価値である営業や経済活動、あるいは色々な活動の自由を制限するものであって、本来は侵害されることがあってはならない自由権をあえて制限しているということだと思います。それはもちろん国民の命を守るために必要であるからやってはいるわけですが、確かに現在の私たちの社会の非常に根本的な価値をある意味で毀損している。そういう重大性に対する認識が十分かということを私たちは顧みなければいけないのではないか」との基本的人権の尊重に係る議論があったところである。

四の３について

お尋ねの「両論併記で正確な情報を国民に伝えることができていた」の意味するところが必ずしも明らかではないが、新型コロナウイルス感染症に関連する情報の発信については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和二年三月二十八日新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和二年四月十六日変更。以下「基本的対処方針」という。）において、政府は、「国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする」等とし、また、地方公共団体、医療関係団体、感染症に係る危機管理の専門家等を構成員とする「新型インフルエンザ等対策有識者会議新型コロナウイルス感染症対策分科会」等でも御議論いただき、その都度得られた最新の科学的知見等に基づき、情報発信の内容を検討した上で、その内容と提供手段の充実を可能な限り図りながら、適切に行っていたものと考えている。

四の４について

お尋ねの「情報操作や認知操作」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、政府としては、新型コロナウイルス感染症に関連する情報の発信については、専門家の意見も伺いながら、その都度得られた最新の科学的知見等に基づき、情報発信の内容を検討した上で、適切に行っていたものと考えており、また、お尋ねの「第三者機関等による検証」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、地方公共団体、医療関係団体、感染症に係る危機管理の専門家等を委員とし、令和五年九月から開催していた「新型インフルエンザ等対策推進会議」において、新型コロナウイルス感染症への対応に関する国による情報提供・共有の課題等について議論が行われ、取りまとめにおいて、「その時点で把握できている科学的根拠に基づいた正確な情報を迅速に、かつ分かりやすく提供・共有すること等が重要である」とされたところである。

五の１及び３について

御指摘の「政治的判断」及び「科学的、合理的根拠」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルの停止」の「判断」の「根拠」及び「理由」については、令和二年十二月十四日に開催された政府対策本部において、菅内閣総理大臣（当時）が「年末年始にかけてこれ以上の感染拡大を食い止め、医療機関などの御負担を軽減し、皆さんが落ち着いた年明けを迎えることができるよう、最大限の対策を講じることにします。（中略）年末年始において最大限の対策を採るため、今月二十八日から来月十一日までの措置として、ＧｏＴｏトラベルを全国一斉に一時停止することとします」と述べたとおりである。

五の２について

お尋ねについては、民間団体の長の見解に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

五の４について

政府としては、五の１及び３についてで述べたとおり、御指摘の「Ｇｏ　Ｔｏ　トラベルを停止する」理由を説明してきたところ、必ずしも御指摘のように「偏見を与えることになった」とは考えておらず、御指摘のように「改めて二〇二〇年十月からＧｏ　Ｔｏ　トラベル停止までの経緯について検証する」予定はない。

五の５について

御指摘の「Ｇｏ　Ｔｏ　トラベル」については、令和二年十二月二十八日から全国一律に「停止中」であるが、令和四年十一月八日の参議院国土交通委員会において、政府参考人が「全国旅行支援なんですけれども、新型コロナの感染状況に地域差があるということを勘案しまして、各都道府県におきまして感染状況を踏まえながら地域における需要喚起の取組を進めていただくということが重要だと考えています。このため、全国旅行支援の制度の骨格につきましては、国が一律に定めます。具体的な運用については、都道府県において地域の感染状況や需要動向に応じて柔軟に対応できる仕組みとしております」と答弁したとおり、国が実施主体となって行う御指摘の「Ｇｏ　Ｔｏ　トラベル」ではなく、都道府県が実施主体となって行う全国旅行支援により、観光需要を喚起する取組を行ったところであり、また、我が国の観光需要は着実に回復している状況であることを踏まえると、御指摘の「Ｇｏ　Ｔｏ　トラベル」によって旅行需要を喚起する必要がある状況とは考えておらず、お尋ねの「再開」を行うことは考えていない。

五の６について

御指摘の「移動制限」の指し示すものが必ずしも明らかではないが、例えば、基本的対処方針に基づく「都道府県をまたぐ移動」に係る御指摘の「制限」については、新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会等において議論され、政府対策本部において決定され、行われたものである。なお、御指摘の「人権」に関しては、例えば、令和三年六月十七日の第十回新型インフルエンザ等対策推進会議基本的対処方針分科会において「人流」という言葉を使っておりますけれども、イメージとして、夜の街に滞留をしている人流もあれば、宴会旅行で遠くに集団的に行く人流もありますし、もちろん生活に必要な移動もあったり、あるいは仕事の出張も人流ですし、冠婚葬祭で田舎に帰るのも人流と考えることができます。ここで抑制すべき「人流」について、少し整理する必要性もあるのではないか（中略）少しずつ必要な人流は緩和しながら、そのために必要な感染予防対策をしっかりやっていくというやり方が重要」との基本的人権の尊重に係る議論があったところである。

五の７について

御指摘の「移動制限を解除した時期は、諸外国と比べて一年から一年半遅れたが」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「五類感染症に移行する」ことについては、令和五年三月三日の参議院予算委員会において、岸田内閣総理大臣（当時）が「専門家によるオミクロン株に関する病原性、感染力、変異の可能性等の評価、そして感染状況等も踏まえて総合的に判断し、五月八日から五類感染症に位置付けることを決定いたしました」と答弁しているとおりである。

六の１について

政府としては、御指摘の「運輸・観光・宿泊事業」も含め、「コロナ禍」における雇用の維持と事業の継続に向け、地方創生臨時交付金、持続化給付金、雇用調整助成金、株式会社日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資等の支援等の様々な支援策を実施してきたところであり、特に、「運輸事業」に対しては地域公共交通の維持等の、「観光・宿泊事業」に対しては旅行に係る需要の喚起等の支援策を実施してきたところであるが、「コロナ禍」の後に「運輸・観光・宿泊事業」に係る需要の回復も見られることから、現時点においては、お尋ねのような「補償等」は想定していないが、引き続き、各事業の実施状況等について注視してまいりたい。

六の２の前段について

お尋ねについては、例えば、税に係るお尋ねの「理由」は、令和三年三月十六日の衆議院財務金融委員会において、政府参考人が「納税猶予の特例でございますが、これにつきましては、売上げが減少しているにもかかわらず期限内に納税していただいている大多数の納税者の方々とのバランスのほか、消費税ですとか源泉徴収された所得税などの預り金的な性格を有する税が適用税額の約三分の二を占めている状況、こういったことを考慮いたしまして延長しないこととされたものでございます。ただ、この納税猶予の特例の終了後におきましても、新型コロナの影響等により納付困難な場合につきましては、既存の猶予制度を適用し、原則として一年間猶予するでありますとか、分割して納付していただくといったこともできることになってございます。その際に適用される延滞税の率につきましても本年分から年一パーセントに引き下げられておりまして、担保についても、担保提供が明らかに可能な場合を除いて不要とする取扱いがなされているところでございます。今後とも、納税者の方々の資金繰りや収支の状況など、個々の実情を十分に伺いながら、既存の納

税猶予制度による柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております」と答弁したとおりであり、また、社会保険料に係るお尋ねの「理由」は、令和七年四月十五日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「新型コロナウイルス感染症への対応におきましては、イベントの自粛要請であったり入国制限措置など、感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減した状況を踏まえまして、税制と同様に無担保かつ延滞金なしで一年間厚生年金保険料等の納付を猶予できる特例措置を設けていたものでございます。その上で、現在も厚生年金保険料等を納付することによりまして事業の継続が困難になるおそれがある場合には、厚生年金保険料等の納付であったり換価を猶予するなど、事業主の皆様の状況に応じた納付をしていただくための仕組みがございます」と答弁しているところ、こうした既存の仕組みを活用していくこととし、当該特例措置については延長を行わないこととしたものである。

六の２の後段について

六の２の前段についてで述べたとおり、既存の仕組みを活用することとしており、御指摘のように「コロナ対策で人為的に損害」が生じたとは考えておらず、このことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問主意書

我が国における血漿分画製剤（アルブミン製剤、免疫グロブリン製剤等）は、一部を輸入に依存している。厚生労働省の「令和六年度血液事業報告」等によれば、現在でも「国内で確保が困難な血漿や一部の製剤を海外からの輸入に頼らざるを得ない状況にあり」、輸入された血漿が、製剤の原料として広く使用されている。我が国の血漿の主な輸入相手国である米国では有償採血を認めていることから、我が国における血漿分画製剤にはいわゆる売血により得られた血液が含まれていることになる。

我が国では昭和三十九年に「献血の推進について」が閣議決定されて以降、「献血主義」を基本理念とし、現在「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」（昭和三十一年法律第百六十号。以下「血液法」という。）第十六条により、有償による採血及びあっせんが禁止されている。かつての売血制度には、健康被害・輸血後肝炎・黄色い血など多くの問題があったが、現在では感染症のスクリーニング技術（ＮＡＴ検査等）、個人識別（指紋等）、頻回制限など、科学的・技術的な安全対策を講じることにより、前記の問題は解決され得る状況にある。

一方、自由主義の立場からは、自らの身体の一部を自己判断に基づいて提供し、報酬を得ることを禁ずる現行制度が、個人の身体的自由・経済的自由を不当に制限しているとの指摘もある。

このような状況を踏まえ、以下質問する。

一　血漿分画製剤の輸入の現状とリスク認識について

１　現在、我が国で流通している血漿分画製剤のうち、原料血漿が外国に由来する割合及び国別（特に、有償採血を採用している国（米国）等）の内訳を明示されたい。

２　厚生労働省は、有償採血によって採取された血液を原料とする製剤が我が国に輸入されていることを認識しているか示されたい。認識している場合、輸入時の製品に「有償採血由来」である旨の表示義務は課されているか示されたい。

３　輸入血漿由来製剤の安全性について、ＮＡＴ検査などの措置を講じているとするが、未知の感染症リスクに対する政府の認識及びその対策方針を示されたい。

二　売血制度に対する自由主義的再評価と制度設計の可能性について

１　血液法第十六条は、有償採血を全面的に禁止している。これは個人の身体に関する自己決定権を不当に制限するものと考えるが、政府の見解を明示されたい。

２　米国、ドイツ等のように、有償採血を公的に認めた上で、健康管理・頻回制限・登録制度等で安全性を確保している仕組みについて、政府の把握状況を示されたい。把握している場合、当該制度に対する認識を示されたい。

３　現在、我が国では有償採血が禁止されているため、国内の献血で血漿分画製剤を賄うことができず、輸入に頼っていると思料する。例えば、日本の製薬会社は米国に有償採血のための施設を作り、当該施設から日本へ輸出している状況である。これらの実態について政府の把握状況を示されたい。

４　献血制度の原則を尊重しつつも、災害時や慢性的な血漿供給不足に備え、一定条件下での有償採血の制度設計を再検討する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三　国内自給体制の限界と将来ビジョンについて

１　血漿分画製剤の国内自給率向上について、政府が掲げる数値目標及び達成年次を明示されたい。

２　日本赤十字社を中心とした献血体制において、今後、希少製剤・血漿分画製剤の供給を拡充していくことは現実的に達成可能か、政府の見解を示されたい。可能との見解である場合、その根拠を示されたい。

３　前記三の２について、供給可能量の上限に関して政府の見解を示されたい。

４　血液法第三条第三項において「血液製剤は、献血により得られる血液を原料とする貴重なものであること、及びその原料である血液の特性にかんがみ、適正に使用されなければならない」との理念を掲げつつも、実際には輸入製剤に依存している現状について、政府の評価を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出血漿分画製剤の安定確保及び売血制度の再検討に関する質問に対する答弁書

一の１について

お尋ねの「我が国で流通している血漿分画製剤のうち、原料血漿が外国に由来する割合」については、例えば、令和五年度の血液製剤の安定供給に関する計画（令和五年厚生労働省告示

第百三十七号）別表の「血液製剤の種類」の欄に掲げる種類ごとに、同表の「国内血漿由来」及び「輸入血漿由来」の供給量を合計した数量のうち、「輸入血漿由来」の供給量の割合（小数点第二位を四捨五入した数字）で言えば、令和五年度の「血液製剤の種類」の欄に掲げる種類ごとの当該割合は、「アルブミン」は二十八・九パーセント、「乾燥人フィブリノゲン」は零パーセント、「組織接着剤」は六十四・一パーセント、「血液凝固第Ⅷ因子」は零パーセント、「血液凝固第Ⅸ因子」は零パーセント、「インヒビター製剤」は二十八・四パーセント、「乾燥濃縮人プロトロンビン複合体」は百パーセント、「血液凝固第Ⅻ因子」は百パーセント、「人免疫グロブリン」は二十四・七パーセント、「抗ＨＢｓ人免疫グロブリン」は九十五・六パーセント、「乾燥抗Ｄ（Ｒｈｏ）人免疫グロブリン」は百パーセント、「抗破傷風人免疫グロブリン」は百パーセント、「アンチトロンビンⅢ」は零パーセント、「乾燥濃縮人活性化プロテインＣ」は零パーセント、「人ハプトグロビン」は零パーセント、「乾燥濃縮人Ｃ１―インアクチベーター」は百パーセント、「ヘミン」は百パーセントである。なお、「ヒトフォン・ヴィレブランド因子」及び「乾燥濃縮人α１―プロテイナーゼインヒビター」については、「国内血漿由来」及び「輸入血漿由来」の供給の実績がない。

また、「輸入血漿由来」の輸入元は、製造販売業者からの報告によればアメリカ合衆国、オーストリア、スイス、ドイツ、フィンランド及びポーランドの六か国であるが、お尋ねの「国別・・・の内訳」については把握していない。

一の２について

お尋ねについて、御指摘の「有償採血」を医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号。以下「施行規則」という。）第二百三十三条の規定の非献血（以下「非献血」という。）として行われる採血と解すれば、御指摘のような「製剤」が「輸入されていること」は把握している。また、お尋ねの「表示義務」については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第六十八条の十七第四号及び施行規則第二百三十三条の規定により、血液製剤の直接の容器又は直接の被包に、原材料である血液が採取された国の国名及び献血又は非献血の別が記載されていなければならないとし、製造販売業者においては、「採血国の国名及び採血方法に係る表示等について」（平成十五年五月十五日付け医薬発〇五一五〇二〇号厚生労働省医薬局長通知）第三の１の「献血又は非献血の区別の基準」に基づき、献血又は非献血を区別し、表示することとしている。

一の３について

御指摘の「輸入血漿由来製剤」の「未知の感染症リスク」については、血液製剤は、人体から採取された血液を原料とする性質上、「感染症リスク」を完全に排除することは困難であると認識している。その上で、「未知の感染症リスク」への対策として、法第六十八条の十の規定に基づき、血液製剤の製造販売業者は、血液製剤の使用によるものと疑われる感染症の発生を知ったときは、厚生労働大臣に当該感染症に関する情報を報告しなければならないとし、また、法第六十八条の十二の規定に基づき、同大臣は、毎年度、当該報告の状況について薬事審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるものとするとともに、さらに、法第六十八条の二十四第一項の規定に基づき、血液製剤の製造販売業者は、血液製剤の原料又は材料による感染症に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき製造した血液製剤を評価し、その成果を同大臣に報告しなければならないとし、また、同条第二項の規定により、同大臣は、毎年度、当該報告の状況について同審議会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、血液製剤の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるものとしているところ、これらに基づき、適切に対応することとしている。

二の１について

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号。以下「血液法」という。）第十六条の規定においては、「何人も、有料で、人体から採血し・・・てはならない」とされているところ、これは、中央薬事審議会企画・制度特別部会が平成十二年十二月十五日に取りまとめた「新たな血液事業等の在り方について」（以下「報告書」という。）において、「血液事業等においては、高い公共性と倫理性を備えつつ、安全性の高い国内の献血による血液製剤を安定的に供給できる体制の確立が求められている」とした上で、「血液製剤は、人体の組織の一部である血液を原料とすることから、原料とする血液については、国内の善意の無償献血によりまかなわれる必要がある」等とされ、この趣旨を踏まえ規定されたものであり、御指摘のように「個人の身体に関する自己決定権を不当に制限する」規定とは考えていない。

二の２について

御指摘の「有償採血」を非献血として行われる採血と解すれば、諸外国における当該採血の取組や御指摘の「仕組み」について、その詳細を把握しておらず、お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、令和二年度の厚生労働科学研究費補助金による医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「日米における原料血漿の採漿及び確保状況、血漿分画事業者の収益性と対応について」において、「米国における原料血漿の確保は主に血液提供者（ドナー）への対価の支払いを伴う有償の血漿成分採血（Source Plasma）により行われている」とされているところである。

二の３について

御指摘の「有償採血」を非献血として行われる採血と解すれば、お尋ねについては、武田薬品工業株式会社の子会社であるBioLife Plasma Services社が御指摘の「米国」等において非献血として行われる採血を行う施設を設置していることについて把握している。

二の４について

御指摘の「有償採血」を非献血として行われる採血と解すれば、お尋ねについては、二の１についてで述べたとおり、報告書において「人体の組織の一部である血液を原料とすることから、原料とする血液については、国内の善意の無償献血によりまかなわれる必要がある」等とされていることを踏まえると、非献血として行われる採血の「制度設計」について、検討すべきとは考えていない。

三の１について

お尋ねの「数値目標及び達成年次」については定めていないが、血液法第二十六条第一項の規定により、厚生労働大臣は、毎年度、翌年度の安定供給に関する計画を定めるものとし、同条第二項第四号の規定に基づき、当該計画において、「当該年度に原料血漿から製造されるべき血液製剤の種類及び量の目標」を定めるものとしているところ、例えば、令和七年度の血液製剤の安定供給に関する計画（令和七年厚生労働

省告示第百四十三号）別表においては、「国内血漿（しょう）由来」の「製造・輸入目標量」について定めているところである。

三の2及び3について

お尋ねの「希少製剤・血漿分画製剤の供給を拡充していくことは現実的に達成可能か」とのお尋ねについては、現在、御指摘の「希少製剤・血漿分画製剤の供給」の「拡充」に向けて、献血の推進に取り組んでいるところであることから、予断を持ってお答えすることは困難であり、また、お尋ねの「供給可能量の上限」が念頭にあるわけではないが、引き続き、「供給」の「拡充」に努めてまいりたい。

三の4について

お尋ねについては、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成三十一年厚生労働省告示第四十九号）において、「血漿（しょう）分画製剤の一部の製剤については、未だ全てを外国からの血液に依存しているものもある」としているとおりであり、また、同方針においては、「国は、倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で行われる献血により得られた血液を原料として製造され、外国からの血液に依存しなくても済む体制の構築」を行うとともに、「特に、血漿（しょう）分画製剤については、近年、一部の製品で医療需要が増加していることから、・・・安定的な供給の確保を図る」必要があるとした上で、「血液製剤に関し国内自給が確保されるための方策に関する事項」として、「国内自給のための献血量の確保」等を行うこととしているところ、これに基づき、毎年度、血液法第十条第一項に規定する献血推進計画を定め、全国的なキャンペーン等の実施やポスター等広告媒体の活用を始めとする広報の実施、高校生を対象とした献血や血液製剤について解説した教材の作成等の普及啓発、献血の推進に功績があった団体や個人に対する厚生労働大臣からの表彰状や感謝状の贈呈等の施策を実施することにより、より多くの方に献血していただくよう取り組んでいるところであり、引き続き、国民の善意に基づく献血の推進に取り組んでまいりたい。

南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月九日　　浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問主意書

政府は平成二十三年に発生した東日本大震災を契機に、長年続けてきた「東海地震は直前予知が可能である」との前提に基づく防災体制（いわゆる「大震法（大規模地震対策特別措置法）体制」）を抜本的に見直し、平成二十九年には「地震の直前予知は不可能である」との方針を正式に打ち出したと承知している。この方針転換に基づき、従来の「東海地震に関連する情報」（調査情報、注意情報、予知情報）等は廃止され、新たに「南海トラフ地震臨時情報」（以下「臨時情報」という。）制度が創設された。

内閣府「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が取りまとめた「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）」（平成二十九年九月）には、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い地震の予測はできないのが実情である。」、「大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要がある。」と記載されている。また、ＮＨＫの報道（平成二十九年九月二十三日）では、「予知を前提とした警戒宣言制度は現実的でなく、予知体制は廃止される」と明言されている。

しかし、実際の制度運用を見ると、臨時情報には、「調査中」、「巨大地震注意」、「巨大地震警戒」といった段階的分類が残存しており、地震の予知を前提とした「東海地震に関連する情報」に酷似していると専門家（石橋克彦神戸大学名誉教授、ロバート・ゲラー東京大学名誉教授など）から指摘されている。さらに、令和六年八月八日に発表された「臨時情報（巨大地震注意）」を契機として、米などの備蓄需要が急増し、米価が一時的に高騰したことも報告されている。

このような「予知のフリ」による制度運用と情報発信が社会不安を煽り、経済活動や物価に影響を与える可能性について、以下質問する。

一　政府は平成二十九年に「地震の直前予知は不可能である」旨の方針を内閣府の公的資料において明言しており、気象庁も当該方針にのっとって防災体制を再構築しているが、現行の「臨時情報」における情報分類（調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒）が、かつての「東海地震に関連する情報」等に酷似しているとの指摘について、政府の見解を示されたい。

二　臨時情報は、どのような観測データや前震等をトリガーとして発表されるのか示されたい。また、それに基づく政府発表が「予知体制が続いている」との誤解を生む懸念について、政府の評価を示されたい。

三　令和六年八月八日に「臨時情報（巨大地震注意）」が発表された際に、報道やＳＮＳ等を通じた情報拡散により、備蓄行動が活発化し米価の高騰を招いたとの指摘がある。政府は臨時情報の発表が市場に与えた影響を把握・検証しているか示されたい。把握・検証していない場合、今後の対応方針を示されたい。

四　気象庁や内閣府が「臨時情報」の発表を行うことで、制度上は「予知を否定している」一方、実態としては「予知的対応」が維持されているとの批判が専門家からある（石橋名誉教授による「大震法の亡霊」との批判など）。この点について政府の見解を示されたい。

五　臨時情報制度や関連観測体制は、気象庁等の予算の根拠ともなっている。過去五年間における南海トラフ関連の観測・情報発信体制に係る予算額及び使途内訳について明示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出南海トラフ地震臨時情報制度の運用による社会不安の扇動及び米価変動等の経済的影響に関する質問に対する答弁書

一、二の後段及び四について

御指摘の「東海地震に関連する情報」は、東海

地震の発生のおそれがあると判断された場合に発表する「予知情報」など、地震の前兆現象を捉えることで、東海地震の発生の直前に予知ができる可能性があることを前提とした情報の体系であった一方、「南海トラフ地震臨時情報」の「巨大地震警戒」や「巨大地震注意」は、南海トラフ沿いにおける想定震源域でマグニチュード六・八程度以上の地震の発生等が捉えられ、南海トラフ沿いにおいて大規模な地震が発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合に発表するものであって、地震を予知する情報ではなく、「東海地震に関連する情報」と内容が異なるものである。政府においては、「南海トラフ地震臨時情報」について、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成二十六年三月二十八日中央防災会議決定、令和三年五月二十五日一部変更）や「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」（平成三十一年三月二十九日内閣府（防災担当）策定、令和三年五月十日一部改定）に制度趣旨等を記載するとともに、広報資料の配布等により周知を図っているところであり、今後とも、これらの方法により周知徹底を図ってまいりたい。

二の前段について

御指摘の「南海トラフ地震臨時情報」については、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において、「南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード六・八程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合」に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表するほか、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後」、「南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード八・〇以上の地震が発生したと評価が出された場合」に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を、「南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でマグニチュード七・〇以上マグニチュード八・〇未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側五十キロメートル程度までの範囲でマグニチュード七・〇以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合」に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」を、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合」に「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を、それぞれ発表することとしている。

三について

お尋ねの「市場に与えた影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和六年八月八日に御指摘の「南海トラフ地震臨時情報」の「巨大地震注意」を発表した際の影響について、同年十月三十日に開催した第六十三回食料・農業・農村政策審議会食糧部会参考資料四「令和六年端境期の需給状況に関する分析」において、米の「各流通段階における供給状況は、昨年と同程度から昨年以上に供給が行われていたが、八月の南海トラフ地震臨時情報等を受けた買い込み需要に各流通段階からの供給が追い付かない状況が発生した」と分析しているほか、「中央防災会議防災対策実行会議」に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において、交通事業者や観光事業者等に及ぼす影響について調査し、その検証を行ったところである。

五について

政府においては、南海トラフを含む日本全国の地震活動、地殻変動等を一体的に観測・監視し、適時的確に情報を発表しているところであり、お尋ねの「南海トラフ関連」の「予算額及び使途内訳」を区分してお答えすることは困難である。

衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問主意書

広島県警は令和六年五月、いわゆる「電柱検査詐欺事件」において、男女四名を詐欺容疑で逮捕した。加害者らは「経済産業省から委託された」と虚偽の説明を行い、「電柱検査事業の県代表になるには権利金が必要」として金銭を詐取したとされている。

この事件の中心人物とされる者は、石橋林太郎衆議院議員（自由民主党・無所属の会所属、比例代表中国ブロック選出）の後援会「国琳会」の顧問を長年務めていた人物であることが、令和六年二月二十二日の衆議院予算委員会の国会答弁で明らかとなっている。同人物は、詐欺行為が継続していた令和二年以降も、石橋議員の政治資金パーティー券を購入していたことが同委員会で指摘されている。石橋議員はこれに対し、「全て返金をしておるところが事実であります。」と述べているが、政治家の後援会関係者が組織的詐欺事件の中核であった事実は、詐欺事業に一定の「信頼の看板」を与えた可能性を否定できない。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　経済産業省の対応と被害防止策

1　経済産業省は当該詐欺事件について、令和元年以降にどのような注意喚起・周知活動を行ってきたか示されたい。

2　「全国非破壊検査協会連合会」と称する団体に対し、経済産業省が委託・登録・助成等を行った事実があるか否か示されたい。

3　前記2の団体や関係者に対し、事実関係の照会又は警察との情報連携を行った時期及び方法を示されたい。

二　政治家の関与と信頼性への影響

1　石橋議員の後援会の顧問であった人物が国からの委託事業であると虚偽の説明をして金銭を詐取していた事実について、政府の見解を示されたい。

2　国民からの誤信を防ぐため、政治家の後援会関係者による公共事業名目の活動について、何らかの通報制度や行政監視体制を整備すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3　当該詐欺事件においては、政治家の名義や後援会との関係が「信頼の看板」として利用された可能性がある。これについて、政府は政治倫理的問題があると考えるか示されたい。

三　制度的改善と情報公開

1　今後、国の委託・登録事業に関する「正式事業者リスト」を一般向けに公開し、悪用防止を図るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。既に存在している場合、当該リストについて、省庁別に示されたい。

2　省庁名を騙った詐欺が発覚した場合、地方自治体や商工団体等を通じた緊急注意喚起の

仕組みがあるべきと考えるが、そのような仕組みを構築する考えはあるか示されたい。既に存在している場合、当該仕組みについて、省庁別に示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出衆議院議員の後援会関係者による電柱検査詐欺事件及び国の委託制度に関する質問に対する答弁書

一の1について

複数の組織が、経済産業省の委託事業者を装い、電柱の検査の実施に係る権利の譲渡を名目として金銭を要求している事案に関して、これらの組織と同省との関わりがないこと等について、同省のウェブサイトにおいて、令和二年度から令和五年度までの間に計四回注意喚起を行うとともに、一般の方からの問合せに対して同じ趣旨及び内容を丁寧に説明している。

一の2について

お尋ねの「委託・登録・助成等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物である電柱については、その設置者が同法第三十九条第一項に規定する技術基準に適合するように維持することを目的に検査等を行うものであり、経済産業省がお尋ねの「全国非破壊検査協会連合会」に対して検査等の委託を行うものではない。

一の3について

お尋ねの「前記2の団体や関係者に対し、事実関係の照会「を行った」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年末頃以降、お尋ねの団体を含む複数の組織が、経済産業省の委託事業者を装い、電柱の検査の実施に係る権利の譲渡を名目として金銭を要求していたことを一般の方からの問合せを通じて確認し、これらの組織が同省と関わりがないことを同省内部において確認している。また、お尋ねの「警察との情報連携」については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

二の1について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、仮に広島県警察が令和七年五月二十八日に被疑者四名を詐欺罪で検挙した事件についてのお尋ねであれば、捜査中の事件に関わることであるため、お答えすることは差し控えたい。

二の2について

御指摘の「政治家の後援会関係者による公共事業名目の活動」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、法令違反の疑いがある行為が認められた場合には、その主体を問わず、国民から関係行政機関に通報していただくことが重要であると考えており、例えば、警察においては、都道府県警察本部の総合窓口に全国統一の番号である「警察相談専用電話（「#九一一〇」番）」を設置し、政府広報や警察庁のウェブサイト等で広く国民に周知している。

二の3について

お尋ねの「信頼の看板」及び「政治倫理的問題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政治家個人や政治団体の活動等に関することについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

三の1について

お尋ねの「国の委託・登録事業に関する「正式事業者リスト」を一般向けに公開し、悪用防止を図るべき」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、政府電子調達ポータルサイト（以下「調達ポータル」という。）を利用し手続を行った国の物品及び役務の調達等については、調達ポータルにおいて、落札の実績を公開している。

三の2について

お尋ねの「地方自治体や商工団体等を通じた緊急注意喚起の仕組み」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「省庁名を騙った詐欺」を含め、詐欺等に対する取組を抜本的に強化するため、令和七年四月二十二日の犯罪対策閣僚会議で決定した「国民を詐欺から守るための総合対策二・〇」において、「変化する欺罔の手口について、迅速・的確にその特徴や被害者層、具体的に講じるべき対策等を明らかにした上で、訴求対象及び訴求内容と合致する広報啓発の手段を選定し、効果的な広報啓発を行う」こととしていることを踏まえ、必要な取組を進めている。

政府職員の公用マイレージに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

政府職員の公用マイレージに関する質問主意書

政府職員の旅費については、各府省等申合せである「旅費業務の標準的な取扱い」（以下「政府の旅費マニュアル」という。）を基に管理されている。以前は、旅行した職員本人のみが旅費の請求主体・受給対象とされていたため、個人での立替払が行われていたが、旅費法の改正により、旅行代理店等が旅費に相当する金額を国に直接請求・受給できるようになった。

政府の旅費マニュアルは令和六年十二月現在が最新であり、各府省庁が管理するマイレージカード（以下「公用カード」という。）については、次の定めがある。

○政府の旅費マニュアル抜粋

①（略）公務による旅行で年間一万五千マイル以上のマイレージが貯まる見込みがあり、当該マイレージを特典航空券に交換することにより、公費節減が見込まれる場合、旅行命令権者は、職員に対し、公務による旅行で取得したマイレージを貯めるための公用カードの作成を求める。

※当該職員が公用カードを作成することが困難な事情がある場合は、この限りではない。

②旅行命令権者が上記判断をするに当たっては、（i）前任者の旅行実績及びマイル貯蓄実績、（ii）当該年度の職員本人の旅行見込み、（iii）職員が所属する部署の業務の性質（例：国際案件が多く外国旅行が多いなど）等を参考とする。

※公用カードの作成を求めない場合は、旅行命令権者が上記見込みを判断していることから、職員ごとの理由書等の作成は不要。

③公用カードを作成した場合は、旅行者は、公用カードの口座番号・パスワード等を旅費担当者に登録し、旅行の都度、公用カードへのマイレージの登録を行う。

④（略）

⑤公用カードを作成した職員が人事異動後も引き続き①の要件を満たす場合には、異動後の部署における旅行命令権者は当該職員に対し、当該公用カードに引き続きマイレージを貯めるよう求めるものとする。一方、人事異動により①の要件を満たす見込みがなくなった場合は、（略）当該公用カードの管理は不要とすることができる。

以上を踏まえて、政府職員の公用マイレージについて以下質問する。

一　政府の旅費マニュアルの公用カード作成基準である年間一万五千マイルについて

1　一万五千マイルを貯めるためには、概算で東京・福岡間を約十四往復する必要がある。この基準は高すぎるのではないかと考えるが、公用カードを作成する基準を年間一万五千マイルとした根拠を示されたい。

2　公用の旅費で年間一万四千マイルが貯まる職員の場合、公用カードの作成は不要である。しかし、当該職員が公用の旅費で貯めた私用マイルを特典航空券に使う場合、一万四千マイルあれば東京・福岡間を一往復することが可能である。当該職員の私用マイルは当該職員の自由に使用してよいこととなっているのか示されたい。省庁ごとに運用が異なる場合は、府省庁ごとの運用を全て示されたい。

3　年間一万五千マイルという公用カード作成の基準を見直す考えはあるか、政府の見解を示されたい。

二　各府省庁が保有する公用カードについて

1　各府省庁が現在保有する公用カードの枚数を府省庁ごとに示されたい。把握していない場合は、その理由を府省庁ごとに示されたい。

2　公用カードの管理方法について、政府の旅費マニュアルと異なる府省庁独自の管理方法があるか示されたい。異なる管理方法を規定している府省庁がある場合、当該内容を全て示されたい。規定がない府省庁については、当該府省庁名を全て示されたい。

3　前記二の1及び2の実態について、会計検査院は検査し適正と判断したのか、検査の有無、判断内容及び当該判断に至った理由を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出政府職員の公用マイレージに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出政府職員の公用マイレージに関する質問に対する答弁書

一の1について

公務のための旅行において取得したマイレージを付与させるためのマイレージカード（以下「公用カード」という。）を作成したにもかかわらず、航空券との交換が可能となる量のマイレージが取得できない場合、公用カードを作成し、維持管理する事務負担のみが生ずることになることから、航空機を使用することが見込まれる代表的な経路である東京・福岡間等の往復用の航空券との交換に必要なマイレージの量を勘案し、年間一万五千マイル（航空会社から利用者に付与するマイレージの単位をいう。）以上のマイレージの取得が見込まれる職員がいる場合、当該職員について、公用カードの作成を求めることとしている。

一の2について

御指摘の「当該職員が公用の旅費で貯めた私用マイル」及びお尋ねの「当該職員の私用マイルは当該職員の自由に使用してよいこと」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、各府省等において、当該府省等の職員に対し、公務のための旅行において取得することが可能なマイレージについて、私的な利用を目的としたマイレージカードへの付与を受けないよう求めている。

一の3について

現時点において、公用カードの作成に関する基準を見直すことは考えていない。

二の1について

お尋ねの「各府省庁が現在保有する」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年六月九日時点において、各府省等で把握している当該府省等の職員が保有する公用カードの枚数は、それぞれ、内閣官房が七十枚、内閣法制局が十三枚、人事院が零枚、内閣府（宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁及びこども家庭庁を除く。）が百三枚、宮内庁が零枚、公正取引委員会が十六枚、警察庁が二十二枚、個人情報保護委員会が三十三枚、カジノ管理委員会が零枚、金融庁が六十三枚、消費者庁が九枚、こども家庭庁が零枚、デジタル庁が零枚、復興庁が零枚、総務省が三十九枚、法務省が零枚、外務省が千二百七十一枚、財務省が四百八十三枚、文部科学省が五十四枚、厚生労働省が十三枚、農林水産省が三十一枚、経済産業省が七十五枚、国土交通省が零枚、環境省が七十枚及び防衛省が六十一枚である。

二の2について

お尋ねの「管理方法」及び「規定がない府省庁」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、各府省等においては、「旅費業務の標準的な取扱い」（令和六年十二月二十日各府省等申合せ）に基づいて、公用カードを管理している。

二の3について

お尋ねについては、内閣に対し独立の地位を有する会計検査院の会計検査に関わる事柄であり、政府としてお答えする立場にない。

アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月九日

参議院議長　関口　昌一殿

浜田　聡

アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問主意書

令和六年、兵庫県議会（以下「県議会」という。）に設置された百条委員会において、齋藤元彦兵庫県知事によるパワーハラスメントの有無を検証するための職員アンケートが実施され、その結果について「職員の約四割がパワハラを見聞きした」と

広く報道された。ＮＨＫが同年八月二十日に配信した「兵庫斎藤知事「業務上の指導」職員の約四割パワハラ見聞きに」と題した報道（以下「ＮＨＫの報道」という。）を始め、ＦＮＮ（フジニュースネットワーク）系列のテレビ報道、毎日新聞、朝日新聞等においても、同アンケート結果が大きく取り上げられた。

しかし、県議会議員・増山誠氏が県議会事務局に確認したところ、当該アンケートは「ＵＲＬを知っていれば誰でも何度でも回答できる仕様」であり、以下のような重大な技術的瑕疵があったことが判明している。

○回答者の本人確認が行われていなかった

○職員ＩＤ等の識別情報の入力が求められていなかった

○回答の重複や外部からの操作の排除措置がなかった

増山氏は令和六年十二月四日、自身のＳＮＳにおいて、「兵庫県議会事務局に改めて質問したところ「職員アンケートはＵＲＬを知っていれば、誰でも何度でも回答可能な仕様」であるということが確認できました」と述べている。

県議会では、同年九月十九日、全会派で共同提出した齋藤知事に対する不信任決議案が全会一致で可決された。技術的信頼性を著しく欠いたアンケート結果を事実として一方的に大手報道機関が報じたことにより、齋藤知事に対する不信任の世論を喚起し、県議会での不信任決議の可決にまでつながった可能性は否定できない。

こうした事態は、地方自治の安定性や報道の公共性に係る重大な問題であり、政府として調査・対応に乗り出す必要があると考える。以上を踏まえて、以下質問する。

一　ＮＨＫの報道を含む一連のテレビ・新聞報道において、技術的信頼性を欠いたアンケート結果を断定的に扱ったことについて、政府の評価及び見解を示されたい。

二　当該アンケート結果について、ＦＮＮ系列のテレビ報道や毎日新聞を始めとする多くの報道機関が断定的に報じた経緯について、総務省として放送法や報道倫理の観点から実態調査を行う考えがあるか示されたい。

三　前記の報道が、県議会における知事不信任決議案可決の流れに影響を与えた可能性があると考えるが、政府の見解を示されたい。公的根拠に乏しい情報が政治的判断に結び付くことへの懸念について、政府の見解を示されたい。

四　放送事業者（特に、公共放送を担うＮＨＫ）に対して、技術的に検証不十分な情報を根拠とする報道の再発防止策として、注意喚起やガイドライン整備を行う必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

五　地方自治体や議会が実施するアンケート調査において、本人確認・重複排除・外部アクセス制限等の技術的信頼性の確保の義務化及びアンケート調査の手法や手順等を標準化するための制度整備・技術指針の策定をすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出アンケート調査に係る信頼性確保及び報道の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

個々の報道機関における報道活動は、当該報道機関の責任の下で行われるべきものであることから、お尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二について

御指摘の「実態調査」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、放送番組については、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）の規定に従い、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであることから、現時点において御指摘の「当該アンケート結果」に係る放送番組に関して、総務省として調査を行うことは考えていない。

三について

前段のお尋ねについては、個別の報道の内容に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

後段のお尋ねについては、「公的根拠に乏しい」及び「政治的判断に結び付く」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、議会等における決定に関わる者がその職務を行うに当たってどのような情報を参考にするかについては、それぞれの者において判断されるものであると考えている。

四について

御指摘の「技術的に検証不十分な情報を根拠とする報道」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、放送番組は、放送事業者の自主自律によって編集されるべきものであり、放送番組の編集の基準については、法第五条第一項の規定に基づき、放送事業者において定められるべきものであることから、現時点においてお尋ねの「注意喚起やガイドライン整備」を行うことは考えていない。

五について

地方公共団体が自主的に行う調査については、実施するか否かを含め、地方公共団体においてその実施方法等を判断するものであることから、お尋ねの「技術的信頼性の確保の義務化」及び「手法や手順等を標準化するための制度整備・技術指針の策定」を行うことは考えていない。

法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問主意書

近時、法務局人権擁護部職員が、インターネット上の表現や個人の意見に対し、行政機関としての立場で「啓発」又は「指導」に該当する電話照会等を行っているとの報告が、ＳＮＳ上で複数寄せられている。これに対し、「啓発すべきはまず法務省職員自身の人権感覚だ」、「行政が民間人の思想・言論を問うこと自体が憲法上の問題をはらむのではないか」との指摘もある。

このような介入は人権擁護の枠を超えており、国家機関による思想調査又は言論への萎縮効果をもたらす「行政的威圧」となっている疑念は払拭できない。以上を踏まえて、以下質問する。

一　法務局人権擁護部の「啓発」業務の範囲について

1　法務局人権擁護部が市民に対して、「啓発」と称し電話又は文書によって意見を求めたり、見解を確認したりする行為の法的根拠を示されたい。

2　「啓発」と称する行為の中に、事実上の「思想照会」や「表現内容の自粛要請」と誤解されかねない事例があるとの指摘について、政府の見解を示されたい。

二　人権擁護行政における職員教育の実態について

1　啓発を担当する法務省・法務局職員に対して、「憲法第二十一条（表現の自由）」、「憲法第十九条（思想信条の自由）」及び「行政による萎縮効果の抑制」等の観点からどのような研修が行われているか示されたい。

2　ＳＮＳ利用者から「啓発すべきはまず法務省職員自身の人権感覚だ」と指摘されている事態を踏まえ、法務省として職員研修の在り方を見直す考えはあるか示されたい。

三　市民との対応の記録・透明性について

1　法務局人権擁護部が市民に電話した際、その会話内容は記録（録音・要約記録）されているか示されたい。

2　電話照会の対象者の選定基準を示されたい。特定の思想傾向・政治的立場を持つ投稿者を恣意的に対象としているとの疑念が生じかねないことを踏まえ、選定基準の公開を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出法務局人権擁護部の人権感覚及び市民への「啓発」と称する介入行為の実態に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「啓発」と称し電話又は文書によって意見を求めたり、見解を確認したりする行為」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「啓発」が、法務省の人権擁護機関が法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第四条第一項第二十六号に定められている人権侵犯事件の調査処理における啓発を指すとすれば、人権侵犯事件調査処理規程（平成十六年法務省訓令第二号）第十九条において、「法務局長又は地方法務局長は、事件の調査の過程で、啓発を行うことを相当と認める事実に接したときは、事件の関係者に対し、又は地域社会において、事案に応じた啓発を行うものとする。」としている。

一の2について

お尋ねの「「啓発」と称する行為の中に、事実上の「思想照会」や「表現内容の自粛要請」と誤解されかねない事例があるとの指摘」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、一の1についてで述べた啓発は、人権侵犯事件の関係者に対し、又は地域社会において、人権尊重の理念に対する理解を深めるための働きかけを行うものである。

二について

お尋ねの「「憲法第二十一条（表現の自由）」、「憲法第十九条（思想信条の自由）」及び「行政による萎縮効果の抑制」等の観点から」及び「ＳＮＳ利用者から「啓発すべきはまず法務省職員自身の人権感覚だ」と指摘されている事態を踏まえ」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、法務省の人権擁護機関の職員に対しては、インターネット上の人権侵害を始めとする各種人権課題に関し、その職務の遂行に必要な高度の専門的知識及び技能を修得させること等を目的とする研修を実施しており、引き続き、適切に実施してまいりたい。

三の1について

お尋ねについて、法務局人権擁護部の職員が外部の者と電話で連絡をする際、必要に応じて、その通話の内容を適宜の方法で記録することはある。

三の2について

お尋ねの「電話照会の対象者の選定基準」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、法務局人権擁護部の職員が、必要に応じて、外部の者に電話で連絡をすることはある。

中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問主意書

公安調査庁が平成二十九年一月に公表した「内外情勢の回顧と展望」（以下「当該報告書」という。）において、「人民日報系紙「環球時報」（八月十二日付け）は、「琉球の帰属は未定、琉球を沖縄と呼んではならない」と題する論文を掲載し」、いわゆる「琉球帰属未定論」を提起したと記載されている。当該報告書では、「「琉球帰属未定論」に関心を持つ中国の大学やシンクタンクが中心となって、「琉球独立」を標ぼうする我が国の団体関係者などとの間で学術交流を進め」ているとし、沖縄における世論形成や日本国内の分断を意図した戦略的行動の可能性がある旨分析している。

このような中国の情報戦とも言うべき活動については、沖縄の安全保障や領土主権に直接関わる重大な問題であり、国会において現時点での政府の認識及び対応を明らかにする必要がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　当該報告書に記載されている、「環球時報」において「琉球帰属未定論」に関する論文が掲載されて以降、中国側が同様の主張を繰り返している事例があるか示されたい。事例がある場合、その件数及び主な内容について示されたい。

二　「琉球帰属未定論」に関心を持つ中国の大学やシンクタンクと「琉球独立」を掲げる日本国内の団体との間で確認されている学術交流の現状について、政府の把握状況を示されたい。具体的な団体名や活動内容について、可能な範囲で明らかにされたい。

三　中国による「琉球帰属未定論」の国際的浸透を未然に防ぐため、政府が行ってきた対外発信（情報発信、外交的反論、国際世論形成等）について示されたい。特に、国際会議・報道・ＳＮＳを通じた対応の有無を含めて示されたい。

四　政府は沖縄県における外国政府等の影響工作に関して、現在も国家安全保障上の観点から、調査や対応を継続しているか示されたい。継続している場合、その所管官庁（例：内閣府、外

務省、公安調査庁、内閣情報調査室など）ごとに、現在講じている施策の概要を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出中国による「琉球帰属未定論」の提起及び政府の調査・対応状況に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「中国側が同様の主張を繰り返している事例」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、これを明らかにすることにより、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「中国による「琉球帰属未定論」の国際的浸透を未然に防ぐため」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、一般論として、政府としては、国際社会において我が国の立場等が正確に理解されるよう積極的かつ戦略的に対外発信に取り組んできている。

四について

お尋ねの「外国政府等の影響工作」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターによる連絡調整の下、政府の各行政機関が、外国の情報機関の我が国に対する情報収集活動の状況及び態様に関する情報並びにこれらの機関の情報収集活動による被害を防止するための方策に関する情報の収集・分析を行っており、また、関係機関において違法行為に対して厳正な取締りを行うなど適切に対応しているところ、それらの具体的な内容を明らかにすることは、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問主意書

がん検診は国民の関心が高く、健康増進施策として国・自治体が積極的に推進してきた。しかし、近年の研究や国際的知見により、特定の検診方法については死亡率低下効果が確認されていないこと、あるいは、健康被害や過剰診断のリスクがあることが指摘されている。

特に、胸部Ｘ線検査（レントゲン）による肺がん検診や、胃部Ｘ線検査（バリウム検査）による胃がん検診については、国内外の研究者や専門学会から、科学的課題として以下の問題点が提起されている。

○問題点

一　胸部Ｘ線検査（肺がん検診）

無症状者に対してＸ線による肺がん検診を行っても死亡率の有意な低下は示されておらず、むしろ放射線被曝リスクとのトレードオフがあるとの研究結果がある（Ｃｏｃｈｒａｎｅレビュー等。以下「胸部Ｘ線検査は科学的評価が否定的であること」という。）。しかし、依然として多数の自治体で胸部Ｘ線検査が実施され、補助金が支出されている。

二　胃部Ｘ線検査（胃がん検診）

精度が高いとされる内視鏡（胃カメラ）に比べて感度・特異度が劣り、誤嚥や穿孔といった検査リスクも高い。それにもかかわらず、特に高齢者向けに自治体主導で実施され、補助額が大きい。

これらはいずれも予算規模が大きく、住民参加率も高いが、果たして科学的合理性に基づき継続されてきたのか疑問である。また、がん検診全体に対して「早期発見が正義である」との誤った単純化が制度的にも続いており、過剰診断・過剰治療の弊害についての正しい情報が提供されていない可能性がある。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　胸部Ｘ線検査による肺がん検診のエビデンスと予算の合理性について

1　胸部Ｘ線検査による肺がん検診について、国として死亡率低下効果の有無を評価した研究や検討会資料があるか示されたい。特に、「有意な死亡率低下が認められた」とするエビデンスが存在するか示されたい。

2　現在、胸部Ｘ線検査に対して地方自治体に交付されている国庫補助金の総額（直近五年間の推移）と実施件数・対象者数・費用対効果の試算結果、施策評価をそれぞれ示されたい。

3　胸部Ｘ線検査は科学的評価が否定的であることについて、政府は把握しているか示されたい。

4　胸部Ｘ線検査は科学的評価が否定的であることについて、この事実がありながら、胸部Ｘ線検査への補助を継続するのか、政府の見解を示されたい。継続するとの見解である場合、その理由を示されたい。

5　前記一の4について、胸部Ｘ線検査に対する公的な補助を今後見直す等の検討を行うか否か、理由と併せて政府の見解を示されたい。

二　胃部Ｘ線検査による胃がん検診の科学的妥当性について

1　胃部Ｘ線検査による胃がん検診と、内視鏡検査（胃カメラ）による検診の比較評価（感度・特異度・検診精度・有害事象発生率）を行ったことがあるか示されたい。行ったことがある場合、その全ての比較評価の内容及び比較評価を踏まえた政府の分析結果と見解を示されたい。

2　現在も胃部Ｘ線検査が「胃がん検診」の主力手法として位置付けられている理由又は背景と、高齢者における誤嚥・穿孔等のリスクに対し、政策上どのように対処又は考慮されているのか明確に示されたい。

3　直近十年の胃部Ｘ線検査及び内視鏡検査の実施件数の推移を示されたい。また、胃部Ｘ線検査から内視鏡検査への移行について、政府の把握状況を示されたい。

4　胃部Ｘ線検査から内視鏡検査への移行が一部進んでいるにもかかわらず、自治体によっては、いまだに胃部Ｘ線検査が主流であり、その補助金額も大きいと思料するが、前記二の3についてそれぞれの予算配分の状況を示されたい。

5　胃部Ｘ線検査から内視鏡検査への移行を推進する方針はあるか、政府の見解を示されたい。

三　がん検診政策の見直しに関する全体的方針について

1　国として、がん検診の導入・継続施策について「死亡率低下」のエビデンスを最重要指標として評価しているか示されたい。評価していない場合、その理由と併せて示されたい。また、がん検診の参加率や市民満足度という指標ではなく、アウトカム指標に基づいた制度運営又は政策評価を行うべきと思料するが、政府の見解を示されたい。

2　がんは「見つければ安心」という誤解や、がんは「早期発見が正義である」という社会通念が制度設計に影響していると思料する。過剰診断・過剰治療の弊害について、政府は国民向けに啓発や説明責任を果たすべきと思料するが、政府の方針を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出科学的評価が否定的である肺がん・胃がん検診への公的補助の見直しに関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「研究や検討会資料」については、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）が作成した「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン二千六年度版」（以下「肺がん二千六年度ガイドライン」という。）及び「有効性評価に基づく肺がん検診ガイドライン二千二十五年度版」（以下「肺がん二千二十五年度ガイドライン」という。）並びに厚生労働省老健局長が参集を求めて開催していた、医学の専門家等により構成される「がん検診に関する検討会」が平成二十年三月一日に取りまとめた「市町村事業における肺がん検診の見直しについて　がん検診に関する検討会中間報告」（以下「中間報告」という。）がある。その上で、お尋ねの「エビデンス」に関しては、それぞれ、肺がん二千六年度ガイドラインにおいては、「日本で行われた五報の症例対照研究のうちの四報では、有意な肺がん死亡率の減少効果が示されており、残りの一報でも同様の傾向であった」と、肺がん二千二十五年度ガイドラインにおいては、「米国のＰＬＣＯにおいて胸部Ｘ線検査の前臨床期を考慮した追跡期間五―七年目の評価では肺がん死亡率減少効果が示唆され、肺がん死亡率減少効果が示された国内の症例対照研究と矛盾しない」と、及び中間報告においては、「胸部エックス線検査・・・による肺がん検診については、死亡率減少効果を示す相応なエビデンスがあ」るとされている。

一の2及び二の4について

市町村（特別区を含む。）が健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十九条の二の規定に基づき実施する健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第六号に掲げるがん検診（以下「がん検診」という。）については、平成十年度に国庫補助金等が一般財源化されており、地方自治体に対して、国庫補助金を交付していないため、お尋ねの「国庫補助金の総額」並びに「対象者数」、「費用対効果の試算結果」及び「施策評価」についてお答えすることは困難である。また、お尋ねの「実施件数」をがん検診において御指摘の「胸部Ｘ線検査」を受診した人数と解すれば、「直近五年間」の当該人数は、令和元年度が七百八十六万九千二百六人、令和二年度が六百五十九万三千五百二十八人、令和三年度が七百二十六万七千四百六十四人、令和四年度が七百四十二万四千二百九十七人、令和五年度が七百四十二万九千九百十四人である。

一の3について

御指摘の「Ｃｏｃｈｒａｎｅレビュー等」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、平成二十五年に公表された「Ｃｏｃｈｒａｎｅレビュー」において、米国国立がん研究所が平成五年から平成十三年までの間に実施した「The Prostate, Lung, Colorectal, Ovarian（ＰＬＣＯ）Cancer Screening Trial」（以下「ＰＬＣＯ研究」という。）を基に、御指摘の「胸部Ｘ線検査による肺がん検診」は、肺がんの死亡率の減少効果がないと評価されていることは承知している。なお、ＰＬＣＯ研究については、肺がん二千二十五年度ガイドラインにおいて、「胸部Ｘ線検査の前臨床期を考慮した追跡期間五―七年目の評価では肺がん死亡率減少効果が示唆され、肺がん死亡率減少効果が示された国内の症例対照研究と矛盾しない」とされていると承知している。

一の4及び5について

一の2及び二の4についてで述べたとおり、御指摘の「補助」は行っていないため、当該補助を前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。なお、がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇五八号厚生労働省健康局長通知別添。以下「指針」という。）において、がんによる死亡率を減少させることについて信頼性の高い科学的根拠があると認められた検査を定め、その実施を推奨しているところ、御指摘の「胸部Ｘ線検査」については、一の1についてで述べたとおり、肺がん死亡率の減少効果があり、当該科学的根拠があると認められていることから、指針に定め、その実施を推奨しているものであり、現時点で、これを見直すことは考えていないが、いずれにせよ、肺がん検診の在り方については、引き続き、科学的根拠を踏まえつつ、適切に検討することとしている。

二の1について

御指摘の「比較評価」のうち、御指摘の「感度」については、厚生労働省健康局長（現在の厚生労働省健康・生活衛生局長）が参集を求めて開催している、医学の専門家等により構成される「がん検診のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）が平成二十七年九月二十九日に取りまとめた「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書～乳がん検診及び胃がん検診の検診項目等について～」において、「胃がん検診における胃内視鏡検査は、従来の胃部エックス線検査に比べ、感度が高い傾向にある」とされており、また、御指摘の「有害事象」は指針における「偶発症」と解すれば、国立がん研究センターが作成した「有効性評価に基づく胃がん検診ガイドライン二千十四年度版」（以下「胃がん二千十四年度ガイドライン」という。）において、「内視鏡検査による偶発症の頻度はＸ線検査に比べて高い」とされている。御指摘の「特異度・検診精度」については「比較評価」を行ったことはなく、また、政府としてお尋ねの「比較評価を踏まえた」「分析」は行っていない。

二の2について

御指摘の「主力手法」の意味するところが必ず

しも明らかではないが、がん検診については、指針において、がんによる死亡率を減少させることについて信頼性の高い科学的根拠があると認められた検査を定め、その実施を推奨しており、「胃部Ｘ線検査」については、胃がん二千十四年度ガイドラインにおいて、死亡率の減少効果が認められていることから、指針において、その実施を推奨しているところである。また、お尋ねの「高齢者における誤嚥・穿孔等のリスク」については、検討会が令和二年三月三十一日に取りまとめた「がん検診のあり方に関する検討会」における議論の中間整理（令和元年度版）」において、「胃部エックス線検査の不利益については、高濃度バリウムの誤嚥や腸閉塞、腸管穿孔、・・・といった偶発症が起こることが指摘されている。これら偶発症の発生率は、・・・年齢が上がるにつれて増加する傾向がある。・・・年齢を踏まえたがん検診の不利益について考慮する必要性があると考えられる」とした上で、「がん検診の受診を特に推奨すべきと考える者」として「六十九歳以下」とされ、これを踏まえ、指針において、「胃部エックス線検査について」「受診を特に推奨する者」を「六十九歳以下の者」としている。その上で、指針において、当該者も含め、「がん検診の対象者自身が、がん検診の利益・不利益を考慮した上で受診を検討することが望ましい。・・・検診の実施に当たっては、対象者に対してがん検診の利益・不利益の説明を行うこと」としているところである。

二の３の前段について

お尋ねの「実施件数」をがん検診において「胃部Ｘ線検査及び内視鏡検査」を受診した人数と解すれば、「直近十年」の当該人数は、「胃部Ｘ線検査」については、平成二十六年度が三百六十七万五百十五人、平成二十七年度が三百六十八万八千九百二十五人、平成二十八年度が三百二十九万五千九百十八人、平成二十九年度が二百八十三万百四万三百十人、平成三十年度が二百五十八万六千七百六十九人、令和元年度が二百五十八万六千七百九十一人、令和二年度が百九十一万六百六十人、令和三年度が二百十六万三千百三十七人、令和四年度が二百十万六千九百十八人、令和五年度が百九十九万六千六百八十三人であり、「内視鏡検査」については、平成二十八年二月四日に検査項目として指針に追加されたため、「直近十年」の当該人数は把握していないところ、平成二十八年度以降の当該人数は、平成二十八年度が七十八万二千六百十四人、平成二十九年度が八十九万八千五百二十八人、平成三十年度が百四万二千七百五十三人、令和元年度が百十一万千二百七十七人、令和二年度が九十二万六千四百二十三人、令和三年度が百十五万八百七十九人、令和四年度が百十八万五十五人、令和五年度が百二十五万九千四百九十七人である。

二の３の後段について

お尋ねについては、二の３の前段についてでお答えしたとおり、御指摘の「胃部Ｘ線検査」を受診した人数は減少傾向にあり、御指摘の「内視鏡検査」を受診した人数は増加傾向にあるが、この増加が、「胃部Ｘ線検査から内視鏡検査への移行」によるものか否かについては把握していない。

二の５について

二の２についてで述べたとおり、がん検診については、指針において、がんによる死亡率を減少させることについて信頼性の高い科学的根拠があると認められた検査を定め、その実施を推奨しているところ、「胃部Ｘ線検査」と「内視鏡検査」については、胃がん二千十四年度ガイドラインにおいて、いずれも死亡率減少効果が認められており、これを踏まえて、指針においてこれらの実施を推奨しているところであり、現時点において、御指摘の「胃部Ｘ線検査から内視鏡検査への移行を推進する方針」はない。

三の１の前段について

御指摘の「最重要指標として評価しているか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、二の２についてで述べたとおり、がん検診については、指針において、がんによる死亡率を減少させることについて信頼性の高い科学的根拠があると認められた検査を定め、その実施を推奨しており、当該科学的根拠があると認められた検査を「導入・継続」すべきと考えている。

三の１の後段について

がん検診を含めがん対策に係るお尋ねの「政策評価」については、「がん対策推進基本計画」（令和五年三月二十八日閣議決定）において、「ロジックモデルを活用した科学的・総合的な評価を行う」うとし、がん検診については、「第四期がん対策推進基本計画のロジックモデル　確定版」（令和五年八月九日付け健が発〇八〇九第一号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知別紙一）において、「検診受診率の向上」を「中間アウトカム」、「検診がん種の早期がん割合の増加」及び「検診がん種の進行がん罹患率の減少」を「分野別アウトカム」、「検診がん種の死亡率減少」を「最終アウトカム」とし、取り組むこととしている。なお、御指摘の「市民満足度」については「指標」としていない。

三の２について

お尋ねについては、政府として、がん検診については、がんの早期発見・早期治療による対象集団全体の死亡率の減少等の利益が、検査の偽陽性（がんでないにもかかわらずがんと診断することをいう。）や過剰診断（生命予後を脅かしたり、症状をもたらしたりしないようながんを診断することをいう。）等の不利益を上回ることが科学的根拠に基づいて明らかな検診方法を推奨しているところ、この旨を記載したリーフレットの作成やホームページでの公表等を通じて、周知・啓発等を図っており、引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問主意書

消費者庁は令和二年十月、公益通報者保護法（以下「本法」又は「法」という。）第十一条第四項の規定に基づく指針（以下「法定指針」という。）の内容等を検討するため、「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置した。

第一回検討会（同年十月十九日）の資料三「御議論いただきたい事項等」には、本法第十一条第四項に関し、「※指針の対象となる通報は「事業者内部」への「公益通報」に限られており、その他の通報は本指針の対象とはならない（事業者がその他の通報を含めた制度設計をすることは妨げられるものではない）。」と記載されていた。また、同資料の注釈一には、「以下、本資料では、単に「公益通報」と記載した場合、事業者内部に対する公益通報（法第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報）を意味する。」と記載されていた。同資

料中には、事業者内部に対する公益通報（法第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報）以外の公益通報（法第三条第二号及び第三号並びに第六条第二号及び第三号に定める公益通報）に関する「適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置」（法第十一条第二項）に関する記述は見当たらなかった。

第二回検討会（同年十一月十三日）の資料二「御議論いただきたい事項等」は、前記第一回検討会の資料三と同内容であった。

第三回検討会（同年十二月二十三日）の資料二「これまでの検討を踏まえて現時点において考えられる方向性」の注釈二には、「一　公益通報への対応体制について」という項目について「以下、本資料では、単に「公益通報」と記載した場合、事業者内部に対する公益通報（法第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報）を意味する。」と記載されていた。同資料には、「二　その他公益通報対応を機能させる体制について」という項目において、「（一）不利益な取扱いを防止する体制」として「事業者の役職員が、一号通報をした者に対して、一号通報をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを防ぐための措置をとる。」と記載されていた。

しかし、第四回検討会（令和三年二月九日）の資料二「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書（案）」には、「二　公益通報をする者を保護する体制の整備」という項目の注釈二において、「内部公益通報に限定されるものではない。」と記載されていた。

最終回の第五回検討会（同年三月二十二日）の資料「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会報告書（案）」には、「二　公益通報者を保護する体制の整備」という項目の注釈十六において、「内部公益通報をする者に限定されるものではない。処分等の権限を有する行政機関やその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対して公益通報をする者についても、同様に不利益な取扱いが防止される必要があるほか、範囲外共有や通報者の探索も防止される必要がある」と記載されていた。

以上のとおり、消費者庁は、本法の法定指針を定めるに当たって設置した検討会の第三回までは、法定指針の対象となる通報について、事業者内部に対する公益通報（法第三条第一号及び第六条第一号に定める公益通報。以下「内部通報」という。）に限られるとし、内部通報以外の公益通報（法第三条第二号及び第三号並びに第六条第二号及び第三号に定める公益通報。以下「外部通報」という。）に関する事項が法定指針の対象になるとの見解は示していなかった。しかし、検討会の第四回以降は一転して、法定指針の対象となる通報について、内部通報に限らず、外部通報にも及ぶとの見解を示すようになったと考えられる。

以上の経緯を踏まえ、以下質問する。

一　第三回検討会までは、法第十一条第四項の規定に基づく指針（法定指針）の対象について、消費者庁は事業者内部に対する内部通報に限られるとの見解であったという認識でよいか、見解を示されたい。異なる見解（いわゆる外部通報も含まれるとの見解）であったという場合、第三回検討会まで法定指針の対象となる通報は内部通報に限られるとの見解を示していた具体的な理由を明らかにされたい。

二　消費者庁は、遅くとも第四回検討会までに、法定指針の対象に関する見解を変更したと見受けられるが、見解を変更した時期、決裁権者及び変更した理由を具体的に明らかにされたい。

三　法定指針の対象に関する見解の変更について、消費者庁は所管の国務大臣及び検討会の委員に説明したことがあるか示されたい。また、閣議その他国務大臣が出席する会議体若しくは検討会において、法定指針の対象について、説明又は議論されたことはあるか示されたい。ある場合は、議論等の内容を具体的に明らかにされたい。

四　政府は、本法改正案を第二百一回国会に提出し、可決成立するまでの間、法定指針の対象について内部通報に限られるとの見解であったという認識でよいか、見解を示されたい。異なる見解（外部通報も含まれるとの見解）であったという場合、本法改正案が成立するまでに一度でも国会の審議その他公表された発言や資料等において、外部通報も含まれるとの見解を示したことはあるか。示したことがある場合、具体的に明らかにされたい。

五　一般に、国会で可決成立した法律に関し、政府又は当該法律を所管する行政庁が当該法律の規定に関する適用範囲等の解釈・見解を変更することは、立法者の意思に反することになるため、国会が「国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」との日本国憲法第四十一条に照らして、原則として認められるべきでないと考える。仮に認められるとしても、無条件に認められるということがあってはならず、厳格な条件・手続の下で例外的に認められるにとどめるべきものである。

1　前記の点について、政府も同じ見解か示されたい。

2　法律の成立後、当該法律の規定に関する解釈・見解を変更する場合の条件・手続についてのルールや規範等はあるか示されたい。ある場合、その仔細を根拠と併せて具体的に全て明らかにされたい。

六　政府は本法改正案が成立した後、消費者庁が第三回検討会開催後から第四回検討会までの間に、法定指針の対象に関する見解を変更したこと及びその手続について、従来の規範との抵触若しくはその他改善を要する問題点があったと考えるか示されたい。問題点等があったと考える場合、当該問題に関する対応策を具体的に明らかにされたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出公益通報の対象範囲に係る政府見解の変更経緯等に関する質問に対する答弁書

一、二、三の前段及び六について

御指摘の「検討会」の資料「御議論いただきたい事項等」及び「これまでの検討を踏まえて現時点において考えられる方向性」（以下「第一回資料等」という。）の個別の記載の経緯については、一定の期間が経過しているため、お答えすることは困難であるが、第一回資料等は、「公益通報者保護法第十一条第一項及び第二項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和三年内閣府告示第百十八号。以下「指針」という。）の内容等に関する審議のための資料にとどまるものである。いずれにせよ、令和三年四月に御指摘の「検討会」が取りまとめた報告書やそれを踏まえて策定された「公益通報者

保護法に基づく指針（令和三年内閣府告示第百十八号）の解説」（令和三年十月消費者庁策定。以下「解説」という。）に明記されているように、また、先の答弁書（令和六年十二月十七日内閣参質二一六第一五号。以下「前回答弁書」という。）二についてでお答えしたとおり、指針中の「第四　内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（法第十一条第二項関係）」については、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第三条第一号に規定する「当該役務提供先等に対する公益通報」をした者のみならず、同条第二号に規定する「当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等に対する公益通報」又は同条第三号に規定する「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報」をした者も含まれるものであり、この考え方は従前より変わるものではないため、御指摘の「見解」の「変更」を前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

三の中段及び後段について

お尋ねについては、御指摘の「検討会」各回において、御指摘の「法定指針の対象」の内容を含む、これらの「検討会」に提出した資料について説明を行ったものである。

四について

前回答弁書二についてでお答えしたとおり、指針中の「第四　内部公益通報対応体制の整備その他の必要な措置（法第十一条第二項関係）」において、事業者に対して、「公益通報者を保護する体制の整備」等を求めているところであり、この「公益通報者」については、公益通報者保護法第三条第一号に規定する「当該役務提供先等に対する公益通報」をした者のみならず、同条第二号に規定する「当該通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関等に対する公益通報」又は同条第三号に規定する「その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する公益通報」をした者も含まれるものであり、この考え方は従前より変わるものではない。この考え方については、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十一号。以下「改正法」という。）が成立するまでの間に国会の審議等で示したことはないが、改正法の成立後、解説や公益通報者保護法に関する「Ｑ＆Ａ集」を消費者庁ホームページにおいて示しているところである。

五について

御指摘の「厳格な条件・手続」及びお尋ねの「ルールや規範等」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難であるが、法令の解釈についての一般論として申し上げれば、法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による法令の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に法令の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えているところ、このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものと考える。

公用車のカーナビに係るＮＨＫ受信契約の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

公用車のカーナビに係るＮＨＫ受信契約の在り方に関する質問主意書

令和七年三月以降、全国の自治体において、公用車に搭載されたテレビ放送の受信が可能なカーナビに係るＮＨＫ受信契約の未締結及びＮＨＫ受信料の未払が相次いで発覚している。以下は、報道日順に並べた主な事例である。

・令和七年二月　愛媛県所有の公用車九十三台について、テレビの放送受信機能付きのカーナビが搭載されていたにもかかわらず、ＮＨＫと受信契約を結んでいなかった。未払期間は最長で十五年に及び、未払額の合計は約八百十二万円に上る。

・令和七年四月　静岡県富士宮市の公用車四十二台及びワンセグ機能付き携帯電話八台の計五十件について、ＮＨＫと受信契約を結んでいなかった。未払期間は最長十四年に及ぶ。

・令和七年四月　愛知県新城市の公用車や消防車計六十六台について、ＮＨＫと受信契約を結んでいなかった。未払期間は最長十九年、総額は約千二百二十万円に上る。豊川市では、詳細は不明であるものの同様の未払があり、その額は約四百十二万円に上る。

・令和七年五月　新潟県村上市の消防車、スクールバス、給水車など四十二台について、ＮＨＫと受信契約を結んでいなかった。未払期間は最長で二十年に及ぶ。

・令和七年五月　愛知県高浜市や福井県内の複数自治体でＮＨＫと受信契約を結んでいなかった車両が多数確認された。あわら市は五台、鯖江市は十三台、越前市及び越前町は各十台、嶺北消防組合は十八台、鯖江・丹生消防組合は二十一台、鯖江広域衛生施設組合は三台、南越前町は三台について、ＮＨＫと受信契約を結んでいなかった。

これらの問題は、一見するとＮＨＫとの受信契約を結んでいなかった各自治体に責任があると捉えられる。しかし、そもそも公用車に搭載されたカーナビはテレビ放送の視聴を目的としておらず、購入した公用車のカーナビにテレビ放送の受信機能が搭載されていただけである。すなわち、当該公用車は、放送法第六十四条第一項のただし書「ただし、特定受信設備を住居に設置した場合において当該住居に設置された他の特定受信設備について当該住居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定により受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。」の第一号「放送の受信を目的としない受信設備」に該当すると解釈しても何ら不思議はないと考える。国民の意見としては、ＮＨＫ受信契約を未締結であった自治体への非難の声よりも、放送を見る目的で設置されていないカーナビに係るＮＨＫ受信料を徴収する

ことに対する批判の声の方が明らかに多い。NHKに対して無駄に税金が支払われている等の指摘がSNS上でも相当数見られる。以上を踏まえ、以下質問する。

一　国及び地方自治体が保有する公用車の台数を示されたい。そのうち、搭載されたカーナビでテレビ放送を視聴することが想定されている公用車の台数を示されたい。

二　搭載されたカーナビでテレビ放送を視聴することが想定されていない公用車としては、どのような公用車があるか示されたい。

三　日本放送協会放送受信料免除基準（以下「NHKの免除基準」という。）について

１　NHKの免除基準によると、社会福祉施設等や学校はNHK受信料が免除されている。免除されている理由を示されたい。

２　前記三の１について、社会福祉施設等や学校には免除が適用され、人命救助などに活用される緊急車両には免除が適用されない理由を示されたい。

３　前記三の１について、社会福祉施設等や学校には免除が適用され、テレビ放送の視聴をする想定になく、かつ公務に使用される公用車には免除が適用されない理由を示されたい。

４　NHKの免除基準に緊急車両ないしテレビ放送の視聴を目的としない公用車について、免除の対象とするべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　放送法第六十四条第一項のただし書について

１　放送法第六十四条第一項のただし書のうち、第一号「放送の受信を目的としない受信設備」について、該当するものを全て示されたい。

２　前記四の１について、人命救助などに活用され、テレビ放送を受信する目的とされていない緊急車両のカーナビは該当しないのか示されたい。該当しない場合、その合理的な根拠を示されたい。

３　前記四の１について、公務のために購入され、テレビ放送の受信を目的としていない公用車のカーナビは該当しないのか示されたい。該当しない場合、その合理的な根拠を示されたい。

４　放送法第六十四条第一項のただし書のうち、第一号「放送の受信を目的としない受信設備」に前記四の２及び３が該当しないとする場合、当該方針を見直す考えはあるか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出公用車のカーナビに係るNHK受信契約の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出公用車のカーナビに係るNHK受信契約の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「国」「が保有する公用車」については、その具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、国又は地方公共団体がその使用のために所有する車両及び一年間又はそれ以上の期間継続して専ら国又は地方公共団体がその使用のために契約を締結している車両（以下これらを合わせて「公用車」という。）であって、各府省本府省及び外局の内部部局（以下「各府省等」という。）がその使用のために所有するもの及び一年間又はそれ以上の期間継続して専ら各府省等がその使用のために契約を締結しているものの数については、現時点で確認できる範囲では、令和七年四月一日時点において、千百七台である。そのうち、お尋ねの「想定されている公用車」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、当該公用車に「搭載されたカーナビでテレビ放送を視聴すること」ができるものの数については、現時点で確認できる範囲では、同日時点において、八百六十二台である。

また、お尋ねの「地方自治体が保有する公用車」については、その具体的な範囲が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、地方公共団体の公用車を含む、地方公共団体が所有する財産及びその使用のために契約を締結している財産等について、政府として網羅的に把握していない。

二について

お尋ねの「想定されていない公用車」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、公用車に「搭載されたカーナビでテレビ放送を視聴すること」ができるようにするか否かについては、各府省等や各地方公共団体が個別の事情に応じて判断するものであり、一概にお答えすることは困難である。

三の１について

お尋ねの「社会福祉施設等や学校」については、日本放送協会（以下「協会」という。）の、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行う等の公共放送としての社会的使命に鑑み、教育及び社会的福祉の観点から、協会の受信料の免除の対象とされているものと承知している。

三の２から４までについて

お尋ねの「人命救助などに活用される緊急車両」、「想定になく、かつ公務に使用される公用車」及び「緊急車両ないしテレビ放送の視聴を目的としない公用車」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、協会の受信料の免除の基準については、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号。以下「法」という。）第六十四条第二項により、協会が定め、総務大臣の認可を受けることとされていることから、当該基準の内容については、一義的には、協会において判断されるべきものであると考えている。

四の１について

法第六十四条第一項第一号の放送の受信を目的としない受信設備とは、例えば、電器店の店頭に陳列された受信設備、電波の監視を目的とした受信設備等、その設置目的が客観的に放送の受信を目的としない受信設備であると考えている。

四の２から４までについて

お尋ねの「人命救助などに活用され、テレビ放送を受信する目的とされていない緊急車両」及び「公務のために購入され、テレビ放送の受信を目的としていない公用車」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、四の１についてでお答えしたとおり、法第六十四条第一項第一号の放送の受信を目的としない受信設備とは、その設置目的が客観的に放送の受信を目的としない受信設備であると考えているところ、公用車における協会の放送を受信することのできる受信設備であるカーナビゲーション機器については、その設置目的が、客観的に放送の受信を目的としないものに当たらないため、同号の放送の受信を目的としない受信設備に該当しないものと考えている。また、このような考え方について、お尋ねのように「見直す」ことは考えていない。

外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問主意書

令和七年四月二十三日、赤澤亮正経済再生担当大臣がジョージ・グラス新駐日米国大使にウイスキー「倉吉十八年」を贈呈したとの報道があった。この贈呈行為自体は日米友好の文脈において評価されるべきである。しかし、当該ウイスキーはスコットランド産原酒を主体としたバルクウイスキーであり、いわゆる「ジャパニーズウイスキー」としての文化的・技術的背景を欠くとの指摘が専門家や愛好家から上がっている。

日本のウイスキーは国際的に高く評価されている。「山崎」、「余市」、「白州」などの伝統的蒸留所や、「イチローズモルト」、「嘉之助」、「桜尾」などの新興蒸留所のウイスキーは、日本固有の技術・風土・職人文化の結晶として、文化的ブランドを形成している。

こうした背景を踏まえ、外交儀礼上の贈呈品としての選定プロセス及び公的文化認証に基づく基準について、以下質問する。

一　駐日米国大使への贈呈品として、スコットランド産原酒を主体とした「倉吉十八年」を選択した理由を示されたい。また、「倉吉十八年」を選択したことの妥当性について政府の見解を示されたい。

二　外交儀礼上の贈呈品の選定に当たり、政府は贈呈品の文化的・技術的背景に関して調査・確認を行っているか示されたい。また、贈呈品の選定基準の有無を示されたい。

三　日本洋酒酒造組合が令和七年三月から運用を開始した「ジャパニーズウイスキー」の自主基準及び表示ロゴマーク制度について、その周知・推進に係る政府の取組状況を明らかにされたい。

四　日本文化を体現する酒類（ウイスキー・日本酒・焼酎等）について、外交儀礼上の贈呈品としての選定基準を設ける予定はあるか示されたい。選定基準を設ける予定がある場合、その策定主体、予定時期及び内容等を示されたい。

五　外交儀礼上の贈呈品の選定に関し、文化庁、経済産業省、観光庁などの関係所管省庁と連携した文化価値評価制度の導入を検討する予定はあるか示されたい。既にそのような取組が実施されている場合、その概略を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出外交儀礼上の贈呈品の選定基準に関する質問に対する答弁書

一について

令和七年四月二十三日のグラス駐日米国大使による赤澤経済再生担当大臣への表敬に先立ち、同大使が居住していた米国ユタ州に所在する企業が販売する蒸留酒を同大使として同大臣への贈呈品とするとの連絡を受けたため、石破内閣総理大臣が選出された選挙区に含まれる鳥取県倉吉市を名称に含む蒸留酒である御指摘の「倉吉十八年」を赤澤経済再生担当大臣として同大使への贈呈品としたものである。当該贈呈品は、同大使からの贈呈品に見合うものであり、妥当なものであったと考えている。

二、四及び五について

御指摘の「文化的・技術的背景」に関する「調査・確認」、「日本文化を体現する酒類」及び「文化価値評価制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、外交儀礼上の贈呈品については、各府省において、従前から、我が国の文化や価値観、外国要人の趣味や嗜好等を総合的に勘案した上で、それぞれの外国要人に対して相応しいと考えられるものを選定することとしている。

三について

日本洋酒酒造組合においては、令和三年二月十二日に「ウイスキーにおけるジャパニーズウイスキーの表示に関する基準」を定め、令和七年三月二十四日に同基準に該当する「ジャパニーズウイスキー」のロゴマークを作成し、同基準の普及及び定着に取り組んでいると承知しているところ、国税庁においては、同基準の周知及び適切な運用を通じた「ジャパニーズウイスキー」の更なる付加価値の向上と輸出の拡大を促進するために「ジャパニーズウイスキーシンポジウム」を開催するなど、同組合の取組を支援している。

障害者支援の制度的空白に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

障害者支援の制度的空白に関する質問主意書

障害者の支援のため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「補装具費支給」制度が存在する。一方、介護保険制度上、要支援者等の支援のため「福祉用具貸与」制度が存在する。「「補装具費支給事務取扱指針について」の一部改正について」（障発〇三二九第三七号、こ支障第一〇三号、令和六年三月二十九日）では、障害者であって要支援等に該当する者が、「福祉用具と共通する補装具を希望する場合」、「介護保険による福祉用具の貸与が優先されるため、原則として（中略）補装具費の支給をしない」こととされている。

しかし、要支援認定を受けた障害者が電動車いすを希望する場合、介護保険制度上の福祉用具としての貸与が認められず、さらに、障害者総合支援法でも補装具費の支給が拒否されるという「制度的空白」に陥る事案が報告されている。このような「制度的空白」は障害者の支援を制約するものであるとともに、障害者基本法に基づく合理的配慮の欠如に当たるとも指摘されている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　福祉用具と共通する補装具を希望する場合、原則として介護保険による福祉用具の貸与が優先される理由を明らかにされたい。

二　要支援認定を受けた障害者が前記両制度のいずれからも公的支援を受けられない事案について、政府はこの制度的空白をどのように認識しているか示されたい。

三　前記のような制度運用は障害者基本法に基づく合理的配慮の欠如に当たるのではないか、政府の見解を示されたい。

四　補装具や福祉用具について、利用者の個別の事情に応じて、貸与か購入かを本人が選べる柔軟な制度運用とする考えはあるか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出障害者支援の制度的空白に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出障害者支援の制度的空白に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和四年三月三十日の衆議院厚生労働委員会において、後藤厚生労働大臣（当時）が「我が国の社会保障全体の体系においては、あるサービスが公費負担でも社会保険制度でも提供されているときは、保険料を支払って国民が互いに支え合う社会保険制度によるサービスをまず利用するという保険優先の考え方が原則になっております。障害福祉制度と介護保険制度の関係についても、この原則に基づいて、同様のサービスを介護保険サービスにより利用できる場合には、まずは介護保険制度を利用していただくこととしております」と答弁しているところ、御指摘の「補装具費支給」と「福祉用具貸与」の関係においても、「福祉用具貸与」を利用できる場合には、原則として、これを利用いただくこととしている。

二及び三について

お尋ねについては、御指摘の「補装具費支給」を含め、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第六条に規定する自立支援給付は、障害者総合支援法第七条の規定により、御指摘の「福祉用具貸与」を含め、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定による介護給付等の給付であって自立支援給付に相当するものを受けることができるときには行わないこととされ、同法に基づくサービスに自立支援給付に相当するものがない場合には、障害者総合支援法が適用され、必要な支援が行われることとなっており、また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成十九年三月二十八日付け障企発第〇三二八〇〇二号・障障発第〇三二八〇〇二号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び障害福祉課長連名通知）により、都道府県等に対し、「車いす等保険給付として貸与されるこれらの品目は標準的な既製品の中から選択することになるため、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目については、法に基づく補装具費として支給して差し支えない」と示しており、これらにより、障害者に対し、適切なサービスが提供されることとなると考えている。このため、一般に、御指摘のような「事案」は想定されず、「制度的空白」が生ずるものではなく、また、「合理的配慮の欠如に当たる」ものではないと考えている。

四について

お尋ねについて、御指摘の「補装具」の「購入」と「福祉用具」の「貸与」との関係については、一について並びに二及び三についてで述べたとおりであり、現時点において、この関係を見直すことは考えていない。

福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問主意書

介護保険の要支援認定者や障害者等の支援を目的とした電動車いすの利用に関して、介護保険では福祉用具の貸与を原則とし、いわゆる障害者総合支援法では購入（補装具費の支給）を原則としている。利用者からは、電動車いすを三年間使用した場合、貸与の場合の行政負担は累計で約八十八万円、購入の場合は約四十三万円にとどまる事例もあると報告されている。それにもかかわらず、「介護保険（貸与）優先」との理由で購入は認められない運用がなされている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　電動車いすについて、政府は貸与の場合と購入の場合の累計の行政支出を比較・評価したことがあるか示されたい。比較・評価したことがある場合、その結果を示されたい。

二　貸与の場合の機種選択の制限や長期使用時の経済的非効率性について、政府は問題意識を有しているか示されたい。

三　利用者本人が購入を希望し、かつ行政支出も軽減できる場合でも「介護保険（貸与）優先」を堅持する合理性について、政府の見解を示されたい。

四　福祉用具の貸与・補装具費の支給において、費用対効果を踏まえた制度設計とするように見直す考えはあるか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出福祉用具等の貸与・購入の費用比較に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘の「比較・評価」は行っていない。

二について

お尋ねの「機種選択の制限」に関しては、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）において定めているところ、当該種目については、厚生労働省老健局長が参集を求めて開催する、学識経験者や介護関係団体等により構成される「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において、新たな種目の追加等を行おうとする場合に、利用者等の意見を踏まえ、その是非及び内容等について検討を行い、必要に応じて見直しを行っているところであり、引き続き、適切に対応してまいりたい。

また、お尋ねの「長期使用時の経済的非効率性」に関しては、令和七年四月二日の衆議院厚

生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「令和六年度介護報酬改定で、長期間の貸与による利用者の過度な費用負担を軽減しつつ、介護保険制度の持続可能性の確保を図る観点から、一部の福祉用具について、利用者の選択により販売を選べる仕組みを導入したところでございます。具体的には、要介護度に関係のない福祉用具のうち、比較的廉価で、過去の給付データなどから購入した方が利用者の費用負担が抑えられると考えられた、固定用スロープを始めとする四種目を販売の対象としたところでございます。・・・令和六年度改定の審議報告でも、選択制の導入やその見直しの効果、課題などについて引き続き調査、検証を行い、その結果を踏まえ、必要な対応を検討していくべきとされているところであり、今年度、必要な調査を実施し、社会保障審議会介護給付費分科会で次期介護報酬改定に向け必要な検討を進めたい」と答弁しているとおりである。

三について

お尋ねについては、令和四年三月三十日の衆議院厚生労働委員会において、後藤厚生労働大臣（当時）が「我が国の社会保障全体の体系においては、あるサービスが公費負担でも社会保険制度でも提供されているときは、保険料を支払って国民が互いに支え合う社会保険制度によるサービスをまず利用するという保険優先の考え方が原則になっております。障害福祉制度と介護保険制度の関係についても、この原則に基づいて、同様のサービスを介護保険サービスにより利用できる場合には、まずは介護保険制度を利用していただくこととしております」と答弁しているとおりである。

四について

お尋ねの「福祉用具の貸与」の「制度設計」については、二についてで述べたとおり、今年度、必要な調査を実施し、社会保障審議会介護給付費分科会において、次期介護報酬改定に向けて、必要な検討を進めてまいりたい。

また、お尋ねの「補装具費の支給」の「制度設計」については、引き続き、福祉行政報告例において、「身体障害者・児の補装具費の支給（購入・修理・借受け・借受け修理）」、「難病患者等の補装具費の支給（購入・修理・借受け・借受け修理）」、「身体障害者・児の特例補装具費の支給（購入・修理）」及び「難病患者等の特例補装具費の支給（購入・修理）」の実績等の調査を行い、その結果を踏まえ、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の改正に向けて、必要な検討を進めてまいりたい。

福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

参議院議長　関口　昌一殿　　浜田　聡

福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問主意書

介護保険制度における福祉用具については、原則、民間事業者によって貸与されるものである。利用者は、制度上「貸与優先」とされた中で、福祉用具の選択の自由を制限されている。また、「購入であれば支出を抑えられるが、貸与であれば継続的な支出となる。業者にとっては継続的な収入になるため、制度運用が業界側の都合に偏っているのではないか」との指摘もある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　介護保険における福祉用具の貸与に関して、政府は民間事業者との関係性をどのように把握・管理しているか示されたい。

二　「貸与優先」の原則が利用者の便益よりも業界側の利益構造に沿った制度設計となっているとの指摘について、政府は検証したことがあるか示されたい。

三　「貸与優先」の下で提供される福祉用具が限定的であり、利用者の特性や生活様式に合致しない問題について、政府の認識を示されたい。

四　制度設計の透明性、公平性を確保するために、貸与又は購入の選択の自由を制度上確保する方針はあるか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出福祉用具貸与制度及び業界の利益構造に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「民間事業者との関係性」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

御指摘の「「貸与優先」の原則」については、令和七年四月二日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「福祉用具は、利用者の状況等に応じ適時適切に提供できる貸与が原則とされております」と答弁しているとおりであり、御指摘の「業界側の利益構造に沿った制度設計」を企図したものではない。

三について

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる種目は、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成十一年厚生省告示第九十三号）において定めているところ、当該種目については、厚生労働省老健局長が参集を求めて開催する、学識経験者や介護関係団体等により構成される「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において、新たな種目の追加等を行おうとする場合に、利用者等の意見を踏まえ、その是非及び内容等について検討を行い、必要に応じて見直しを行っているところであり、一般に、御指摘のように「福祉用具が限定的」であるとは考えておらず、御指摘の「利用者の特性や生活様式に合致しない問題」が生ずるものではないと考えている。

四について

御指摘の「貸与又は購入の選択の自由を制度上確保する方針」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「福祉用具」の「貸与又は購入の選択」に関しては、令和七年四月二日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「令和六年度改定の審議報告でも、選択制の導入やその見直しの効果、課題などについて引き続き調査、検証を行い、その結果を踏まえ、必要な対応を検討していくべきとされているところであり、今年度、必要な調査を実施し、社会保障審議会介護給付費分科会で次期介護報酬改定に向け必要な検討を進めたい」と答弁しているところである。

公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問主意書

地方自治体において、公務員が公用パソコンを使用して作成した私用データ（文章や不適切な内容を含むデータ）が発見され、問題となっている。兵庫県の情報漏洩問題においては、自殺した元県幹部が公用パソコン内に私用データを作成し、それが第三者委員会の調査で明らかになった事例が報告されている。このようなケースにおいて、データの所有権、処分権限、著作権及びプライバシー権に関する法的な取扱いが不明確であるため、以下質問する。

一　データの所有権について

公用パソコン内に、公務とは無関係な私用データ（勤務時間中に作成されたもの）が存在する場合、当該データの所有権は地方自治体（使用者）に帰属するか示されたい。また、作成者である公務員が所有権を主張できるか示されたい。

なお、「データは無体物であるため所有権の対象とならない」といった抽象的な回答ではなく、運用上どのように取り扱うべきかについて、具体的に政府の見解の見解を示されたい。

二　データの処分権限について

公用パソコン内の私用データについて、作成者に無断で地方自治体が当該データを削除又は処分することは、法的に許容されるか示されたい。公用データと同様の取扱い（例えば、自治体の裁量で管理・削除）が可能か示されたい。また、処分する際に作成者の同意が必要か否か示されたい。

三　データの著作権の帰属と取扱いについて

公用パソコン内で作成された私用データ（文章や不適切な内容を含むデータ）に著作権が発生する場合、当該データの著作権は、作成者である公務員に帰属するか若しくは地方自治体に帰属するか、政府の見解を示されたい。地方自治体が公務員の意に反して当該データを利用又は公開する場合、著作権法上の問題が生じると考えるが、公用パソコン内で作成された私用データについては、著作権が放棄されているとみなす運用が可能であるか、政府の見解を示されたい。

四　プライバシー権との関係について

公用パソコン内の私用データについて、地方自治体がその内容を精査し、必要に応じて公開又は第三者に提供する場合、作成者のプライバシー権との関係で問題が生じると考えるが、公用パソコンに保存されたデータについては、プライバシー権が制限されると解釈してよいか、政府の見解を示されたい。プライバシー権が制限されるとの解釈である場合、違法行為の摘発が目的であるならば、プライバシー権の主張は認められないとする運用は適切か政府の見解を示されたい。

五　地方公務員法との関連について

地方公務員法では、職務専念義務（第三十五条）や守秘義務（第三十四条）が定められているが、公用パソコンを使用して私用データを作成する行為は、これらの規定に違反する可能性がある。このような行為が確認された場合、地方自治体が当該データを証拠として収集し、懲戒処分の根拠とすることは法的に問題ないか示されたい。特別職（例えば、知事）が当該データの作成又は漏洩に関与した場合、地方公務員法や地方自治法に基づく責任はどのように解釈されるか示されたい。

六　情報公開との関係について

公用パソコン内の私用データが情報公開請求の対象となった場合、地方自治体は当該データを公開する義務が発生するか示されたい。所有権が地方自治体に帰属する場合、「公開しても問題ない」とする解釈は適切か示されたい。また、個人情報保護の観点から公開を拒否する場合、判断基準について、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出公用パソコン内の不適切な私用データの法的取扱いに関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「公用パソコン内に、公務とは無関係な私用データ（勤務時間中に作成されたもの）が存在する場合」及び「当該データの所有権」の意味するところが必ずしも明らかではないが、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十五条の「物」とは、有体物をいうとされており、有体物ではないデータは、同法第二百六条の「所有物」には該当しない。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「所有権を主張できるか」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「公用パソコン内の私用データ」、「当該データを削除又は処分することは、法的に許容されるか」及び「公用データと同様の取扱い」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、地方公共団体が保有するデータについては、各地方公共団体が定めるルールに基づき、管理及び運用が行われているものと認識しており、政府としてお答えする立場にない。

三について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「公用パソコン内で作成された私用データ（文章や不適切な内容を含むデータ）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第十五条第一項において、「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」とされており、具体的な事実関係に照らして個別的に判断されるべきものであると考えているため、一概にお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「地方自治体が公務員の意に反して当該データを利用又は公開する場合、著作権法上の問題が生じる」

及び「公用パソコン内で作成された私用データについては、著作権が放棄されているとみなす運用」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

お尋ねの「公用パソコン内の私用データ」及び「公用パソコンに保存されたデータについては、プライバシー権が制限される」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

前段のお尋ねについては、御指摘の「公用パソコンを使用して私用データを作成する行為」及びお尋ねの「このような行為が確認された場合、地方自治体が当該データを証拠として収集し、懲戒処分の根拠とすることは法的に問題ないか」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「特別職（例えば、知事）が当該データの作成又は漏洩に関与した場合」及び「地方公務員法や地方自治法に基づく責任はどのように解釈されるか」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「公用パソコン内の私用データ」、「当該データを公開する義務」及び「所有権が地方自治体に帰属する場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、地方公共団体が保有する行政文書の開示の請求については、地方公共団体において、それぞれの情報公開条例等に基づき判断されるものと認識しており、政府としてお答えする立場にない。

相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問主意書

令和七年五月十八日、公益社団法人「日本駆け込み寺」の元事務局長である田中芳秀容疑者が東京都新宿区でコカインを所持していたとして麻薬取締法違反の疑いで現行犯逮捕された。同行していた女性もコカイン使用の疑いで逮捕されており、田中容疑者から薬物を勧められたと供述している。

田中容疑者は「日本駆け込み寺」以外にも、一般社団法人「青母連（青少年を守る父母の連絡協議会）」の共同代表理事を務めていた。青母連は、ホストクラブの売掛金問題などに悩む若年女性やその家族からの相談を受ける活動を行っているとされているが、その実態については不透明な部分も多い。ＳＮＳ上では、青母連も公的補助を受けて相談支援を行っていた可能性があると指摘されている。青母連に対する公金の支出があった場合には、その使途やガバナンスの実態について、速やかな調査と説明責任が求められる。警視庁は田中容疑者の逮捕を受けて「日本駆け込み寺」及び「青母連」の関係先に対して家宅捜索を実施したと報道されている。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　田中容疑者が共同代表理事を務めていた「青母連」について、調査ないし検査が完了するまで相談事業を停止する必要性があると考えるが、政府の見解を示されたい。

二　公益社団法人「日本駆け込み寺」における事件の発生要因及び防止措置について、政府の見解を示されたい。また、現在、都道府県（補助事業者）を介して民間団体へ補助ないし委託をしている相談事業について、委託団体における相談実態の調査及び委託団体の運営実態の調査を速やかに行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出相談事業を民間団体に委託するリスクに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別の法人の対応等に関することであり、お答えを差し控えたい。

二の前段について

お尋ねについては、捜査中の事件に関わることであり、また、個別の法人の対応等に関することであり、お答えを差し控えたい。

二の後段について

御指摘の「相談事業」、「委託団体における相談実態の調査」及び「委託団体の運営実態の調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、法人への「調査」の実施等については、法人の活動等の個々の状況に応じて、判断すべきものと考えている。

「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問主意書

公益社団法人「日本駆け込み寺」は、東京都若年被害女性等支援事業（以下「支援事業」という。）の補助事業者として令和五年度には約二千四百万円、令和六年度には約三千百万円の補助金を交付されていた。しかし、令和七年五月十八日、同法人の元事務局長である田中芳秀容疑者が東京都新宿区でコカインを所持していたとして麻薬取締法違反の疑いで現行犯逮捕された。同行していた女性もコカイン使用の疑いで逮捕されており、田中容疑者から薬物を勧められたと供述している。こうした事態を受け、同法人の事業継続の是非、薬物使用が常態化していた疑いの有無及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）第十一条に基づく善管注意義務違反に関する調査の必要性が問われている。

以上を踏まえ、「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスに関して以下質問する。

一　「日本駆け込み寺」は支援事業の補助事業者であるが、同法人の相談事業は現在も継続されているか示されたい。また、同法人の支援事業に係る今後の対応方針について、政府の見解を示されたい。

二　同法人は補助金適正化法における補助事業者に当たる。過去に行われた相談事業において、同様の被害や薬物勧誘がなかったかを調査し結果を公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。今回の事態を踏まえ、補助金適正化法第二十三条の立入検査を行うことについて、理由と併せて政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出「日本駆け込み寺」の事業及びガバナンスの適正性に関する質問に対する答弁書

一の前段について

お尋ねについては、個別の法人の対応等に関することであり、お答えを差し控えたい。

一の後段について

御指摘の「支援事業」の令和七年度の補助事業者については、今後、東京都において決定されるものと承知している。

二について

御指摘の「過去に行われた相談事業」及び「同様の被害」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、法人への「調査」や「立入検査」の実施等については、法人の活動等の個々の状況に応じて、判断すべきものと考えている。

相談支援制度の構造的課題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

相談支援制度の構造的課題に関する質問主意書

令和七年五月十八日、公益社団法人「日本駆け込み寺」の元事務局長である田中芳秀容疑者が東京都新宿区でコカインを所持していたとして麻薬取締法違反の疑いで現行犯逮捕された。同行していた女性もコカイン使用の疑いで逮捕されており、田中容疑者から薬物を勧められたと供述している。

「日本駆け込み寺」は、東京都の「若年被害女性等支援事業」の補助事業者として、令和五年度には約二千四百万円、令和六年度には約三千百万円の補助金を交付されていた。しかし、当該事件を受けて、新宿区は補助金を交付しない考えを示した。また、警視庁は同年五月二十二日に「日本駆け込み寺」及び関連団体である「青母連」の事務所を家宅捜索した。

当該事件は、支援を必要とする立場にある国民の相談意欲を損ない、相談支援制度全体に対する信頼を著しく毀損するものである。また、当該事件を契機に、公的支援事業を民間団体に委託・補助する現行制度の構造的リスクが露呈しており、政府による抜本的な見直しが求められている。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　田中容疑者の逮捕により、国民の間に相談支援制度への不信感が広がっているが、これに対してどのような措置を講ずる予定か、政府の見解を示されたい。

二　当該事件により、民間団体への補助・委託という仕組みに内在していた構造的リスクが露呈したと指摘されているが、公的支援事業を民間団体に委託・補助する現行制度について、政府の評価を示されたい。

三　公的な相談支援事業を民間団体に任せることを段階的に廃止し、政府ないし自治体が直接運営する仕組みに移行すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出相談支援制度の構造的課題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出相談支援制度の構造的課題に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「相談支援制度への不信感」に対する「措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論としては、各「相談支援制度」における個別具体的な課題等に応じ、必要な措置が講じられるものと考えている。

二について

御指摘の「公的支援事業を民間団体に委託・補助する現行制度」については様々なものがあることから、一概に評価することは困難であると考えている。

三について

御指摘の「公的な相談支援事業」については様々なものがあることから、御指摘の「仕組み」の在り方については、個別具体的な課題等に応じ、検討すべきものと考えている。

補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問主意書

公益社団法人「日本駆け込み寺」の元事務局長がコカインを所持していたとして麻薬取締法違反の疑いで現行犯逮捕された。当該法人は、東京都若年被害女性等支援事業の補助事業者として多額の公的資金を受けていた。そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）第十一条に基づく善管注意義務違反の有無が問われている。また、小池都知事は、当該事件発覚後に記者会見等を開いておらず、補助事業者の選定責任及び都民に対する説明責任を果たしていないとの批判もある。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　「日本駆け込み寺」は東京都若年被害女性等支援事業の補助事業者であり、補助金適正化法上の善管注意義務を負っているが、「日本駆け込み寺」に対する補助金交付に問題があったと考えるか、政府の見解を示されたい。

二　当該事件により、東京都の補助事業者の選定責任・監督体制に対する国民の疑念が高まっている中、都知事が説明責任を果たすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出補助事業者の選定に係る東京都知事の説明責任等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについては、一義的には御指摘の「補助金交付」を決定した東京都において適切に判断されるべきものであり、現時点において、政府としてお答えすることは困難である。

政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問主意書

令和七年五月十八日、公益社団法人「日本駆け込み寺」の元事務局長である田中芳秀容疑者が東京都新宿区でコカインを所持していたとして麻薬取締法違反の疑いで現行犯逮捕された。同行していた女性もコカイン使用の疑いで逮捕されており、田中容疑者から薬物を勧められたと供述している。田中容疑者は、過去に政府の規制改革推進会議の健康・医療・介護ワーキング・グループなどに有識者として出席していた経緯がある。支援対象者に薬物を勧めたとされる者が政府の有識者として登用されていた事実は、国民の不信感を強く招いている。

以上を踏まえ、政府の有識者起用の在り方や選任基準の透明性について、以下質問する。

一　田中容疑者を政府の有識者ないし講師として選任した会議名を示されたい。また、選任理由について会議ごとに全て示されたい。

二　前記一について、選任の際の基準、審査及び確認手続について会議ごとに全て示されたい。

三　いわゆる有識者会議やその他政府が行う会議の出席者について、選任する根拠、理由及び選任基準をすべからく公開すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。公開すべきでないとの見解の場合、当該理由及び選任理由が不透明であることで国民の不信感を高める可能性について、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出政府の有識者起用の在り方及び選任基準に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「政府の有識者ないし講師として選任した会議」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき設置されている合議制の機関（以下「審議会等」という。）又は「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成十一年四月二十七日閣議決定。以下「閣議決定」という。）にいう「懇談会等行政運営上の会合」（以下「懇談会等行政運営上の会合」という。）の委員や有識者等として、お尋ねの「田中容疑者」が任命等されたという事実はなく、当該事実が存在することを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、御指摘の「田中容疑者は、過去に政府の規制改革推進会議の健康・医療・介護ワーキング・グループなどに有識者として出席していた」という点については、規制改革推進会議運営規則（平成二十八年九月十二日規制改革推進会議議長制定）第九条第二項において読み替えて準用する同規則第三条の規定において、ワーキング・グループ等の座長は、必要と認めるときは、当該ワーキング・グループ等に属する委員以外の者に対し、ワーキング・グループ等への出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めることができることとされており、健康・医療・介護ワーキング・グループの座長の判断において公益社団法人日本駆け込み寺に対して、同ワーキング・グループへの出席を求め、その説明又は意見の陳述を求めたものである。

三について

お尋ねの「有識者会議やその他政府が行う会議」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、審議会等の委員の任命については、閣議決定において、「委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意する」ことをはじめとして、「委員構成」及び「委員の選任」に関する基準を定めている。また、閣議決定において、「委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する」とともに、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則」として、「特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する」こととしており、委員の発言内容を確認することを可能としている。

また、懇談会等行政運営上の会合については、閣議決定において、「審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるもの」としており、有識者等の人選については、会合を開催する各大臣等が有識者等が有する識見等を総合的に判断し、その責任において行うべきものであることから、審議会等の「委員構成」及び「委員の選任」に関する基準と同等のものは定めていないが、議事内容等の透明性の確保については、審議会等に準ずることとしている。

これらのことから、御指摘のように「出席者について、選任する根拠、理由及び選任基準をすべからく公開」することは考えていない。

また、お尋ねの「選任理由が不透明であることで国民の不信感を高める可能性」については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、審議会等や懇談会等行政運営上の会合の運営における透明性の確保を図っているところである。

日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十日

参議院議長　関口　昌一殿　　浜田　聡

日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問主意書

オーストラリアの複数の報道機関は二〇二〇年十二月、中国共産党員約百九十五万人分の名簿データベースを入手・分析した旨報じた。この中には、外国の大企業、領事館、大学、研究機関等に勤務する党員の情報が含まれているとされる。同報道は、中国共産党が国外においても組織的・継続的に影響力を行使しうる実態を浮き彫りにしたものであり、各国の安全保障当局が重大な関心を示したと思われる。

日本においても、国家安全保障及び経済安全保障の観点から、外国勢力による影響力行使や情報収集活動への対処が喫緊の課題となっている。特に、機微技術分野に関わる研究者や留学生の受入れに際しては、出身国の政治的背景や所属組織に対する適切なリスク評価が不可欠である。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　前記の中国共産党員のデータベースの存在について、対外的な評価及び受け止めを含めて政府の見解を明らかにされたい。

二　当該データベースに含まれる情報について、政府はその一部又は全部を入手あるいは共有された事実があるか示されたい。ある場合、当該データベースの分析・活用の状況を示されたい。ない場合、当該データベースの入手・共有に向けた検討状況を明らかにされたい。

三　日本国内における中国共産党員の存在及び活動実態について、政府の把握状況を示されたい。現行制度下での調査・確認の手段、所掌官庁及び把握の限界について具体的に示されたい。

四　外国人研究者・留学生等の受入れに際し、出身国の政党・軍関係機関・影響力組織等への所属・関与歴について、政府が行っている審査及び確認方法等を示されたい。審査等を実施している場合、当該制度設計、審査手順及び過去の対応事例等を含めて示されたい。

五　国家安全保障・経済安全保障の観点から、中国共産党員の存在把握及び関連情報の収集・分析体制の強化を行う必要性について、政府の見解を示されたい。また、現時点で制度改正・運用変更等の検討が行われている場合、当該検討の概要を明らかにされたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出日本国内における中国共産党員の存在把握の必要性等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねについてお答えすることは、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、差し控えたい。

三について

お尋ねの「日本国内における中国共産党員の存在及び活動実態」の把握状況や、「現行制度下での調査・確認の手段」及び「把握の限界」についてお答えすることは、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、差し控えたいが、政府の各行政機関においては、それぞれの所掌事務に基づいて必要に応じて情報収集を行っている。

四について

お尋ねの「対応事例」については、今後の入国審査等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えるが、「審査及び確認方法等」及び「審査手順」については、令和四年一月二十四日の衆議院予算委員会において、古川法務大臣（当時）が「在留資格認定証明書の交付申請などの審査に当たりまして、これは通常、受入先、あるいは学歴、本邦でどのような活動内容をするのかというようなことを申請書等で確認しておりますけれども、これに加えまして、機微技術の流出防止の観点から、必要に応じまして、これまでの実績、あるいは具体的な研究内容等に関する資料の提出などを求めることといたしております」と答弁したとおりである。

また、「当該制度設計」については、政府としては、「統合イノベーション戦略二〇二五」（令和七年六月六日閣議決定）において、「技術流出防止の観点から・・・留学生・外国人研究者等の受入れ審査強化等に引き続き取り組んでいく」こととしており、これも踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条の二第一項に規定される在留資格認定証明書の交付申請の審査に当たっては、本邦に上陸しようとする外国人が法第七条第一項第二号に掲げる条件に適合しているかどうか、また、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第六条の二第五項の規定に基づき、法第七条第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる条件に適合しているかどうかを審査することとしている。

五について

お尋ねについては、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、お答えを差し控えたい。いずれにせよ、政府としては、今後とも、情報機能の更なる強化について検討を行ってまいりたい。

消費減税の実施に要する期間に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十一日

参議院議長　関口　昌一殿　　山本　太郎

消費減税の実施に要する期間に関する質問主意書

石破首相は令和七年五月二十一日の党首討論において、消費減税について、「スーパーの経営者の方に聞いてみてください、どれくらいの期間が掛かるのか。それは一年は掛かりますと、私はあちこちで聞いてみました。」と答弁した。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　前記「一年は掛かります」との発言をした者の中に、スーパーの経営者以外の職業の者がいるか示されたい。いる場合は、発言者の職業を示されたい。また、石破首相は当該発言を何人から聞いたのか示すとともに、当該発言を聞いた時期を示されたい。

二　消費減税を実施した際、小売店の対応にどのくらいの期間を要するのか、その期間を早めるためにどのような取組が可能であるのか、付加価値減税を短期間で実施した海外事例を含めて調査し公表すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。調査・公表を行う予定がない場合、当該理由を示されたい。

右質問する。

令和七年六月二十日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員山本太郎君提出消費減税の実施に要する期間に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出消費減税の実施に要する期間に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「一年は掛かります」との答弁については、レジスターシステムを提供している複数の事業者に財務省が確認した結果を踏まえた上でのものであり、令和七年五月二十七日の参議院財政金融委員会において、加藤財務大臣が、当該答弁の根拠について問われた際に、「大手スーパーマーケットやコンビニ等で用いられ、販売情報や在庫管理、顧客情報の管理などとリンクしているＰＯＳレジシステムについて、財務省から複数の大手システム事業者に対し税率引下げに必要な期間を確認をしたところであります。過去の税率引上げ時に、税率に関して自由度の高いシステムを構築しているため比較的短期間で対応可能とする事業者があった一方で、そのようなシステムを構築していない事業者からは、全ての顧客でのシステム改修を終えるまでには相当な期間を有し、過去の引上げ時と同様に、少なくとも一年は要すると見込む事業者も複数あった、このことを踏まえたものと考えております。」と答弁しているとおりである。

二について

お尋ねの「消費減税」の具体的な内容が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

なお、お尋ねの「海外事例」については、例えば、ドイツにおいては、同国政府が令和二年六月三日（現地時間）に付加価値税の税率を引き下げることを発表し、同年七月一日（現地時間）に実施したと承知しているところ、同国においてお尋ねのように「短期間で実施」されたことについては、令和六年十二月十一日の衆議院予算委員会において、加藤財務大臣が「過去に税率を短期間で引き下げたドイツでは、付加価値税率の変更の際、総額表示義務の下、価格設定や価格変更のタイミングを事業者が比較的柔軟に判断されている。」と答弁しているところである。いずれにしても、消費税については、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられており、消費税率を引き下げることは考えていない。

原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十一日　　山本　太郎

参議院議長　関口　昌一殿

原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問主意書

原子力規制委員会が作成した「原子力規制委員会の取組（対象期間：令和六年四月一日～令和七年二月二十八日）（変更後）」によると、令和七年一月一日時点における原子力規制庁の職員数は千九十人、定員充足率は九十六・二％である。また、実務経験者については、令和五年度に四十九人、令和六年度に三十八人採用しており、平成三十年度から令和六年度の七年間で合計二百三人採用している。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　実務経験者採用の対象業務は「安全審査・検査、原子力防災、放射線障害防止等の業務を中心」としているが、広報、法令審査などに従事する事務系の実務経験者を過去に採用した例はあるか。ある場合、その人数を示されたい。

二　過去に採用した事務系の実務経験者のうち、前職で新聞社及び放送局（テレビ・ラジオ）において記者又はディレクターの業務に従事していた人数を示されたい。

三　実務経験者のうち、過去に原子力規制委員会における実質的な記者クラブである「原子力規制庁控室」に長く所属していた職員又は毎週水曜日に実施している原子力規制委員会委員長の定例記者会見に記者又はディレクターとして出席していた職員がいるか示されたい。また、当該職員の現在の配属先及び業務の内容を示されたい。

四　原子力規制委員会が平成二十四年九月十九日に制定した「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」では、「国民の疑念や不信を招くことのないよう」委員会の運営の透明性を確保することとしている。毎週水曜日に原子力規制委員会委員長の記者会見を実施し、新聞社・放送局に所属しない記者の参加を認めていることも、同方針を踏まえたものと承知している。過去に規制業務の行政監視に従事していた記者又はディレクターを実務経験者として採用することは、同方針に沿ったものと政府は考えているか。考えている場合、どのような点で同方針に沿っていると考えるか具体的な見解を示されたい。また、彼らがどのような業務を行うことで、どのように透明性を確保できたのか、その成果を具体的に示されたい。

右質問する。

令和七年六月二十日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員山本太郎君提出原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出原子力規制庁における報道機関出身者の職員採用に関する質問に対する答弁書

一から三まで及び四の後段について

原子力規制庁における経験者採用により、原子力規制委員会が設置された平成二十四年度から令和六年度までの間にお尋ねの「事務系」の職員を八十六人採用しており、そのうち、お尋ねの「前職で新聞社及び放送局（テレビ・ラジオ）において記者又はディレクターの業務に従事していた人数」は、一人であり、「過去に原子力規制委員会における実質的な記者クラブである

「原子力規制庁控室」に長く所属していた職員又は毎週水曜日に実施している原子力規制委員会委員長の定例記者会見に記者又はディレクターとして出席していた職員」はいない。

なお、お尋ねの「前職で新聞社及び放送局（テレビ・ラジオ）において記者又はディレクターの業務に従事していた」職員については、同庁における任期付職員の採用により平成二十四年度から令和六年度までの間に採用された者の中に二人おり、そのうち一人は、「過去に原子力規制委員会における実質的な記者クラブである「原子力規制庁控室」に長く所属していた職員又は毎週水曜日に実施している原子力規制委員会委員長の定例記者会見に記者又はディレクターとして出席していた職員」であるところ、その者に係るお尋ねの「配属先及び業務の内容」及び「どのような業務を行うことで、どのように透明性を確保できたのか」については、それらを明らかにすることにより、個人が特定されるおそれがあり、プライバシー保護の観点から、答弁を差し控えたい。

四の前段について

「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」（平成二十四年九月十九日原子力規制委員会決定）は、「被規制者等や原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において委員会の運営の透明性を確保するため」に「情報公開体制」、「会議の公開」及び「文書による行政」について定めるものであるところ、原子力規制庁における職員の採用は、同庁の業務の遂行に必要な人材を適切に確保するものであり、お尋ねの「記者又はディレクターを実務経験者として採用すること」は、同方針の対象ではないと考えている。

医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十一日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問主意書

政府は、医療費の持続可能性を確保するため「医療費適正化計画」（以下「医療計画」という。）を策定し、現在は第四期医療計画（二〇二四年度～二〇二九年度）が実施中である。「経済財政運営と改革の基本方針（以下「骨太方針」という。）二〇二三」において一人当たり医療費の地域差半減に向けて地域の実情に応じて取り組むこととされたことを踏まえ、第四期医療計画は外来医療費に関する施策を中心に構成されている。

しかし、第四期医療計画は、①入院医療費に関する施策や目標が十分に盛り込まれていない上、②外来医療費についても目標に対する実績が定量的に示されていないため、政策の透明性及び整合性の観点から根本的な問題があると考える。特に、後発医薬品の使用促進、特定健診・特定保健指導の受診率向上、重複投薬や多剤併用の適正化等の施策について、厚生労働省は効果額試算のための具体的な式や係数を示しており、実績値を用いた定量的効果の検証は本来可能であるため、実績を踏まえた施策を盛り込むのは当然であると考える。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　入院医療費が政策対象から除外されている理由について

1　政府が把握する入院医療費及び外来医療費の直近の総額をそれぞれ示されたい。

2　第四期医療計画において、「一人当たり入院外医療費について、年齢調整を行い、なお残る一人当たり入院外医療費の地域差について全国平均との差を半減することをもって、地域差半減として取り扱う」（以下「地域差縮減政策」という。）とされているが、地域差縮減政策の目標及び効果額の試算対象が「入院外医療費」に限定され、入院医療費が含まれていない理由を明確に示されたい。

3　「令和四（二〇二二）年度　国民医療費の概況」のデータでは、入院医療費と入院外医療費は同程度の水準であるにもかかわらず、地域差縮減政策の目標の対象について、入院医療費を除外し入院外医療費のみとしている理由について、その整合性を示されたい。

4　社会保障審議会医療保険部会第百九十三回資料において、外来・入院の分類は、「医科診療（入院外）」、「薬局調剤」、「訪問看護」、「療養費」等が全て外来医療費に含まれているが、これらを外来医療費に含めた理由を示されたい。また、この分類が地域差縮減政策の趣旨目的を踏まえて妥当であると考えているのか、その根拠と併せて政府の見解を示されたい。

二　医療計画と骨太方針の目標との整合性について

1　二〇一五年以降、骨太方針において「一人当たり医療費の地域差半減」は繰り返し目標とされてきた。骨太方針では年齢調整後の医療費全体（入院と外来を合わせた費用）を対象としているにもかかわらず、医療計画では外来医療費のみが対象とされているが、対象が異なる理由を示されたい。また、それぞれの政策における対象の違いについて政府はどのように整理しているかを示されたい。

2　入院医療費には地域差の主要因（病床数・入院率・在院日数等）が密接に関連しているにもかかわらず、これらの主要因に関して明確な施策を設けていないため、地域差縮減政策は不完全であると思料するが、政府の見解を示されたい。施策として地域医療構想を回答する場合、二〇一五年以降の地域医療構想の医療費適正化効果について時系列に沿って明らかにされたい。

三　外来医療費に係る適正化効果額と実績の非開示について

1　第四期医療計画では、外来医療費に係る適正化効果額について、「地域差縮減を目指す取組による」推計方法等が示されている一方、その進捗状況や目標との乖離（達成状況）は数値で明示されていない。政府として、目標に対する実績評価は行っているのか示されたい。行っている場合、公開していない理由を示されたい。行っていない場合、行わない理由を明らかにされたい。

2　ジェネリック医薬品の数量シェア、特定健診・保健指導の実施率及び多剤併用・重複投薬の減少数などについては、厚生労働省が定式化した推計式や係数を用いれば、年度ごとに実績効果を算出することは可能と考えるが、政府の見解を示されたい。

3　前記三の2について、算出可能であれば、算出・公表していない理由及び今後の方針を示されたい。

4　医療計画や骨太方針において、「地域差半減」を目標とし、「医療費削減の規模」を明示する場合、年度ごとの到達度（目標に対して実績がどこまで進捗したかという達成状況）の公表や達成・未達成の要因分析を行わなければ、政策におけるＰＤＣＡが機能しないと

考えるが、政府の見解を示されたい。また、今後どのように進捗管理体制の強化を図る予定か、政府の見解を示されたい。

四　入院医療費を含めた今後の再評価の必要性について

1　骨太方針や地域医療構想、医療計画において、病床再編や地域偏在対策の効果が入院医療費に与える影響を検証すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、これまでそのような定量評価や因果分析が行われた実績がある場合、その詳細を全て示されたい。

2　今後、入院医療費も含めた医療費全体を対象とした地域差縮減政策を再構築し、目標管理を再設計する予定はあるか、理由も併せて示されたい。予定がある場合、時期及びその体制について具体的に示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出医療費適正化計画における入院医療費の取扱い及び目標・実績の整合性に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、御指摘の「入院医療費及び外来医療費」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、厚生労働省が毎年度公表している「国民医療費」によれば、直近の令和四年度について、「総数」は四十六兆六千九百六十七億円、「医科診療医療費」は三十三兆八千二百五十五億円（うち「入院医療費」は十七兆三千五百二十四億円、「入院外医療費」は十六兆四千七百三十一億円）、「歯科診療医療費」は三兆二千二百七十五億円、「薬局調剤医療費」は七兆九千九百三億円、「入院時食事・生活医療費」は七千二百九十億円、「訪問看護医療費」は四千六百三十三億円及び「療養費等」は四千六百十億円である。

一の2及び3並びに二の1について

「経済財政運営と改革の基本方針二〇二二」（令和三年六月十八日閣議決定。以下「骨太方針二〇二二」という。）においては、「一人当たり医療費の地域差半減に向けて、・・・医療費適正化計画の在り方の見直しを行う。（中略）都道府県が策定する都道府県医療費適正化計画（中略）において・・・「病床の機能の分化及び連携の推進」を必須事項とする・・・ことにより、医療費適正化を推進する」とし、また、御指摘の「経済財政運営と改革の基本方針二〇二三」（令和五年六月十六日閣議決定。以下「骨太方針二〇二三」という。）においても、「一人当たり医療費の地域差半減に向けて、・・・医療費適正化に取り組む」とした上で、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第二百三十四号。以下「基本方針」という。）においては、令和六年度から令和十一年度までの医療費適正化計画（以下「第四期医療費適正化計画」という。）の期間における「医療費の見込みに関する事項」として、「数値目標を定める特定健康診査等の受診率の向上及び後発医薬品の使用促進の効果を取り除いた後の都道府県別の令和十一年度の一人当たり入院外医療費について、年齢調整を行い、なお残る一人当たり入院外医療費の地域差について全国平均との差を半減することをもって、地域差半減として取り扱う」としつつ、「入院医療費については、医療計画に基づく事業の実施による病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえて算出することとするが、地域医療構想は第四期医療費適正化計画の計画期間中の令和七年に向けて策定されているものであるため、同年以降に係る検討状況を踏まえ、第四期医療費適正化計画の計画期間中に、算出方法を見直す」こととしているところ、入院医療費に係る一人当たり医療費の「地域差半減」（以下「一人当たり入院医療費の地域差半減」）については、当該算出方法の見直しを踏まえながら、検討することとしており、一人当たり医療費の「地域差半減」（以下「一人当たり医療費の地域差半減」という。）の目標の対象について、御指摘のように「入院医療費を除外し入院外医療費のみとしている」わけではなく、また、骨太方針二〇二一及び骨太方針二〇二三と基本方針とで、必ずしも御指摘のように「対象の違い」があるものでもない。

一の4について

御指摘の「地域差縮減政策の趣旨目的」の意味するところが必ずしも明らかではないが、骨太方針二〇二一及び骨太方針二〇二三においては、「一人当たり医療費の地域差半減に向けて」としているところ、当該「医療費」は、一の1についてで述べた厚生労働省が毎年度公表している「国民医療費」の「総数」を指すものであり、御指摘の「社会保障審議会医療保険部会第百九十三回資料」においては、「国民医療費」の、「入院医療費」及び「入院時食事・生活医療費」の合計を「入院」に係る医療費として、また、「入院外医療費」、「歯科診療医療費」、「薬局調剤医療費」、「訪問看護医療費」及び「療養費等」の合計を「外来」に係る医療費として記載したものである。

二の2について

一人当たり入院医療費の地域差半減については、一の2及び3並びに二の1についてで述べたとおり、入院医療費の算出方法の見直しを踏まえながら、検討することとしており、当該検討をしていく中で、必要な施策について検討してまいりたい。

なお、地域医療構想については、病床の機能の分化及び連携により、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を目的としており、医療費の適正化を目的としたものではないため、御指摘の「二〇一五年以降の地域医療構想の医療費適正化効果」は算出していない。

三の1について

厚生労働省においては、「令和六年度に実施する第三期医療費適正化計画の実績評価に関する基本的な考え方について」（令和六年六月十二日付け保連発第〇六一二第一号厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知。以下「通知」という。）別紙の「実績評価の記載例」において、「第三期医療費適正化計画」の期間における年度ごとの「医療費推計と実績の比較・分析」の「記載例」とともに、一人当たり医療費の地域差半減を目指す取組である「生活習慣病等の重症化予防の推進」、「医薬品の適正使用の推進の取組」等に係る「実績評価」の「記載例」を示したところであるが、第四期医療費適正化計画に関しても、これと同様に「実績評価」の「記載例」を示す予定であり、その上で、都道府県における「実績評価」の取組を促すこととしている。

三の2及び3について

御指摘の「係数」の意味するところが必ずしも

明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「推計式」は、第四期医療費適正化計画期間において、各都道府県が基本方針における各種医療費適正化の取組を行った場合の最終年度の「適正化効果額」（当該取組を行わなかった場合の医療費の額と当該取組を行った場合の医療費の額の差額をいう。）を算出するためのものであり、お尋ねのようにこれを「用いれば、年度ごとに実績効果を算出すること」ができるものではない。

三の４について

御指摘の「進捗管理体制の強化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、三の１についてで述べたとおり、第四期医療費適正化計画に関しても、通知別紙と同様に「実績評価」の「記載例」を示す予定であり、各都道府県において、必要に応じて御指摘の「年度ごとの到達度・・・の公表」や「達成・未達成の要因分析」を行いながら、適切に「ＰＤＣＡ」が「機能」するよう、当該「ＰＤＣＡ」に係る取組について促してまいりたい。

四の１について

御指摘の「地域偏在対策の効果が入院医療費に与える影響」及び「そのような定量評価や因果分析が行われた実績」の意味するところが明らかではないため、これに関するお尋ねについてお答えすることは困難であるが、御指摘の「病床再編」に関しては、例えば、第四期医療費適正化計画期間において、「病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえた入院医療費は約十九・二兆円」と見込んでいるほか、一の２及び３並びに二の１についてで述べたとおり、入院医療費については、医療計画に基づく事業の実施による病床機能の分化及び連携の推進の成果を踏まえて算出することとし、第四期医療費適正化計画期間において、当該算出の方法を見直すこととしており、これに基づき、当該病床機能の分化及び連携の推進の成果等について、適時適切な分析を行ってまいりたい。

四の２について

お尋ねの「再構築」、「再設計」及び「その体制」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一人当たり入院医療費の地域差半減については、一の２及び３並びに二の１についてでお答えしたとおりである。

医療費適正化計画に係る政策評価に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十二日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

医療費適正化計画に係る政策評価に関する質問主意書

政府は第四期医療費適正化計画（以下「第四期医療計画」という。）において、薬剤の適正使用を通じた医療費の効率化を重要施策の一つとして位置付け、リフィル処方箋制度の活用、抗菌薬の適正使用、重複投薬・多剤投与の適正化等を推進している。

しかし、これらの施策については、（1）導入後の運用目標や効果の可視化が不十分であること、（2）根拠となる基準や数値設定が現場と乖離しているとの指摘があること、（3）医療現場での制度的障壁が解消されていないこと等の課題が残されている。

以上を踏まえて、制度の実効性、現場との整合性及びエビデンスに基づく見直しの観点から、以下質問する。

一　リフィル処方箋制度の活用

１　第四期医療計画において、リフィル処方箋制度の普及に関し、政府は具体的な数値目標（使用件数、対象患者割合、普及率等）を設定しているか示されたい。設定している場合、当該内容を示されたい。未設定である場合、当該理由を明示されたい。

２　リフィル処方箋に対しては、現場から「患者への説明責任の負担増」、「薬局での疑義照会の増加」、「トラブル時の責任所在が不明確」等の声が上がっているが、こうした実務的障壁に関する政府の把握状況を示されたい。また、解消に向けた改善策を講じているか示されたい。

３　リフィル処方箋制度導入以降のリフィル処方箋の年間発行件数・対象患者数・薬剤種別・医療費削減額について、現時点における政府の把握状況を示されたい。

二　抗菌薬の適正使用

１　抗菌薬の不適切な処方（風邪・ウイルス感染症に対する安易な処方など）について、日本国内での発生頻度、医療費への影響及び耐性菌リスクに関する政府の評価を示されたい。

２　前記二の１について、前記の不適切な処方に対して、政府が今後講ずる予定の対策はあるか示されたい。第四期医療計画ないし第四期医療計画以外において、前記の不適切な処方に対する具体的な施策（報酬制度・ガイドライン・監査・ＩＣＴ活用等）を示されたい。

三　重複投与・多剤併用の適正化

１　第四期医療計画では「九剤以上処方されている場合に必ずしも必要のない医薬品が処方されている可能性が高くなる」とされているが、基準を「九剤以上」とした根拠は平成十七年の米国論文（Ｈａｊｊａｒ　ｅｔ　ａｌ．）か示されたい。他に根拠とした論文等があれば全て示されたい。

２　前記三の１について、基準を「九剤以上」とした根拠が前記平成十七年の米国論文のみである場合、現在の我が国における外来高齢者医療とは実態が異なると思料するが、第四期医療計画において、「九剤以上」という基準を採用している根拠を示されたい。また、当該基準を採用する上で妥当性評価を行ったか、理由と併せて示されたい。

３　前記三の２について、基準を「九剤以上」とした根拠が平成十七年の米国論文以外に存在する場合、当該根拠は現在の我が国における外来高齢者医療の実態と乖離が生じていると思料するが、政府の見解を示されたい。また、当該論文を根拠として採用する上で妥当性評価をしたか、理由と併せて示されたい。

４　国内外の様々な研究では、重複投与・多剤併用について、五剤以上から有害事象リスクが有意に上昇することが報告されており、基準を「五剤以上」とすることへの見直しが必要であると考えるが、国際基準（Ｂｅｅｒｓ　Ｃｒｉｔｅｒｉａ等）との整合性も含め、政府の見解を示されたい。また、現在の加算制度（ポリファーマシー加算・服薬調整支援料等）では「六剤以上」の内服薬を処方された患者を対象としているが、現在の加算制度の基準が国内外の研究と異なる理由及び基準を「六剤以上」とした根拠について示されたい。

５　現在の「多剤投与」の定義は、慢性疾患の併存や医師の裁量をどの程度考慮し定義されているか示されたい。また、「多剤投与の削減」がアウトカム（ＱＯＬ、再入院率、医療費削減等）に与えた影響について、政府が把握している評価結果を全て示されたい。

6　政府は本施策により年間約二千億円の医療費削減が可能と推計している。当該推計額は過少であると思料するが、当該推計額の算出根拠を示されたい。

7　前記三の6について、民間調査等では、不要薬剤による医療費の総額は最大五千億円規模との指摘もあるが、現行推計が過少である可能性及び民間調査との乖離が生じている要因について、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出医療費適正化計画に係る政策評価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出医療費適正化計画に係る政策評価に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、現在、令和七年四月二十三日に中央社会保険医療協議会診療報酬改定結果検証部会から同協議会総会に報告された「長期処方やリフィル処方の実施状況調査報告書」（以下「調査報告書」という。）を精査しているところであり、これを踏まえ、高齢者の医療の確保に関する法律第八条第一項の規定に基づき定める計画（令和七年厚生労働省告示第百八号）に定める「具体的な指標」について「設定」することとしている。

一の2について

お尋ねについては、調査報告書において、例えば、「医師調査」では「リフィル処方箋の普及に向けた課題」として「患者への制度の周知が十分でないこと」や「かかりつけ薬剤師制度の普及が十分でないこと」等が、「保険薬局調査」では「薬局でリフィル処方箋を受けるにあたっての課題」として「患者が処方箋を紛失してしまうことへの対応」や「リフィル処方箋を受付する機会が少なく対応に不慣れであること」等が示されていると承知しており、今後、こうした課題に対応するために必要な御指摘の「改善策」について、検討することとしている。

一の3について

お尋ねの「リフィル処方箋の年間発行件数」については、厚生労働省の集計によれば、令和五年度において四十五万千八百六十七件である。お尋ねの「対象患者数・薬剤種別・医療費削減額」については把握していない。

二の1について

お尋ねの「日本国内での発生頻度」に関しては、「抗微生物薬適正使用の手引き　第三版」（令和五年十一月一六日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課作成。以下「手引き」という。）において、「日本の医療現場における抗微生物薬の不適正使用の頻度・割合は現状として判然としないものの・・・日本においても、六十五歳以下の患者の下痢症で過剰に抗菌薬が処方され、小児の肺炎でガイドラインを遵守して抗菌薬を処方している施設が四分の一しかない」と示しているとおりである。

また、お尋ねの「医療費への影響」に関しては、令和七年四月三日に開催された第百九十三回社会保障審議会医療保険部会の資料三「第三期医療費適正化計画の実績評価及び第四期全国医療費適正化計画について」において、「第四期医療費適正化計画（二千二十四～二千二十九年度）の目標と進捗状況（全国）」の「効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療の適正化（急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方の適正化）」の「適正化効果額」として「約二百七十億円（半減の場合）」と示しているとおりである。

さらに、お尋ねの「耐性菌リスク」に関しては、手引きにおいて、「近年、・・・不適正な抗微生物薬使用に伴う有害事象として、薬剤耐性菌とそれに伴う感染症の増加が国際社会でも大きな課題の一つ」と示しているとおりである。

二の2について

お尋ねについては、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第二百三十四号。以下「基本方針」という。）において、「急性気道感染症及び急性下痢症に対する抗菌薬処方の適正化のために、都道府県域内の医療関係団体に対して、・・・抗菌薬適正使用の周知の実施を求めることが考えられる」と都道府県に対して示しているほか、例えば、御指摘の「ガイドライン」として、手引きについて、「「抗微生物薬適正使用の手引き　第三版」の周知について」（令和五年十一月十七日付け感感発一一一七第五号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）等により、公益社団法人日本医師会及び都道府県を通じて、医療機関等に対して周知する等に取り組んでいるところであり、引き続き、こうした取組を進めてまいりたい。

三の1から3まで及び4の後段について

基本方針においては、「医療の効率的な提供の推進」において、「第四期都道府県医療費適正化計画の計画期間においては、「高齢者の医薬品適正使用の指針」における取扱いを踏まえ、高齢者に対する六種類以上の投与を目安として取り組む」こととするとともに、基本方針別紙「標準的な都道府県医療費の推計方法」（以下「基本方針別紙」という。）の「地域差縮減に向けた取組による効果算定」において、「複数種類の医薬品の投与の適正化については、令和元年度の医薬品を九種類以上投与されている六十五歳以上の患者数と一人当たりの調剤費等を用いて、・・・算定する」こととしている。その上で、お尋ねの「加算制度（ポリファーマシー加算・服薬調整支援料等）」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「算定告示」という。）別表第一区分番号Ａ２５０に規定する「薬剤総合評価調整加算」（算定告示別表第二区分番号Ａ２４５において準用する場合を含む。）、算定告示別表第一区分番号Ｂ００８―２に規定する「薬剤総合評価調整管理料」及び算定告示別表第二区分番号Ｂ００８―２に規定する「薬剤総合評価調整管理料」並びに算定告示別表第三区分番号１０の２の注４に規定する「調剤管理加算」及び算定告示別表第三区分番号１４の３に規定する「服用薬剤調整支援料」と解すれば、これらについては、平成二十四年九月二十四日に公表された「Geriatrics&Gerontology International」の「High risk of adverse drug reactions in elderly patients taking six or more drugs: Analysis of inpatient database」を基に、御指摘の「外来高齢者医療の実態」を踏まえ、平成二十七年十一月六日に開催された中央社会保険医療協議会総会において、「高齢者では、六剤以上の投薬が特に有害事象の発生増加に関連している」とされたことから設定している。これも踏まえ、基本方針においては、「医療の効率的な提供の推進」において、「六種類以上の投与を

目安」としている。また、御指摘の「妥当性評価」の意味するところが必ずしも明らかではないが、基本方針別紙における「効果算定」については、令和四年十一月十七日に開催された社会保障審議会医療保険部会において「六種類以上ということにしますと、どれも必要な薬で減らせないというケースが多々入ってまいりますので、六種類以上にしたら一律に多剤投与の効果が得られるというわけではない」との発言もあり、御指摘の「平成十七年の米国論文」も参考に、令和五年六月二十九日に開催された同部会において、「九種類以上投与されている六十五歳以上の患者数と一人当たりの調剤費等を用いて、・・・算定する」こととする基本方針の案を示し、同部会における議論を経て、決定したものである。

三の４の前段について

御指摘のように「国内外の様々な研究」があることは承知しているところ、御指摘の「Ｂｅｅｒｓ　Ｃｒｉｔｅｒｉａ」は、平成二十七年十一月六日に開催された中央社会保険医療協議会総会の資料「個別事項（その四　薬剤使用の適正化等について）」において示されているとおり、「多剤処方による有害事象を減少させるための減薬手法例」の一つとして「米国の老年医学分野において広く活用されている」ものと承知しているが、御指摘のように「国際基準」であるとは認識していないため、このことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

三の５の前段について

御指摘の「「多剤投与」の定義」及び「慢性疾患の併存や医師の裁量」の「考慮」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「多剤投与」に関しては、厚生労働省医薬・生活衛生局長（現在の厚生労働省医薬局長）が参集を求めて開催する、高齢者の薬物療法に関する専門的知見を有する有識者等により構成される「高齢者医薬品適正使用検討会」が平成三十年五月に取りまとめた「高齢者の医薬品適正使用の指針（総論編）」において、「多剤服用の中でも害をなすものを特にポリファーマシーと呼び、・・・ポリファーマシーは、単に服用する薬剤数が多いことではなく、それに関連して薬物有害事象のリスク増加、服薬過誤、服薬アドヒアランス低下等の問題につながる状態である。何剤からポリファーマシーとするかについて厳密な定義はなく、患者の病態、生活、環境により適正処方も変化する」とされており、「ポリファーマシーの是正に際しても、一律の剤数／種類数のみに着目するのではなく、安全性の確保等からみた処方内容の適正化が求められる」ことを示しているところである。

三の５の後段について

お尋ねの「与えた影響」の「評価結果」については把握していない。なお、令和七年四月三日に開催された社会保障審議会医療保険部会の資料三「第三期医療費適正化計画の実績評価及び第四期全国医療費適正化計画について」において、「第四期医療費適正化計画（二千二十四～二千二十九年度）の目標と進捗状況（全国）」の「多剤投与の適正化」の「適正化効果額」として「約九百六十八億円（半減の場合）」と示しているところである。

三の６について

御指摘のように「政府は本施策により年間約二千億円の医療費削減が可能と推計」していないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

三の７について

個別の御指摘の「民間調査等」に関し、お答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、御指摘の「現行推計」については、基本方針に定める「式」により三の５の後段についてで述べたとおり算定しているところであり、これが御指摘のように「過少である」とは考えていない。

消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十二日　　浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問主意書

消費者物価高騰が続く中、国民の間では税負担の軽減を求める声が急速に高まっている。令和七年五月に実施された複数の世論調査（ＦＮＮ「五月世論調査」、朝日新聞「五月世論調査」、選挙ドットコム×ＪＸ通信社「ハイブリッド意識調査」）では、消費税の減税や廃止を求める意見がいずれも七十パーセントを超えており、減税支持の世論が過去最高水準に達していることが明らかとなった。こうした国民の声に対して、一部の言論人やインフルエンサーが「消費税減税はインフレを加速させ、国民生活を更に苦しめる」等と主張している。その背景には、政府が物価高騰対策として減税や給付を検討しているという報道や、財政再建を重視する立場からの反発があるものと考えられる。

しかし、これらの言説には、金融政策・世界経済・物価構造・財政運営・制度設計等の複数の観点から、実証的かつ政策的に不適切であるとの疑義がある。さらに、過去の消費税増税時における政府の見解を参照すると、消費税率の引上げによる経済への影響を緩和するため、軽減税率の導入やポイント還元制度などの対策が講じられてきた。例えば、平成三十年十月十五日の臨時閣議における総理発言では、消費税率引上げによる経済的影響を確実に平準化できる規模の予算を編成する旨が示されている（首相官邸「消費税率引上げとそれに伴う対応について」）。

このように、消費税減税がインフレを加速させるとの見解は政策的・統計的に妥当性を欠くものである可能性があり、現時点における我が国の消費税減税を巡る以下の論点について、質問する。

一　金融政策とインフレ見通しについて

日本銀行は令和六年、マイナス金利を解除し、金融政策の正常化を進めている。この状況下での消費税減税は、金融引締めの補完的効果を持ち得るため、過度にインフレを加速させるとは考えにくい。「金融政策決定会合の議事要旨」（令和七年一月二十三日、二十四日開催分）等から明らかであるように、政策金利の引上げはインフレ目標の達成に向けた調整の一環とみなすことが合理的であると考える。

１　平成二十五年六月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（以下「骨太の方針」という。）」において、「日本銀行による量的・質的金融緩和の着実な推進と、政府による機動的なマクロ経済政策運営や成長力強化への取組等が相まって、デフレからの早期脱却と持続的な経済成長を実現していく」旨の方針が掲げられた。過去の政府見解及び日本銀行の金融正常化等の金融政策を踏まえた上で、消費税減税がインフレを加速させるとの主張は妥当か否か、その根拠と併せて政府の見解を示されたい。

２　前記一の１について、消費税減税がインフレを加速させるおそれがあるとの見解の場合、その前提条件及び可能性の程度について、具体的なエビデンスと併せて示されたい。

二　世界経済と内需の乖離について

平成二十六年四月に消費税率引上げが行われた後、内閣府は同年五月、「月例経済報告等に関する関係閣僚会議資料」において、日本経済の先行きについて「駆け込み需要の反動により弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現するなかで、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている」と評価している。現在の世界経済について、ＩＭＦ及びＯＥＣＤによる令和七年の世界経済見通しでは、世界経済は低成長・高不確実性の状態にあり、外需主導の景気回復が困難な状況である。これらを踏まえると、内需を下支えする政策が求められており、消費税減税はその有力な選択肢であると考える。以上を踏まえ、消費税減税が日本経済に与える影響について、政府の現在の評価及びその根拠を明らかにされたい。

三　インフレ構造の変化について

近年の物価上昇は主にコストプッシュ型インフレであり、エネルギー価格や輸入物価が安定化する中、今後はむしろデフレ懸念の再燃が指摘されている。需要過熱によるインフレリスクを過大視するのは非現実的である。エネルギー価格の安定化によりコストプッシュ型インフレが沈静化する中で、消費税減税と物価の関係に関する政府の見解を示されたい。

四　社会保障費及び歳出改革の可能性について

「消費税減税はインフレを加速させ、国民生活を更に苦しめる」との主張の背景として「社会保障費は削減できない」との見解が見受けられるが、財政制度分科会（令和五年九月二十七日開催）議事録にあるとおり、令和六年度の社会保障給付費は約百四十兆円であると推計されていた。そのうち二～三パーセントの効率化は決して不可能ではないと考える。対象を限定したり、ＩＣＴ導入により医療費の適正化を図ったりするなど、改革の選択肢は複数存在する。社会保障制度について、私は第二百十七回国会において複数の質問主意書を提出し多数の問題点を指摘している。

1　社会保障給付費の一部を見直すことにより、消費税減税の財源とすることの実現可能性について、制度的・技術的観点から政府の見解を示されたい。

2　財務省の「令和六年度税収見積りに関する説明資料」等によると近年の税収予測は実績と乖離が生じており、直近三年間では計約十兆円程度の上振れとなっており、税収予測と実績にかなりの乖離がみられる。このことから、直近三年間で計約十兆円程度の財源は考慮せず減税しても何ら我が国の財政に影響がないと考える。減税政策において財源を示すことの必要性について、政府の見解を示されたい。

五　税制改正・予算編成の制度改革について

毎年十二月に与党税制調査会において税制改正大綱が決定する現在のプロセスは、六月に閣議決定される骨太の方針における戦略的意思決定を妨げている。「骨太の方針への税制の方針の明示は財政民主主義の強化につながると考える。しかし、税制の方針は、骨太の方針の段階では具体的に示されておらず、年末の与党税制調査会による非公開協議によって実質的に決定される。このような現在のプロセスでは、歳出改革との整合を前提とした一体的な財政運営が困難である。現在の税制の意思決定プロセスを改め、骨太の方針において税制の方針を決定すべきと考える。現在の意思決定プロセスを改める必要性について、理由と併せて政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出消費税減税がインフレを加速させる旨の主張に係る政府の見解に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

一のお尋ねについて、消費税率の引下げが日本経済や物価に対して及ぼす影響は、一時的に物価を引き下げることも考えられる一方、物価の引下げに伴う購買力の増加や、それにより物価が一定程度押し上げられることも考えられるなど、様々なものが考えられるところ、これらは、内外経済状況等様々な要因によってその程度が異なるため、一概に申し上げることはできない。なお、諸外国の例については、令和七年五月二十六日の参議院決算委員会において、加藤財務大臣が「諸外国では付加価値税という形になりますが、コロナ禍で税率を引き下げた事例がありますが、例えば、ドイツにおいては引下げ前後で価格が変更されていない商品が多数存在をした、あるいはイギリスにおいても飲食店の多くは値下げをしていなかったとの報道もあるものと承知をし、税率引下げ時に相当する値下げがなされたとはなかなか言い切れない、こうした状況もあったのではないかというふうに推察をしております」と述べているとおりである。

また、二及び三のお尋ねについて、消費税は、急速な高齢化を背景に社会保障給付費が大きく増大する中で、国民が広く受益する社会保障に係る費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、社会保障の財源として位置付けられており、消費税率を引き下げることは考えていないため、消費税率の引下げを前提とした検討を行っておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四の1について

お尋ねの「制度的・技術的観点」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年度予算においては、地方交付税分を除いた国分の消費税収は二十・一兆円である一方、国の社会保障四経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用）は三十四・〇兆円と当該税収を大幅に上回っており、その結果、十三・九兆円を国債の発行等により確保する必要がある。こうした中で、消費税については、一から三までについてで述べたとおり、消費税率を引き下げることは考えていないため、消費税率の引下げを前提とした検討を行っておらず、お尋ねについてお答えすることは困難である。

四の2について

消費税については、一から三までについてで述べたとおり、消費税率を引き下げることは考えていないため、消費税率の引下げを前提とした検討を行っていないが、その上で、お尋ねについては、令和七年五月十二日の衆議院予算委員会において、加藤財務大臣が「現在の財政や経済の状況、またＧＤＰ、金利動向を含む経済状況の今後の見通し、また人口減少、少子高齢

化、気候変動といった構造的な変化の動向、さらには、これまでの財政運営に対する評価や今後の財政運営に対する政府の姿勢、また、それを支える制度面の枠組みなども含めた今後の財政運営に対する見通しなどを総合的に勘案した結果として、大事なことは、市場参加者の皆さん方から財政の持続性に対する評価が下されるということでございます」、「我が国として、これまでも厳しい財政事情の中で、災害、コロナなど予想外の事態にも対処してまいりました。そうした中でも対処できたということも、やはりこれまでの財政健全化に対する取組があり、また、それに対する市場からの信認を維持してきたからだと考えているところでございます。」及び「同時に、将来、国民の安全と安心を預かる政府として、今後起こり得る様々な有事に備え財政余力を確保することも重要であると考えておりますので、恒久的な歳出増や歳入減につながる施策については安定的な財源の確保を行っていく、こういった姿勢で取り組んでいくことが必要と考えております。」と述べているとおりである。その上で、同年三月二十五日の参議院財政金融委員会において、同大臣が「これまでも恒久的な措置については安定財源が必要であるという基本的な考え方をお示しをし、その旨説明させていただきました。」と述べているとおりである。

五について

毎年度の「経済財政運営と改革の基本方針」（以下「基本方針」という。）では、税制改革を含む政府の経済財政政策に関する基本的な方針を示しており、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」（令和七年六月十三日閣議決定）においても、今後の税制改革の方針を示しているところである。

その上で、毎年度の税制改正に当たっては、税制は国民に広く負担を求めるものであることから、政府としては、基本方針の下、翌年度予算の閣議決定と併せて、与党税制調査会の議論等を踏まえた具体的な税制改正案を「税制改正の大綱」として閣議決定し、当該閣議決定に係る法律案を国会に提出しているところであり、御指摘のように「現在のプロセスでは、歳出改革との整合を前提とした一体的な財政運営が困難である」とは考えておらず、また、「現在の意思決定プロセスを改める」ことは考えていない。

期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十二日　　浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問主意書

令和六年十月二十七日に実施された第五十回衆議院議員総選挙の際、兵庫県神戸市内において、以下の二つの事案が確認された。

①　期日前投票所（イオンモール神戸南）において、日本維新の会公認の阿部けいし候補（現・衆議院議員）が、自身の氏名が記載されたたすきを着用したまま入場しようとしたため、投票管理者により制止され、最終的にたすきを外して投票を行ったという事案が発生した。

この件については、令和七年六月二日に開催された神戸市会総務財政委員会において、委員長を務める上畠寛弘議員が質疑を行い、神戸市選挙管理委員会事務局から「事実としてそのようなトラブルがあった」との答弁がなされた。また、同委員会での答弁では、公職選挙法第六十条及び第二百二十八条の法解釈に照らし、たすきを着用したまま投票所に入る行為は選挙人の意思決定に影響を与えるものである場合、「投票干渉罪」に該当するおそれがあるとの見解が示された。上畠委員長は、候補者によるこうした行為の重大性を指摘した上で、現場に臨時職員も従事する状況において、兵庫区選挙管理委員会の判断を一定評価しつつも、この件を事務局対応にとどめることなく総務財政委員会における指摘を踏まえ、選挙管理委員会（合議体）において正式に報告の上、今後の対応方針を検討すべきであると要請した。これに対し、事務局は同年六月四日に予定される選挙管理委員会において当該事案を報告・周知するとともに各区の委員会にも共有する旨を答弁し、委員長の指摘についても共有する考えを示した。

②　当該総選挙の投票日当日、神戸市長田区の新長田駅前において、二名の男性が「選挙に行こう」と記されたのぼりを掲出し、通行人と会話していた。両名が着用していた服装は、特定政党のイメージカラーに酷似したお揃いのポロシャツであり、外形的には啓発活動であるものの、実質的には特定の政党又は候補者の選挙運動と見なされるおそれがあると指摘されている。

この件については、令和六年十一月二十八日に開催された神戸市会総務財政委員会において、平井真千子議員が質疑を行った。神戸市選挙管理委員会は、特定候補者を応援している団体が啓発と言いながら、実際には選挙運動をやっていると認められる場合には、公職選挙法第百二十九条に抵触するおそれがあるとの認識を示した。一方、同委員会には実質的な調査権限がないため、対応には限界がある旨の見解も示されている。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　前記①の事案について

1　候補者本人が氏名入りのたすきを着用したまま期日前投票所に入場する行為は、公職選挙法第六十条（同法第四十八条の二第六項により準用）に照らし、投票の自由や秩序を妨げるおそれがあると考えられるが、当該行為の法的評価について、政府の見解を示されたい。また、候補者本人に限らず、支援者や関係者が候補者名や政党名の記載された衣類や物品を携行して入場する行為についても、同様に秩序を乱す行為として制止の対象となるか否か、政府の見解を示されたい。

2　現行法上、投票管理者は秩序を乱す者に対して制止・退出命令を行う権限を有しているが、その運用については自治体ごとに判断や対応が分かれるおそれがある。候補者や当該関係者による選挙人の意思決定に影響を与える行為の制止に関し、選挙管理委員会に対して統一的な運用を促す通知やガイドラインの策定を行う必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

3　神戸市会において、前記①の事案は公職選挙法第二百二十八条の投票干渉罪に該当する可能性があると指摘されているが、警察庁及び兵庫県警察本部（捜査二課）が当該事案を個別・具体的な事案として把握しているか否か示されたい。また、今後、当該事実関係を確

認し調査を行う予定があるか、政府の見解を示されたい。

二　前記②の事案について

1　前記②の事案は、外形上は中立的な啓発活動であっても、服装や言動により特定の政党や候補者を想起させる場合には、公職選挙法第百二十九条に規定する選挙運動に該当する可能性があると考えられる。また、投票日当日において、候補者陣営、政党、宗教団体や労働組合などの支援団体の構成員等が有権者に対して「投票に行ったかどうか」を電話で確認する行為についても、形式上は啓発的言動を装いつつ、実質的には投票行動を監視・誘導する目的があると受け取られる場合には、「啓発を装った選挙運動」との疑念を招きかねない。

このような投票日当日の言動が公職選挙法第百二十九条の趣旨に照らして問題となるか否か、判断基準を示されたい。また、前記事案に対する抑止策の整備及び運用方法について、政府の見解を示されたい。

2　前記②の事案について、現行制度下では選挙管理委員会に実質的な調査権限がなく、司法や捜査機関による判断に委ねられているのが実情である。しかし、このような事実上の公職選挙法違反行為を放置することで選挙の公正性が損なわれるおそれがある。啓発を装った選挙運動を事前に把握し、是正するための行政的調査権限や臨時的勧告制度の新設を含めた制度改正の必要性について、政府の見解を示されたい。

3　前記②の事案に類似した事例が今後、全国的に散見されることが懸念されることから、公職選挙法における「投票所の秩序維持」及び「選挙運動の禁止」に関する具体的行為の態様（服装、表示物、言動等）について、政省令又は総務省通知により類型ごとに整理した明確な基準を策定・発出する必要があると考えるが、政府の方針を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出期日前投票及び投票日当日における啓発活動への投票干渉罪適用の解釈等に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

御指摘の行為が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第四十八条の二第六項において準用する法第六十条に規定する期日前投票所の秩序を乱す者があるときに該当するか否かは、投票管理者において個別具体的な状況に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。また、個別の行為が法の規定に該当するか否かについては、個別具体的な状況に即して判断されるべきものと考えていることから、お尋ねの「統一的な運用を促す通知やガイドラインの策定」が必要とは考えていない。

一の3について

お尋ねについては、個別具体的な事案における捜査機関の活動内容に関わる事柄であり、お答えを差し控えたい。

二の1について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「言動が公職選挙法第百二十九条の趣旨に照らして問題となる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、法に規定する「選挙運動」とは、一般的に、「特定の公職の選挙につき、特定の立候補者又は立候補予定者に当選を得させるため投票を得若しくは得させる目的をもつて、直接又は間接に必要かつ有利な周旋、勧誘その他諸般の行為をすることをいうものである」（昭和五十二年二月二十四日最高裁判所判決）と解されており、個別の行為が法第百二十九条の規定に該当するか否かについては、個別具体的な事実に即して判断されるべきものと考えている。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「前記事案に対する抑止策の整備及び運用方法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、同条の規定に違反して選挙運動をした者は、法第二百三十九条第一項の規定により、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処することとされている。

二の2について

お尋ねの「啓発を装った選挙運動を事前に把握し、是正するための行政的調査権限や臨時的勧告制度の新設」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、選挙運動や政治活動として行われる個別の行為に対して調査等を行う権限を選挙管理委員会に付与することについては、選挙運動や政治活動の自由と密接に関わる事柄であることから、その「必要性」も含め、各党各会派において御議論いただくべきものと考えている。

二の3について

個別の行為が法の規定に該当するか否かについては、一の1及び2について及び二の1についてでお答えしたとおりであり、お尋ねの「類型ごとに整理した明確な基準」の「策定・発出」が必要とは考えていない。

誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十二日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問主意書

平成十一年四月二十七日に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」の「審議会等の運営に関する指針」（以下「審議会指針」という。）では、委員の任命に当たって「委員により代表される意見、学識、経験等が公正かつ均衡のとれた構成になるよう留意する」と規定されている。また、利害関係者の意見聴取等について、「他の関係者の利益との公正な均衡の保持に留意する」と規定されている。

認定ＮＰＯ法人フローレンス創業者の駒崎弘樹氏は、平成二十二年から政策委員として、主に子ども・子育て支援行政に係る政策に関わっている。平成二十二年当時、同法人の主な実績は、同法人が主張する「日本初の訪問型病児保育」であった。しかし、複数の同業他社において、同法人よりも十年以上前から訪問型病児保育の実績がある旨が指摘されており、令和六年六月二日、朝日新聞社は「日本初の非施設型の病児保育サービス」を「日本初の共済型・非施設型の病児保育サービス」に訂正した。

同法人は当該サービスについて、一部において

「日本初の共済型・訪問型病児保育」と言い換えを行っているが、当該サービスは利用の有無にかかわらず定額の料金を徴収するものであり、同業他社との相違は料金体系のみであるため、新規性が高いとは言えない。また、利用しない場合でもあっても料金が発生する点において、利便性及び公益性が優れているとも評価できない。同業他社に、同様の料金体系が普及しておらず、「共済型・訪問型病児保育」という用語は、同法人以外での用例が皆無に等しい。そのため、「共済型・訪問型病児保育」という用語は「日本初」と喧伝するために作り出された造語であり、「日本初の訪問型病児保育」と喧伝していたことは、不当景品類及び不当表示防止法第五条で禁止される誇大広告であるとの指摘がある。

駒崎氏は、平成二十五年十二月六日、読売新聞社に対して、社会企業の方法を寄稿しており、タイトルに「「世界初」「日本初」、はたまた「関東初」」等の文言を入れ新規性を徹底的に強調することで、注目を集めることを奨励している。また、令和元年七月十九日、東洋経済新聞の取材に対して、平成十七年に事業を開始し、間もなくして訪問型病児保育の視察に「厚生労働省の方が視察に来られ二時間ほどヒアリングを受けた」と語っている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府の審議会等の有識者は、学識経験並びに実績等を総合的に勘案して任命すると思料するが、開業から僅か六年ほどの実績しか有さない同法人の代表者を政府委員に任命したのは「日本初の訪問型病児保育」という誇大広告に基づいた実績を評価したことが理由か示されたい。

二　審議会指針に規定される、「他の関係者の利益との公正な均衡の保持に留意する」ため、運営実績がある同業社及び団体で構成される組合ないし協会の関係者等を任命することが一般的と思料するが、平成二十二年当時、単独法人の代表者を任命した理由を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出誇大広告による実績に基づく審議会等の委員の任命に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「政府委員」とは、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条若しくは国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条の規定に基づき設置されている合議制の機関又は「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成十一年四月二十七日閣議決定）にいう「懇談会等行政運営上の会合」の構成員を指すものと考えられるところ、御指摘の「駒崎弘樹氏」が「平成二十二年当時」に「政府委員」に任命等された会合等としては、現時点で把握している限りでは、内閣府の「政府と市民セクター等との公契約等のあり方等に関する専門調査会」があると承知しているが、個別の人事に関する検討の過程については、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。

行政事務標準文字の導入及び電子証明書を用いたｅＫＹＣの制度運用等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十二日

齊藤健一郎

参議院議長　関口　昌一殿

行政事務標準文字の導入及び電子証明書を用いたｅＫＹＣの制度運用等に関する質問主意書

現在、日本の行政データの連携や処理の標準化が進む中で、ガバメントクラウドの導入やガバメントクラウド上で利用される標準化された文字の果たす役割が重要視されている。現在、導入が進められている行政事務標準文字（以下「ＭＪ＋」という。）により、住民票やマイナンバーカードなど行政サービスで使用される文字の統一が進み、業務の効率化と精度向上が期待されている。ＭＪ＋の導入と活用により、重要なアイデンティティとも言える氏名が公的に統一され、正しい字形で様々な領域において適切に扱われることで、個人の尊厳を尊重する基本的な権利が広く実現されることが期待される。そのため、マイナンバーカードの券面及び電子証明書の氏名表記については、早急にＭＪ＋に移行されることが望ましい。

ＭＪ＋への移行に必要な環境整備として、現在、ISO/IEC JTC 1/SC 29において、フォント形式の国際標準であるISO／IEC 14496-22：2019 Open Font Formatに対し、ＭＪ＋で多種多様な字形を実装するために不可欠な「ｂ６４ｋ拡張」の追加に関する議論が行われるなど、国際標準の拡張議論も本格化している。しかし、ＭＪ＋の導入といったデジタルトランスフォーメーションの社会実装を実現するためには、これらのデジュール標準に対して日本国内で必要な拡張を要求・対応していくだけでなく、近年、技術標準として重要であるＵｎｉｃｏｄｅ Ｃｏｎｓｏｒｔｉｕｍなどのフォーラム標準との協働体制も重要である。しかし、デジタル庁の「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」（二〇二四年三月二十九日発行）の二章「ウェブアクセシビリティの基礎」には、ＷＣ３Ｃ（World Wide Web Consortium）のフォーラム標準であるＷＣＡＧ二・〇について「二〇一二年に国際規格のＩＳＯからＷＣＡＧ二・〇の内容をそのまま採用したISO／IEC 40500：2012が出されました。この動きによってＷＣＡＧを規格として使うことができるようになりました。」と記載されており、従来、日本政府はフォーラム標準の活用に消極的であった姿勢が読み取れる。

また、マイナンバーカードの電子証明書の利活用については、マイナンバーカードや内蔵された電子証明書による個人認証を基本とするマイナポータルの普及等により、導入当初から偽造耐性の欠如の危険性が指摘されていた。こうした中、過渡期として容認されていたマイナンバーカードの券面撮影によるホ方式ｅＫＹＣ（electronic Know Your Customer）に代わり、電子証明書を用いた安全なｅＫＹＣが民間サービスにおいても広がりを見せている。直近では、警察庁が二〇二五年五月九日に公示したパブリックコメント「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集において、電子証明書を利用しないマイナンバーカードの券面撮影によるホ方式ｅＫＹＣを廃止する方針が示された。特定個人情報であるマイナンバーや個人を唯一に特定できない氏名を使用しない代わりに、特定個人情報に該当しない電子証明書の発行番号（以下「シリアル番号」という。）を活用することで、マイナンバーカードと健康保険証の一

体化や銀行を含む民間におけるマイナンバーカードの多様な活用が進められている。このようなデジタルトランスフォーメーションにより、行政と民間において、本人確認の利便性と安全性が向上していくと期待される。そのため、電子証明書を用いた安全なｅＫＹＣの導入は安全性と利便性の両面から高く評価される施策である。

また、マイナンバーカードの有効期限は、カード発行時に十八歳以上の場合はカード発行から十回目の誕生日まで、十八歳未満の場合は五回目の誕生日までである。これに対し、電子証明書の有効期限は年齢にかかわらず、電子証明書の発行から五回目の誕生日までである。この点についても、Ｊ―ＬＩＳ（地方公共団体情報システム機構）による新旧シリアル番号のひも付け機能により、民間事業者に追加の負担をかけることなく、更新前後の電子証明書の同一性を把握することが可能となっている。

さらに、マイナポータルの機能整備により、先進諸外国において最重要視されている個人番号利用の履歴を本人が監査できる環境が整いつつある。マイナポータルでは、電子証明書利用時にメールによる通知を設定できるほか、連携する自己情報について、どの行政機関等が照会・提供したか閲覧可能となっている。

しかし、以下の課題が依然として存在している。

住民記録システムの戸籍照合通知において、住民基本ネットワーク統一文字（以下「住基ネット統一文字」という。）に含まれない文字については、コードポイントＵ＋Ｄ７００を設定し外字の字形を付随データとして送信することになっている。これに加え、地方自治体の旧来のＪＩＳ文字コードに依存したシステムからＵｎｉｃｏｄｅへの移行に伴う経過措置として、住基ネット統一文字に含まれる文字であってもＵ＋Ｄ７００を設定する方式での連携が許容されているという背景もある。

Ｕ＋Ｄ７００はＵｎｉｃｏｄｅ上ではハングル文字として定義されている実在のコードポイントであり、本来意図された用途とは異なる形で文字コードを流用していることになる。マイナンバーカードを利用した住民票のコンビニ交付において、住民票印刷前の確認画面等においてハングル文字が表示された事例が報告されている。このような設計は、今後の国際標準やマルチリンガル環境との整合性、さらには、文化的・技術的誤解を招くリスクがあるため、適切な記号への変更も含めた見直しが必要と考える。

また、これまで手書きや個人のＰＣ入力によって開設された銀行口座等には、旧来の文字体系に基づいて登録された氏名が数多く存在すると考えられる。近年、電子証明書を用いたｅＫＹＣによる口座開設や住所変更等のデジタル手続が普及しつつあるが、こうした仕組みでは、氏名や住所などの情報について完全一致を前提とする照合が求められる場合が多い。そのため、ＭＪ＋に未対応の住基ネット統一文字やJIS X 0213など旧来の文字体系を用いて登録された情報との間で表記の不一致が生じ、本人確認を円滑に行うことができないケースも報告されている。今後、文字コード体系の統一や照合処理における柔軟な対応の仕組みの整備が求められる。

この対応には、ＭＪ＋や住基ネット統一文字と旧来の文字セット間での縮退（フォールバック）マッピング（以下「縮退マップ」という。）を整備し共有することが急務である。民間サービスにおける電子証明書を用いたｅＫＹＣによる本人確認の円滑な実施のためにも、信頼性の高い縮退マップの策定が求められる。さらに、ＭＪ＋を実際に利用するための環境整備として、日本国内で必要とされる機能を国際標準へ追加することが急務である。前記デジタル庁の文書に記載されているように、これまで日本政府として関与・利用に消極的であったフォーラム標準に分類される国際標準についても積極的な関与が必要である。例えば、日本国内のみで検討・策定されたＭＪ＋の字形であっても、それをＵｎｉｃｏｄｅ Ｃｏｎｓｏｒｔｉｕｍが管理する字形データベース（ＩＶＤ）に登録できなければ、地方自治体の行政事務を含む一般環境での実用は困難であると思科される。これらのフォーラム標準についても、デジュール標準に限った国際規格と同格として対応する必要がある。

ＭＪ＋の検討は、戸籍統一文字を取り込む形で制定された文字情報基盤に対して、地方自治体が利用する戸籍システムで使われるベンダーが作成した外字を整理し、さらに、実際に外字が利用されているか否かを基準に分別された文字を文字情報基盤に追加する形で行われている。しかし、総務省の「「市区町村が利用する外字の実態調査」報告書」（二〇一二年三月）（以下「外字実態調査」という。）などでも明らかにされているように、実際に行政の現場で利用されている文字について五万字を超える大量の同定不可能文字（不明文字）が認知されており、現在も地方自治体ごとにＭＪ＋への同定作業が行われている。

なお、デジタル庁は、ＭＪ＋は地方自治体向けに限定された仕様であり、民間での利用は想定していないとしている。しかし、税務関係を始めとする各種行政文書やマイナンバーカードの券面、電子証明書を用いたｅＫＹＣ等の民間利用も含め、今後どの文字セットを標準として扱うべきかという問題については、住基ネット統一文字にとどまらず、ＭＪ＋も含めた継続的な議論と制度設計が必要であると考えられる。

以上を前提に、以下質問する。

一　住民記録システムにおいて、住基ネット統一文字に存在しない文字についてはＵｎｉｃｏｄｅで実在するハングル文字に割り当てられたコードポイントＵ＋Ｄ７００が外字を利用するためのキーとして設定されており、住民票印刷前の確認画面等において表示された事例が確認されている。このような実在文字を識別不能な文字の代替として用いることは、技術的な整合性や国際的配慮の観点から問題があると考えるが、当該コードポイントを選定した経緯及びその判断根拠を明らかにされたい。また、将来的には記号等への変更を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　二〇二〇年に実施されたマイナポイント施策によって発行枚数が急増したマイナンバーカードについて、その電子証明書の五年更新が本格化する中、電子証明書のシリアル番号については、Ｊ―ＬＩＳによる新旧シリアル番号のひも付け機能が提供されている。しかし、これによりマイナンバーカード更新後も過去のシリアル番号が実質的に追跡可能となる場合、「永続性がない」として特定個人情報に該当しないとしてきた前提と矛盾する懸念がある。新旧シリアル番号のひも付けについて、マイナンバーカードを更新した後も維持されるか否か、その制度的・技術的な設計及び個人情報保護制度との整合性について政府の見解を明らかにされたい。

三　マイナンバーカードの電子証明書を用いたｅＫＹＣが広がる中で、住民票記載の氏名と銀行等の既存顧客情報との間に異体字等の差異がある場合、照合不一致となる事例が想定される。今後、照合精度と実務の円滑性を両立させるには、氏名表記の照合が一致する許容範囲を明確にするとともに、縮退マップの整備が不可欠と考える。こうした基準や縮退マップの整備状況を示されたい。また、国際標準としての適合性をどのように確保していくのか、政府の見解を示されたい。

四　マイナポータルでは、電子証明書の利用通知や行政機関による情報連携の履歴確認機能が提

供されているが、これらの機能は十分に周知されておらず、利用実態も明らかになっていないと思料する。当該通知機能を有効化している利用者数及び履歴確認機能の利用回数の実績を示されたい。また、紙媒体による情報連携については履歴が記録されないとされるが、行政の透明性を高める観点から、全ての情報連携についてマイナポータル上での記録・閲覧を可能とすることが必要と考えるが、政府の見解を示されたい。

五　ＭＪ＋が地方自治体で活用され、全ての行政事務を効率良く一つの文字基盤の上で遂行するためには、実際の行政事務で利用されている外字が全て同定されＭＪ＋に包含される状態になることが不可欠と考える。地方自治体の行政事務で利用される外字について、外字実態調査により文字情報基盤に同定不可能文字（不明文字）が多数存在することが判明していた中で、ＭＪ＋の策定に当たり、戸籍システムのベンダーが作成した外字に限って整理するという方針を決めた背景を明らかにされたい。また、行政事務で利用されている外字のＭＪ＋への同定作業には専門性のある判断が必要となる場面も多いと思われるが、政府による地方自治体への支援の状況及び将来的にＭＪ＋へ取り込んでいく予定について、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員齊藤健一郎君提出行政事務標準文字の導入及び電子証明書を用いたｅＫＹＣの制度運用等に関する質問に対する答弁書

参議院議員齊藤健一郎君提出行政事務標準文字の導入及び電子証明書を用いたｅＫＹＣの制度運用等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

前段のお尋ねについては、御指摘の「住基ネット統一文字」は、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）の構築に当たり、住基ネットで使用する独自の文字として作成されたものであるところ、「住民記録システム」に記録されている情報を住基ネットを通じて送信等するに当たり、当該「住民記録システム」において使用される文字のうち、「住基ネット統一文字」に含まれないものを識別するための符号としての「コードポイント」の一つとして「Ｕ＋Ｄ７００」の文字列が選定されたものであるが、これは、「Ｕｎｉｃｏｄｅ」とは無関係に行われたものである。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「記号等への変更」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方公共団体情報システム（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）の標準化により、御指摘の「住民記録システム」において使用される文字が「ＭＪ＋」（以下「行政事務標準文字」という。）に統一されることに伴い、行政事務標準文字の各文字と住基ネットにおいて使用される各文字との対応を識別するための文字列を設定することとしている。

二について

お尋ねの「マイナンバーカードを更新した後も維持されるか否か、その制度的・技術的な設計及び個人情報保護制度との整合性」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、「新旧シリアル番号のひも付け」については、認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第四十四条第一項に規定する認証業務情報をいう。）を用いて行われるものであり、その保存期間を超えて署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の「シリアル番号」が提供されることはない。

三について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「こうした基準や縮退マップの整備状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、デジタル庁においては、地方公共団体情報システムにおいて使用される行政事務標準文字とスマートフォン等において使用される文字との対応表の整備を進めているところである。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「国際標準としての適合性」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四について

前段のお尋ねについては、御指摘の「電子証明書の利用通知」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、令和七年五月末時点で、利用者証明用電子証明書を利用してマイナポータルにログインした際に電子メールによる通知を受ける設定をしていた利用者の数は約三千九十二万人である。また、令和六年四月から令和七年三月までの間において、「行政機関による情報連携の履歴確認機能」が利用された回数は、約三百七十九万回である。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「全ての情報連携」の意味するところが必ずしも明らかではないが、行政機関が御指摘の「紙媒体」により行う個人情報の提供等の記録については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）等の関係法令の規定に基づき、各行政機関において当該行政機関が保有する個人情報の開示の請求に係る手続を整備している一方、当該記録を網羅的に把握するためには膨大な作業を要することから、当該記録についてお尋ねのように「マイナポータル上での記録・閲覧を可能とすること」は考えていない。

五について

前段のお尋ねについては、行政事務標準文字の策定を効率的に進める観点から、デジタル庁において、市区町村の戸籍情報システムが管理する文字の整備に係る既存の事業の成果を活用することとしたものである。

後段のお尋ねについては、地方公共団体情報システムの標準化に際し、各地方公共団体において、その使用する外字等の行政事務標準文字への同定を行うこととなるが、同庁においては、当該同定に係る手順書や支援ツールの提供等を行ってきたところであり、引き続き、必要な支援に努めてまいりたい。

医療費適正化計画における数値目標及び効果検証の妥当性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十三日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

医療費適正化計画における数値目標及び効果検証の妥当性に関する質問主意書

政府は、「第四期医療費適正化計画」において、後発医薬品（ジェネリック）及びバイオ後続品の使用促進、特定健診・特定保健指導の実施率向上などを重要な柱として掲げ、医療費の適正化と健康寿命の延伸を図るとしている。しかし、これらの施策について、数値目標の設定根拠が曖昧であること、実施状況と目標との乖離が大きいこと、政策効果の検証手法に課題があることなどの問題点

が、複数の関係者から指摘されている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する目標と課題について

1　第四期医療費適正化計画における後発医薬品の使用促進目標が、医療費を基にした金額シェアではなく数量シェアで設定されている理由を示されたい。また、後発医薬品の使用割合について、数量シェアは二〇二三年度時点で約八十％であり、金額シェアは約五十六％である現状を踏まえ、金額シェアがこれまで目標指標として採用されなかった理由を示されたい。

2　前記一の1に関し、金額シェアが伸び悩んでいる要因である高薬価ジェネリックの普及状況、先発薬との価格差、調剤報酬制度の構造等について、政府としてどのように分析し、評価を行っているか示されたい。

3　今後、医療費適正化の効果を可視化する上で、「数量」ではなく「金額」を基準とした使用割合や実際の医療費削減額を目標又は成果指標として使用する必要性があると考えるが、政府の見解を示されたい。

4　バイオ後続品の使用促進に関して、品目によって置き換えの進捗に大きな差が生じている。その要因である医師・患者の受容性、製品供給体制、保険上の経済的誘因等について、政府は分析しているか示されたい。また、置き換えの進捗の差を是正するための政府の対応方針を示されたい。

二　特定健診・特定保健指導の実施と効果検証について

1　特定健診・特定保健指導については、制度創設から十五年以上が経過しているにもかかわらず、政府が目標設定した実施率が全く達成されていない状況にある。この点について、政府は現状をどのように認識し、何らかの改善措置・目標の見直し等を検討しているか示されたい。

2　特定保健指導の目標である「腹囲二センチメートル減」、「体重二キログラム減」などを達成することは、どのような医学的・疫学的成果（生活習慣病予防、医療費削減等）と具体的に結びついているのか、また、その効果が科学的にどの程度立証されているか示されたい。

3　特定保健指導による医療費適正化効果が約六千円との実証研究（二〇一三年度受診者・二〇一九年度医療費ベース）に関して、当該成果の費用対効果の評価（健診費用・人件費・行政経費等を含むコストとの比較）、ネットベネフィット分析がなされているかを明らかにされたい。

4　前記実証研究について、エビデンスの水準（ランダム化比較試験（ＲＣＴ）の有無、傾向スコアマッチング等の交絡調整の有無）、研究方法の妥当性、査読の有無、学術誌での公開状況等、客観的な信頼性の評価に関する政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出医療費適正化計画における数値目標及び効果検証の妥当性に関する質問に対する答弁書

一の1の前段及び3について

御指摘の「成果指標」の意味するところが必ずしも明らかではないが、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第二百三十四号。以下「基本方針」という。）においては、「令和十一年度末までに医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で八十パーセント以上とする主目標並びにバイオ後続品に八十パーセント以上置き換わった成分数を全体の成分数の六十パーセント以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを六十五パーセント以上とする副次目標が設定されたことを踏まえ、第四期都道府県医療費適正化計画の計画期間の最終年度の令和十一年度に、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを八十パーセント以上とする目標・・・及び後発医薬品の金額シェアを六十五パーセント以上とする目標を設定することが考えられる」としており、必ずしも御指摘のように「第四期医療費適正化計画における後発医薬品の使用促進目標が、医療費を基にした金額シェアではなく数量シェアで設定されている」ものではないが、いずれにせよ、この記載は、令和六年三月十四日に開催された第百七十六回社会保障審議会医療保険部会の資料一「後発医薬品に係る新目標について」において示した「現下の後発医薬品を中心とする供給不安や後発医薬品産業の産業構造の見直しの必要性に鑑み、医療機関が現場で具体的に取り組みやすいものとする観点も踏まえ、現行の数量ベースの目標は変更しない」、「バイオ・シミラーについては、副次目標を設定して使用促進を図っていく」及び「バイオシミラーの使用促進や長期収載品の選定療養等により、後発医薬品の使用促進による医療費の適正化を不断に進めていく観点から、新たに金額ベースで副次目標を設定する」といった「基本的考え方」に基づくものである。

なお、基本方針においては、使用割合の数値目標として、「後発医薬品の数量シェアを八十パーセント以上とする目標・・・及び後発医薬品の金額シェアを六十五パーセント以上とする目標を設定することが考えられる」と定めており、御指摘の「医療費削減額」の目標ではないが、令和七年四月三日に開催された第百九十三回社会保障審議会医療保険部会の資料三「第三期医療費適正化計画の実績評価及び第四期全国医療費適正化計画について」において、「第四期医療費適正化計画（二千二十四～二千二十九年度）の目標と進捗状況（全国）」の「後発医薬品・バイオ後続品の使用促進」の「適正化効果額」として「約二千百八十六億円」と示しているところである。

一の1の後段について

御指摘の「これまで」の「目標指標」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和元年から令和五年までの医療費適正化計画の期間（以下「第三期医療費適正化計画期間」という。）の基本方針における「後発医薬品の使用促進に関する数値目標」と解すれば、平成二十五年四月に厚生労働省が策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、「新たな目標の設定にあたっては、国際的な比較が容易にできることも踏まえ、後発医薬品に置き換えられる先発医薬品及び後発医薬品をベースとした数量シェアとすることとする」

と示しており、これも踏まえ、第三期医療費適正化計画期間においては、基本方針において、「後発医薬品の使用促進に関する数値目標」について、「後発医薬品の使用割合が八十パーセント以上に到達しているとする目標を設定すること・・・も考えられる」としていたものである。

一の2について

御指摘のように「金額シェアが伸び悩んでいる要因」として「高薬価ジェネリックの普及状況、先発薬との価格差、調剤報酬制度の構造」について「分析し、評価を行って」いないが、いずれにせよ、御指摘の「金額シェア」については、令和四年度から令和六年度までの医薬品価格調査の結果によると、令和四年度は五十二・二パーセント、令和五年度は五十六・七パーセント、令和六年度は六十二・一パーセントと着実に増加しており、「金額シェアが伸び悩んでいる」との御指摘は必ずしも当たらないものと考えている。

一の4について

御指摘の「差」に係る「医師・患者の受容性、製品供給体制、保険上の経済的誘因」について「分析して」いないが、御指摘の「バイオ後続品の使用促進」に係る「分析」については、令和六年九月に厚生労働省が策定した「バイオ後続品の使用促進のための取組方針」において、「バイオ医薬品が使用できる疾患領域の中でもバイオ後続品の使用できる対象疾患はさらに限られているため、バイオ後続品を採用している医療機関はまだ多くはないのが現状であり、国民におけるバイオ後続品の認知度は十六・六パーセントと低い」、「バイオ後続品の開発・生産等においては、バイオテクノロジーや高度な品質管理技術等を用いるため、化学合成品の後発医薬品とは生産工程や品質管理、産業構造等が大きく異なる。したがって、バイオ後続品メーカーは、専門人材や多額の開発・製造費用を要し、初期投資も膨大であるという製造上の課題がある」、「バイオ医薬品は化学合成品に比べて薬価が高額なものが多く、特に高額なバイオ後続品については高額療養費制度が適用されることで先行バイオ医薬品を使用した場合とバイオ後続品を使用した場合で自己負担額が変わらず、バイオ後続品を使用するインセンティブが患者に生じないことがある。しかし、医療保険制度の持続可能性を高める観点から、バイオ後続品の使用を促進することは、避けて通れない重要な施策であるため、バイオ後続品を使用するメリット等を患者・国民に理解いただくため、継続的に普及活動を行っていくことが必要である」としているとおりである。その上で、御指摘の「置き換えの進捗の差を是正する」のではなく、「置き換えの進捗」が遅れているものも含め、全ての「バイオ後続品」の「使用促進」に向けて取り組んでまいりたい。

二の1について

御指摘の「改善措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、厚生労働省のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表している「二千二十三年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況について」において、特定健康診査（法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の「実施率」は、令和三年度は五十六・五パーセント、令和四年度は五十八・一パーセント、令和五年度は五十九・九パーセント、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の「実施率」は、令和三年度は二十四・六パーセント、令和四年度は二十六・五パーセント、令和五年度は二十七・六パーセントとそれぞれ上昇傾向にあり、引き続き、御指摘の「実施率」を向上すべく、令和六年度からは、これまでの目標値（特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の実施に係る目標値をいう。）は維持した上で、同省が医療保険者等向けに作成した「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第四・二版）」（令和七年六月厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室作成）において、「利用者の利便性確保の観点から、特定保健指導の対象者の利用環境や働き方に合わせて遠隔面接等を受けることは可能である」こと、「特定健康診査の受診後早期に面接を行うことで、健康意識が高まっている時に受診者に働きかけることができるため、全ての検査結果が判明しない場合でも、次のとおり、特定健康診査実施日から一週間以内において初回面接の分割実施を可能とする」こと等を示すとともに、同手引きについて、ホームページ等を通じて周知すること等に取り組んでいるところである。

二の2について

お尋ねについては、例えば、厚生労働省健康局長（現在の厚生労働省健康・生活衛生局長）及び保険局長が参集を求めて開催する、医療保険者や特定健診等に関する専門的知見を有する有識者等により構成される「第四期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において、令和三年十二月九日に開催された第一回同検討会の資料二―三「特定保健指導のモデル実施の効果検証分析」の「A：モデル実施導入前後の比較」における「従来の積極的支援終了者と同様に、モデル実施者（モデル実施終了者及びモデル実施未達成者で積極的支援終了者）は、積極的支援未実施者と比較して、翌年度の健診時に、ほとんどの検査項目で数値の改善傾向を認めた」ことが確認されているところである。

二の3及び4について

御指摘の「実証研究」を令和三年度に厚生労働省が実施した「第四期医療費適正化計画に向けた特定健診・特定保健指導に係るエビデンス評価のための分析等業務」（以下「本業務」という。）と解すれば、本業務においては、御指摘のような「当該成果の費用対効果の評価（健診費用・人件費・行政経費等を含むコストとの比較）、ネットベネフィット分析」は行っていないが、本業務に係る「第四期医療費適正化計画に向けた特定健診・特定保健指導に係るエビデンス評価のための分析等業務一式　調達仕様書」に基づき、「特定保健指導が必要とされた対象群において、実施群と未実施群間での比較」をし、「実施群」の医療費と「未実施群」の医療費を比較しており、本業務の実施に当たっては、学識経験者からなる検討委員会を設置し、当該委員会において効果検証の評価が行われ、その上で、本業務の結果について、ホームページにおいて公表しているところであり、お尋ねのように「客観的」に「信頼性」のあるものであると考えている。

武雄アジア大学の設置認可に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十三日

参議院議長　関口　昌一殿　　浜田　聡

武雄アジア大学の設置認可に関する質問主意書

学校法人旭学園は、佐賀県武雄市における「武雄アジア大学（仮称）」の設置認可を文部科学省に申請したと承知している。しかし、同大学の設置

計画には、財政的負担の不透明さや地域住民への説明不足、さらには、武雄市の行政運営における一連の不適切な判断が背景にあり、設置認可の妥当性について、重大な懸念が存在する。

文部科学省は大学設置認可の審査において、教育の質の確保、地域社会との連携、財政的持続可能性等を厳格に評価する必要がある。以下に示す事実及び懸念に基づき、武雄アジア大学の設置認可を行うべきではないと考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　財政負担及び地域住民への影響について

武雄市は令和七年五月、耐震補強工事による長寿命化を計画していた市文化会館大ホールについて、物価高騰等による事業費の上振れを理由に計画を廃止し解体する方針を決定した。当該方針転換は財政難を理由とするものであるにもかかわらず、武雄市は武雄アジア大学の誘致に際し、十三億円の税金を投入し、市有地を一定期間無償提供する計画を進めている。市民生活に直結する文化施設の廃止と引換えに、大学誘致が優先された形であると考える。このような財政的優先順位の決定は、地域住民の理解を得ることができておらず、むしろ反発を招いている。こうした地域住民への影響や財政的負担の妥当性について、文部科学省の評価を示されたい。

二　大学設置認可基準及び説明責任について

武雄アジア大学の設置計画については、事前のパブリックコメントや市民への説明が十分に行われていないとの指摘がある。行政の透明性や説明責任が欠如していると考えるが、文部科学省の大学設置認可基準において、地域住民との合意形成や行政の透明性はどのように考慮されるのか示されたい。また、こうした状況下における設置認可申請について、どのように審査を行う予定であるか示されたい。

三　教育の質及び大学の持続可能性について

学校法人旭学園は小規模な学校法人であり、財政基盤や運営実績に不安があると指摘されている。佐賀県内には現在、四年制大学が二校のみと少なく、大学の設置が地域活性化に寄与する可能性がある一方で、過度な財政負担や運営の持続可能性が確保されない場合、地域に更なる混乱をもたらすリスクがある。文部科学省は武雄アジア大学の教育の質や長期的な運営の持続可能性について、どのような基準で審査を行う予定であるか示されたい。また、財政基盤が脆弱な学校法人による大学設置が地域に与えるリスクをどのように評価する方針であるか示されたい。

四　行政の姿勢及び市民軽視の懸念について

大学設置計画に係る武雄市の判断には、「市民は難しいことはわからない」、「市民は黙って従うだろう」とする行政の姿勢が背景にあるとの指摘がある。こうした姿勢は、市民との信頼関係を損なうものである。特に、大学設置のような大規模な事業においては慎重な対応が求められる。文部科学省は設置認可の審査において、設置先の地方自治体の行政姿勢や市民との関係性をどのように評価する予定であるか示されたい。また、事前のパブリックコメントや市民への説明を十分に行わないまま進められた大学設置計画に対し、認可を与えることの妥当性について、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十四日

参議院議長　関口　昌一殿

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議員浜田聡君提出武雄アジア大学の設置認可に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出武雄アジア大学の設置認可に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「地域住民への影響や財政的負担の妥当性」については、武雄市において判断されるべきものと考えており、文部科学省は評価する立場にない。

二から四までについて

お尋ねの「文部科学省の大学設置認可基準において、地域住民との合意形成や行政の透明性はどのように考慮されるのか」、「大学設置が地域に与えるリスク」、「設置先の地方自治体の行政姿勢や市民との関係性」及び「事前のパブリックコメントや市民への説明を十分に行わないまま進められた大学設置計画」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねについては、個別の事案に関することであり、お答えを差し控えたい。なお、一般論として、大学の設置認可に関しては、大学設置・学校法人審議会において、名称、教育課程、教育研究実施組織（大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第七条第一項に規定する教育研究実施組織をいう。）、校地、校舎等の施設、設備等について、「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」（平成十五年文部科学省告示第四十五号）に基づき、大学設置基準等に適合しているかなどについて審査し、さらに、私立大学については、学校法人の財務の計画や管理・運営の方法等について、「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準」（平成十九年文部科学省告示第四十一号）に適合しているかなどについても審査し、文部科学大臣に答申を行い、その上で、同大臣が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に基づき認可に関する処分を行うこととなっている。

中国企業のＣＭへの日本人タレントの出演に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十三日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

中国企業のＣＭへの日本人タレントの出演に関する質問主意書

中国企業ファーウェイ・ジャパンのスマートウォッチ「ＨＵＡＷＥＩ　ＷＡＴＣＨ　ＧＴ」シリーズのブランドＷｅｂ　ＣＭに、日本を代表する著名なタレントである木村拓哉氏が出演し、二〇二五年四月から公開されている。このことは、安全保障や経済的観点から議論を呼んでおり、国民の間に懸念の声も存在する。以上を踏まえて、以下質問する。

一　安全保障上の懸念について

政府は二〇一八年十二月、ファーウェイを含む中国企業の一部製品を政府調達から事実上排除する方針を決定し、重要インフラを担う民間企業にも同様の対応を促している。これは、中国政府による情報収集やスパイ活動にファーウェイ製品が利用される可能性について国際的に指摘されているためである。著名な日本人タレントがファーウェイのＣＭに出演し、消費者向け製品の認知度や好感度を高めることは、国民に誤った安心感を与え、安全保障上のリスクに対する認識を薄めるおそれがあると考えるが、政府の見解を示されたい。

二　米中関係と日本の立場について
　米中間の技術覇権争いの中で、日本は米国と協調し経済安全保障の観点からファーウェイ製品を政府関連システムから排除している。一方で、消費者向け製品は日本市場で販売が継続されている。著名なタレントをＣＭに起用することにより、ファーウェイの日本市場での浸透が進む可能性がある中、米国との同盟関係や日本の国益とのバランスについて、政府の見解を示されたい。
三　国民への影響及び対応について
　ファーウェイに対する安全保障上の懸念を背景に、一部の国民からは日本人タレントのＣＭ出演に対し否定的な意見も見受けられる。こうしたＣＭ出演が国民のリスク認識や世論に与える影響をどのように評価しているか、政府の見解を示されたい。また、消費者向け製品の利用に関し、国民への注意喚起や情報提供を行う方針はあるか示されたい。
　質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。
　右質問する。

令和七年六月二十四日
内閣総理大臣　石破　茂
参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出中国企業のＣＭへの日本人タレントの出演に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出中国企業のＣＭへの日本人タレントの出演に関する質問に対する答弁書

一から三の前段までについて
　お尋ねの「ＣＭ」への起用や出演については、個別の事業者の活動に関する事項であり、それに係るお尋ねについて、政府としてお答えすることは差し控えたい。
三の後段について
　お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、製品の安全性等については、必要に応じて、関係府省庁がそれぞれの所掌事務に基づき、情報提供等の取組を行っているところである。

災害の予言報道による観光業への影響及び政府の対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十三日
浜田　聡
参議院議長　関口　昌一殿

災害の予言報道による観光業への影響及び政府の対策に関する質問主意書

漫画「私が見た未来」（たつき諒・一九九九年）は、二〇一一年三月の大災害を予言しており、東日本大震災を的中させたとして話題となった。その後、新たな要素を加え出版された「私が見た未来　完全版」（二〇二一年）では、二〇二五年七月の大災害（地震、津波、隕石衝突等）を予言している（以下「二〇二五年予言」という。）。
　二〇二五年予言については、テレビ番組や新聞等で大々的に報道された。ＮＨＫは二〇二五年四月二十六日、香港や台湾における日本旅行のキャンセルや香港のグレーター・ベイ航空の仙台便・徳島便減便を報じた。毎日新聞は同年五月十五日、科学的根拠のない予言がインターネットやＳＮＳで拡散し、不安が増幅していると指摘した。ＣＮＮは同年五月二十日、香港における日本旅行の予約半減や東南アジアでの影響を報じ、読売新聞は同年六月二日、フェイクニュースとしての問題を強調している。
　東日本大震災的中による同書の注目度が二〇二五年予言への関心を高めるとともに、報道が観光業の低迷を招き国民の不安を煽ることで、社会的混乱が生じている。
　以上を踏まえて、以下質問する。
一　報道による予言への影響
　「私が見た未来」が二〇一一年三月の東日本大震災を的中させたとする報道が二〇二五年予言への信頼感を高め、観光業低迷や国民の不安増幅に及ぼした影響について、政府はどのように認識しているか示されたい。訪日客減少、航空便減便、ＳＮＳでのパニック、備蓄品の過剰購入等の具体的な影響に関して、政府の把握状況を示されたい。
二　科学的根拠の欠如への対応
　毎日新聞が指摘するとおり、二〇二五年予言は科学的根拠を欠いており、気象庁も日時や場所を特定した地震予知は不可能と表明している。東日本大震災的中による話題性が二〇二五年予言の信憑性を過剰に高め、メディアが科学的検証を十分に行わないまま報道した結果、不安や混乱が拡大した。メディアの中でも特に影響力の大きな各テレビ局に対し科学的根拠に基づく報道を促すため、政府はどのような指針を有しており、また、どのような働きかけを行う予定か示されたい。
三　観光業への影響と対策
　香港の大手航空会社の減便に関する報道や、香港からの旅行予約が半減したとの報道を受け、訪日観光需要が低下した可能性がある。東日本大震災的中を背景とする二〇二五年予言の影響力を踏まえ、政府は観光業への経済的影響を軽減し、海外に向けた日本旅行の安全性の発信等の観光振興策をどのように講ずるか示されたい。
　質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。
　右質問する。

令和七年六月二十四日
内閣総理大臣　石破　茂
参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出災害の予言報道による観光業への影響及び政府の対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出災害の予言報道による観光業への影響及び政府の対策に関する質問に対する答弁書

一について
　お尋ねの「観光業低迷や国民の不安増幅に及ぼした影響」及び「ＳＮＳでのパニック、備蓄品の過剰購入等の具体的な影響」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、本年一月から五月までの訪日外国人旅行者数については、前年同時期と比べて二十三・九パーセント増加し、千八百十四万百人となっている。また、本年六月第二週の国際線の定期便の便数については、前年同時期と比べて十四・五パーセント増加している。
二について
　御指摘の「科学的根拠に基づく報道」及び「指針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論として、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第四条第一項の規定により、放送事業者（同法第二条第二十六号に規定する放送事業者をいう。以下同じ。）は、同

法第二条第二十八号に規定する放送番組の編集に当たっては、同項各号の定めるところによらなければならないこととされている。同項の規定については、放送事業者において自律的に遵守することが基本であるところ、放送事業者において自らの行為が同項の規定に抵触すると認められる旨を公表した場合等に政府においてこれを確認し、当該行為が同項の規定に抵触すると認められるときは、個別具体的な状況に即して必要に応じ、当該放送事業者に対し注意する等の行政指導を行う考えである。

三について

御指摘の「経済的影響を軽減」及び「日本旅行の安全性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「二〇二五年予言」については、令和七年六月四日の衆議院外務委員会において、鈴木観光庁審議官が「地震の予知につきまして、内閣府や気象庁が、日時と場所を特定した予知は現在の科学的知見からは困難である旨を改めて発信されており、観光庁といたしましても、日本政府観光局、ＪＮＴＯの香港事務所を通じまして、同様の趣旨や、旅行を判断する際は公的な機関による科学的な情報を参照してほしい旨を発信してございます。」と答弁したとおりである。

「日本版チャイナ・ハウス」設立の必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十三日

参議院議長　関口　昌一殿　　浜田　聡

「日本版チャイナ・ハウス」設立の必要性に関する質問主意書

中国共産党が統一戦線工作部などを通じ、海外の政治家・学者・メディア・華僑団体に対する影響力工作を国家戦略として展開していることは国際的に指摘されている。こうした活動は、相手国の世論形成や政策決定過程に干渉し、結果として中国共産党に有利な政治・経済・文化環境を形成することを目的とした、いわば「非軍事的影響力工作」の一環であると考える。

日本においては、戦後初期の在日華僑工作、一九七二年の日中国交正常化前後の政財界・言論界への浸透、天安門事件後の「対中融和」世論の操作、孔子学院や学術支援を通じた教育界への介入など、数十年にわたり様々な影響力工作が繰り返されてきたと思料する。近年では、サイレント・インフィル（静かな浸透）と称される形で、明確な工作であることを悟られないまま、自己検閲や親中的言論の拡大といった形で浸透が進んでいるとの指摘もある。

欧米諸国では、情報共有や立法措置、専門組織の設置を通じて国家戦略としての対処を進めている。特に、米国では二〇二二年、国務省内に「チャイナ・ハウス（中国調整室）」を設置し、省庁横断的に中国の影響力工作への対応に当たっている。

これに対し、日本では、中国の国家戦略や思想・歴史観・世論操作戦術を体系的・実証的に研究し、国家政策に反映させるための独立した戦略研究機関が存在しないと認識している。中国研究の蓄積はあるものの、政策実務との連携や情報戦への即応性は著しく不足していると考える。

したがって、影響力工作の実態把握及び対処の両立を図るためには、関係府省・大学・民間研究者等の知見を集約し、政府の対中戦略を中長期的に支える「日本版チャイナ・ハウス（仮称）」の設立が不可欠であると考える。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　中国共産党が海外に対して展開する影響力工作、いわゆる統一戦線工作について、政府はどのような認識を有しているか示されたい。特に、日本国内における過去の影響力工作（在日華僑組織への関与、孔子学院の設置及び政治家・学者・報道関係者への働きかけ等）について、政府の把握状況を示されたい。

二　前記の中国による影響力工作が、日本の政治的独立性、学術的中立性及び言論の自由に与える影響について、政府の評価を示されたい。これまでに何らかの調査・研究・対策を実施した事例がある場合、当該内容を示されたい。

三　中国に関する国家戦略・影響力・情報戦を総合的に把握し分析する米国国務省の「チャイナ・ハウス」のような専門機関の必要性について、政府の認識を示されたい。また、「チャイナ・ハウス」に類似する機関の設置について検討したことがあるか示されたい。

四　日本における中国研究は主に大学・民間において蓄積されているが、これらの研究を国家戦略にいかすための制度的枠組み（例：政策提言、委託研究、政府との連携機構）は十分に整備されているか、政府の見解を示されたい。十分に整備されていないと認識している場合、その改善に向けた方針を示されたい。

五　前記を踏まえ政府直轄又は独立行政法人等の形態により、各府省や大学・民間研究機関と連携して戦略的な中国研究・対中政策提言を行う機関として、「日本版チャイナ・ハウス（仮称）」を設立することについて、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出「日本版チャイナ・ハウス」設立の必要性に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出「日本版チャイナ・ハウス」設立の必要性に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「統一戦線工作」については、例えば、中国共産党統一戦線工作条例において、「統一戦線とは、中国共産党が指導し、工農連盟を基礎とし、全ての社会主義労働者、社会主義事業建設者、社会主義愛国者、祖国統一及び中華民族の偉大な復興に尽力する愛国者の同盟を指す」（仮訳）と規定し、「新時代の統一戦線工作」（仮訳）の「主要任務」（仮訳）として「政党関係、民族関係、宗教関係、階級関係、国内外の同胞関係及び調和を積極的に推進」（仮訳）すること等を規定していると承知している。

また、お尋ねの「孔子学院の設置」については、政府として把握している限りでは、令和七年六月時点で、我が国において、少なくとも十二校が設置されていると承知しているが、「在日華僑組織への関与」、「政治家・学者・報道関係者への働きかけ」、「影響について」の「評価」及び「調査・研究・対策を実施した事例」については、事柄の性質上、また、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることなどから、お答えすることは差し控えたい。

三から五までについて

政府としては、お尋ねの「検討」といった詳細について明らかにすることは差し控えたいが、従前から、「大学・民間において蓄積されている」知見、委託調査等も活用しつつ、政府が保有するあらゆる情報収集の手段と情報源を活用した総合的な分析により、中国に関する情報を可能な限り早期かつ正確に把握するよう努めてきており、現時点でお尋ねのような機関を設置する予定はないが、今後とも必要に応じ、こうした情報の把握の在り方を不断に見直しつつ、適切に対応していく考えである。

ミャンマー国軍総司令官が実施を公言する総選挙に係る日本政府の態度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十三日　　石橋　通宏

参議院議長　関口　昌一殿

ミャンマー国軍総司令官が実施を公言する総選挙に係る日本政府の態度に関する質問主意書

ミャンマーでは、二〇二一年二月一日の国軍による軍事クーデター発生以降、同クーデター及び軍政支配に対し、圧倒的多数の国民が反対・抵抗の声を挙げ続けている。国軍の武力・暴力の行使により既に多くの国民が命や自由を奪われ、三百五十万人以上の国民が故郷を追われて国内避難民となっているほか、千三百二十万人以上（国民の四人に一人）が貧困・飢餓状態に陥っているとも言われている。

こうした中、暴力による支配を続ける国軍のミンアウンライン総司令官は二〇二五年十二月若しくは二〇二六年一月に総選挙を実施すると公言した。現状、国軍が支配下においている地域は全土の半分以下、三割程度にすぎないとも言われており、到底、公正・公平な選挙を行える状況にないと考える。このような状況下における総選挙の強行は、ミャンマー国内情勢の混乱を更に増幅させる結果につながると容易に想定され、日本に在留するミャンマー人も大いに不安を感じているところである。

以上の極めて深刻なミャンマー情勢を踏まえて、以下質問する。

一　総司令官が実施を公言している二〇二五年十二月又は二〇二六年一月の総選挙について、日本政府としては断固、実施に反対すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　総司令官が総選挙を強行した場合、日本政府は決してその正当性を認めてはならず、その結果として樹立される可能性のある「政府」を決して容認してはならないと考えるが、政府も同様の見解であるという理解でよいか示されたい。

三　総司令官は、二〇二〇年十一月に実施された総選挙に不正があったという理由で二〇二一年二月一日の軍事クーデターを実行したと言われている。当該総選挙について、軍事クーデターを正当化するような不正があったと判断しているか、政府の見解を示されたい。

四　在日ミャンマー人コミュニティの中では、総司令官が総選挙を強行した場合、総司令官と極めて近い関係にあり、かつ、日本政府が任命したミャンマー国民和解担当日本政府代表である笹川陽平日本財団会長らが総選挙の実施に協力し、日本政府が当該行為を黙認・追認することで、日本政府が事実上、総選挙の強行及び選挙結果を承認しその結果として樹立された「政府」を支援することとなると危惧されている。

日本政府は決してそのような立場を取らないと断言するか、見解を示されたい。また、笹川氏が国軍主導の総選挙を支援する場合、ミャンマー国民和解担当日本政府代表を解任すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　現状では、総司令官が公言どおり総選挙を強行する可能性は高いと考えられるが、その結果として樹立された「政府」を中国やロシアなど一部の国が承認した場合、日本政府はどのような態度で臨むのか説明されたい。

右質問する。

令和七年六月二十四日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石橋通宏君提出ミャンマー国軍総司令官が実施を公言する総選挙に係る日本政府の態度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石橋通宏君提出ミャンマー国軍総司令官が実施を公言する総選挙に係る日本政府の態度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、例えば、令和七年三月二十一日の衆議院外務委員会において、岩屋外務大臣が「政治的進展に向けた動きが見られないままで総選挙を実施しても、かえってミャンマー国民による更なる強い反発を招いて、平和的解決がより困難になるということを深刻に懸念をしております。いずれにせよ、今後の動向を更に注視をしてまいりたいと考えております。」と答弁しているとおりである。

二、四及び五について

お尋ねの「笹川氏が国軍主導の総選挙を支援する場合」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「総司令官」が「二〇二五年十二月若しくは二〇二六年一月に」「実施すると公言した」「総選挙」に関するお尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの「二〇二〇年十一月に実施された総選挙」については、「クーデターを正当化するような」状況にあったものであるとは認識していない。

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十三日　　石橋　通宏

参議院議長　関口　昌一殿

我が国における難民認定の状況に関する質問主意書

一　難民認定の実態について

1　難民認定申請者について

(1)　二〇二三年末及び二〇二四年末時点で、難民認定申請中の者の数及び難民認定申請回数別の内訳を示されたい。

(2)　二〇二三年末及び二〇二四年末時点で、審査請求（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の出入国管理及び難民認定法第六十一条の二の九第一項の規定による異議申立てを含む。以下同じ。）中の者の数及び難民認定申請回数別の内訳を示されたい。

(3)　二〇二四年の難民認定制度の「濫用」の

件数を示されたい。

（４）　二〇二五年三月に公表された「令和六年における難民認定者数等について」によれば、二〇二四年の難民認定申請者のうち、千二百人が二十歳未満であった。そのうち、難民認定申請時に在留資格を有していなかった者の数を示されたい。また、難民認定申請回数別の内訳を示されたい。

（５）　「令和六年における難民認定者数等について」によれば、二〇二四年に仮滞在を許可した者は九十六人であった。このうち、二十歳未満の者の数及びその年齢の内訳を示されたい。

２　案件振り分けについて

「難民認定等事務取扱要領」（二〇二四年六月十日一部改正）は、難民認定申請案件を「難民条約上の難民若しくは法第二条第三号の二に規定する補完的保護対象者である可能性が高いと思われる案件又は本国における個別事情により人道上の配慮を要する可能性が高いと思われる案件」（Ａ案件）、「難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を主張している案件」（Ｂ案件）、「再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件」（Ｃ案件）及び「上記以外の案件」（Ｄ案件）の四類型（以下「四類型」という。）に振り分けている。

（１）　現時点において、四類型の定義に変更はあるか示されたい。変更がある場合は、その内容を示されたい。

（２）　二〇二二年、二〇二三年及び二〇二四年に難民認定申請の結果が出た者について、案件振り分け別の人数及び平均処理期間をそれぞれ示されたい。

（３）　Ａ案件について、政府は「難民認定等事務要領」において「可能な限り早期処理に努める」との方針を示している。Ａ案件に振り分けられた者の「早期処理」は、どのような取組によって達成可能であると考えるか、政府の見解を示されたい。

３　難民審査体制について

（１）　二〇二五年五月に公表された「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」（以下「ゼロプラン」という。）において、政府は「二〇二六年中に新規受理した申請の六か月以内（平均）の処理を目指す」としている。二〇二二年、二〇二三年及び二〇二四年中に新規受理した申請について、平均の処理期間をそれぞれ示されたい。

（２）　「ゼロプラン」において、政府は「※ただし、今後の難民等認定申請者数や長期未処理案件の処理状況等によって変動があり得る」としており、長期未処理案件の処理状況は政府にとって重要な課題であると考える。以上を踏まえて、以下の統計を明らかにされたい（速報値でも差し支えない）。

①　二〇一四年以前の難民認定申請受理案件のうち、直近時点での難民認定申請係属件数。

②　二〇一四年以前の難民認定申請受理案件のうち、直近時点での難民不認定処分に対する審査請求係属件数。

③　二〇一五年から二〇二四年までの各年における難民認定申請受理案件のうち、直近時点での難民認定申請係属件数。

④　二〇一五年から二〇二四年までの各年における難民認定申請受理案件のうち、直近時点での難民不認定処分に対する審査請求係属件数。

⑤　二〇一四年以前の難民不認定処分に対する審査請求受理案件のうち、直近時点での未処理の案件数。

⑥　前記⑤のうち、審理終結件数。

⑦　二〇一五年から二〇二四年までの各年における難民不認定処分に対する審査請求受理案件のうち、直近時点での未処理の各案件数。

⑧　前記⑦のうち、各年の審理終結件数。

（３）　二〇二五年四月一日現在の難民調査官に指定されている者の数を地方局別に示されたい。

（４）　二〇二五年四月一日現在の出身国情報の収集等に専従する職員の数を示されたい。

４　難民認定者等について

（１）　二〇二四年に難民として認定された者（審査請求手続における認定者を含む。以下同じ。）のうち、複数回申請者数を難民認定申請回数別に示されたい。また、退去強制令書発付後に難民として認定された者の数を示されたい。

（２）　二〇二四年に難民としては認定されなかったものの、補完的保護対象者と認定された者のうち、複数回申請者数を難民認定申請回数別に示されたい。また、退去強制令書発付後に補完的保護対象者として認定された者の数を示されたい。

（３）　二〇二四年に難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定されなかったものの、人道的な配慮により在留を認められた者（審査請求手続の結果、在留を認められた者を含む。以下同じ。）のうち、複数回申請者数を難民認定申請回数別に示されたい。また、退去強制令書発付後に在留特別許可された者の数を示されたい。

（４）　二〇二四年に難民として認定された者について、難民認定申請から難民の認定を受けるまでに要した期間別の内訳を示されたい。また、難民認定申請から難民の認定を受けるまでの平均日数、最短日数及び最長日数をそれぞれ示されたい。

（５）　二〇二四年に難民として認定された者について、四類型別の内訳を明らかにされたい。

（６）　二〇二四年に難民として認定された者のうち、審査請求により「理由あり」とされた者（難民認定者）十四人の国籍の内訳を示されたい。

（７）　二〇二四年に難民及び補完的保護対象者のいずれにも認定されなかったものの、人道的な配慮により在留を認められた者のうち、審査請求により当該在留が認められた十五人の国籍の内訳を示されたい。

５　審査請求について

（１）　「令和六年における難民認定者数等について」によれば、二〇二四年に審査請求により「理由あり」とされた者及び「理由なし」とされた者のうち、四百五十七人に口頭意見陳述等期日が実施され、二千七百九人には口頭意見陳述等期日が実施されていない。口頭意見陳述等期日が実施されていない二千七百九人のうち、「口頭意見陳述申立書」を提出していた者の数を示されたい。

（２）　二〇二四年における口頭意見陳述等期日の数を示されたい。また、そのうち代理人の同席があった期日の数を示されたい。

（３）　「法務省所管令和七年度歳出概算要求

書」によると、政府は難民審査参与員に対する委員手当として、八百九十一日分の審尋・事案検討に係る予算を計上している。前年度の千七百九十三日分から半減しているが、当該理由について、政府の見解を示されたい。

（4）　私が提出した「我が国における難民認定の状況に関する質問主意書」（第二百十三回国会質問第一八四号）に対する答弁書（内閣参質二一三第一八四号。以下「前回答弁書」という。）の「一の5の（6）」によると、令和六年六月時点における「常設班」の数は「東京出入国在留管理局に二十三班、名古屋出入国在留管理局に五班、大阪出入国在留管理局に三班」であった。現時点において、これらの数に変更はあるか示されたい。変更がある場合、当該数を示されたい。

（5）　難民審査参与員のうち、二〇二四年において、常設班を構成しなかった者はいるか示されたい。いる場合、当該人数及び理由について、政府の見解を示されたい。

6　訴訟について

難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、二〇二四年に提起された件数及び終局裁判がなされた件数をそれぞれ明らかにされたい。加えて、難民不認定処分の取消し若しくは無効が確定した後又は難民認定処分の義務付け訴訟で国側が敗訴した後、難民認定がなされず、在留資格が付与されなかったケースはあるか示されたい。ある場合、当該理由について、政府の見解を示されたい。

二　空港等での庇護申請関係の統計について

政府は二〇一五年九月から「難民の迅速かつ確実な庇護」を推進するための難民認定制度の運用の見直しを行っている。空港は難民保護の正に最前線であり、上陸審査時に難民認定申請を希望した者に適切に対処できているかどうかは、「難民を迅速に庇護」できているか否かを示す、重要な指標である。

1　二〇二三年及び二〇二四年に一時庇護上陸許可を申請した者の数及び許可状況を国籍別に示されたい。

2　政府は、アフガニスタン、スーダン、ミャンマー及びシリアの出身者について、本国の情勢不安を理由に、在留や就労を認める措置をとっている。当該国の出身者が上陸審査時に庇護を求めた場合は、当然、上陸を拒否することなく、一時庇護上陸許可の対象とするべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

3　二〇二四年の我が国の空港支局等における難民認定申請件数を、申請が行われた空港支局別（成田・羽田・中部・関西）及び福岡空港出張所についてそれぞれ示されたい。

4　「令和六年における難民認定者数等について」によれば、二〇二四年に仮滞在を許可した者は九百三人である。そのうち、空港支局等（成田・羽田・中部・関西空港支局及び福岡空港出張所）において仮滞在が許可された人数及び許可されなかった人数をそれぞれ明らかにされたい。

5　二〇二三年及び二〇二四年に避難を目的とする短期滞在の在留資格による上陸を許可した者はいるか示されたい。いる場合、当該人数を国籍別にそれぞれ示されたい。

6　二〇二二年、二〇二三年及び二〇二四年の出国待機施設の利用状況について、①定員、②年間の使用者数、③平均及び最長滞在日数、④施設内での傷病発生件数を空港支局別にそれぞれ示されたい。

三　難民認定申請者の収容について

1　二〇二四年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数と、そのうち、難民認定申請中、審査請求中及び難民不認定処分の取消しを求める訴訟係属中の者の数をそれぞれ明らかにされたい。

2　二〇二四年の被収容者の自殺件数、自傷行為（自殺未遂含む）の件数、精神科医の利用実績、庁外診療数及び救急搬送件数を収容施設別に示されたい。統計がない場合、収容施設における医療体制の充実を図ることが困難であると考えるが、集計が困難な理由について、政府の見解を示されたい。

3　二〇二四年における仮放免の申請、許可及び不許可件数について、収容施設別に示されたい。

4　二〇二四年における被送還者、自費出国による送還及び国費送還の数を示されたい。また、国費送還のうち、集団送還及び送還を忌避する者の数について、国籍別に示されたい。

四　保護費の支給状況について

1　二〇二四年度（全期間の統計がとれていない場合はとれている期間。以下四の7まで同じ。）について、保護費を申請した者の数及び保護費を受給していた者の数をそれぞれ明らかにされたい。

2　二〇二四年度に保護費を受給していた者について、家族構成、性別、在留資格及び難民申請回数別の内訳を示されたい。

3　二〇二四年度に保護費を受給していた者の申請から受給決定までの平均待機期間及び平均受給期間をそれぞれ示されたい。

4　二〇二四年度に保護費を申請したが受給できなかった者の数、国籍の内訳及び申請から結果が出るまでの平均待機期間を明示されたい。

5　二〇二四年度の難民認定申請者緊急宿泊施設（以下「ＥＳＦＲＡ」という。）の利用者数を性別及び国籍別に示されたい。また、保護費の申請からＥＳＦＲＡの利用開始までの平均日数、最短日数及び最長日数をそれぞれ示されたい。

6　二〇二四年度末及び現時点における、ＥＳＦＲＡの利用者数を示されたい。

7　二〇二四年度について、①保護費、②生活費、③住居費、④医療費のそれぞれの支給額を示されたい。また、二〇二四年度のＥＳＦＲＡの予算額及び執行額をそれぞれ示されたい。

8　政府は、保護措置対象者のうち、直ちに住居を確保する必要がある者に対して、ＥＳＦＲＡへの入居を認めている。直ちに住居を確保する必要があるにもかかわらず、ＥＳＦＲＡに入居していない難民認定申請者の存在について、政府の把握方法を示されたい。

9　保護措置の開始を不適当とする場合、政府は当該理由を難民認定申請者保護事業等の実施委託先に通知しているか示されたい。

10　保護費の申請から受給決定までの待機期間の短縮を図ることを目的として二〇二四年度中に外務省及び委託先において行われた取組があるか示されたい。ある場合、当該取組の詳細を示されたい。

五　難民認定制度の在り方について

1　法務省は、二〇一五年九月に公表した「難民認定制度の運用の見直しの概要」の5の（1）において、いわゆる「新しい形態の迫害」を申し立てる者が難民条約の適用を受ける難民の要件を満たすか否かの判断に関して「難民審査参与員が法務大臣に提言をし、法務大

臣がその後の難民審査の判断に用いるようにするための仕組み」を構築するとしている。

この「仕組み」に関して、政府は前回答弁書の「五の1」において「手引の内容に関する提言を行う取組を開始し、御指摘の「仕組み」を構築した」と答弁している。当該「仕組み」について、現時点までの運用状況を示されたい。

2　二〇二〇年十二月に公表された第七次出入国管理政策懇談会による報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」において、「行政の公正性や適正性を維持する観点から、難民認定業務の専門性・独立性をより高めるために、その組織の在り方について検討することを求めたい」としている。同報告書を踏まえ、「難民認定業務の専門性・独立性をより高めるため」に政府が行った取組を示されたい。

3　二〇二一年七月に行われた出入国在留管理庁とＵＮＨＣＲとの協力覚書の交換において、「難民調査官の調査の在り方について、ＵＮＨＣＲとケース・スタディを実施」するとされている。前回答弁書の時点から現時点までのケース・スタディの実施件数及び今後の予定を示されたい。また、同ケース・スタディの結果、地方官署に対して発出した文書を示されたい。

4　政府は二〇二〇年度から二〇二四年度にかけて、「出身国情報等調査研究委託」として二か国分の予算を要求している。これらの予算の執行状況及び調査研究の対象国を示されたい。また、当該調査研究の結果、地方官署に対して発出した文書がある場合、当該文書を示されたい。

六　二〇二三年改正入管法の運用状況について

1　二〇二五年三月に公表された「令和五年改正入管法の運用状況について」によれば、二〇二四年六月十日から十二月末までに十九人が送還停止効の例外となり、送還されている。この十九人について、国籍及び年齢の内訳を示されたい。

2　二〇二四年の三回目以降の難民認定申請者二百九十八人のうち、申請日時点で十八歳未満の者の数を示されたい。また、十八歳未満の者に対して、送還停止効の例外を適用し、送還することはあるか。政府の見解を示されたい。

3　二〇二四年に出入国管理及び難民認定法第五十二条第十二項の規定により旅券の発給の申請その他送還するために必要な行為として法務省令で定める行為をすべきことを命じられた者の数を示されたい。

4　二〇二四年に出入国管理及び難民認定法第五十五条の二第一項の規定により退去を命じられた者の数を示されたい。

5　「令和五年改正入管法の運用状況について」によれば、退去強制令書発付前の者について、二〇二四年六月十日から十二月末までに六百四十七件の監理措置が決定されている。二〇二四年六月十日から十二月末までに収容令書により収容された者の数を示されたい。

6　「令和五年改正入管法の運用状況について」によれば、退去強制令書発付後の者について、二〇二四年六月十日から十二月末までに四百七十六件の監理措置が決定されている。二〇二四年六月十日から十二月末までに退去強制令書により収容された者の数を示されたい。

七　条約難民に対する定住支援プログラムについて

二〇二四年度（全期間の統計がとれていない場合はとれている期間）における、条約難民に対する定住支援プログラムの実施状況について、以下明らかにされたい。

1　定住支援プログラムの受講者数。

2　①生活援助費、②医療費、③定住手当のそれぞれの予算額及び執行額。

3　条約難民宿泊施設の予算額及び執行額。

八　条約難民の帰化について

二〇二五年三月に公表された「我が国における難民保護の状況等」によれば、一九八二年に初めて難民認定がなされてから二〇二四年に至るまで、千六百十人が条約難民として認定されている。これらの条約難民の帰化状況について、以下明らかにされたい。

1　条約難民のうち、これまでに日本に帰化申請を行った者の数。そのうち、帰化が許可された者の数及び不許可とされた者の数。

2　条約難民のうち、過去五年間に帰化申請を行った者の数。そのうち、帰化が許可された者の数及び不許可とされた者の数。

3　条約難民のうち、これまでに日本への帰化が認められた者の人数及び国籍の内訳。

4　「締約国は、難民の当該締約国の社会への適応及び帰化をできる限り容易なものとする。締約国は、特に、帰化の手続が迅速に行われるようにするため並びにこの手続に係る手数料及び費用をできる限り軽減するため、あらゆる努力を払う」と定める難民条約第三十四条の規定を踏まえ、政府が条約難民の帰化申請手続において行っている「あらゆる努力」の内容。

5　条約難民の帰化を不許可とする場合、その理由。

右質問する。

令和七年六月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一　殿

参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石橋通宏君提出我が国における難民認定の状況に関する質問に対する答弁書

一の1の(1)及び(2)について

令和五年末時点で難民認定申請（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二第一項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。）中の者の数及び審査請求（入管法第六十一条の二の十二第一項の審査請求をいい、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）第七十五条の規定による改正前の入管法第六十一条の二の九第一項の異議申立てを含む。以下同じ。）中の者の数は、それぞれ、一万五千五百一人及び四千三百十二人である。

令和六年末時点で難民認定申請中の者の数及び審査請求中の者の数は、それぞれ、一万九千五百人（速報値）及び三千四百七十四人（速報値）である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の1の(3)について

令和六年に地方出入国在留管理局等（地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。以下同じ。）における振り分けの段階で明らかに誤用・濫用的な案件として振り分けられたＢ案件又はＣ案件（「難民認定等事務取扱要領」（平成十七年五月十三日付け法務省管総第八百二十三号法務省入国管理局長通知別添）に「Ｂ案件」又は「Ｃ案件」として記載されているもの

をいう。以下同じ。）の数は、B案件が八十件であり、C案件が千百九十二件である。

一の1の(4)について

令和六年に難民認定申請をした者のうち、難民認定申請時に二十歳未満であったもので在留資格を有していなかったものの数は二百十人（速報値）であり、このうち入管法第二十二条の二第一項の規定により本邦に在留していたものの数は百四十二人、一時庇護上陸許可（入管法第十八条の二第一項の一時庇護のための上陸の許可をいう。以下同じ。）を受けたもので当該許可に係る許可書に記載された期間を経過していないものの数は一人、不法に本邦に在留していたものの数は六十七人（いずれも速報値）である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の1の(5)及び二の4について

令和六年に仮滞在許可（入管法第六十一条の二の四第一項の仮滞在の許可をいう。以下同じ。）を受けた者のうち、仮滞在許可を受けた時点で二十歳未満であったものの数は十六人（速報値）であり、その年齢別の内訳は、零歳が六人、一歳が三人、三歳が一人、七歳が一人、九歳が一人、十二歳が一人、十四歳が二人、十九歳が一人（いずれも速報値）である。

また、同年に仮滞在の許否の判断をした者のうち、東京出入国在留管理局成田空港支局（以下「成田空港支局」という。）におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」は零人、「許可されなかった人数」は三十三人、東京出入国在留管理局羽田空港支局（以下「羽田空港支局」という。）におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」は零人、「許可されなかった人数」は十一人、名古屋出入国在留管理局中部空港支局（以下「中部空港支局」という。）及び大阪出入国在留管理局関西空港支局（以下「関西空港支局」という。）におけるお尋ねの仮滞在が「許可された人数」及び「許可されなかった人数」は、いずれも零人である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の2の(1)について

お尋ねの「四類型の定義」について、現時点で変更はない。

一の2の(2)について

お尋ねの「案件振り分け別の人数」は、把握している限りにおいて、A案件については、令和四年が百七十人、令和五年が二百九十八人、令和六年が百九十五人（いずれも速報値）、B案件については、令和四年が二十四人、令和五年が五十五人、令和六年が三十九人（いずれも速報値）、C案件については、令和四年が五百四十八人、令和五年が六百六十六人、令和六年が五百七人（いずれも速報値）、D案件については、令和四年が四千八十四人、令和五年が三千九百六十一人、令和六年が四千三百五十一人（いずれも速報値）である。ただし、「案件振り分け」の導入前に難民認定申請をした者及び導入当初に難民認定申請をした者であって統計をとっていないため振り分け状況を把握していないものが、令和四年に七百七十九人、令和五年に三百五十四人、令和六年に二百一人（いずれも速報値）いる。

また、お尋ねの「平均処理期間」は、把握している限りにおいて、A案件については、令和四年が約三・二箇月、令和五年が約五・七箇月、令和六年が約十・一箇月（いずれも速報値）、B案件については、令和四年が約五・五箇月、令和五年が約五・五箇月、令和六年が約六・三箇月（いずれも速報値）、C案件については、令和四年が約十五・五箇月、令和五年が約十七・三箇月、令和六年が約二十一箇月（いずれも速報値）、D案件については、令和四年が約三十一・九箇月、令和五年が約二十五・六箇月、令和六年が約二十箇月（いずれも速報値）である。

「案件振り分け」の導入前に難民認定申請をした者及び導入当初に難民認定申請をした者であって統計をとっていないものに係る「平均処理期間」は、令和四年が約六十・九箇月、令和五年が約七十五・九箇月、令和六年が約八十九・三箇月（いずれも速報値）である。

一の2の(3)について

A案件を含め、お尋ねの「早期処理」に係る取組については、令和六年十二月十九日の参議院法務委員会において、政府参考人が「難民認定申請の処理期間を短縮するため、入管庁におきましては、これまで累次にわたり審査体制の強化や効率化を図ってまいりました。これに加えまして、国籍別の主な申立て内容を踏まえたいわゆる出身国情報の収集、活用や、審査手法の見直しなどに取り組んでいる」と答弁したとおりである。

一の3の(1)及び(2)について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の3の(3)について

令和七年四月一日現在の難民調査官に指定されている者の数は四百十人であり、その内訳は札幌出入国在留管理局五十四人、仙台出入国在留管理局二十五人、東京出入国在留管理局百三十九人、名古屋出入国在留管理局二十六人、大阪出入国在留管理局四十五人、広島出入国在留管理局四十一人、高松出入国在留管理局十八人、福岡出入国在留管理局六十二人である。

一の3の(4)について

令和七年四月一日現在の出入国在留管理庁におけるお尋ねの「出身国情報の収集等に専従する職員の数」は十二人である。

一の4の(1)について

令和六年に難民と認定した者（審査請求手続において認定した者を含む。）百九十人のうち、二回目の難民認定申請に対して難民と認定したものの数は四人（速報値）、三回目の難民認定申請に対して難民と認定したものの数は二人（速報値）であり、退去強制令書発付後に難民と認定したものの数は四人（速報値）である。

一の4の(2)について

令和六年に難民と認定しなかったものの、補完的保護対象者と認定した者四十五人のうち、二回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、補完的保護対象者と認定したものの数は三人（速報値）であり、退去強制令書発付後に、難民と認定しなかったものの、補完的保護対象者と認定したものの数は零人（速報値）である。

一の4の(3)について

令和六年に難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めた者三百三十三人のうち、二回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は八十三人（速報値）、三回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は十七人（速報値）、四回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は九人（速報値）、五回目の難民認定申請に対して難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めたものの数は二人（速報値）であり、退去強制令書発付後に在留を特別

に許可したものの数は三十二人（速報値）である。

一の４の(4)について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の４の(5)について

令和六年に一次審査において難民と認定した者百七十六人のうち、お尋ねの「四類型別の内訳」は、把握している限りにおいて、A案件が百四十六人、B案件が零人、C案件が三人、D案件が二十一人（いずれも速報値）である。ただし、一の２の(2)についてで述べた「案件振り分け」の導入前に難民認定申請をした者及び導入当初に難民認定申請をした者であって統計をとっていないため振り分け状況を把握していないものが六人いる。

一の４の(6)について

令和六年に難民として認定された者のうち、審査請求で「理由あり」とされた者十四人の国籍別の内訳は、ミャンマーが七人、カンボジアが二人、イランが一人、ウガンダが一人、カメルーンが一人、バングラデシュが一人、ロシアが一人である。

一の４の(7)について

令和六年に審査請求で「理由なし」とされたものの人道上の配慮を理由に在留を認めた者十五人の国籍別の内訳は、トルコが五人、ミャンマーが三人、イランが二人、スーダンが二人、アフガニスタンが一人、パキスタンが一人、ロシアが一人である。

一の５の(1)について

審査請求に係る口頭意見陳述（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文に規定する意見の陳述をいう。）及び質問（同法第三十六条に規定する質問をいう。）の期日が開かれなかった二千七百九人のうち、口頭意見陳述を申し立てた人数の合計は、千百三十三人である。

一の５の(2)について

お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の５の(3)について

お尋ねの「難民審査参与員に対する委員手当」の毎年度の予算額については、その時点において必要と考える額を計上してきている。

一の５の(4)について

お尋ねの「常設班」の数は、令和七年四月一日時点で、東京出入国在留管理局に二十二班、名古屋出入国在留管理局に五班、大阪出入国在留管理局に三班である。

一の５の(5)について

難民審査参与員の班の構成については、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号。以下「入管法施行規則」という。）第五十八条の九第一項の規定に基づき異なる専門分野の難民審査参与員によって班が構成されるよう配慮されているほか、諸般の事情を勘案して個別具体的に判断されているものであることから、お尋ねの「常設班を構成しなかった者」のいる理由について一概にお答えすることは困難である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

一の６について

出入国在留管理庁において把握しているところでは、難民不認定処分取消請求訴訟及び難民不認定処分無効確認請求訴訟について、令和六年に提起された件数は二十一件、同年に終局裁判がなされた件数は第一審、控訴審及び上告審の合計で四十六件である。

また、難民不認定処分取消請求訴訟、難民不認定処分無効確認請求訴訟又は難民認定義務付け訴訟のうち、同年において国の敗訴が確定した事案については、その確定後、難民の認定が行われた。

二の１について

令和五年に一時庇護上陸許可の申請をした者の数は四十八人であり、その国籍別の内訳は、イランが十七人、中国が九人、イエメンが八人、ウガンダが二人、トルコが二人、英国が二人、インドが一人、キューバが一人、コンゴ民主共和国が一人、スーダンが一人、スリランカが一人、ナイジェリアが一人、メキシコが一人、モーリタニアが一人である。同年に一時庇護上陸許可を受けた者の数は、イエメンが八人、ウガンダが一人、スーダンが一人、中国が一人である。

令和六年に一時庇護上陸許可の申請をした者の数及び一時庇護上陸許可を受けた者の数は、現在集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

二の２について

お尋ねの「当該国の出身者が上陸審査時に庇護を求めた場合」の上陸の許否については、個別の事案に応じて判断されるべきものと考えている。

二の３について

令和六年に、地方出入国在留管理局の各空港支局及び福岡出入国在留管理局福岡空港出張所（以下「福岡空港出張所」という。）において、難民認定申請を行った者の数は、成田空港支局については三十五人、羽田空港支局については十一人、中部空港支局については零人、関西空港支局については零人、福岡空港出張所については零人である。

二の５について

ウクライナからの避難を目的として「短期滞在」の在留資格により上陸の許可を受けた者の数は、令和五年は三百四十五人、令和六年は百五十四人である。

その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

二の６について

出国待機施設（入管法第五十五条の十四第一項に規定する出国待機施設をいう。）のうち、入管法施行規則第十二条の二第一項第一号に掲げるものについて、令和四年、令和五年及び令和六年における成田空港支局、羽田空港支局、中部空港支局及び関西空港支局の別の①定員、②年間の使用者数、③使用者の平均滞在日数は、それぞれ次のとおりである。

令和四年

成田空港支局　①四十九人　②五百七十七人　③二・二九日

羽田空港支局　①三十八人　②二百五十一人　③一・四九日

中部空港支局　①十六人　②二十一人　③二・二四日

関西空港支局　①三十人　②百六十四人　③二・二二日

令和五年

成田空港支局　①四十九人　②二千七百八十八人　③二・三一日

羽田空港支局　①三十八人　②八百三十一人　③一・七四日

中部空港支局　①十六人　②二百十五人　③二・二五日

関西空港支局　①三十人　②六百六十三人　③二・三六日

令和六年

成田空港支局　①四十九人　②二千九百八十五人　③二・三八日

羽田空港支局　①三十八人　②千三百六十人　③一・七三日
中部空港支局　①十六人　②六百九十四人　③一・九五日
関西空港支局　①三十人　②七百九十九人　③二・二七日
その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

三の1について
令和六年末時点で出入国在留管理庁の収容施設に収容されていた者の数は五百二十九人（速報値）であり、このうち、難民認定申請中のものの数は三十七人、審査請求中のものの数は五十五人（いずれも速報値）であるが、難民不認定処分取消請求訴訟係属中のものの数については、統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

三の2について
令和六年における被収容者の自殺件数は、零件である。
同年における被収容者の庁外診療数（速報値）は、入国者収容所東日本入国管理センター百二十九件、入国者収容所大村入国管理センター六十八件、札幌出入国在留管理局一件、仙台出入国在留管理局八件、東京出入国在留管理局千六百二十六件、成田空港支局六十一件、羽田空港支局十九件、東京出入国在留管理局横浜支局百四十五件、名古屋出入国在留管理局百八十四件、大阪出入国在留管理局百二件、関西空港支局五件、広島出入国在留管理局二十件、高松出入国在留管理局二件、福岡出入国在留管理局十七件、福岡出入国在留管理局那覇支局四件である。
同年における被収容者の自傷行為（自殺未遂を含む。）の件数、精神科医の利用実績及び救急搬送件数は、いずれも集計に当たって被収容者の処遇を行う地方出入国在留管理局等に調査を行わせ、その結果を精査するなどの作業に膨大な時間を要することから、通常の業務において集計していないものであり、お答えすることは困難である。

三の3について
令和六年における、①仮放免申請件数、②仮放免許可件数、③仮放免不許可件数は、それぞれ次のとおり（いずれも速報値）である。ただし、①仮放免申請件数については、統計システム上の理由等により、職権により仮放免を許可した場合においても仮放免の申請があったものとして集計している。
入国者収容所東日本入国管理センター　①百一件　②三十五件　③五十一件
入国者収容所大村入国管理センター　①八件　②一件　③七件
札幌出入国在留管理局　①一件　②一件　③零件
仙台出入国在留管理局　①六件　②六件　③零件
東京出入国在留管理局　①千八十六件　②八百七十七件　③百三件
成田空港支局　①四件　②三件　③二件
羽田空港支局　①六十八件　②六十七件　③一件
東京出入国在留管理局横浜支局　①五十一件　②三十八件　③十二件
名古屋出入国在留管理局　①二百十九件　②百七十八件　③十五件
中部空港支局　①零件　②零件　③零件
大阪出入国在留管理局　①七十八件　②六十件　③十三件
関西空港支局　①零件　②零件　③零件
大阪出入国在留管理局神戸支局　①十七件　②十七件　③零件
広島出入国在留管理局　①二件　②二件　③零件
高松出入国在留管理局　①零件　②零件　③零件
福岡出入国在留管理局　①四件　②四件　③零件
福岡出入国在留管理局那覇支局　①二件　②二件　③零件

三の4について
令和六年における被送還者の数は七千六百九十八人である。そのうち、自費出国による送還の数は六千八百八人であり、国費送還の数は八百三十人である。
国費送還のうち、お尋ねの「集団送還及び送還を忌避する者」の数については、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

四の1について
令和六年度において、難民認定申請をしている者のうち生活に困窮するものに対する支援としてする保護費の支給（以下「保護措置」という。）の申請をした者の数は、六百九十七人であり、保護措置を受けた者の数は、七百十人である。

四の2について
お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

四の3について
外務省においては、難民認定申請者保護事業等の実施を公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（以下「委託先」という。）に委託していたところ、令和六年度において、委託先が保護措置の申請を受け付けてから保護措置を開始して差し支えない旨の結果通知を同省から受けるまでの期間の平均は、約四十四日である。また、同年度において、保護措置を受けた者の平均受給期間は、約十一箇月である。

四の4について
お尋ねのような形での統計をとってはいないが、令和六年において、保護措置の申請をしたものの保護措置の開始が不適当と判断された者の数は、二百八十人であり、その国籍は、アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、エジプト、エチオピア、ガーナ、カメルーン、ギニア、ケニア、コートジボワール、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、シエラレオネ、シリア、ジンバブエ、スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、チュニジア、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブルンジ、マリ、ミャンマー、モロッコ、リベリア、中国、米国及び南アフリカ共和国である。また、同年において、委託先が当該申請を受け付けてから保護措置の開始が不適当である旨の結果通知を外務省から受けるまでの期間の平均は、約六十二日である。

四の5について
令和六年度において、保護措置の対象者のうち直ちに住居を確保する必要があるものに対する支援として提供している難民認定申請者緊急宿泊施設（以下「緊急宿泊施設」という。）を利用した者の数は、四十三人であり、その男女別の内訳は、男性が三十三人、女性が十人であり、国籍別の内訳は、コンゴ民主共和国が三十一人、コンゴ共和国が五人、チュニジアが四人、ギニアが二人、ナミビアが一人である。また、保護措置の申請から緊急宿泊施設の利用開始までの平均日数は約二日、最短日数は零日、最長日数は十四日である。

四の6について
お尋ねの「利用者数」については、令和七年六月十二日時点において一人である。
その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。
四の7について
お尋ねの令和六年度の支給額は、「保護費」が約三億四千二百万円、「生活費」が約二億五千四百万円、「住居費」が約七千七百万円、「医療費」が約千百万円である。また、同年度の緊急宿泊施設の「予算額」は、約千百万円であり、「執行額」は約七百万円である。
四の8について
保護措置の実施については、難民認定申請をしている者のうち保護措置の申請を行ったものの居所を含む生活条件の調査を行った上で総合的に判断しており、当該調査の結果、当面の居所を自力で確保できない者を把握した場合は、その者に対し緊急宿泊施設の提供を実施している。
四の9について
お尋ねの「当該理由を・・・通知しているか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、委託先から保護措置の適否に係る協議が行われた場合には、適切に回答している。
四の10について
お尋ねについては、従前から、委託先において、保護措置の申請をする者に記載させる事項、当該者に対し面接において聴取する事項及び外務省に提出する調査報告書に記載する事項を、それぞれ簡素化する取組を実施しており、令和六年度においては、当該取組を継続したほか、申請者において対面での面接の実施が困難な事情がある場合には、当該申請者の状況等に鑑み、オンラインで面接を行う取組を実施した。
五の1について
お尋ねの「仕組み」を構築して以降、現時点までに難民審査参与員からの「提言」は行われていない。
五の2について
難民認定手続においては、従前から、難民の地位に関する条約（昭和五十六年条約第二十一号）第一条の規定又は難民の地位に関する議定書（昭和五十七年条約第一号）第一条の規定により難民の地位に関する条約の適用を受ける者（以下「条約難民」という。）を、難民認定申請の内容により個別に審査して難民と認定するなど、難民認定手続の適正な運用に努めてきたところであるが、更なる適正化を図るため令和二年十二月に第七次出入国管理政策懇談会が取りまとめた報告書「今後の出入国在留管理行政の在り方」を踏まえ、当該報告書で示された論点について、現在、法務省において検討を行っているところである。
五の3について
前段のお尋ねについては、先の答弁書（令和六年六月二十八日内閣参質二一三第一八四号）の閣議決定以降これまでに、国連難民高等弁務官事務所に対し、ケース・スタディの対象として一件の事案に関する資料を送付した。現在、国連難民高等弁務官事務所と調整しながら、新たな事案を対象として、ケース・スタディを実施している。
後段のお尋ねについては、当該ケース・スタディの結果、地方出入国在留管理局等に対して「難民調査官の調査の在り方に関するケース・スタディを踏まえた供述の信ぴょう性評価における留意事項等について」（令和六年十二月四日付け出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課難民認定室長事務連絡）を発出した。
五の4について
前段のお尋ねについては、御指摘の「出身国情報等調査研究委託」に関しては、令和二年度から令和五年度までの間は調査研究の委託を実施していないが、令和六年度においてはスリランカ及びタイを「対象国」とする調査研究を委託した。
後段のお尋ねについては、「当該調査研究の結果、地方官署に対して発出した文書」は存在しない。
六の1について
入管法第六十一条の二の九第四項各号のいずれかに該当し送還を停止されなかった者の国籍別の内訳は、スリランカが七人、トルコが四人、インドが二人、ネパールが二人、ナイジェリアが一人、バングラデシュが一人、パキスタンが一人、中国が一人である。
その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。
六の2について
前段のお尋ねについては、「二〇二四年の三回目以降の難民認定申請者」のうち、難民認定申請時に十八歳未満であったものの数は二十二人（速報値）である。
後段のお尋ねについては、退去強制令書の発付を受けた者は、入管法第五十二条第三項の規定により送還され、又は同条第四項の規定により自ら本邦を退去しなければならず、十八歳未満の者であっても、入管法第六十一条の二の九第四項各号のいずれかに該当するときは、送還は停止されない。その上で、出入国在留管理庁においては、従来から、退去強制手続に際し、十八歳未満の者については可能な限り家族と共に送還するなど、個々の事情を考慮しつつ適切に対応しているところである。
六の3について
お尋ねの「二〇二四年に・・・法務省令で定める行為をすべきことを命じられた者」の数は零人である。
六の4について
お尋ねの「二〇二四年に・・・退去を命じられた者」の数は零人である。
六の5及び6について
お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。
七の1について
令和六年度におけるお尋ねの「定住支援プログラムの受講者数」については、四十二人である。
七の2について
お尋ねの「生活援助費」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これが「生活費」を意味するのであれば、令和六年度における①生活費、②「医療費」、③「定住手当」の「予算額及び執行額」は、それぞれ次のとおりである。
令和六年度予算額　①約六百二万円　②約二十万円　③約五十二万円
令和六年度執行額　①約五百四十七万円　②約三十六万円　③約四十七万円
七の3について
お尋ねの令和六年度における条約難民の宿泊施設の予算額及び執行額は、それぞれ次のとおりである。
令和六年度予算額　約二百八十一万円
令和六年度執行額　約二百三十二万円
八の1から3までについて
お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。
八の4について
お尋ねについては、難民の地位に関する条約第三十四条等を踏まえて、国籍法（昭和二十五

年法律第百四十七号）第五条第二項として、「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。」との規定を昭和五十九年に新設し、また、帰化許可申請についての調査の過程においても、人道的な配慮の必要性を踏まえた対応をしているところである。

八の5について

帰化の許否は、個別の事案に応じて判断されるものであるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

観光公害対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十七日

参議院議長　関口　昌一殿　　齊藤健一郎

観光公害対策に関する質問主意書

二〇二四年の訪日外国人旅行者数は約三千七百万人、訪日外国人旅行消費額は約八・一兆円であり、いずれも過去最高を記録した。二〇二五年一月から三月の累計訪日外国人旅行者数は一千万人を超え、前年のペースを上回る勢いである。観光は成長産業であるため、持続的に発展できる環境づくりが急務であると考える。政府は「第五次観光立国推進基本計画」を二〇二五年度末までに策定し、二〇三〇年に訪日外国人旅行者数を六千万人、訪日外国人旅行消費額を十五兆円とする目標を掲げている。

しかし、訪日外国人旅行者を原因とした問題が全国各地で生じている。京都市では、訪日外国人旅行者の過度な集中が原因で市内を走るバス等の公共交通が混雑している。住民が乗車できない状況を改善するため、京都駅と清水寺や銀閣寺を結ぶ観光特急バスの土日祝日の運行が開始された。富士山では、弾丸登山や混雑を避けるために入山規制時間を設け、環境整備・安全対策のために通行料・入山料を徴収している。その他、ＳＮＳの投稿を契機に、特定の地域に旅行者が押し寄せる例もある。無断立入り、ゴミの放置、マナー問題など、住民の生活に悪影響が及ぶ観光公害（オーバーツーリズム）が深刻な地域もあることから、対策を本格化させるべきと考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　観光庁は、地域で自由に放映できる訪日外国人旅行者向けマナー啓発動画を作成して、活用を推進しているが、当該啓発動画の活用状況及び効果を示されたい。

二　政府は、訪日外国人旅行者の増加に伴う観光公害について、積極的に地方自治体に寄り添い、対策を支援すべきと考える。しかし、過度な規制が訪日外国人旅行者の減少につながらないよう、慎重な対応も求められると考える。以上を踏まえて、現在講じている若しくは今後講ずる予定の観光公害対策について、政府の見解を示されたい。

三　スマホの位置情報を活用し、地域特有のマナーを自動で案内するアプリの提供を推進すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　自然保護区や歴史的建造物におけるマナー違反に対して、罰金や罰則を導入すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員齊藤健一郎君提出観光公害対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齊藤健一郎君提出観光公害対策に関する質問に対する答弁書

一について

観光庁が令和二年一月に公表したお尋ねの「訪日外国人旅行者向けマナー啓発動画」の「活用状況」については、同月から令和七年三月末までの間に、地方自治体等から同庁に対して、当該動画の利用に係る届出が行われた件数は八十四件である。また、お尋ねの「効果」については、一概にお答えすることは困難であるが、訪日外国人旅行者へのマナー啓発に寄与するものと考えている。

二について

御指摘の「訪日外国人旅行者の増加に伴う観光公害」及び「観光公害対策」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制に向けた対策パッケージ」（令和五年十月十八日観光立国推進閣僚会議決定）を取りまとめるとともに、令和五年度補正予算及び令和六年度補正予算において、「オーバーツーリズムの未然防止・抑制による持続可能な観光推進事業」を措置し、観光客へのマナー啓発や、観光客による混雑状況を緩和するための交通対策などといった地域における意欲的な取組について、総合的な支援を行っているところである。政府としては、観光客の受入れと住民の生活の質の確保の両立が図られるよう、引き続き、必要な対策に取り組んでまいりたい。

三について

観光客へのマナー啓発については、例えば、令和七年三月十三日の参議院国土交通委員会において、平嶋観光庁次長が「観光庁では、旅行者の行動変容の促進、またマナーの啓発を目的といたしまして、未来のための旅のエチケット、それからもう一つ、観光ピクトグラム、こちら、目で見て分かるようにということで、こういったものを作成いたしました。平日朝、夜間の混雑を避けた観光を推奨するなど、旅行者の行動変容の促進にも資するものと思っております。」と答弁したとおり取り組んでおり、政府としては、まずは、これらの取組を進めていくこととしていることから、現時点では、お尋ねの「アプリの提供」については考えていないが、二についてで述べたとおり、観光客の受入れと住民の生活の質の確保の両立が図られるよう、引き続き、必要な対策に取り組んでまいりたい。

四について

お尋ねの「自然保護区や歴史的建造物におけるマナー違反」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、政府としては、優れた自然の風景地の保護等を目的として、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する国立公園については、法第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項及び第三十七条第一項の規定等に基づき必要な規制を行っており、法第八十二条において、法第二十条第三項等の規定に違反したときは、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処することとしている等、必要な罰則が規定されている。また、文化財の保護等を目的として、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九十五条第一項において、重要文化財に指定した建造物等を損壊等した者は、五年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処することとしている等、必要な罰則が規定されている。

政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十七日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に関する質問主意書

共同通信は令和六年十月二十六日、日本維新の会の音喜多駿氏が「二十五日の演説会後に複数人から暴行を受けた」（以下「当該事件」という。）と報じた。また、株式会社コーポレーションの菅野完代表取締役社長は令和六年十月二十五日のXにおいて、「社会の厳しさ教えて」と書かれたうちわを持った市民が演説会に集まった状況を肯定的に発信し、自身も当該事件の現場にいたことを示唆した（以下「当該発信」という。）。

総務省が公表した立憲民主党の政治資金収支報告書によれば、令和二年から令和五年の間に「コーポレーション」に対して動画制作費等として合計約九千二百五十六万円が支払われた（以下「当該支出」という。）と承知している。X上の投稿では菅野氏が当該事件に関与した可能性が指摘されており、事実であった場合、税金の適切な使用、政治資金の透明性及び選挙の公正性に関わる重大な問題と考えられる。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　当該支出について

1　当該支出の事実関係について相違ないか、政府の見解を示されたい。

2　当該支出は政党交付金を原資とするものであり、菅野氏が当該事件に関与していた場合、公的資金の使途の妥当性が問われると思料する。政府は政党交付金の使途に関する監査や調査の現状について、どのように把握しているか示されたい。また、このような資金の流れが選挙の公正性を損なう可能性について、政府の見解を示されたい。

二　当該事件の捜査状況について

警察当局による当該事件の捜査の進捗について、政府の把握状況を示されたい。また、菅野氏が当該事件に関与していた場合、その背景や動機に当該支出が影響した可能性について、政府の評価を示されたい。

三　政治資金の透明性及び選挙の公正性確保のための対策について

当該支出や当該発信は、国民の信頼を損なう可能性がある。政治資金の透明性を確保し選挙の公正性を守るため、政府としてどのような法制度や監査体制の強化策を講じる予定か示されたい。特に、政党交付金が特定の個人や企業に集中して支払われるケースについて、監視強化や公職選挙法改正の必要性に係る政府の見解を明らかにされたい。

四　政府の調査及び対応について

当該支出と当該事件の関連性について、事実関係の解明及び国民への説明責任を果たすため、政府として関係機関（警察庁、国税庁、総務省等）に調査を指示する予定はあるか示されたい。調査を指示する予定がある場合、どのような手順で進める予定か示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出政治資金の透明性及び選挙の公平性の確保に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「当該支出の事実関係」については、特定の政党の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。なお、御指摘の「立憲民主党」の令和四年分及び令和五年分の政治資金収支報告書においては、「（株）コーポレーション」に対して合計八千五百四万四千二百五十円の支出の記載があり、令和三年分の政治資金収支報告書においては、「（株）コーポレーション」に対する支出の記載はない。また、令和二年分の政治資金収支報告書については、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条の二第一項に規定する保存期間が経過しているため、支出の記載について確認することができない。

一の2について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「監査や調査」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政党助成法（平成六年法律第五号）第十九条第一項及び第二項において、政党の会計責任者は、同法第十七条第一項の報告書を提出するときは、会計監査を行うべき者の監査意見を記載した監査意見書及び公認会計士又は監査法人が行った監査に基づき作成した監査報告書を併せて提出しなければならないこととされている。なお、政党交付金の使途については、同法第四条第一項において、国は、政党の政治活動の自由を尊重し、政党交付金の交付に当たっては、条件を付し、又はその使途について制限してはならないこととされている。

後段のお尋ねについては、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、特定の政党の活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

二について

お尋ねについては、個別具体的な事案における捜査機関の活動内容に関わる事柄であり、お答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「政治資金の透明性を確保し選挙の公正性を守るため」の「法制度や監査体制の強化策」については、政党その他の政治団体の政治活動の自由と密接に関連する事柄であり、各党各会派において御議論いただくべき問題と考えている。

四について

お尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、御指摘の「事実関係の解明」に関して一般論として申し上げれば、警察においては、刑事事件として取り上げるべきものがあれば、所要の捜査を推進しているものと承知している。

石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十七日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問主意書

北朝鮮による日本人拉致問題や政治家・政府関係者に対する影響工作は、二〇〇二年の日朝首脳会談以降、日本国内において国家レベルの深刻な懸念事項として認識されてきた。こうした中、二〇〇三年、石破茂氏（当時・防衛庁長官、現・内閣総理大臣）が一九九二年に北朝鮮を訪問した際、現地の高官に対して性的接待を要求し、実際に接待（いわゆるハニートラップ）を受けたとの疑惑（以下「当該疑惑」という。）が報じられた。

当該疑惑は、「週刊文春」（二〇〇三年五月一日・八日ゴールデン・ウィーク特大号、記者：上杉隆氏）において「北朝鮮で女をおねだりした「拉致議連」代議士」として最初に報じられ、続いて「噂の眞相」（二〇〇三年十二月号）において、「石破防衛庁長官の平壌訪問時の由々しき疑惑」と題した詳細な追跡報道がなされた。報道では、匿名の北朝鮮高官による「石破氏が「女、女」と要求し、接待を受けた」旨の証言や、当時の訪朝団メンバーの回想、接待の場となったとされるカラオケバーの具体的な描写が掲載された。訪朝や高麗ホテルへの宿泊、カラオケバーへの立ち寄りなどは石破氏も認めているが、接待の事実については「五百パーセント、千パーセントない」と強く否定している。

しかし、石破氏はこれらの報道を「虚偽」と主張しているにもかかわらず、報道機関や発言者に対して名誉毀損等の法的措置を講じた事実は確認されていない。また、報道当初は訪朝の事実すら否定しており、その後、資料を突きつけられて訪朝を渋々認めたとも報じられている。前記接待や北朝鮮側の情報工作が事実であれば、日本の首相が外国勢力に影響を受ける可能性が生じ、外交・安全保障・機密保持に重大な支障をもたらすおそれがある。また、当該疑惑が米国を始めとする同盟国の情報機関に共有されている可能性も否定できないことから、我が国の統治体制に対する信用にも関わる問題であると考える。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　石破氏の過去の訪朝について、政府の把握状況を示されたい。また、その際の宿泊先（高麗ホテルなど）、出席した行事、会食・接待の相手方などの行動概要について、政府が保有している情報を明らかにされたい。

二　当該疑惑について、政府として調査又は情報収集を行ったことがあるか示されたい。事実関係を把握している場合は、その概要を示されたい。

三　北朝鮮が日本の政治家・政府関係者に対して接待やハニートラップを行った場合、それが我が国の防衛、外交、安全保障に与える影響について、政府の見解を示されたい。また、その対象が現職の内閣総理大臣であった場合、どのような対応や危機管理が求められるか、政府の見解を示されたい。

四　政治家・政府関係者が女性による接待を受けた、あるいは、接待の様子等を録音・録画されるなどしてハニートラップに巻き込まれた事例は、以下のとおり諸外国において公式な記録として確認されている。

○ＦＢＩは二〇二〇年、中国人スパイとされる「ファン・ファン」が下院議員に接近したことについて、警告を発した。

○オーストラリア保安情報機構（ＡＳＩＯ）は二〇二一年以降、中国などによる性的関係を利用した政界工作に関する実例を確認し、公式に警告している。

こうした海外の公式事例も踏まえ、日本の政治家・政府関係者が訪朝中若しくは日本国内において、女性による接待を受けた、あるいは、接待の様子等を録音・録画されるなどしてハニートラップに巻き込まれた疑いについて、政府が把握している事例はあるか示されたい。ある場合、再発防止策を示されたい。

五　政治家・政府関係者がハニートラップなどの手段により外国勢力から影響を受けないようにするため、内閣情報調査室（ＣＩＲＯ）や公安調査庁などの日本の情報機関は、どのような情報収集・警戒・教育・監視活動を行っているか示されたい。また、リスクがあると判断した場合、どのように対応しているか具体的に説明されたい。

六　石破氏は当該疑惑について一貫して否定しているが、報道を行った週刊誌や証言者に対して名誉毀損などの法的措置を講じたという情報は確認されていない。石破氏が当該疑惑について訴訟などの行動を取った事実があるか否か、政府の把握状況を示されたい。訴訟などの行動を取った事実がない場合、総理大臣という立場にある人物の名誉回復がなされていない現状について、政府の見解を示されたい。

七　過去に現職の総理大臣や重要閣僚が名誉毀損等で訴訟を起こした事案について、政府の把握状況を示されたい。また、そうした疑惑が外国勢力の情報操作や脅迫と関係している可能性がある場合には、その経緯や対応を記録・分析・管理する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

八　自身に対する重大な疑惑が報道された際、政治家・政府関係者が訴訟や反論などの行動を取らない場合、それは単なる個人判断にとどまらず、外交上の配慮、国家機密への関与、あるいは、外国勢力からの脅迫などが関係している可能性もある。このような対応は外交・安全保障上のリスクとなり得ると考えるが、政府の見解を示されたい。また、疑惑報道に対して政治家・政府関係者が訴訟等の行動を取らないケースが生じた場合の対応について、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問に対する答弁書

参議院議員浜田聡君提出石破茂内閣総理大臣の過去の北朝鮮訪問及び接待疑惑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一について

お尋ねについては、石破茂衆議院議員の内閣総理大臣就任以前の政治家個人としての活動に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

二について

お尋ねについては、一についてでお答えしたとおり、石破茂衆議院議員の内閣総理大臣就任以前の政治家個人としての活動に関するものであり、また、お尋ねについてお答えすることは、情報関心等を明らかにすることになり、今後の情報収集活動に支障が生じるおそれがあることから、差し控えたい。

三について

お尋ねについては、仮定の質問であることからお答えすることは差し控えたい。

四について

お尋ねについてお答えすることは、我が国の情報収集能力等を明らかにするおそれがあることから、差し控えたい。

五及び七の後段について

お尋ねの「外国勢力から影響」、「リスク」、「そうした疑惑」及び「外国勢力の情報操作」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、内閣官房内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターによる連絡調整の下、政府の各行政機関が、外国情報機関の我が国に対する情報収集活動の状況及び態様に関する情報並びに外国情報機関の情報収集活動による被害を防止するための方策に関する情報の収集・分析をし、適切に管理するとともに、必要に応じて各方面からの相談への対応、各行政機関における研修の実施や広報啓発活動に取り組んでいるところである。その上で、お尋ねの「ハニートラップなどの手段」の具体的な態様が明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、事案の態様に応じて適切に対処してまいりたい。

六について

お尋ねは、石破茂衆議院議員の私人としての行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

七の前段について

お尋ねは、内閣総理大臣及び閣僚の私人としての行為に関するものであり、政府としてお答えする立場にない。

八について

お尋ねについては、個々の案件により事情が異なるため、一概にお答えすることは困難である。

地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十七日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応に関する質問主意書

地方自治体における常勤職員の採用については、地方公務員法の規定により能力主義及び公平性の原則に基づいた厳格な採用制度が構築されている。また、外国籍の者についても、自治省通知（昭和五十八年六月一日、自治振第一〇七号）等により、公権力の行使又は政策形成に関与しない一般職に限って任用されるべきことが明示されている。

一方、地方自治体が設立・出資・指定管理・委託等を行う外郭団体（以下「外郭団体」という。）は、法律上、一般の民間法人（公益財団法人、一般財団法人、株式会社等）として位置付けられ、地方公務員法の適用対象外となると思料する。実質的に公的事業の一部を担っているにもかかわらず、職員採用や管理職登用に関する法規が極めて限定的であるため、制度を見直す必要があると考える。

地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応について、令和二年八月六日の神戸市会「外郭団体に関する特別委員会」（以下「当該委員会」という。）における上畠寛弘議員の質疑により、以下の神戸市外郭団体において、中国籍の人物が職員又は役職者として登用されたことが確認されている（以下「神戸市の事例」という。）。

○財団法人神戸港埠頭公社（現：阪神国際港湾株式会社）（外貿埠頭・フェリー埠頭の建設・賃貸・管理）

○株式会社ＯＭこうべ（現：株式会社こうべ未来都市機構）（公共施設の運営）

○公益財団法人神戸市産業振興財団（現：公益財団法人こうべ産業・就労支援財団）（産業振興・経済活性化を目的に設立）

○公益財団法人神戸国際協力交流センター（現：公益財団法人神戸国際コミュニティセンター）（国際交流・多文化共生支援）

また、平成二十五年には、神戸市上海事務所（神戸市の外郭団体が受託運営）の所長を務めていた中国籍の人物が、現地業者と結託して私的借金の肩代わりを部下に指示し、帳簿を改ざんさせるなどの不適切な経理支出を行い、懲戒処分（停職三か月）を受けた事案が発生している（以下「不適切経理事案」という。）。この件は朝日新聞等でも報道され、市政に対する信頼を著しく損なう結果となった。

当該人物は懲戒処分後も複数の外郭団体に在籍し、当該委員会時点において、神戸国際協力交流センターの担当部長として、菅原奨学金の奨学生を中心とした留学生のキャリアサポート事業に従事していた（山本公益財団法人神戸国際協力交流センター専務理事兼事務局長の答弁）。当該人物は中国政府関係者や上海市当局との人的関係があるとされるため、台湾人やウイグル人留学生等に対する心理的萎縮を招きかねないという懸念が指摘されている。また、当該人物は、平成二十年に神戸港埠頭公社に突然採用され、平成二十五年時点では神戸市上海事務所所長を務めるなど、採用・登用における手続的透明性の欠如が強く疑われるものである。

自由民主党神戸市会議員団は「令和六年度神戸市予算に対する要望書」において、「中国における人権状況や日本人駐在員拘束事件等を鑑みて、上海事務所を即時撤退すること」を要望し、議会において閉鎖を要求した結果、上海事務所は令和六年三月二十九日に閉鎖された。このような事例は、地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応について不信と疑念を生じさせるものであり、外郭団体に係る制度の在り方を根本から見直す必要があると考える。以上を踏まえて、以下質問する。

一　外郭団体において、公正な採用制度（公募制、第三者審査制度等）を導入する法的義務が存在しないことについて、政府の見解を示されたい。

二　外郭団体において縁故採用や政治的口利きによる採用・登用が行われている実態がある場合、それは地方公務員制度の趣旨を実質的に潜脱する行為と考えるが、政府の見解を示されたい。

三　現行の制度では、外郭団体において外国籍の者が制限なく管理職や役員に就任できる。神戸市の事例に鑑みると、制度を整備する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

四　神戸市の事例について、政府として把握しているか示されたい。また、同様の事例が他の自治体にも存在する場合、制度上の課題として調査及び是正措置を講ずるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　不適切経理事案において、当該人物は刑事告発されることなく、懲戒処分後も他の外郭団体に再登用され続けている。こうした事例が制度上、許容されている現状について、政府の認識及び対応方針を示されたい。

六　外郭団体における採用制度や登用制度の在り方について、全国的なガイドラインを設け、規制を整備する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

七　外郭団体における採用について、公募制及び第三者審査制度の導入を義務化する制度改革を

行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

八　外郭団体における管理職等への登用について、国籍要件や政治的中立性・人権配慮に関する指針を整備する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

九　懲戒処分歴のある人物を外郭団体間で再登用することを防止するため、処分歴の通報制度や団体間の情報共有制度を構築すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

十　外郭団体において役職者（特に管理職や役員）を採用・登用する際には、その経歴・登用理由・処分歴等を文書化し、必要に応じて議会への報告義務を課すなど透明性を確保するための制度を整備するべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

十一　不適切経理事案について、警察庁、兵庫県警察本部、外務省、法務省、公安調査庁及び出入国在留管理庁はそれぞれ当該事案の詳細を把握しているか示されたい。また、現在、当該人物について在留許可が継続して与えられている理由を明らかにされたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応に関する質問に対する答弁書

参議院議員浜田聡君提出地方自治体の外郭団体における職員の採用・登用・不祥事対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一及び二について

お尋ねの「外郭団体」、「公正な採用制度（公募制、第三者審査制度等）を導入する法的義務」及び「地方公務員制度の趣旨を実質的に潜脱する行為」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論としては、法人その他の団体における採用・登用については、関係法令等に従い、当該団体の自主性に基づき対応されるべきものであると考えている。

三及び六から十までについて

お尋ねの「外郭団体」、「制度を整備する必要がある」、「全国的なガイドラインを設け、規制を整備する」、「公募制及び第三者審査制度の導入を義務化する制度改革」、「国籍要件や政治的中立性・人権配慮に関する指針」、「処分歴の通報制度や団体間の情報共有制度」、「経歴・登用理由・処分歴等を文書化」及び「必要に応じて議会への報告義務を課すなど透明性を確保するための制度」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、一般論としては、法人その他の団体における採用・登用については、関係法令等に従い、当該団体の自主性に基づき対応されるべきものであると考えている。

四について

前段のお尋ねについては、把握していない。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「同様の事例が他の自治体にも存在する」か否かについて、政府として把握していないため、お答えすることは困難である。

五について

御指摘の「外郭団体」の意味するところが必ずしも明らかではないが、個別の団体の職員の登用に係る事案に関することであり、政府としてお答えする立場にない。

十一について

お尋ねについては、個別の事案に関することであり、お答えを差し控えたい。

フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十七日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する第三回質問主意書

私が提出した「フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する再質問主意書」（第二百十七回国会質問第一〇八号。以下「質問主意書」という。）に対する答弁書（内閣参質二一七第一〇八号）において、政府は、「平成二十一年三月期から平成二十九年三月期までの九決算期における株式会社フジ・メディア・ホールディングス（以下「フジＨＤ」という。）の議決権の総数に対する外国人等の議決権の割合（以下「外資比率」という。）について、「九決算期のうち、平成二十四年九月末から平成二十六年三月末までに係る決算期以外の決算期については、同社の議決権の総数に対する外国人等の議決権の割合は、五分の一未満であったと認識している」と答弁した。しかし、質問主意書において指摘したとおり、当事務所が平成二十九年九月二十五日付の総務省の通知文書（総情放第六七号）（以下「当該通知文書」という。）を用いてフジＨＤの外資比率を計算した結果、平成二十一年三月期から平成二十九年三月期までの九決算期における外資比率は五分の一を上回っていた。それにもかかわらず、政府は「平成一四年通知」が適用された期間であったことを理由に、フジＨＤの外資比率は五分の一未満であったと認識していると答弁した。

「平成一四年通知」の計算式に欠陥があり、フジＨＤの平成二十一年三月期から平成二十九年三月期までの九決算期における同社の外資比率が実際は五分の一を上回っていたことに対し、同社の監督官庁である総務省に責任があると考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する第三回質問に対する答弁書

参議院議員浜田聡君提出フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する第三回質問に対する答弁書

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねが御指摘の「平成一四年通知」に関するものであれば、「平成一四年通知」は当時の状況等を踏まえて発出したものであり、その内容に問題があったとは考えていない。なお、お尋ねの「フジＨＤ

の平成二十一年三月期から平成二十九年三月期までの九決算期における同社の外資比率」については、先の答弁書（令和七年四月四日内閣参質二一七第六八号）二についてでお答えしたとおりである。

外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十七日　　浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問主意書

私が提出した「外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する質問主意書」（第二百十七回国会質問第一一八号。以下「本件質問主意書」という。）に対して、答弁書（内閣参質二一七第一一八号。以下「本件答弁書」という。）の送付があった。本件答弁書では、「防衛庁防衛研修所戦史室（当時）が編さんした「戦史叢書　支那事変陸軍作戦〈一〉―昭和十三年一月まで―」において、「遺憾ながら同攻略戦において略奪、婦女暴行、放火等の事犯がひん発した。これに対し軍は法に照らし厳重な処分をした。」、「たとえ少数であったとしても無辜の住民が殺傷され、捕虜の処遇に適切を欠いたことは遺憾である。」等の記載があるものと承知している。」との答弁があった。いわゆる「南京事件」に対する政府の見解は承知した。

しかし、本件質問主意書は、「日本軍が非戦闘員の殺害や略奪行為等を指示したことを示す公文書」の有無を質問しており、本件答弁書は全く答えていない。また、政府は、外務省ウェブサイトにおける「日本政府としては、日本軍の南京入城（一九三七年）後、非戦闘員の殺害や略奪行為等があったことは否定できない」との考え（以下「問六「南京事件」の項目の記載」という。）に「変わりはない」と答弁している。「否定できない」という表現は、いかなる事案に対しても使用できる詭弁であると考える。このように、極めて不誠実な国語児戯がごとき文言によって先人及び我が国民の名誉と尊厳が不当に著しく傷付けられてしまっていると深く憂慮する。

以上を踏まえ、以下再質問する。

一　「戦史叢書　支那事変陸軍作戦〈一〉―昭和十三年一月まで―」（以下「当該叢書」という。）が編さんされたのは一九七五年で間違いないか、政府の見解を示されたい。

二　日本軍の南京入場は一九三七年十二月で間違いないか、政府の見解を示されたい。

三　当該叢書は、一九三七年十二月の南京戦の際に、事前に日本軍が非戦闘員の殺害や略奪行為等を指示したこと（以下「事前の指示」という。）を肯定する根拠となる文書若しくは資料に当たるか、政府の見解を示されたい。事前の指示を肯定する根拠となる文書若しくは資料である場合、指示したことを肯定することが記述されている箇所を示されたい。

四　一九三七年における日本軍が、一九七五年に編さんされた当該叢書によって指示を受けることは可能か否か、政府の見解を示されたい。可能な場合、指示と言える具体的な記述箇所及び指示を受けた一九三七年時点の具体的な部隊名や個人名を示されたい。不可能な場合、当該叢書は、南京戦の際、事前の指示を肯定する根拠となる文書若しくは資料とはならないと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　日本軍が、事前の指示を肯定する根拠となる文書若しくは資料を職務上作成した事実は存在するか、政府の見解を示されたい。存在する場合、当該文書若しくは資料の名前、発出者及び発出先について、具体的に示されたい。

六　歴史問題に関して日本政府は、「日本軍による指示の有無」及び「その当時の日本政府や日本軍が作成した文書や資料の有無」を重視していると思料する。これは、高市早苗衆議院議員が提出した「「慰安婦」問題の教科書掲載に関する再質問主意書」（第百四十一回国会質問第一三号）に対する答弁書（内閣衆質一四一第一三号）において、「いわゆる従軍慰安婦問題に関する政府調査においては、発見された公文書等には、軍や官憲による慰安婦の強制連行を直接的に示すような記述は見られなかった。」と答弁していることからも明らかである。事後に作成された当該叢書は事前の指示を肯定する根拠にならず、これを根拠だと強弁することは歴史議論の国際標準にも反すると考える。

1　事前の指示の有無に係る論点の重要性について、政府の認識を示されたい。その上で、日本軍による事前の指示があったと考えているか否か、政府の見解を示されたい。また、事前の指示を肯定する根拠となる文書若しくは資料に関する調査が不十分だったという認識の場合、改めて調査すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

2　事前の指示を肯定する根拠となる文書若しくは資料の有無に係る論点の重要性について、政府の認識を示されたい。その上で、事前の指示を肯定する根拠となる文書若しくは資料があったと考えているか否か、政府の見解を示されたい。

七　事前の指示を肯定する根拠となる文書若しくは資料が存在しない場合、「問六「南京事件」項目の記載」においては、「肯定も否定もできない」ないし「肯定する根拠が存在しない」と明記すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年六月二十七日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「戦史叢書　支那事変陸軍作戦〈一〉―昭和十三年一月まで―」（以下「叢書」という。）は、防衛庁防衛研修所戦史室（当時）が昭和五十年に編さんしたものである。

二について

お尋ねの日本軍の南京入城については、昭和十二年十二月に行われたものと認識している。

三及び五から七までについて

お尋ねの「事前に日本軍が非戦闘員の殺害や略奪行為等を指示したこと」及び「事前の指示」の具体的に意味するところが明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。いずれにせよ、叢書においては、先の答弁書（令和七年五月二十三日内閣参質二一七第一一八号）でお答えした記載があるものと承知しており、また、御指摘の「南京事件」については、種々の議論があることは承知しているが、これまで公になっている文献等から総合的に判

断すれば、非戦闘員の殺害又は略奪行為等があったことは否定できないと考えている。

四について

お尋ねの「一九三七年における日本軍が、一九七五年に編さんされた当該叢書によって指示を受けることは可能か否か」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

固定価格買取制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十七日

野田　国義

参議院議長　関口　昌一殿

固定価格買取制度に関する質問主意書

我が国における再生可能エネルギー導入の推進は、地球温暖化対策の喫緊の課題として重要であると認識しているが、固定価格買取制度（ＦＩＴ）による再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は国民の電気料金に上乗せされ、家計や企業の大きな負担となっている。

資源エネルギー庁が公表している事業計画認定情報及び開示された行政文書によると、九州七県における平成二十四年度及び二十五年度に認定を受けた一万キロワット以上の太陽光発電設備について、その半数以上が発電設備の場所の決定に時間を要し、認定から五年以上たって運転を開始していることが判明している。認定基準である「場所が決定していること」に適合しない設備が、報告徴収後も高い調達価格のまま認定を維持してきたことが、再エネ賦課金の増大に直結しているとの指摘も踏まえ、以下質問する。

一　公共調達の透明性・公平性を確保し、不正を防止するとともに、国民の「知る権利」に応えるため、行政が発注する工事費や物品購入費は、情報公開制度に基づき、原則として公開されている。他方、私が提出した「再エネ賦課金に関する質問主意書」（第二百十七回国会質問第一二一号）に対する答弁書（内閣参質二一七第一二一号）において、政府は、再エネ賦課金について、「個別の認定事業者が受け取る具体的な金額については、公にすることにより、当該認定事業者の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあることから公表していない」と答弁している。

しかし、当該認定事業者は、固定価格買取制度の下で適正な売電収入を得ており、通常の行政発注の工事費や物品購入費と同様に、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあるとは考えにくい。行政が発注する工事や物品購入における契約内容を公表することと、再エネ賦課金における個別の認定事業者が受け取る具体的な金額を非公表とすることとの整合性について、政府の見解を示されたい。

二　総務省が公表した「再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運営に関する実態調査結果報告書」（平成二十七年九月）によると、平成二十四年度に認定を受けた太陽光発電設備に係る案件に対する報告徴収において、「場所又は設備のいずれかのみが決定」及び「場所及び設備のいずれも未決定」の六十六の設備について「電力会社と接続協議中であることが確認されたため」という理由（以下「電力事由」という。）で聴聞が猶予されている。

私が提出した「固定価格買取制度における出力制御に関する質問主意書」（第二百十七回国会質問第九四号）に対する答弁書（内閣参質二一七第九四号。以下「答弁九四号」という。）において、政府は、報告徴収の目的について、「着工の遅延によって認定から運転の開始までに一定の期間が経過している認定を受けた再生可能エネルギー発電設備が存在していた状況において、「報告徴収」を実施した時点における当該再生可能エネルギー発電設備の基準への適合性をより一層厳格に確認することにあった」と答弁している。「場所又は設備のいずれかのみが決定」並びに「場所及び設備のいずれも未決定」の設備を、「電力事由」で聴聞猶予とした根拠を示されたい。また、当該設備に期限などの条件を付して聴聞猶予とした場合、その内容を示されたい。

三　答弁九四号において、政府は、平成二十四年度及び二十五年度の設備認定において、発電所建設予定の場所が農地法や森林法等の許認可を必要とする場合であっても、「申請の基準への適合性を判断するに際し、（中略）「許認可申請」の有無は、当該判断の要素としていなかった」と答弁している。しかし、報告徴収においては、農地転用許可手続が未了の場合は「当該農地転用許可申請書の写し」、林地開発許可手続が未了の場合は「当該林地開発許可申請書の写し」を必要書類として提出を求めている。

平成二十八年経済産業省令第八十四号による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第八条第一項第二号には「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること。」と規定されている。

発電所建設予定の場所が農地法や森林法の許可を必要とする場合、「場所（中略）が決定している」と判断するのは、発電する場所を使用する権原が確定した日、又は、農地転用・林地開発の許可日（又は申請日）のいずれであるか、政府の見解を示されたい。

四　九州電力が第四回総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会に提出した「再生可能エネルギー導入への取組み及び課題と当面の対応について」（平成二十六年九月三十日付、以下「九州電力の提出資料」という。）によると、固定価格買取制度開始以降、経済産業省が九州電力に千七百八十二万キロワットの太陽光設備の認定を与えたことが確認できる。これは、九州電力の「接続可能量」の二倍を超える量であったが、答弁九四号において、政府は、「再生可能エネルギーの導入拡大を促進する観点から、（中略）「接続可能量」を超過することを理由として認定を行わない判断をすることとはしていなかった」と答弁している。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第七項には、「賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならない」とあるが、賦課金の高騰はもはや電気の使用者の限度を超えている状況と言わざるを得ない。

当時の政府の判断が電気の使用者の負担を過重にしている要因の一つであり、法の趣旨に反していると考えるが、政府の判断と再エネ賦課金高騰との関連について、政府の見解を示されたい。

五　九州電力の提出資料には、「太陽光発電の申込みの急増に伴い、各地域（特に九州中・南部）において、既設送変電設備の容量が不足し、送電線や変電所の増強が必要な地域（系統制約のある地域）が広範囲にわたり発生」していることが記載されている。

このような事態が発生しているのも、政府が「接続可能量」を超過することを理由として認定を行わない判断をすることとはしていなかったことが原因と考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員野田国義君提出固定価格買取制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員野田国義君提出固定価格買取制度に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「個別の認定事業者が受け取る具体的な金額」については、「個別の認定事業者」と電気事業者が締結する特定契約（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第二条第五項に規定する特定契約をいう。）に基づいて電気事業者から「個別の認定事業者」に支払われるものであって、民間事業者間の契約に関するものであり、御指摘の「行政が発注する工事や物品購入における契約内容」とは性質が異なるものであると認識しているところ、先の答弁書（令和七年五月三十日内閣参質二一七第一二一号。以下「前回答弁書」という。）三についてでお答えしたとおり、公にすることにより、当該認定事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから公表していない。

二及び三について

お尋ねの「「電力事由」で聴聞猶予とした」及び「期限などの条件を付して聴聞猶予とした」の意味するところが明らかではないが、先の答弁書（令和七年四月十八日内閣参質二一七第九四号）二についてでお答えしたとおり、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第六条第二項に規定する認定（以下「認定」という。）の申請の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第八十四号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第八条第一項第二号に規定する基準（以下「基準」という。）への適合性については、同号の規定に基づき、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定している」か否かについて申請書等の記載内容等を確認し判断することとしていた。

その上で、「報告徴収」においては、認定を受けた再生可能エネルギー発電設備を設置する場所及び当該再生可能エネルギー発電設備の仕様の決定状況の確認と併せて、再生可能エネルギー発電事業の進捗を確認する観点から、「農地法や森林法の許可」等の許認可等の手続状況についても確認を行い、「権原が確定した日」や「許可日」がいつであるかにかかわらず、それらの結果を踏まえて、基準に適合していないと認められる当該再生可能エネルギー発電設備に対して、順次、「聴聞」を実施したものである。

四について

御指摘の「法の趣旨に反している」の意味するところが明らかではないが、法第三条第七項は、経済産業大臣が法第三条第二項に規定する調達価格等を定めるに当たっての配慮事項を規定しているものであるところ、御指摘の「再エネ賦課金」の在り方に関する考え方については、前回答弁書一についてでお答えしたとおりである。

五について

御指摘の「既設送変電設備の容量が不足し、送電線や変電所の増強が必要な地域（系統制約のある地域）が広範囲にわたり発生」していることについては、再生可能エネルギーの導入拡大に伴うものであると認識しているが、その背景には、再生可能エネルギーの発電コストや事業環境の整備をめぐる状況など様々な要因があるため、御指摘の「政府が「接続可能量」を超過することを理由として認定を行わない判断をすることとはしていなかったこと」の影響によるものであるか否かについて、一概にお答えすることは困難である。

悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十八日

塩村あやか

参議院議長　関口　昌一殿

悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問主意書

近年、ホストクラブにおいて遊興又は飲食をした女性客が売掛金等の名目で多額の債務を負担させられ、ホスト等からその支払のため、売春や性風俗店での勤務等を要求される悪質ホストクラブをめぐる事案が発生し、社会問題化している。ホストクラブ、スカウトグループ、性風俗店等が結託し、女性から徹底的に搾取する卑劣なビジネスモデルを許してはならないと考える。

第二百十七回国会では、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出され、可決、成立した（令和七年法律第四十五号）。同法には、ホストクラブを含む接待飲食営業に係る遵守事項・禁止行為の追加、性風俗店によるいわゆる「スカウトバック」の禁止、風俗営業の無許可営業等に対する罰則の強化、風俗営業からの不適格者の排除などが盛り込まれており、今後、日本国内の悪質ホストクラブ撲滅に向けた効果が期待されるところである。

しかし、ＳＮＳ等のインターネット上において、日本のホストクラブがタイなどの海外に進出していることが確認できる。こうした海外進出に伴い、卑劣なビジネスモデルも輸出されている可能性が高いと考える。悪質ホストクラブのビジネスモデルが海外に展開されることを防止するのは政府の責務であると考える。これまでホストクラブが存在していなかった国において新たな被害者を生まないよう、海外の行政機関と連携し、悪質ホストクラブに係るビジネスモデルや効果的な被害防止策、取締方法などを情報共有することが重要であると考える。以上を踏まえて、以下質問する。

一　ＳＮＳ等のインターネット上において、日本のホストクラブの海外進出が確認されているが、海外におけるホストクラブの状況について、情報収集等の調査を行っているか示されたい。調査を行っていない場合、在外公館を活用し海外の行政機関と連携しながら、日本のホストクラブの海外進出状況について実態調査を行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二　日本のホストクラブが海外進出している状況について、政府の見解を示されたい。また、悪質なホストクラブ、スカウトグループ、性風俗店等が結託し、女性から徹底的に搾取する卑劣なビジネスモデルが海外でも展開されることはあってはならないと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

三　日本のホストクラブの海外進出に関する情報を収集し活用することで、海外における悪質ホ

ストクラブによる被害を未然に防止すべきと考える。日本のホストクラブが進出している国及び今後進出する可能性がある国に対して、進出又はその可能性がある事実、日本の悪質ホストクラブ等の現状や効果的な被害防止策及び取締方法に関する情報を提供すべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。

令和七年六月二十七日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員塩村あやか君提出悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出悪質ホストクラブの海外進出による被害防止に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「海外におけるホストクラブの状況」及び「日本のホストクラブの海外進出状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、海外における御指摘の「ホストクラブ」の営業の実態について、政府としては調査を行っておらず、また、政府としては、「ホストクラブ」について、我が国における善良の風俗の保持等の観点からその実態把握等を推進しているものであり、現時点において、そのような調査を行うことも考えていない。

二及び三について

お尋ねの「日本のホストクラブが海外進出している状況」、「ビジネスモデルが海外でも展開されること」及び「日本のホストクラブが進出している国及び今後進出する可能性がある国に対して、進出又はその可能性がある事実」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、また、一についてで述べたとおり、政府としては、御指摘の「ホストクラブ」について、我が国における善良の風俗の保持等の観点からその実態把握等を推進しているものであり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

いずれにしても、海外における「ホストクラブ」の営業の在り方については、現地当局において現地の法令に基づいて判断されるべきものであるが、海外における「ホストクラブ」の営業に関して現地の刑罰法令に触れる行為があり、現地当局から協力を求められた場合には、関係法令に基づき適切に対応してまいりたい。

消防団員の支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十八日　　塩村あやか

参議院議長　関口　昌一殿

消防団員の支援に関する質問主意書

消防団は、地域防災力の中核と位置付けられている。総務省消防庁においては、消防団員（以下「団員」という。）の報酬基準の見直しとともに、入団促進のための広報、企業・大学への働きかけ等の取組を進めてきたところであるが、団員の高齢化や地域社会への帰属意識の希薄化等を背景に団員数は減少を続けている。このような状況の中、消防団の持続可能性を確保する観点から、団員の処遇の一層の改善、団員の高齢化に対応した配慮、長年にわたり活躍してきた団員及び家族に対する敬意と感謝のための取組等について、更に検討すべき課題が残されていると考える。

以上の問題意識を踏まえ、以下質問する。

一　消防団活動は、団員の家族の理解と協力があってこそ成り立つ。私自身も元団員であり、同僚の団員から「博物館や美術館、遊園地等のチケットをいただければモチベーションが上がる」旨の声があったことを令和七年六月九日の参議院決算委員会（以下「当該委員会」という。）において村上総務大臣に紹介したところ、大臣は、「消防団員の御家族に対して表彰状とカタログギフトなどの記念品を授与する表彰制度を設けるなど、いろいろ創意工夫をしている例もあると承知しております。総務省の消防庁では、こうした事例を自治体に周知し、横展開を図っていきたいと考えております。」と答弁した。団員確保のためにも、こうした周知のための通知については速やかに行うべきと考えるが、具体的な発出の予定など今後の方針を示されたい。

二　消防団組織の活性化のためには、若年層の新規加入が強く求められている一方、団員の高齢化が進んでいる現実を踏まえ、身体的負担を軽減する観点から、消防の資機材の操作性の改善及び軽量の消火ホースの導入等を迅速に進めていくべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

三　消防操法大会は、消防団の日頃の訓練成果を披露する重要な機会であるが、訓練の頻度や拘束時間の長さなどが団員の負担となっていると指摘されている。私自身も本年、三回の操法大会に出席し、このうち二つの大会で政治家の挨拶中に複数の体調不良者が出たことを目撃したところである。このことについて、当該委員会において、石破総理大臣及び村上総務大臣に対し、「来賓の政治家については、挨拶を行うのではなく、名前の紹介にとどめていただきたい」旨の要望を行ったところ、同僚委員から「与野党ともに理解すべきだ」との応援の声があった。団員の高齢化が進んでいる点を踏まえ、操法大会等の式典における政治家を始めとする来賓等の挨拶に伴う負担の軽減について通知を発出すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年六月二十七日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員塩村あやか君提出消防団員の支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員塩村あやか君提出消防団員の支援に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁における「消防団員の御家族に対して表彰状とカタログギフトなどの記念品を授与する表彰制度を設けるなど、いろいろ創意工夫をしている例」については、消防庁ホームページに掲載し、既に周知を図っているところである。

消防団員が家族の理解を得ながら、やりがいを持って活動できる環境づくりに地方公共団体がこうした事例を参考にしながら取り組むことができるよう、令和七年度中を目途に改めて通知等を発出し、地方公共団体に対し助言を行ってまいりたい。

二について

消防庁においては、消防団設備整備費補助金の対象に、小型化・軽量化された資機材を追加してきたところであり、また、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けた取組事項について」（令和七年一月三十一日付け消防地第六十六号消防庁長官通知。以下「消防庁長官通知」という。）において、地方公共団体に対し、

全ての消防団員が比較的容易に使用できる小型化・軽量化された資機材の整備を促しているところである。

引き続き、これらの取組を通じて、消防団の災害対応能力の更なる向上に取り組んでまいりたい。

三について

お尋ねの「操法大会等の式典における政治家を始めとする来賓等の挨拶に伴う負担の軽減」については、主催者等において適切に判断されるものと考えており、御指摘の「操法大会」については、地方公共団体において消防団員の負担軽減を図るための様々な取組が行われているものと承知している。

こうした取組を更に推進するため、消防庁長官通知において、「消防団の災害対応能力の強化、消防団員の負担軽減やそのご家族等の消防団活動への理解促進等の観点を踏まえ、地域の実情に応じた操法大会のあり方を検討いただきたい」と通知しているところであり、引き続き、「操法大会」における地域の実情に応じた消防団員の負担軽減を促進してまいりたい。

海外先住民の遺骨返還に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十八日

参議院議長　関口　昌一殿　　紙　智子

海外先住民の遺骨返還に関する質問主意書

毎日新聞は令和七年六月十二日、「海外先住民の遺骨返還」とのタイトルで「東京大と京都大、国立科学博物館（科博）は十一日、学術研究の目的で収集・保管してきたオーストラリア先住民の遺骨十体を豪側に返還した。昨年十一月には東大が米ハワイの先住民遺骨十体を返還していたことも新たに判明。日本の教育研究機関から海外への初の返還例とみられる。」と報道した。また、東京新聞は同年六月十四日、「豪先住民遺骨を初返還」とのタイトルで「オーストラリア政府は十二日、日本の研究機関が保管していた先住民の遺骨十体が先住民と政府に返還されたと発表した。」と報道した。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　日本の先住民であるアイヌ民族の遺骨返還については、手続を定めた行政文書「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」がある。海外先住民の遺骨返還について、手続を定めた行政文書はあるか明らかにされたい。

二　オーストラリアや米ハワイの先住民の遺骨を返還するに至った経緯について

1　政府が各研究機関に対して遺骨返還の要請を行った場合、要請日、要請機関及び当該要請の具体的内容を示されたい。

2　要請を受けた各研究機関が返還するに至った判断基準について、政府の把握状況を示されたい。

3　返還先と合意文書を交わした場合、当該内容を明らかにされたい。

4　返還した先住民族名及び遺骨数を明らかにされたい。

三　海外先住民の遺骨返還は、どのような国際約束に基づくものか示されたい。

四　海外先住民の遺骨が日本に持ち込まれた経過を明らかにすることは、日本においてアイヌ民族の遺骨が持ち去られた経過を究明する上で重要だと考える。先住民の立場に立った権利回復が必要だと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　日本から持ち出されたアイヌ民族の遺骨数を国別に明らかにされたい。

右質問する。

令和七年六月二十七日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員紙智子君提出海外先住民の遺骨返還に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員紙智子君提出海外先住民の遺骨返還に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「手続を定めた行政文書」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、文部科学省においては、大学、博物館等が御指摘の報道において「学術研究の目的で収集・保管してきた」とされている「海外先住民の遺骨」を対象とした、お尋ねの「返還」に係るガイドラインを定めたものはない。

二の1、2及び4について

お尋ねの「要請」、「返還するに至った判断基準」及び「返還した先住民族名」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、今般のオーストラリアの先住民族に係る遺骨等の返還（以下「豪遺骨等返還」という。）については、オーストラリア政府から日本政府に対し、我が国の大学、博物館等におけるオーストラリアの先住民族に係る遺骨の保管の有無等について確認の要請があったことから、文部科学省において「オーストラリア先住民の遺骨等の保管に関する調査について」（令和五年四月二十六日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課及び研究振興局大学研究基盤整備課並びに文化庁企画調整課博物館振興室事務連絡）を発出し、各国公私立大学、各大学共同利用機関法人、各国立博物館及びその関係施設並びに各都道府県・指定都市教育委員会に対して調査を行い、当該調査の結果をオーストラリア政府へ報告したところ、同政府から、オーストラリアの先住民族に係る遺骨等計十体の返還に係る要請があったことから、これを東京大学、京都大学及び国立科学博物館（以下これらを合わせて「東京大学等」という。）に伝達し、これを受けて東京大学等から返還されるに至ったものである。

今般のハワイの先住民族に係る遺骨の返還については、東京大学とハワイの先住民族との間で行われたものであり、政府として詳細は把握していない。

二の3について

豪遺骨等返還に係る合意は、東京大学等とオーストラリア政府及びオーストラリアの先住民族との間で交わされたものであり、当該合意に係る文書の内容については、政府としてお答えする立場にない。

今般のハワイの先住民族に係る遺骨の返還については、東京大学とハワイの先住民族との間で行われたものであり、政府として詳細は把握していない。

三について

お尋ねの「どのような国際約束に基づくものか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、豪遺骨等返還については、二の1、2及び4についてで述べたとおり、オーストラリア政府からの要請を受けて、実施されたものである。

四について

お尋ねの「先住民の立場に立った権利回復」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、御指摘の「海外先住民の遺骨」の返還については、「持ち込まれた経過を明らかにすること」も含め、一義的には、「遺

骨」を保管している機関において、真摯に対応されるものと考えている。

五について

お尋ねについては、把握していない。

ＰＦＡＳのリスク評価過程における文書管理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十八日

参議院議長　関口　昌一殿　　川田　龍平

ＰＦＡＳのリスク評価過程における文書管理に関する質問主意書

環境省は、飲み水の水質管理においてＰＦＯＳとＰＦＯＡの合算値で五十ナノグラム・パー・リットル以下とする暫定目標値を定めている。その根拠とされる食品安全委員会の「食品健康影響評価（耐容一日摂取量）」の決定過程で開かれた非公開の打合せ（準備作業）について、令和七年三月二十四日の参議院環境委員会において、食品安全委員会は「（リスク評価の）手続をしっかりと進めていくためには準備作業が必要」と答弁している。

当該問題をめぐる七回の国会質疑の際、食品安全委員会は「行政文書として残っているものはすべて開示する」との意向を示し、同年六月十三日に対象文書の一部を開示した。しかし、実質的なリスク評価についての議論の記録は「廃棄済み」として開示されていないことから、以下質問する。

なお、六月十三日に開示された内容は以下五回の非公開会合の配付資料である。

「公開会議：第一回と第二回の間　四回分の非公開会合」

○令和五年四月十九日（水）　九時三十分～十二時三十分　打合せ会（疫学）

○令和五年四月二十日（木）　九時三十分～十二時三十分　打合せ会（実験動物）

○令和五年四月二十一日（金）　十四時～十七時　打合せ会（体内動態）

○令和五年五月十九日（金）　十四時～十七時　打合せ会（ばく露）

「公開会議：第六回と第七回の間　一回分の非公開会合」

○令和六年一月十五日（月）　十四時～十七時　打合せ会

一　開示文書について

1　開示された「議事次第」、「論文リスト」及び「委員コメント」は、それぞれ内閣府本府行政文書管理規則のいずれに該当するか、保存期間を含めて明らかにされたい。

2　「ＰＦＡＳワーキンググループ打合せ会」に関連して作成・取得した記録（前記「議事次第」、「論文リスト」及び「委員コメント」など）について、食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）はどのように保存・管理してきたか、共有パソコンのフォルダ名及び具体的な管理方法を明らかにされたい。

二　打合せの議事内容の記録について

1　「議事次第」はいずれも「ＰＦＡＳワーキンググループ打合せ会」と題され、リスク評価について長時間にわたって話し合われたことを裏付けている。打合せ会に関連して、「討議内容」以外に作成・取得された記録があるか示されたい。ある場合、記録の名称及び概要を示されたい。

2　前記二の1に関連して、「討議内容」以外の記録がある場合、廃棄されたと解して間違いないか示されたい。廃棄されている場合、当該時期及び理由を明らかにされたい。

3　国会質疑の答弁において、「討議内容」の記録について、「個人的メモ」又は「行政文書」と名称が統一されていなかったが、内閣府本府行政文書管理規則のいずれに該当するか、保存期間を含めて明らかにされたい。

4　「討議内容」の記録（文字起こし又は議事録など）の作成後、当該記録は出席した委員に共有されたか示されたい。

5　「討議内容」の記録（文字起こし又は議事録など）は作成後、廃棄されるまでの間、事務局内でどのように保存されていたか示されたい。また、共有パソコンのフォルダ名を明らかにされたい。

6　打合せ会における議論を基に、次に開かれる会議（第二回から第九回）に向けて、事務局が作成した各評価書案（ドラフト文書）について決裁文書は残されているか示されたい。また、当該文書は内閣府本府行政文書管理規則のいずれに該当するか、保存期間を含めて明らかにされたい。

7　中裕伸事務局長は「目的の資料に内容が反映された」ことをもって廃棄した旨の答弁をしているが、「目的の資料」について、資料の名称等を具体的に明らかにされたい。

8　評価書案作成に向けた「打合せ会」において、内閣府本府行政文書管理規則第十二条で規定される「政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす」やり取りが行われておらず、「文書を作成する」必要がある「打合せ等」に該当しない根拠を説明されたい。

9　前記に関連して、公開された会議だけでなく非公開の打合せについても「リスク評価に不可欠（姫野座長）」、「（リスク評価の）作業を進めてゆくには準備作業が必要（中事務局長）」とされるにもかかわらず、前者の議事録は保存期間「十年」、後者の「討議内容」の記録は「一年未満」である理由を説明されたい。

三　文献リストについて

文献リストに掲載されている各委員のコメントはリスク評価そのものであるため、文献が除外又は追加された理由に関わる可能性もある。リスク評価の内容及び委員名を全て黒塗りにしている理由を法的根拠とともに明らかにされたい。また、評価書案では、委員のコメント内容について一部を除き開示していることから、文献の評価についても同様に開示されたい。

四　資料一について

「ＰＦＡＳ担当分野」のエンドポイントごとの担当委員の名前を黒塗りにする理由を明らかにされたい。また、食品安全委員会は専門性に鑑みて委員を任命している上、公開した会議及び議事録においても担当委員は実名で発言している。さらに、食品安全委員会が委託したＣＥＲＩでの論文選定事業においても担当分野は明示されていることから、エンドポイントごとの担当委員名を公開されたい。

五　その他の記録について

1　非公開会合に関するその他の記録を速やかに開示されたい。また、開示の時期を明らかにされたい。

2　前記三及び四で求めたように、非開示（黒塗り）部分を開示することについて再考されたい。

右質問する。

令和七年六月二十七日　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員川田龍平君提出ＰＦＡＳのリスク評価過程における文書管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川田龍平君提出ＰＦＡＳのリスク評価過程における文書管理に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「「論文リスト」及び「委員コメント」」及び「内閣府本府行政文書管理規則のいずれに該当するか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和七年六月十三日に御指摘の「開示した」文書（以下「開示文書」という。）については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下「公文書管理法」という。）第十条第一項の規定に基づく内閣府本府行政文書管理規則（平成二十三年内閣府訓令第十号）第十六条第一項の規定に基づき作成された食品安全委員会事務局（総務課、評価第一課、評価第二課、情報・勧告広報課）の行政文書に関する保存期間基準（令和七年四月一日改訂。以下「保存期間基準」という。）における「二十一　国会及び審議会等における審議等に関する事項」の「審議会等文書（二十九の項）」に分類し、保存期間は十年としている。

一の2について

お尋ねの「「ＰＦＡＳワーキンググループ打合せ会」に関連して作成・取得した記録」及び「共有パソコンのフォルダ名及び具体的な管理方法」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、開示文書については、公文書管理法第七条第一項に規定する行政文書ファイル管理簿（以下「管理簿」という。）に記載された事項をお示しすると、「大分類」は「食品安全委員会」、「中分類」は「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）ワーキンググループ」、「名称（小分類）」は「令和五年度有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）ワーキンググループに関する文書」及び「令和六年度有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）ワーキンググループに関する文書」、「保存場所」は「共有フォルダ」である。また、保存期間を一年未満とした行政文書については、管理簿に記載されず、保存期間が満了したものは保存されていないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

二の1及び2について

お尋ねの「「討議内容」以外に作成・取得された記録」の具体的に意味する範囲が明らかではないため、お答えすることは困難であるが、「打合せ会」（以下「打合せ会」という。）の議事録は作成していない。

二の3について

御指摘の「国会質疑の答弁において、「討議内容」の記録について、「個人的メモ」又は「行政文書」と名称が統一されていなかった」の意味するところが必ずしも明らかではないが、打合せ会の議事録は作成していない。

二の4及び5について

お尋ねの「「討議内容」の記録」の意味するところが必ずしも明らかではないが、打合せ会の議事録は作成していない。

二の6について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「次に開かれる会議（第二回から第九回）に向けて、事務局が作成した各評価書案（ドラフト文書）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、食品安全委員会に設置した「有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）及び打合せ会における配布資料については、決裁を行っておらず、お尋ねの「決裁文書」は存在しない。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「当該文書は内閣府本府行政文書管理規則のいずれに該当するか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一の1についてで述べたとおり、当該配布資料については、保存期間基準における「二十一　国会及び審議会等における審議等に関する事項」の「審議会等文書（二十九の項）」に分類し、保存期間は十年としている。

二の7について

お尋ねの「資料の名称等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の答弁における「目的の資料」とは、ワーキンググループ又は打合せ会における配布資料のことである。

二の8について

お尋ねについては、令和七年六月十二日の参議院環境委員会において、政府参考人が「内閣府本府文書管理規則第十二条第二項では、業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せについては記録を作成することとされております。当該条項における・・・事務の実施の方針については、ＰＦＡＳの食品健康影響評価のプロセスの中では、ＰＦＡＳワーキンググループ本体において議論がなされているところでございます。具体的には、例えばワーキンググループにおいて、国際機関等がそれぞれ異なったエンドポイントに基づいて異なった健康影響に関する指標値を出していくことを踏まえて、それらについての知見を十分に吟味して評価をしていくといった方針が合意され、これを受けてその作業が進められていくという形が取られております。準備作業においては、むしろ、これらのワーキンググループから示された方針に基づいて個別具体の作業が行われたものであって、準備作業自体は本条項の事務の実施の方針等に影響を及ぼす打合せには該当しないというふうに考えております。」と答弁したとおりである。

二の9について

お尋ねの「公開された会議だけでなく非公開の打合せ」及び「「討議内容」の記録」の意味するところが必ずしも明らかではないが、ワーキンググループの議事録は、保存期間基準に基づき、保存期間は十年としている。また、打合せ会の議事録は作成していない。

三及び四について

御指摘の「文献リスト」、「リスク評価の内容」、「文献の評価」及び「資料一」の意味するところが必ずしも明らかではないが、開示文書においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条第五号又は第六号に掲げる不開示情報に該当する部分を不開示としており、開示の範囲を変更することは困難である。

五の1について

お尋ねの「非公開会合に関するその他の記録」の意味するところが必ずしも明らかではないが、打合せ会における配布資料のうち開示文書以外のものについては、速やかに開示を行うべく事務処理を進めているところである。

五の2について

三及び四についてで述べたとおり、開示文書の開示の範囲を変更することは困難である。

若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

福島みずほ

参議院議長　関口　昌一殿

若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に関する質問主意書

東京都若年被害女性等支援事業に係る公文書開示請求、住民監査請求から始まった女性支援団体

への攻撃は、三年近く経過してもなお収束していない。大量のデマ、誹謗中傷により女性支援団体の名誉、信用は傷付けられ、スタッフは大変なストレスを抱え、住民訴訟への対応を含め追加的な業務負担は重いままであり、寄附、協賛などに悪影響が及び財政面も苦しいという。ＳＮＳ、インターネット上では一時のような騒がれ方はしておらず、街頭等での妨害行動も目立たなくなったが、正常化も被害回復も緒に就いてすらいないのが実情である。

この事態は各女性支援団体につながっている若年女性にも大きな不安、恐怖を与えてきた。ＳＮＳで飛び交うデマなどを見てつながりが切れてしまった人、相談することなどを躊躇してしまった人も少なくないようである。その中には、支援を得られず生命、健康が損なわれた人もいるが、当然ながらその全てを知ることは不可能である。

二〇二五年六月十日に男女共同参画推進本部等が決定した「女性活躍・男女共同参画の重点方針二〇二五」では、「性犯罪・性暴力の被害者や支援者等に対して、インターネット上等での誹謗中傷が行われることにより、その尊厳が損なわれたり、活動への支障等により性犯罪・性暴力の根絶に向けた歩みが妨げられたりするようなことはあってはならない。国際社会とも歩調を合わせつつ、あらゆる機会を通じて、こうした姿勢を発信すること等により、性犯罪・性暴力被害者や支援者等への誹謗中傷行為を許さない社会規範の形成に努め、その防止を図る。また、刑罰法令に触れる行為が認められる場合には、個々の事案の具体的な事実関係に即して、法と証拠に基づき厳正に対処する。」としており、女性支援団体叩きの激化を受けた二〇二三年以来ほぼ同一の文言を記載し続けている。しかし、政府も東京都も若年被害女性等支援事業に係るデマ、誹謗中傷について毅然とした姿勢を示して積極的に措置を講じているとは言えない。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　若年被害女性等支援事業を始め、女性支援新法（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）、その他社会的弱者、困窮者への支援制度・施策・活動に係るデマ、誹謗中傷が続いており、民間支援団体や当事者に広範かつ深刻な被害、影響が生じていること、政府及び地方公共団体がこのような事態を収束させるための効果的な対処をできていないことについて、政府はどのように認識しているか明らかにされたい。

二　東京都若年被害女性等支援事業に係る公文書開示請求、住民監査請求及び住民訴訟の主導者及び関与者らに対して、東京都や厚生労働省などが、それも「言論」、「意見」である、「住民の権利」であるなどとして受動的に対応してきたことが、これらの被害の継続及び拡大を許した一因であると考えられる。二〇二四年四月に施行された女性支援新法の基本理念には民間団体との協働が掲げられ、政府の「基本的な方針」においても、東京都などの「基本計画」においてもこれを踏まえた記述がされている。それにもかかわらず、協働のパートナーである民間団体を守れない、困難を抱えた若年女性を守れないということは法の基本理念に反するものと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　デマ、誹謗中傷対策について

1　政府は、二〇二五年度予算において女性支援新法に係る施策の拡充、強化を図っており、「女性活躍・男女共同参画の重点方針二〇二五」でもこれを更に進める姿勢を示している。特に、地方では事業の担い手となる民間団体が存在しない又は行政の側が把握できていないという状況があり、民間団体や人材の掘り起こし及び育成を図りながらではあるが、好事例の横展開を進めていく重要な時期にある。東京都などの先行地域では、これまでの実績を踏まえた更なる改善、拡充が期待されている。こうした取組を通じて、困難を抱える女性のためのセーフティネットの隙間が塞がれていき、その厚みが増していくことが展望されるところであるが、若年被害女性等支援事業などに係るデマ、誹謗中傷等の攻撃を収束させなければ、セーフティネットに穴が開けられてしまうこととなり、担い手の確保すらできないことが強く懸念される。事業の拡充、強化の前提条件となるデマ、誹謗中傷等の攻撃の収束に向けて、政府としてどのように取り組むのか明らかにされたい。

2　デマ、誹謗中傷等の対象は、民間団体だけでなく、東京都、厚生労働省、こども家庭庁、内閣府男女共同参画局などに及んでいる。また、各担当部局の職員の業務負担、精神的負荷も深刻な状況が続いていると思われる。他方で、人員や資金に制約のある民間団体は活動の継続、維持が最優先である中で、刑事的及び民事的措置を講ずる余力がない場合がほとんどである。さらに、Ｘ、ＹｏｕＴｕｂｅ、ｎｏｔｅなどのプラットフォーマーは、判決など一定の法的な判断が得られない限り投稿の削除等には応じておらず、事実上放置しているのが現状である。自らの被害や職員の負担・負荷への対応としても、民間団体や若年女性等当事者の被害を止め正常化につなげるためにも、厚生労働省、東京都など行政機関がデマ、誹謗中傷等の加害者を積極的に刑事告訴するなど、然るべき措置を講じていくことが必要であると考えるが、政府の見解を示されたい。

四　先日、東京都若年被害女性等支援事業の補助金を受ける団体の元事務局長が薬物事犯で逮捕され、若年被害女性等支援事業への攻撃を改めて勢いづかせている。同事業への攻撃の重要な背景を成すミソジニー、女性差別に加えて、薬物使用者・依存症者に対する差別・偏見も強く現れている。当該事件は支援対象者を巻き込んだものであり、その意味で同団体の運営が適切であったのか等について調査、検証されるべきものである。しかし、事件に乗じてデマ、誹謗中傷を交えた形で若年被害女性等支援事業や女性支援新法が不当に攻撃されていること、薬物に関わる差別・偏見が動員されていることは許されることではない。政府や東京都が事業運営の適正性の確保といった一般論での応答に終始することでは、デマ、誹謗中傷等の攻撃は収まらず、逆にその一般論の言葉が攻撃に利用されてしまうことは、この三年近くの経緯で明白である。「デマ・誹謗中傷等を発信する攻撃者を刺激しない」という従来の対応姿勢を改めるべき時機であると考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員福島みずほ君提出若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出若年被害女性等支援事業等に係る誹謗中傷等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「広範かつ深刻な被害、影響が生じている・・・このような事態を収束させるための効果的な対処をできていない」の意味すると

ころが必ずしも明らかではないが、政府としては、例えば、御指摘の「若年被害女性等支援事業」を実施する一部の団体に対する「デマ、誹謗中傷」があることは承知しており、これに関するお尋ねの「認識」については、令和五年三月二十二日の衆議院厚生労働委員会において、加藤厚生労働大臣（当時）が「どのような事業であれ、暴言や威力等の妨害行為等によって支援が必要な方に支援が届かなくなるようなことは、あってはならないと考えております。（中略）困難、問題を抱える若年女性の支援が安全かつ適切に行われるよう、厚労省としても、東京都を始め関連機関と連携をしていきたい」と答弁したとおりである。

二について

御指摘の「それにもかかわらず、・・・民間団体を守れない、困難を抱えた若年女性を守れない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第三条第二号において、「困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること」を基本理念の一つとして掲げており、また、同法第七条第一項に基づき定めた困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（令和五年厚生労働省告示第百十一号）において、例えば、「地方公共団体は、これらの理念に基づき、支援対象者の多様なニーズに応じた、地域の関係機関等の連携・協働による、支援対象者への包括的かつ継続的な「つながり続ける」支援、行政機関のみでは実施が難しい支援を行っている民間団体との協働に努める」と定めているところ、政府としては、引き続き、これらの規定等に基づき、民間団体とも連携しながら、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでまいりたい。

三の１について

御指摘の「事業の拡充、強化の前提条件となるデマ、誹謗中傷等の攻撃の収束」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一についてで述べた認識の下、二についてで述べた支援の具体的な取組としては、例えば、「「若年被害女性等支援事業」への妨害行為等への対応について」（令和五年三月三十一日付け子家発〇三三一第三号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）により、地方公共団体に対して、「どのような事業であれ、暴言や威力等の妨害行為等によって、支援が必要な方に、支援が届かなくなるようなことは、あってはならないこと」とした上で、「暴言や威力等による業務の妨害行為等」については「必要に応じて都道府県警察に相談するなど、適切な対応を検討いただくようお願いします」と示しているところであり、引き続き、こうした周知等の取組を進めることにより、困難な問題を抱える女性への支援に取り組んでまいりたい。

三の２について

御指摘の「デマ、誹謗中傷等」については様々なものがあることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、いずれにせよ、個別具体的な内容等に応じ、適切に対応していくべきものと考えている。

四について

政府としては、御指摘のような「従来の対応姿勢」は示していないため、これを「改めるべき」とのお尋ねについてお答えすることは困難である。

自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日　　浜田　聡

参議院議長　関口　昌一　殿

自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問主意書

我が国の民法は、離婚に際し父母の一方を親権者と定める単独親権制度を採用している。その結果として、親権を有しない親（いわゆる「別居親」）が子どもとの接触・交流を著しく制限される事例が多く発生している。また、家庭裁判所が定める離婚後の親子交流における面会頻度についても、「月一回・二時間」など定型的かつ限定的なものが少なくない。こうした状況の下、東京地方裁判所（令和五年四月二十一日判決）、東京高等裁判所（令和六年二月二十二日判決）などでは、「自然的親子関係に基づく自由な養育監護」は憲法第十三条により保障される人格的自由であり、国家による不当な制限は許されないとする判断が示された。

また、学校現場では親権を有しない親が学校行事に参加することを拒否される事例が全国的に報告されているが、当該事例は憲法上の人格権や教育の機会均等などの理念と矛盾する可能性がある。さらに、令和六年に成立した改正民法では、父母が「その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力」する義務（第八百十七条の十二）が新設された。これは、父母双方が実の子と人格的関係を保ちながら養育に関与することを前提としたものであり、前記の地裁・高裁判断に即した規定であると考えられる。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　「自然的親子関係に基づく自由な養育監護は憲法第十三条により人格的自由として保障される」旨の前記の地裁・高裁判断について、政府の認識を示されたい。

二　親権の有無にかかわらず、親子双方の人格的自由として保障されると解すべきとの前記見解に対し、政府の憲法解釈上の立場を明らかにされたい。

三　改正民法第八百十七条の十二に定められた「父母の人格尊重・協力義務」は、親権の有無を問わず、父母が共に子の養育に関与し続けることを制度的に支持する趣旨と理解してよいか、政府の見解を示されたい。

四　家裁が定める離婚後の親子交流における面会頻度について、定型的かつ限定的になる傾向があると指摘されているが、法務省として実態調査や是正措置を講ずる方針があるか示されたい。特に、面会制限が憲法上の人格的自由の制限に当たる場合、法的対処が可能か示されたい。

五　家裁が定める離婚後の親子交流における面会頻度が「月一回・二時間」といった定型的かつ限定的なものである実態について、子の利益や親の人格的発展との観点から見直しの必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

六　学校現場において、別居親が学校行事（授業参観、運動会など）に参加するには同居親の承諾が必要とされる事例が多く存在する。このような事例は、別居親及び子どもの人格的自由（憲法十三条）を不当に制限するおそれがあると考えるが、政府の認識を示されたい。

七　前記六に関し、文部科学省として、共同親権制度の施行を見据えた学校現場へのガイドラインやＱ＆Ａ等を策定する予定はあるか示されたい。策定する予定がある場合、ガイドラインやＱ＆Ａ等において、親権の有無にかかわらず子

の両親が学校行事に参加することのできる制度を整備する予定はあるか、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出自然的親子関係に基づく自由な養育監護及び憲法上の人格権に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「「自然的親子関係に基づく自由な養育監護は憲法第十三条により人格的自由として保障される」旨」及びお尋ねの「政府の憲法解釈上の立場」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。なお、御指摘の「地裁・高裁判断」は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十九条第一項及び第二項の規定が憲法第十三条後段、第十四条第一項、第二十四条第二項及び第二十六条等の規定に反するとして、原告らが国に対し損害賠償を求めた事案に係るものであり、原告らの請求は東京地方裁判所令和五年四月二十一日判決において棄却され、同判決に対して控訴が提起されたが、東京高等裁判所令和六年二月二十二日判決において控訴は棄却され、同判決に対し、第一審の原告らから上告の提起及び上告受理の申立てがされたが、令和七年一月二十二日、最高裁判所において、上告を棄却し、及び上告審として受理しない旨の決定がされたと承知している。

三について

お尋ねの「親権の有無を問わず、父母が共に子の養育に関与し続けることを制度的に支持する趣旨」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

四及び五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、家庭裁判所における事件の審理の在り方については、裁判所において検討されるべき事柄であると考えている。

六について

お尋ねの「このような事例は、別居親及び子どもの人格的自由（憲法十三条）を不当に制限するおそれがある」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

七について

御指摘の「親権の有無にかかわらず子の両親が学校行事に参加することのできる制度」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「ガイドラインやＱ＆Ａ等」については、令和七年三月二十四日の参議院法務委員会において、政府参考人が「法務省を始めとした関係府省庁が連携して、改正法に関する具体的なＱアンドＡ形式の解説資料等の検討を進めているところ」と答弁したとおりである。

報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問主意書

近時、村上総務大臣は、株式会社フジテレビジョン（以下「フジテレビ」という。）をめぐる一連の問題を契機に、テレビ局及び関連会社に対して新たなコンプライアンス・ガバナンス体制の整備を求める方針を表明した。林官房長官も記者会見において、フジテレビに対する政府系広告の出稿の在り方を再検討する旨述べている。

これに関連し、公益通報者・ジャーナリストである峯岸一氏は、フジテレビ及び株式会社フジ・メディア・ホールディングス（以下「フジＨＤ」という。）に関して、格闘技団体「ＲＩＺＩＮ」代表（以下「代表」という。）を介した反社会的勢力への利益供与疑惑及びフジテレビ側の隠蔽疑惑に関する告発をしている。その内容は以下のとおりである。

○告発の具体的内容

・放映権料が反社会的勢力へ流れた疑い

代表が、反社会的勢力から違法な金銭の借入れ（法定利息を超える金利）を行い、その返済に充てる形でフジテレビからの放映権料を還流させたとの疑惑がある。これは利益供与に該当する可能性がある。

・虚偽書類を用いた欺罔行為の疑い

代表は反社会的勢力に「訂正文」及び「撤回文」という名目で虚偽の文書を作成させ、それを用いてフジテレビ側に「問題は解決済み」と誤信させ、ＲＩＺＩＮの地上波放映の継続を実現し放映権料を得たとの疑惑がある。これは詐欺的行為に該当する可能性がある。

・フジテレビ側は疑惑を認識していた可能性

峯岸氏は、代表及びフジテレビの双方に対して配達証明付き郵便で複数回にわたり告発書面を送付しており、フジテレビ側の上層部も本件を把握していたと考えられる。しかし、フジテレビは代理人弁護士を通じて「そのような事実は存在しない」と回答するのみで、第三者的な検証や調査を拒否した。

以上の告発が真実であるならば、視聴者、スポンサー、株主等に対する欺罔行為であり、公共性の高い報道機関として到底看過できない事案であると考える。

峯岸氏は、関係者の音声データ、書き起こし文書、要約書、関連書類一式を所有しており、関係省庁への提出準備を進めている。アクセスジャーナルのＹｏｕＴｕｂｅ番組「深層追及」では、この内容が詳細に語られ、関連動画の再生回数は約五十万回となり、社会的関心を集めている。また、直接取材を行い、供述を得ており、単なる推測ではなく裏付けのある事実であると主張している。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府として、本件について提供された証拠を精査した上で、関係省庁（総務省・金融庁・警察庁・国税庁等）に以下の対応を指示する方針はあるか示されたい。

1　総務省に対し、フジテレビに第三者委員会を設置させ、当該疑惑に関する調査を実施させること。

2　金融庁に対し、フジＨＤの善管注意義務違反・ガバナンス不備の有無を調査させること。

3　警察庁等に対し、本件が詐欺・利益供与等の違法行為に該当するかどうかについて捜査させること。

4　国税庁に対し、高利貸付けや申告漏れによる脱税の可能性について調査させること。

二　テレビ局を始めとする報道機関が反社会的勢力と接触・共謀していた疑いがある場合、そのリスクをどのように認識しているか示されたい。また、報道機関に対しコンプライアンス体制の強化を求めることや行政指導をすることなどの方策を検討しているか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出報道機関のコンプライアンス強化の必要性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねが御指摘の「関係者の音声データ、書き起こし文書、要約書、関連書類一式」が「関係省庁」へ「提出」された場合の対応を問うものであれば、現時点において当該「提出」を受けていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「反社会的勢力と接触・共謀していた」の具体的に意味するところ及びお尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、仮に報道機関が「反社会的勢力」と関係を持つことによる報道機関における経営上の「リスク」についてのお尋ねであれば、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成十九年六月十九日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）において、「反社会的勢力は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものを乗っ取ろうとしたりするなど、最終的には、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせるものである」としているところであり、このことは、報道機関についても同様であると認識している。

後段のお尋ねについては、その趣旨が必ずしも明らかではないが、仮に報道機関がお尋ねの「反社会的勢力」と関係を持った場合における「方策」についてのお尋ねであれば、政府として対応するかどうか及びその内容については、個別具体的な事案に応じて判断すべきものであると考えている。

令和七年七月一日　参議院会議録追録　質問主意書及び答弁書

ＪＵＴＭに関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

ＪＵＴＭに関する再質問主意書

私が提出した「ＪＵＴＭに関する質問主意書」（第二百十七回国会質問第一二二号）に対する答弁書（内閣参質二一七第一二二号）の「七について」において、政府は「無人移動体画像伝送システムの運用に当たっては、他の無線局の運用を阻害するような混信等が生ずることのないよう、当該運用を行う者が何らかの調整を行うことが必要である」と考えている」と答弁した（以下「当該答弁」という。）。しかし、米国においては、民間の技術革新及び新産業育成を妨げない明確かつ透明な電波利用ルールの確立が重視されている。日本において、公的機関による恣意的又は不明確な調整義務を課し、特定の民間団体に事実上独占的な調整権限を付与することは、自由な市場競争や技術進歩の阻害要因となる懸念がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　当該答弁における「何らかの調整を行うことが必要である」とは、法的義務なのか、努力義務若しくは単なる要望にすぎないのか、明確に示されたい。

二　当該答弁における「何らかの調整」とは、「当該運用を行う者」自らが電子的手段を用いて予定周波数帯域の利用状況を確認する行為を含むと理解してよいか示されたい。あるいは、第三者機関が周波数利用状況の管理又は調整を行うことを指すものなのか示されたい。第三者機関による調整を指す場合、当該第三者機関とは一般社団法人無人航空機利用促進協議会（ＪＵＴＭ）のみを指すのか示されたい。

三　前記二において、ＪＵＴＭのみを指す場合、特定の民間団体に事実上独占的な調整権限を付与していることとなり、自由な市場競争や技術進歩の阻害要因となる懸念があるが、政府の見解を示されたい。また、他の組織が同種の調整を行うことは可能か示されたい。可能である場合、調整機関の構成要件について、具体的に示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出ＪＵＴＭに関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「何らかの調整」については、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第十四号に規定する無人移動体画像伝送システム（以下「無人移動体画像伝送システム」という。）の運用を行う者が自衛隊である場合には、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十二条第三項の規定に基づき総務大臣の定めるところにより行うものであり、また、当該運用を行う者が自衛隊以外の者である場合には、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五十三条の規定に基づき免許状に記載されるところにより行うものである。

二及び三について

お尋ねの「確認する」及び「管理又は調整を行う」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「何らかの調整」については、無人移動体画像伝送システムの運用を行う者が自ら、他の無人移動体画像伝送システムの運用予定の有無の把握を含め、他の無線局の運用を阻害するような混信等が生ずることのないよう行うものであると考えている。

国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問主意書

自衛隊法第百十二条第一項は、「自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合については」電波法の規定の一部を適用しないと規定している。同条第二項は、「防衛大臣は、自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、その使用する周波数について、総務大臣の承認を受けなければならない」と規定している。同条第三項は、「自衛隊がそのレーダー及び移動体の無線設備を使用する場合には、前項に規定する周波数の使用に関し、他の無線局の運用を阻害するような混信を防止するため、総務大臣が定めるところに従うものとする」と規定している。

これらの規定は、国防上の電波利用について、総務省が実質的な監督権限を有するようにも読める矛盾した内容となっている。米国においては、国防上の電波利用について、商用・民間の枠組みから独立した運用体系が確立されており、我が国とは対照的である。我が国においても、国防上の電波利用について平時・有事を問わず国防当局の自主性と即応性が最大限確保されるべきであり、現在の制度を明確にする必要があると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　自衛隊が総務省の承認を受けた周波数割当ての使用地域について、公海上及び外国における使用も含まれるか示されたい。また、使用地域の範囲を具体的に示されたい。

二　自衛隊法第百十二条第二項「防衛大臣は、（中略）その使用する周波数について、総務大臣の承認を受けなければならない」の規定は、武力攻撃事態及び存立危機事態においても適用されるか示されたい。また、同規定は、電波利用に関して自衛隊が実質的に総務大臣の指揮下に置かれるという趣旨か、明確に示されたい。

三　総務省は、平時において不法無線局に対し、警察・海上保安庁と共同取締りを実施していると承知している。武力攻撃事態及び存立危機事態において、日本国内に侵攻した外国軍隊や武装勢力等が電波法に違反した不法無線局を開設した場合にも、総務省は同様に共同取締りを実施するのか示されたい。実施する場合、責任体制及び実施方針について明らかにされたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出国防上の電波利用に係る自衛隊の自主性確保に関する質問に対する答弁書

一について

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百十二条第二項の規定に基づき総務大臣から承認を受けた周波数を使用する地域も含む具体的な内容については、自衛隊の運用に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

自衛隊法第百十二条第二項の規定は、武力攻撃事態及び存立危機事態においても適用される。

また、お尋ねの「電波利用に関して自衛隊が実質的に総務大臣の指揮下に置かれる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、総務大臣は自衛隊の指揮監督権を有しておらず、自衛隊が同大臣の指揮監督を受けることはない。

三について

お尋ねについては、実際に発生した事態の個別具体的な状況によるため、一概にお答えすることは困難であるが、一般論として、我が国領域内において不法に開設された無線局を確認した場合には、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）及び関係法令に照らし、適切に対応することとなる。

大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問主意書

経済産業省「大阪・関西万博経済波及効果再試算結果について」（令和六年三月）によると、令和七年四月に開幕した大阪・関西万博（以下「万博」という。）は、約二・九兆円の経済波及効果が見込まれている。しかし、万博に要する費用構造は極めて複雑である。参議院予算委員会調査室「大阪・関西万博における国の費用及び収支の動向」（令和七年六月九日現在、以下「当該資料」という。）によると、運営費の収支について「状況次第では新たな国の負担が発生する可能性も否定できない」としている。

衆議院予算委員会第七分科会（令和七年二月二十七日）において、政府は国庫による負担や助成は行わない方針を示している。一方、朝日新聞（令和七年一月八日）は、運営費に赤字が生じた場合の対応について、吉村大阪府知事が「もしそうなれば（国、経済界、府・大阪市の）三者で協議する」と述べたと報じた。このように、実際には国費負担が完全に排除された状況にはないと思料する。

当該資料は、万博の「準備等に直接資する事業に係る費用」における国の負担分を以下のように整理し、費用総額は最大で約千七百四十一億円と示している。

①博覧会協会の会場建設費
②日本政府館建設等のための費用
③途上国等出展支援等のための費用
④会場内の安全確保に万全を期するための費用
⑤全国的な機運醸成等に要する費用

また、費用総額については、会場建設費を筆頭に現在執行中の予算もあるほか、運営費の収支が赤字となった場合の費用負担など負担主体が曖昧な項目が存在するため、費用総額の変動の余地が大きいと指摘されている。

収支均衡に必要なチケット販売枚数については、衆議院経済産業委員会（令和六年十二月十八日）において、約千八百四十万枚と指摘されている。しかし、当該資料によれば、「開幕前の前売販売」実績は約九百七十万枚であった。その後の進捗状況についても注視が必要であると考える。さらに、万博における成果指標（ＫＰＩ）の内容や

進捗状況は、国民的関心事項であるにもかかわらず、現時点で政府から包括的な情報は示されていない。ＫＰＩは、万博の公共的意義や費用対効果を評価する上で不可欠な指標である以上、政府には積極的な情報公開と説明責任が求められる。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　費用総額について、現在進捗中の会場建設費を含め、費用項目ごとの現時点での追加的な支出見込額を明らかにされたい。また、依然として費用総額に変動の要素が大きいと考えるが、費用総額の変動状況について、具体的に示されたい。

二　運営費収支や費用総額のモニタリング結果及び収入を確保するための事業運営の進捗状況・取組状況について、国会に対して定期的に報告し情報を共有すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　万博運営費の収入確保は大阪府の責任と考えてよいか示されたい。

四　赤字補填が必要な状況となった場合、主体となって補填するのは国、経済界、大阪府・大阪市のうちいずれか示されたい。また、国が補填する場合の判断基準について、具体的に示されたい。

五　万博に対して国費を投入している以上、政府は国費投入に係るＫＰＩを設定する必要があると考えるが、設定しているＫＰＩを全て示されたい。また、現時点でのＫＰＩの進捗状況について、達成見込みの水準を上回っているのか下回っているのか具体的な状況を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出大阪・関西万博の運営費収支及び成果指標に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、政府として、「大阪・関西万博に関連する国の費用について（Ｖｅｒ．３）」（令和七年二月四日内閣官房国際博覧会推進本部事務局及び経済産業省商務・サービスグループ公表）において示した「大阪・関西万博の準備等に直接資する事業」に関する「今後も含めた国の費用総額の見通し」の額の範囲内において、令和七年四月十三日から開催されている国際博覧会（以下「博覧会」という。）に関する支出をすることとしている。その詳細をお示しすると以下のとおりである。

①博覧会協会による会場建設費（国費負担分）　最大七百八十三億円

②日本政府館の建設等のための費用　最大三百六十億円

③途上国等の出展支援等のための費用　約二百四十億円

④会場内の安全確保に万全を期するための費用　約二百五十五億円

⑤全国的な機運醸成等に要する費用　約百三億円

二について

政府として、御指摘の「運営費収支や費用総額のモニタリング結果及び収入を確保するための事業運営の進捗状況・取組状況」について、「二〇二五年大阪・関西万博　予算執行監視委員会」を経済産業大臣の下に設置し、公益社団法人二〇二五年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）の予算執行の適切性を確認し、同委員会の配付資料及び議事要旨を経済産業省ウェブサイトにおいて公表しており、現時点において、御指摘のように「国会に対して定期的に報告し情報を共有」することは予定していない。

三及び四について

博覧会の運営については、博覧会協会において収支の均衡を保つように行われるものと承知しており、御指摘の「赤字補填が必要な状況となった場合」においても、博覧会協会が適切に対応するものと承知している。

五について

政府として、お尋ねの「ＫＰＩ」は設定していない。

なお、令和五年十一月十七日の衆議院内閣委員会において、自見国際博覧会担当大臣（当時）が「二〇二〇年十二月に博覧会協会が策定をいたしました大阪・関西万博基本計画におきましては、来場予定者数につきまして約二千八百二十万人を想定するということですとか、あるいは万博に参加する国、機関について、百五十か国、二十五の国際機関を目指すといった定量的な数字をお示ししたところでございますが、それが達成されたか否かをもって、博覧会、万博の成功したかあるいは失敗したかといったものを判断するものではございません。」と答弁したとおり、政府として、一定の数値目標や指標が達成されるか否かによって、博覧会の成否を判断することは考えていない。

形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

参議院議長　関口　昌一殿

浜田　聡

形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問主意書

政府は、平成十六年の「行政機関の職員の定員に関する法律」改正を契機として、国家公務員の定員を計画的に合理化する方針を打ち出した。「毎年二％の定員合理化（五年十％）」（平成二十六年七月二十五日閣議決定）という数値目標を掲げて以降、同様の枠組みに基づく政策運用を継続している（なお、令和六年六月二十八日に「五年間で五％の定員合理化（年平均一％）」との目標に変更された。）。

しかし、実際に管理されているのは形式的な「定員（上限数）」に過ぎず、実際の配置人員である「実員」や非常勤等の非正規職員を含む実質的な人件費総額の把握・管理は行われていない。さらに、新規組織の設置に伴う定員加算などにより、国家公務員全体の人数・人件費が増加する事例が散見される。このような状況は、定員合理化目標の導入時に掲げられた目的である「簡素で効率的な政府」や「持続可能な財政運営」といった目標と著しく乖離している。これは、定員合理化目標そのものの実効性に対し重大な疑義を生じさせるものであり、形式的な数値目標によって実効性を欠く目標を漫然と継続するのではなく、実態に即した財政統治指標と制度的透明性を持った管理体制への抜本的改革が急務であると思料する。以上を踏まえて、我が国における人員・財政管理制度の形骸化に対し、財政責任と透明性の原則に基づいた再構築を図るため、以下質問する。

一　政府が掲げる定員合理化目標は、いかなる法的根拠及び政策目的に基づき、いつから導入されたものか示されたい。また、導入の背景及び当初の政策目的を明らかにされたい。

二　定員合理化目標導入以降の、国家公務員の実員数及び人件費総額について

1　平成十六年度から令和七年度までの各年度について、各府省庁の「定員数」、「実員数（充足数）」、「非正規職員数（非常勤・任期付・会計年度任用職員等）」、「国家公務員人件費総額」をそれぞれ示されたい。また、これらの総数（全府省合計）の推移を一覧で示されたい。

2　政府は「定員合理化目標」の実績評価や予算編成上の判断に前記二の1の統計を活用しているか示されたい。活用している場合、その活用方法について示されたい。

三　政府が掲げる定員合理化目標の達成状況と、実際の各府省庁の定員数総数について

1　政府がこれまで掲げた定員合理化目標及びその達成状況を示されたい。

2　前記三の1について、定員合理化目標を達成した年度において、前記二で示された実際の各府省庁の総定員数、総職員数、総人件費が増加していた実例はあるか示されたい。ある場合、その理由、定員合理化と総定員数の増加等との整合性について、政府の見解を示されたい。

四　各府省における定員合理化と並行して、定員合理化目標の導入後に新たに創設される組織（省庁、局、課等）のために新規定員が加算される場合、新規定員の加算が定員合理化目標と統合的に評価・管理されているか示されたい。管理されていない場合、定員合理化目標の実効性を政府はどのように担保しているのか示されたい。

五　定員という形式的な上限のみを管理対象とするのではなく、実際に採用して就業している職員数、国家公務員総人件費、人件費や業務の委託費等に対する対国内総生産（ＧＤＰ）比など、より実質的かつ財政規律に即した定員合理化指標を導入すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、今後の目標の見直しに関する政府の方針を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出形骸化した定員合理化目標の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成二十六年七月二十五日閣議決定、令和六年六月二十八日一部変更）における「合理化目標数」（以下「定員合理化目標数」という。）については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第十三号等の規定に基づき、行政需要が減少した組織から行政需要が増大する組織への定員（行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第一条第一項の定員をいう。以下同じ。）の再配置が必要であったことからそれを図ることを目的として、昭和四十三年からおおむね五年ごとに決定している。

二の1について

平成十六年度から令和七年度までの間の各年度における①定員数及び②国家公務員の人件費予算の総額を、府省庁別にお示しすると、次のとおりである。

平成十六年度

内閣の機関　①七百二十三人　②百六十一億三千九百八十七万三千円

内閣府本府　①二千三百二人　②二百四十億七千四百八十万八千円

宮内庁　①千八十一人　②九十八億三千百十二万六千円

公正取引委員会　①六百七十二人　②六十三億千百八万六千円

国家公安委員会　①八千八十五人　②八百五十六億五千十一万七千円

防衛庁　①二万三千七百六人　②二兆百四十六億九千二百七十四万三千円

金融庁　①千二百一人　②百十二億千八十一万九千円

総務省　①五千三百二十五人　②五百六十二億四千五百八十八万六千円

法務省　①五万千三十八人　②四千七百七十億二千七百四十九万二千円

外務省　①五千四百八人　②七百六十二億八千八十二万五千円

財務省　①七万千二百七十五人　②七千百六億九百二十八万九千円

文部科学省　①二千百九十六人　②千百七十一億三千八百十二万九千円

厚生労働省　①五万五千五百二十六人　②四千九百四十五億六千五十二万八千円

農林水産省　①三万七百十三人　②三千四百八十一億千六百六十九万四千円

経済産業省　①八千四百八十三人　②九百三十九億六千三百八万四千円

国土交通省　①六万四千十人　②六千百五十四億六百三十八万四千円

環境省　①千九十八人　②百十八億六千九百十万七千円

平成十七年度

内閣の機関　①七百四十二人　②百六十四億七千九百九十八万五千円

内閣府本府　①二千三百六十二人　②二百四十三億二千五百二十四万九千円

宮内庁　①千七十七人　②九十七億七千六百八十三万五千円

公正取引委員会　①七百六人　②六十六億三千四十七万三千円

国家公安委員会　①八千百八人　②八百四十六億七千三百八万七千円

防衛庁　①二万三千五百二十四人　②二兆四億六千八十九万二千円

金融庁　①千二百九十四人　②百二十一億七千四百四十九万二千円

総務省　①五千二百四十八人　②五百四十五億千六百三十二万二千円

法務省　①五万千三百十七人　②四千八百五億三千四百三十三万円

外務省　①五千四百二十八人　②七百六十四億二千五百六十五万八千円

財務省　①七万千二百八十八人　②七千百十億千四十二万八千円

文部科学省　①二千二百人　②千百五十三億八千七百八十七万九千円

厚生労働省　①五万五千三百十九人　②四千九百二十四億七百二十万七千円

農林水産省　①三万百九人　②三千三百十九億八千六百二十二万九千円

経済産業省　①八千五百四十八人　②九百四十四億千六百四十万二千円

国土交通省　①六万三千六百三十人　②六千百二億三千四十一万円
環境省　①千百三十四人　②百十九億三千二百四十二万千円
平成十八年度
内閣の機関　①七百五十六人　②百六十三億二千九百七十一万三千円
内閣府本府　①二千三百六十三人　②二百四十四億三千三百八十七万四千円
宮内庁　①千六十二人　②九十六億四千六百十万二千円
公正取引委員会　①七百三十七人　②六十八億五千七百二十七万五千円
国家公安委員会　①八千百三十四人　②八百六十一億四千二百三十六万六千円
防衛庁　①二万三千二百六十人　②一兆九千八百三十四億九百六十三万二千円
金融庁　①千三百四十人　②百二十七億四千五百三十四万千円
総務省　①五千二百十八人　②五百四十三億百三十五万二千円
法務省　①五万千六百一人　②四千八百九億六千二百七十四万二千円
外務省　①五千四百四十七人　②七百七十億四千二百九十六万五千円
財務省　①七万千二百九十九人　②七千百六十六億七千三百十四万六千円
文部科学省　①二千百九十八人　②千百三十九億四千七百四十万九千円
厚生労働省　①五万四千八百九十九人
②四千八百四十二億千三百六万五千円
農林水産省　①二万九千四百三十四人
②三千百九十一億七千六百三十万三千円
経済産業省　①八千五百四十九人　②九百五十二億七千三百七十四万五千円
国土交通省　①六万三千六十二人　②六千六十一億二千百八十九万三千円
環境省　①千百七十三人　②百二十四億二千九百三十六万八千円
平成十九年度
内閣の機関　①七百七十八人　②百六十四億六千九百八十万六千円
内閣府本府　①二千三百六十八人　②二百四十二億四千八百二十六万八千円
宮内庁　①千五十三人　②百億五百八十六万円
公正取引委員会　①七百六十五人　②六十九億三千七百十七万六千円
国家公安委員会　①八千百八十五人　②八百七十八億二千二万五千円
金融庁　①千三百七十三人　②百二十六億九千七百十四万九千円
総務省　①五千二百十三人　②五百四十四億二千七百二十一万八千円
法務省　①五万千八百九十九人　②四千八百七十六億六千五百四十一万五千円
外務省　①五千四百九十八人　②七百七十四億二千九百二万八千円
財務省　①七万千三百四十四人　②七千百八十億六千四百七十四万四千円
文部科学省　①二千百九十七人　②千百七億八百七十八万八千円
厚生労働省　①五万四千三百人　②四千八百二億六百六十七万八千円
農林水産省　①二万八千百九十一人　②三千十三億九千四百二十八万八千円
経済産業省　①八千六百一人　②九百五十八億七千二百六十八万四千円
国土交通省　①六万二千四百八十五人
②六千六十九億千六百八十万九千円
環境省　①千百八十五人　②百二十三億二千六百七十四万二千円
防衛省　①二万二千九百六十八人　②一兆九千五百六十三億三千三百三十九万八千円
平成二十年度
内閣の機関　①七百九十二人　②百六十四億四千三百九十四万八千円
内閣府本府　①二千四百四十三人　②二百四十九億四千七百七十万六千円
宮内庁　①千四十三人　②百一億二千九百四十四万八千円
公正取引委員会　①七百九十五人　②七十一億七千五百二十五万八千円
国家公安委員会　①八千二百三十一人
②八百九十億九千三百五万七千円
金融庁　①千四百十七人　②百三十億九千八百七十万三千円
総務省　①五千百八十二人　②五百三十六億四千七百九十九万二千円
法務省　①五万二千百十六人　②四千八百四十七億四千六百五十六万五千円
外務省　①五千五百九十七人　②八百六億九千七百七十一万二千円
財務省　①七万千四百十八人　②七千二百二十九億五千四百四十九万三千円
文部科学省　①二千百九十三人　②千十七億二千九百六十三万円
厚生労働省　①五万千七百三十三人　②四千六百九十二億三千五百五十七万千円
農林水産省　①二万六千九百五十四人
②二千八百三十八億八千百九十三万三千円
経済産業省　①八千六百六十五人　②九百三十九億六千四百五十二万九千円
国土交通省　①六万千七百八十人　②五千九百八十三億九千七百四十四万九千円
環境省　①千二百五人　②百二十一億六千七百七十七万六千円
防衛省　①二万二千七百十七人　②一兆九千五百五十二億三千六百三万九千円
平成二十一年度
内閣の機関　①八百十三人　②百六十八億十八万四千円
内閣府本府　①二千三百六十人　②二百五十八億四千七百八十六万千円
宮内庁　①千三十四人　②百億七千八百十六万七千円
公正取引委員会　①七百七十九人　②七十億八千五百十九万四千円
国家公安委員会　①八千二百八十三人
②八百九十六億五千三十六万八千円
金融庁　①千四百六十二人　②百四十二億九千七百四万四千円
消費者庁　①二百二人　②十六億七千八百七十六万五千円
総務省　①五千四百二十五人　②五百四十八億八千六百二十七万六千円
法務省　①五万二千二百九十七人　②四千八百九十七億千五百九十万七千円
外務省　①五千六百九十七人　②八百十六億九千九百六十二万二千円
財務省　①七万千五百十七人　②七千二百二十六億六千八百三十八万千円
文部科学省　①二千百九十二人　②千百十一億七千六百四十三万九千円
厚生労働省　①三万八千六百八人　②四千四百九十二億五千四十九万五千円
農林水産省　①二万五千七百五十一人
②二千七百三十六億七百十五万二千円
経済産業省　①八千六百二十六人　②九百五十四億七千五百三十一万二千円
国土交通省　①六万千二百十五人　②六千五十六億千三百三十二万七千円
環境省　①千二百二十四人　②百二十三億六千百五十八万七千円

防衛省　①二万二千四百六十九人　②一兆九千四百六十七億五千六百十一万八千円

平成二十二年度

内閣の機関　①八百七十四人　②百八十二億七千四百二十八万二千円

内閣府本府　①二千三百五十六人　②二百六十億二千五百六万千円

宮内庁　①千二十六人　②九十八億三千七百三十四万六千円

公正取引委員会　①七百九十一人　②七十四億三百九十万四千円

国家公安委員会　①八千三百三十五人　②九百二十五億九千三百七十九万二千円

金融庁　①千五百八人　②百四十六億七千三百五十三万二千円

消費者庁　①二百十七人　②十九億三千七百四万七千円

総務省　①五千三百八十七人　②五百五十七億四千八百五十七万五千円

法務省　①五万二千二百五十八人　②四千九百四十四億四千九百三十九万七千円

外務省　①五千七百三十三人　②八百十六億四百三十三万五千円

財務省　①七万千五百九十六人　②七千百九十一億二千九百七十九万九千円

文部科学省　①二千百九十三人　②千三百四億二百五十八万四千円

厚生労働省　①三万二千五百九十九人　②三千一億四千三百二十四万六千円

農林水産省　①二万四千六百三十四人　②二千六百六十一億九千百六十四万七千円

経済産業省　①八千六百十三人　②九百六十六億千八百三十七万千円

国土交通省　①六万六百八十人　②五千九百三十八億千五百三十七万四千円

環境省　①千二百四十五人　②百二十三億七千三十二万三千円

防衛省　①二万二千二百三十六人　②一兆九千四百六十二億千五百九十二万二千円

平成二十三年度

内閣の機関　①八百九十三人　②百七十三億八千三百十六万九千円

内閣府本府　①二千三百三十七人　②二百四十九億九千十万二千円

宮内庁　①千十八人　②九十八億九千八百五十五万八千円

公正取引委員会　①七百九十九人　②七十六億千三百十一万五千円

国家公安委員会　①八千三百六十人　②八百九十七億七千八百五十五万七千円

金融庁　①千五百三十七人　②百五十二億千二百六十万六千円

消費者庁　①二百七十人　②二十一億四千四百五十七万九千円

総務省　①五千三百三十六人　②五百五十七億九百四十七万三千円

法務省　①五万二千四百九十三人　②四千八百七十五億四千七百七十四万千円

外務省　①五千七百五十七人　②八百九億七千七百二十四万七千円

財務省　①七万千六百九人　②七千二百四十七億四千八百六十五万八千円

文部科学省　①二千二百五人　②千三百十億二千九百四十六万七千円

厚生労働省　①三万二千四百八十五人　②二千九百八十三億千九百四十八万五千円

農林水産省　①二万三千八百七十二人　②二千五百四十六億九千九百三十四万四千円

経済産業省　①八千五百八十二人　②九百五十七億二千四百六十二万千円

国土交通省　①六万二百二十二人　②五千九百十七億七千八百九十五万五千円

環境省　①千二百九十八人　②百二十七億三千九百三万七千円

防衛省　①二万千九百八十五人　②一兆九千五百十三億三千四百六十八万七千円

平成二十四年度

内閣の機関　①八百八十三人　②百七十四億八千五百三十九万円

内閣府本府　①二千二百八十三人　②二百五十二億九千九百八十九万四千円

宮内庁　①千十一人　②九十六億七千二百六十一万五千円

公正取引委員会　①七百九十九人　②七十四億七千三百八十五万三千円

国家公安委員会　①八千三百六十四人　②八百八十八億八千二百六十九万七千円

金融庁　①千五百四十八人　②百五十四億八百五十三万三千円

消費者庁　①二百七十九人　②二十三億九千五十九万五千円

復興庁　①百十八人　②十三億千九百九万八千円

総務省　①五千二百八十人　②五百六十九億三千六百十六万三千円

法務省　①五万二千五百八十六人　②四千八百三十四億九千二百十八万七千円

外務省　①五千七百五十七人　②七百八十四億二千七百五十一万円

財務省　①七万千五百五人　②七千百四十三億三千二百十三万八千円

文部科学省　①二千百五十五人　②千八十一億五千七百十四万六千円

厚生労働省　①三万二千二百十三人　②二千九百三十六億四千四百九万九千円

農林水産省　①二万三千三百三十七人　②二千五百一億三千一万三千円

経済産業省　①八千百五十六人　②八百九十九億二千五百四十五万三千円

国土交通省　①五万九千七百六十三人　②五千八百七十八億三千四百三十五万円

環境省　①二千十人　②二百八億三千四百五十四万五千円

防衛省　①二万千七百十一人　②一兆九千三百六十一億四百九十五万九千円

平成二十五年度

内閣の機関　①八百九十四人　②百六十八億七千二百三十一万円

内閣府本府　①二千二百七十三人　②二百三十七億七千五百七十三万三千円

宮内庁　①千四人　②九十四億三百三十四万六千円

公正取引委員会　①八百二十三人　②七十二億三千二百七十三万七千円

国家公安委員会　①八千三百四十九人　②八百三十二億七千四百九十八万千円

特定個人情報保護委員会　①二人　②千二百二十八万七千円

金融庁　①千五百四十七人　②百四十五億五千七百七十六万四千円

消費者庁　①二百八十九人　②二十二億九千七百二十万九千円

復興庁　①百六十九人　②五十三億千七百九十五万三千円

総務省　①五千二百十六人　②五百三十億九百七十七万三千円

法務省　①五万二千四百十三人　②四千五百九億四千百四十二万七千円

外務省　①五千七百四十七人　②七百五十億二千四百七十五万二千円

財務省　①七万千百二十六人　②六千七百二十一億八千六百三十一万七千円

文部科学省　①二千九十二人　②千百二十一億千九百六十五万四千円

厚生労働省　①三万千八百四十八人　②二千七百七十四億九千六百六万八千円
農林水産省　①二万二千七百三十三人　②二千三百三億四千五百四十二万六千円
経済産業省　①八千百五人　②八百四十一億三千七百六十六万六千円
国土交通省　①五万九千四百六十六人　②五千五百十六億八千二百六十八万四千円
環境省　①二千八百十四人　②百八十三億五百二十五万五千円
防衛省　①二万千四百三十一人　②一兆八千四百六十六億四千六百四十三万千円
平成二十六年度
内閣の機関　①千百人　②百九十九億七千九百四十五万七千円
内閣府本府　①二千三百十四人　②二百五十九億六千四百八十五万二千円
宮内庁　①千二人　②九十八億千三百七十万二千円
公正取引委員会　①八百三十人　②七十九億七千四百四十九万円
国家公安委員会　①八千三百五十六人　②八百八十六億七千八百九十四万二千円
特定個人情報保護委員会　①三十二人　②三億三千十八万八千円
金融庁　①千五百五十六人　②百六十億六千六百八十九万二千円
消費者庁　①三百一人　②二十五億四千三十七万七千円
復興庁　①百八十三人　②七十九億三千五百九十七万千円
総務省　①五千三十六人　②五百六十二億六千六百五十二万二千円
法務省　①五万二千四百二十人　②四千七百九十一億二千八百九十九万二千円
外務省　①五千七百八十人　②八百二十二億三千三百三十三万三千円
財務省　①七万千九十四人　②七千七十億八千三百六十六万九千円
文部科学省　①二千九十三人　②千九十五億六千六百九十三万七千円
厚生労働省　①三万千七百二十一人　②二千九百六十四億四百五十万四千円
農林水産省　①二万二千三百七十九人　②二千四百二億二千三百七十一万七千円
経済産業省　①八千四十九人　②九百十五億五百十八万七千円
国土交通省　①五万九千五十四人　②五千八百二十六億三千二百九十二万五千円
環境省　①二千七百六十二人　②二百五十八億五百四万三千円
防衛省　①二万千二百七十八人　②一兆九千四百二十二億百七十四万千円
平成二十七年度
内閣の機関　①千百五十四人　②二百十億五百六万四千円
内閣府本府　①二千三百四十五人　②二百七十一億五千百八十六万六千円
宮内庁　①千四人　②九十八億三千百五十七万円
公正取引委員会　①八百三十八人　②八十億千二百七十五万四千円
国家公安委員会　①八千三百六十九人　②八百七十八億三千百七十六万九千円
個人情報保護委員会　①五十二人　②三億八千七百十二万円
金融庁　①千五百六十六人　②百六十五億四千九百九十六万八千円
消費者庁　①三百九人　②二十六億九千二百二十四万四千円
復興庁　①百九十一人　②九十億九百七十三万九千円
総務省　①四千八百十人　②五百四十三億九千九百七十一万千円
法務省　①五万二千六百十九人　②四千八百六十一億二千二百四十五万八千円
外務省　①五千八百六十九人　②八百六十億三千二百九十七万千円
財務省　①七万千百五十七人　②七千百二十五億四千三十万円
文部科学省　①二千百十五人　②千九十六億千三百六十九万三千円
厚生労働省　①三万千七百八十人　②三千一億五百九十九万二千円
農林水産省　①二万二千人　②二千三百八十四億七千九百二十八万六千円
経済産業省　①八千十七人　②九百二十七億四千六百四十七万円
国土交通省　①五万八千八百十五人　②五千九百二十一億九千三百五十二万千円
環境省　①二千九百二十人　②二百五十七億九千三百二十万六千円
防衛省　①二万千百六十一人　②一兆九千五百八十億八千二百七十八万円
平成二十八年度
内閣の機関　①千百九十六人　②二百十四億五千五百七十一万七千円
内閣府本府　①二千三百二十四人　②二百六十九億七千四百四十八万円
宮内庁　①千四人　②百億三千四百七十四万三千円
公正取引委員会　①八百四十人　②八十二億二千十六万円
国家公安委員会　①八千四百二十四人　②八百九十二億六千五百七万五千円
個人情報保護委員会　①七十八人　②六億八千四百三十四万七千円
金融庁　①千五百七十一人　②百六十九億七千八百十九万千円
消費者庁　①三百二十人　②二十八億五千三百十二万四千円
復興庁　①百九十七人　②八十八億九千四百九十一万六千円
総務省　①四千八百十六人　②五百五十六億四千三百二十五万三千円
法務省　①五万二千八百七十一人　②四千百五億八千四百二十万円
外務省　①五千九百七十五人　②八百八十五億三百七十四万七千円
財務省　①七万千二百七十二人　②七千九十六億千四百十八万九千円
文部科学省　①二千百十五人　②二千八十七億七千五百三十四万六千円
厚生労働省　①三万千七百二十一人　②三千七十五億二千五百七十二万八千円
農林水産省　①二万千六百六十七人　②二千九百六十九億三千五百五十五万七千円
経済産業省　①七千九百九十一人　②九百二十二億三千七百七十一万四千円
国土交通省　①五万八千六百七十七人　②五千八百六十二億九千百六万三千円
環境省　①二千九百五十三人　②二百五十六億五千八百七十一万円
防衛省　①二万千六十一人　②一兆九千九百三十五億二千五百七十一万千円
平成二十九年度
内閣の機関　①千二百四人　②二百二十一億六千五百七十六万千円
内閣府本府　①二千三百三十六人　②二百七十四億八千三百九十九万二千円
宮内庁　①千五人　②百一億八千九百二万八千円
公正取引委員会　①八百三十二人　②八十五億八千九百四十四万八千円

国家公安委員会　①八千四百七十七人
②八百八十三億四千七百五十二万三千円
個人情報保護委員会　①百三人　②九億三百十四万五千円
金融庁　①千五百七十五人　②百七十二億八千百三十八万千円
消費者庁　①三百三十四人　②二十九億八千八百十九万三千円
復興庁　①二百二人　②九十一億六千八百五十四万五千円
総務省　①四千八百四人　②五百四十九億八千六百二十九万七千円
法務省　①五万三千百七人　②四千九百三十五億百三十万円
外務省　①六千五十八人　②八百八十一億八千二百八十二万千円
財務省　①七万千四百二十人　②七千六十九億百九十三万七千円
文部科学省　①二千百十六人　②千四十五億四千二百四十二万五千円
厚生労働省　①三万千六百五十四人　②三千九十六億千八十一万円
農林水産省　①二万千三百四十一人　②二千三百二十三億七千二百八十二万千円
経済産業省　①七千九百六十三人　②九百三十億三千七百十万七千円
国土交通省　①五万八千四百八十三人　②五千八百十億九千二百五十万九千円
環境省　①三千四十二人　②二百六十二億四千百十八万八千円
防衛省　①二万九百七十四人　②二兆百三十億五千九百四十一万五千円
平成三十年度
内閣の機関　①千二百十八人　②二百二十六億四千十六万七千円
内閣府本府　①二千三百六十四人　②二百八十三億八千三百九十四万四千円
宮内庁　①千二十二人　②百三億三千八百六万六千円
公正取引委員会　①八百三十七人　②八十五億百三万千円
国家公安委員会　①八千五百三十一人
②九百二十四億九千三百七万三千円
個人情報保護委員会　①百十九人　②十億八千二十四万三千円
金融庁　①千五百八十二人　②百七十四億六千六百五十五万九千円
消費者庁　①三百四十六人　②三十一億二千九百七十万九千円
復興庁　①二百七人　②九十二億二千五百三十四万六千円
総務省　①四千八百十五人　②五百五十五億六千八百七十八万三千円
法務省　①五万三千五百五十五人　②五千十七億四千五百八十八万千円
外務省　①六千百六十六人　②九百八億七千六百九十八万六千円
財務省　①七万千七百二十一人　②七千九億千三百八十五万千円
文部科学省　①二千百二十六人　②千三十七億四千八十六万六千円
厚生労働省　①三万千六百五十八人　②九百千百十二億七千七百九十六万千円
農林水産省　①二万千二百十二人　②二千三百二十三億八千二百七十二万千円
経済産業省　①七千九百五十七人　②九百三十二億八千三百四万二千円
国土交通省　①五万八千四百六十一人
②五千八百三十九億八千七百十万六千円
環境省　①三千百十三人　②二百七十七億八千四百二十四万三千円
防衛省　①二万九百三十一人　②二兆三百四十九億九百十四万八千円
令和元年度
内閣の機関　①千二百六十五人　②二百三十三億七千百七十五万七千円
内閣府本府　①二千三百九十八人　②二百八十九億四千五百九十六万二千円
宮内庁　①千六十五人　②百九億九千百七十五万三千円
公正取引委員会　①八百三十九人　②八十五億四千三百六十七万八千円
国家公安委員会　①八千六百一人　②九百七億三千九百三万八千円
個人情報保護委員会　①百三十一人　②十億六千四百三十四万九千円
カジノ管理委員会　①九十五人　②八億二千三百十五万八千円
金融庁　①千六百七人　②百七十七億三千六万二千円
消費者庁　①三百六十三人　②三十二億五千九百三十七万二千円
復興庁　①二百十二人　②八十九億五千五百三十一万円
総務省　①四千八百八人　②五百五十九億二百九十五万千円
法務省　①五万四千百五十一人　②五千八十八億五千四百二十五万九千円
外務省　①六千二百八十一人　②九百四十九億九千九百九十五万円
財務省　①七万二千百五十四人　②七千九十六億七千八十万七千円
文部科学省　①二千百三十三人　②千三十九億五千百五十四万六千円
厚生労働省　①三万千八百四十七人　②三千百七十億五千三百八十二万二千円
農林水産省　①二万七百六十三人　②二千二百九十二億千七百四十三万三千円
経済産業省　①七千九百八十九人　②九百四十六億三千六百六十一万五千円
国土交通省　①五万八千四百九十三人
②五千九百十八億七千六百五十万五千円
環境省　①三千百七十三人　②二百八十三億三千三百七十八万円
防衛省　①二万九百三人　②二兆二百七十一億七千八百三十四万千円
令和二年度
内閣の機関　①千三百四十一人　②二百三十三億三千六百四十二万七千円
内閣府本府　①二千四百八人　②二百九十五億九千三百八十一万三千円
宮内庁　①千六十六人　②百八億四千三十二万五千円
公正取引委員会　①八百四十二人　②八十八億六千六百八十一万七千円
国家公安委員会　①八千六百二十五人
②九百四十九億五千三百九十二万円
個人情報保護委員会　①百三十九人　②十三億四百九十四万八千円
カジノ管理委員会　①百二十人　②十四億二千五百九十八万円
金融庁　①千六百十五人　②百七十八億千七十一万円
消費者庁　①三百七十人　②三十三億六千九十七万五千円
復興庁　①二百十五人　②八十八億五千九百五万五千円
総務省　①四千七百九十八人　②五百五十二億八千六百四十六万二千円
法務省　①五万四千六百十四人　②五千百六十一億三千八百六十万五千円
外務省　①六千三百五十一人　②九百四十八億四千七百四万五千円
財務省　①七万二千四百十七人　②七千百四十七億九千百七十五万円

文部科学省　①二千百五十人　②千十八億八千五百十九万三千円
厚生労働省　①三万三千百三人　②三千百七十七億四千百一万千円
農林水産省　①二万四百七十一人　②二千二百四十八億七千六十五万五千円
経済産業省　①七千九百八十二人　②九百四十四億千三百六十二万三千円
国土交通省　①五万八千六百八十人　②五千九百二十六億三千五百二万二千円
環境省　①三千二百四人　②二百九十億三千二百五十九万二千円
防衛省　①二万九百二十四人　②二兆十億三千百三万五千円
令和三年度
内閣の機関　①千三百四十五人　②二百四十二億三千百八十三万九千円
内閣府本府　①二千四百十九人　②二百九十六億八千三百十八万四千円
宮内庁　①千七十三人　②百十一億七千七百八十三万六千円
公正取引委員会　①八百四十一人　②八十七億千八百九万六千円
国家公安委員会　①八千六百五十四人　②九百四十一億九千七百五十六万九千円
個人情報保護委員会　①百四十八人　②十三億六千七百九十三万九千円
カジノ管理委員会　①百四十人　②十七億三千九百十万七千円
金融庁　①千六百十七人　②百七十九億七百六十三万二千円
消費者庁　①三百七十八人　②三十四億四千七百三十九万三千円
デジタル庁　①三百九十三人　②二十七億千二百四万六千円
復興庁　①二百八人　②七十七億五千二百八万円
文部科学省　①四千七百二十四人　②三百八万三千円
総務省　①四千七百二十七人　②二百三十一億三千三百六十七万二千円
法務省　①五万四千八百五人　②五千百四十三億五千六百三万二千円
外務省　①六千四百二十三人　②九百四十四億六百七十五万七千円
財務省　①七万二千五百六十八人　②七千九十三億九千二百九十三万九千円
文部科学省　①二千百五十一人　②九百九十六億千五百四万七千円
厚生労働省　①三万三千四百十四人　②三千二百三十一億三千三百六十七万二千円
農林水産省　①二万百五十人　②二千二百十一億四千六百八十九万三千円
国土交通省　①五万八千八百八十二人　②五千八百八十一億七千九百九十八万千円
環境省　①三千二百二十人　②二百九十一億七千五百五十二万二千円
防衛省　①二万九百二十七人　②二兆四百四十八億九千四百七万円
令和四年度
内閣の機関　①千四百五十九人　②二百四十六億七千七百二十二万円
内閣府本府　①二千四百六十二人　②三百一億七千九百八十万九千円
宮内庁　①千七十二人　②百十億六千百二十二万二千円
公正取引委員会　①九百四人　②八十五億四百五十六万七千円
国家公安委員会　①八千六百五十一人　②九百三十一億九千八百九十一万四千円
個人情報保護委員会　①百九十五人　②十七億八千四百八十五万二千円
カジノ管理委員会　①百五十七人　②十八億四千五百五十六万二千円
金融庁　①千六百二十九人　②百七十七億九千四百九十七万千円
消費者庁　①三百八十五人　②三十三億九千三百四十三万円
デジタル庁　①四百十一人　②四十七億千九百八十三万八千円
復興庁　①二百八人　②六十七億三千三百四十一万九千円
総務省　①四千七百三十三人　②五百四十六億五千七百十七万七千円
法務省　①五万五千三十三人　②五千百一億六千三百四十五万八千円
外務省　①六千四百九十七人　②九百六十億七千百七十二万千円
財務省　①七万二千七百二十六人　②六千九百六十六億五百四十九万八千円
文部科学省　①二千百五十四人　②九百八十億千七百九十六万七千円
厚生労働省　①三万三千六百五十四人
②三千二百七十六億八千七百四十二万千円
農林水産省　①一万九千八百九十一人
②二千百六十七億四千四百九十五万円
経済産業省　①七千九百八十人　②九百三十億七千三十九万三千円
国土交通省　①五万九千百七十八人　②五千八百二十五億三千二十六万七千円
環境省　①三千二百八十六人　②二百九十八億千百八十一万八千円
防衛省　①二万九百七十一人　②二兆六百八十一億三千七百七十一万五千円
令和五年度
内閣の機関　①千四百十二人　②二百三十六億九千百七十六万円
内閣府本府　①二千四百六十八人　②二百九十二億七千九百九十五万八千円
宮内庁　①千四十五人　②百五億五千八百七十五万五千円
公正取引委員会　①九百二十四人　②九十二億四千三百二十九万二千円
国家公安委員会　①八千六百五十七人
②九百十七億七千百三十五万九千円
個人情報保護委員会　①二百二十一人
②十九億四千三百二十三万七千円
カジノ管理委員会　①百六十四人　②十九億二千八十八万九千円
金融庁　①千六百四十四人　②百七十九億四千百五十九万九千円
消費者庁　①四百五人　②三十五億八千八百七十五万二千円
こども家庭庁　①四百三十人　②四十五億六千百七十万七千円
デジタル庁　①四百九十四人　②五十五億五千四百三十七万千円
復興庁　①二百十八人　②六十八億六千百四十二万五千円
総務省　①四千七百八十六人　②五百二十六億千八百五十九万円
法務省　①五万五千二百二十四人　②五千三十二億千三百五十二万五千円
外務省　①六千五百九十七人　②千四十三億四千九百三十八万千円
財務省　①七万二千八百七十九人　②七千百二十六億千七百三十六万六千円
文部科学省　①二千百六十二人　②九百六十一億四千六百三十四万六千円
厚生労働省　①三万三千五百十七人　②三千百九十二億七千五百七十七万六千円
農林水産省　①一万九千六百二十二人
②二千十六億二十五万二千円
経済産業省　①八千一人　②九百二十億二千八百二十八万三千円

国土交通省　①五万九千五百二十人　②五千六百七十一億九千五百九十七万九千円
環境省　①三千三百三十六人　②三百二億二千八十五万七千円
防衛省　①二万千四十一人　②二兆六百八億八千四百八十二万六千円
令和六年度
内閣の機関　①千五百五十八人　②二百四十八億五百十三万八千円
内閣府本府　①二千五百五十二人　②三百三億七千六十一万六千円
宮内庁　①千四十九人　②百八億八千四百五十二万三千円
公正取引委員会　①九百二十七人　②九十六億二千百四十五万三千円
国家公安委員会　①八千六百八十七人　②九百四十三億七百八十三万九千円
個人情報保護委員会　①二百三十一人　②二十億四千七百三十三万七千円
カジノ管理委員会　①百六十七人　②十九億九千九百二十五万七千円
金融庁　①千六百五十四人　②百八十億二千三百万千円
消費者庁　①四百六十五人　②四十一億七千四百十九万五千円
こども家庭庁　①四百六十五人　②四十八億千八百五十四万七千円
デジタル庁　①五百四十六人　②六十一億三百十三万七千円
復興庁　①二百十八人　②六十七億九千二百九十二万八千円
総務省　①四千八百四十一人　②五百四十二億二千二百七十六万二千円
法務省　①五万五千五百三十五人　②五千二百五十億千五百五十一万八千円
外務省　①六千六百六十七人　②千八十一億七千四百二十七万千円
財務省　①七万三千三百八十八人　②六千八百九十二億三千七百三十九万円
文部科学省　①二千二百一人　②九百六十七億九千六百八十万千円
厚生労働省　①三万三千七百五十九人　②三千二百九十七億四千三百九十一万六千円
農林水産省　①一万九千五百八十三人　②二千七十七億六百十八万八千円
経済産業省　①八千八十人　②九百五十三億九千三百六万四千円
国土交通省　①六万二百八人　②五千九百九億九百九十三万円
環境省　①三千三百八十五人　②三百十六億三百三十万六千円
防衛省　①二万千二百五十一人　②二兆九百四十八億七千九百九十九万五千円
令和七年度
内閣の機関　①千六百三十人　②二百五十六億千六百六十万千円
内閣府本府　①二千七百十一人　②三百十八億八千二百七十六万八千円
宮内庁　①千四十八人　②百七億六千五百四十四万七千円
公正取引委員会　①九百五十七人　②百億八千六百万四千円
国家公安委員会　①八千七百六十三人　②九百六十一億五十七万九千円
個人情報保護委員会　①二百三十七人　②二十二億四千七百三十万五千円
カジノ管理委員会　①百六十七人　②二十億九十六万六千円
金融庁　①千六百六十人　②百八十三億六千九百五十四万九千円
消費者庁　①四百七十八人　②四十三億千四百二十万六千円
こども家庭庁　①五百十人　②五十六億四千四百七十万千円
デジタル庁　①五百九十一人　②六十九億六千三百八十九万八千円
復興庁　①二百十八人　②六十九億四千二百九十万七千円
総務省　①四千八百二十九人　②五百二十四億千四百八十八万八千円
法務省　①五万五千四百八十人　②五千二百七十二億五千九十七万六千円
外務省　①六千七百五十四人　②千百五十億六千百九十二万円
財務省　①七万三千七十九人　②七千九十八億千二十二万三千円
文部科学省　①二千二百十二人　②九百五十九億五千五百九十四万四千円
厚生労働省　①三万二千八百五十二人　②三千二百二十一億六百四十八万千円
農林水産省　①一万九千百六十四人　②二千十八億八千三百七万八千円
経済産業省　①八千十三人　②九百五十億二千三百二十万五千円
国土交通省　①六万七十二人　②五千九百七億二千二十七万千円
環境省　①三千四百十人　②三百二十三億五千八百六十九万四千円
防衛省　①二万千二百五十五人　②二兆二千億九千百八十六万二千円
平成六年度から令和七年度までの間の各年度における①定員の総数及び②国家公務員の人件費予算の総額をお示しすると、次のとおりである。
平成十六年度　①三十三万二千八百四十三人　②五兆四千七百七十四億千六百八十一万八千円
平成十七年度　①三十三万二千三十四人　②五兆四千四百十億七百五十三万四千円
平成十八年度　①三十三万五百三十二人　②五兆四千八十六億千六十一万五千円
平成十九年度　①三十二万八千四百三人　②五兆三千七百八億九千四十五万六千円
平成二十年度　①三十二万四千二百八十一人　②五兆三千二百五十一億八千八百八十四万七千円
平成二十一年度　①三十万九千九百五十四人　②五兆三千百九十五億二千七百八十四万四千円
平成二十二年度　①三十万二千二百八十一人　②五兆千七百九十五億五十七万八千円
平成二十三年度　①三十万千五十八人　②五兆千六百五億四千五百万九千円
平成二十四年度　①二十九万九千七百五十八人　②五兆九百四十四億四千五百八十一万七千円
平成二十五年度　①二十九万八千三百四十一人　②四兆八千二百二十九億四千八百七十三万八千円
平成二十六年度　①二十九万七千三百四十人　②五兆九百九十六億三千八百九十九万八千円
平成二十七年度　①二十九万七千九十一人　②五兆千五百六億千三百三十二万円
平成二十八年度　①二十九万七千七十三人　②五兆千九百三十七億三百十二万八千円
平成二十九年度　①二十九万七千三十人　②五兆二千五十四億五千百四十二万六千円
平成三十年度　①二十九万七千七百六十六人　②五兆二千四百七十六億七千十万二千円
令和元年度　①二十九万九千二百七十一人　②五兆二千八百二十五億六千六百三十八万五千円
令和二年度　①三十万千四百三十五人　②五兆二千六百五十五億七千九百二十三万六千円

令和三年度　①三十万二千四百四十九人　②五兆三千七億七千七百五万千円

令和四年度　①三十万三千六百三十六人　②五兆二千九百六十五億五千二百五十四万七千円

令和五年度　①三十万四千七百六十七人　②五兆二千五百八十二億五千五十四万四千円

令和六年度　①三十万七千四百十七人　②五兆三千五百八十億六千八百二十三万九千円

令和七年度　①三十万六千九十人　②五兆四千八百三十三億千四百八十一万二千円

また、①各府省庁の定員のうち実際に職員が充てられたものの数（各年度三月三十一日時点）及び②一般職の非常勤職員数（各年度七月一日時点）については、集計に必要な文書の保存期間が満了しているものがある等のことから、お示しできる現行の定員合理化目標数の決定等に際し参照した令和二年度から令和六年度までの間の各年度におけるこれらの数を、府省庁別にお示しすると、次のとおりである。

令和二年度

内閣の機関　①千二百二十六人　②八百十人

内閣府本府　①二千三百十九人　②二千二百三十一人

宮内庁　①千三十八人　②二百六十九人

公正取引委員会　①七百六十六人　②百五十五人

国家公安委員会　①七千八百八十人　②八百八十一人

個人情報保護委員会　①百二十六人　②三十六人

カジノ管理委員会　①百十人　②三十二人

金融庁　①千五百三十二人　②三百九十四人

消費者庁　①三百五十七人　②百八十五人

復興庁　①百九十二人　②二百六十四人

総務省　①四千四百八十八人　②千百十九人

法務省　①五万三千二十五人　②五万七千五百四十六人

外務省　①六千百六十人　②五百四人

財務省　①六万九千六百六十人　②一万千百八十人

文部科学省　①千九百十八人　②三千五百九十二人

厚生労働省　①三万千八百二十二人　②四万七千四百四十二人

農林水産省　①一万九千二百十五人　②一万八百四十人

経済産業省　①七千五百六十人　②三千六百九十四人

国土交通省　①五万六千二百二十人　②一万二千七十一人

環境省　①二千九百八十八人　②千九百十九人

防衛省　①二万二百三人　②九十四人

令和三年度

内閣の機関　①千二百二十二人　②千三十二人

内閣府本府　①二千三百三十五人　②二千二百八十一人

宮内庁　①千二十五人　②二百六十八人

公正取引委員会　①七百六十五人　②百六十一人

国家公安委員会　①七千八百二十八人　②八百六十人

個人情報保護委員会　①百三十五人　②三十六人

カジノ管理委員会　①百二十一人　②二十九人

金融庁　①千五百二十一人　②四百五人

消費者庁　①三百五十六人　②百九十人

デジタル庁　①三百十二人　②零人

復興庁　①百八十五人　②二百二十四人

総務省　①四千四百二人　②千百二十二人

法務省　①五万三千二百二十七人　②五万八千二百三十二人

外務省　①六千二百九十六人　②五百七人

財務省　①七万十人　②一万千四百四人

文部科学省　①千九百十二人　②三千四百二十九人

厚生労働省　①三万千八百四十六人　②四万九千三百五十九人

農林水産省　①一万八千九百二十九人　②一万千二十七人

経済産業省　①七千五百六十六人　②三千八百四人

国土交通省　①五万六千三百十九人　②一万二千十七人

環境省　①二千九百三十四人　②千九百二十八人

防衛省　①二万二百十二人　②九十四人

令和四年度

内閣の機関　①千三百二十二人　②七百四十二人

内閣府本府　①二千三百六十三人　②二千百三十人

宮内庁　①千二十五人　②二百六十四人

公正取引委員会　①七百七十四人　②百六十一人

国家公安委員会　①七千八百三十一人　②八百四十四人

個人情報保護委員会　①百五十五人　②三十六人

カジノ管理委員会　①百三十八人　②二十九人

金融庁　①千五百四人　②四百七人

消費者庁　①三百六十四人　②百九十九人

デジタル庁　①三百七十七人　②二百六十八人

復興庁　①百八十四人　②二百二十四人

総務省　①四千三百六十一人　②千百二十二人

法務省　①五万三千三百一人　②五万八千七百五十八人

外務省　①六千三百五十人　②五百十七人

財務省　①七万三百三十三人　②一万千五百十三人

文部科学省　①千九百二十九人　②三千五百八十七人

厚生労働省　①三万千八百二十八人　②四万八千百六十六人

農林水産省　①一万八千六百四人　②一万千百三人

経済産業省　①七千五百八十三人　②三千五百四十三人

国土交通省　①五万六千三百五十八人　②一万千九百九十三人

環境省　①三千二十人　②二千三十人

防衛省　①二万百九十五人　②九十五人

令和五年度

内閣の機関　①千二百六十五人　②七百三十二人

内閣府本府　①二千三百四十八人　②二千五十八人

宮内庁　①千人　②二百七十九人

公正取引委員会　①八百十三人　②百十三人

国家公安委員会　①七千七百十三人　②八百三十三人

個人情報保護委員会　①百七十六人　②三十七人

カジノ管理委員会　①百三十六人　②二十八人

金融庁　①千五百二十三人　②四百四人
消費者庁　①三百八十二人　②二百六人
こども家庭庁　①四百八人　②三百六十一人
デジタル庁　①四百五人　②四百六十人
復興庁　①百八十五人　②二百二十八人
総務省　①四千三百九十七人　②千百三十人
法務省　①五万二千八百八人　②五万八千七百六十六人
外務省　①六千四百四十人　②五百十六人
財務省　①六万九千八百七十九人　②一万千六百五十人
文部科学省　①千八百六十八人　②三千四百四十二人
厚生労働省　①三万千二百四十六人　②四万七千九十三人
農林水産省　①一万八千七十六人　②一万六百六十三人
経済産業省　①七千四百八十四人　②三千五百四十三人
国土交通省　①五万六千百十一人　②一万二千十九人
環境省　①三千六十四人　②千九百七十二人
防衛省　①一万九千九百二十二人　②九十五人
令和六年度
内閣の機関　①千二百六十五人　②六百五十七人
内閣府本府　①二千四百十一人　②二千五十五人
宮内庁　①九百九十五人　②二百八十八人
公正取引委員会　①八百五十七人　②百五十五人
国家公安委員会　①七千八百七人　②七百九十九人
個人情報保護委員会　①百八十四人　②三十二人
カジノ管理委員会　①百四十二人　②二十七人
金融庁　①千五百三十六人　②四百四十九人
消費者庁　①四百二十一人　②二百二十七人
こども家庭庁　①四百五十四人　②三百九十五人
デジタル庁　①四百六十七人　②五百六十人
復興庁　①百七十三人　②二百三人
総務省　①四千四百十人　②千百七十四人
法務省　①五万三千七十人　②五万八千三百八十三人
外務省　①六千五百二人　②五百三十五人
財務省　①六万九千四百二十六人　②一万千六百二十三人
文部科学省　①千九百十九人　②三千五百八十一人
厚生労働省　①三万千五百三十一人　②四万四千五百九十七人
農林水産省　①一万八千十九人　②一万三十一人
経済産業省　①七千五百三十八人　②三千七百十五人
国土交通省　①五万六千四百八十一人　②一万千九百七十人
環境省　①三千九十一人　②千九百七人
防衛省　①二万十四人　②九十四人

また、同様の理由により、令和二年度から令和六年度までの間の各年度における①定員のうち実際に職員が充てられたものの総数（各年度三月三十一日時点）及び②一般職の非常勤職員数（各年度七月一日時点）の総数をお示しすると、次のとおりである。

令和二年度　①二十八万八千八百五人　②十五万五千二百五十八人
令和三年度　①二十八万九千四百五十八人　②十五万八千四百九人
令和四年度　①二十八万九千八百九十九人　②十五万七千七百三十一人
令和五年度　①二十八万七千六百四十九人　②十五万六千六百二十八人
令和六年度　①二十八万八千七百十三人　②十五万三千四百五十七人

二の2について

定員数、国家公務員の人件費予算の総額、定員のうち実際に職員が充てられたものの数及び一般職の非常勤職員数については、定員合理化目標数の決定に向けた検討や各年度の予算編成における定員の増員の審査等において活用している。

三の1について

お尋ねについては、昭和四十三年度から令和十一年度までの間における①定員合理化目標数及び②その期間における実績数について、現時点でお示しできる期間ごとにお示しすると、次のとおりである。

なお、令和七年度から令和十一年度までの期間に係る②については、現時点の数である。

昭和四十三年度から平成十七年度まで　①三十三万九千五百三十二人　②三十六万二百七十三人

平成十八年度から平成二十一年度まで　①二万七千六百八十一人　②二万七千六百八十一人

平成二十二年度から平成二十六年度まで　①三万二百四十四人　②三万二百四十四人

平成二十七年度から令和元年度まで　①二万九千六百七十二人　②二万九千六百七十二人

令和二年度から令和六年度まで　①三万九百二十七人　②三万九百二十七人

令和七年度から令和十一年度まで　①一万五千三百五十七人　②二千九百七十三人

三の2について

定員合理化目標数に係るおおむね五年間において定員の合理化を達成した場合であって、お尋ねの「総定員数」等が増加したものの例としては、例えば、海上保安体制や訪日外国人対応の体制強化、デジタル庁やこども家庭庁等の組織の新設等により、令和二年度から令和六年度までの間、定員合理化目標数（三万九百二十七人）よりも当該期間中の増員数（四万二千八百七人）が上回ったことが挙げられる。なお、当該増員数には、国家公務員の定年引上げによる新規採用への影響を緩和するために一年間特例的に措置する定員（千八百二十九人）が含まれる。

また、お尋ねの「整合性」については、定員合理化目標数はおおむね五年間における定員の削減を定めるものである一方、増員は行政需要を踏まえて行うものである。

四について

お尋ねの「統合的に評価・管理」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に「定員合理化目標の導入後に新たに創設される組織」は定員合理化目標数の決定の対象になるのかとの趣旨のお尋ねであれば、「新たに創設される組織」については、その設置後に決定される定員合理化目標数においてはその対象としており、例えば、令和五年度に新設されたこども家庭庁は、令和六年度に決定した現行の令和七年度から令和十一年度までの期間に係る定員合理化目標数からその対象としている。

五について

前段のお尋ねについては、国の行政機関においては、定員管理のみならず、給与及び退職給

付の制度、機構管理、級別定数の管理等により、国家公務員の総人件費の管理を行っていることから、新たにお尋ねの「定員合理化指標を導入」することは考えていない。後段のお尋ねについては、令和十二年度から令和十六年度までの期間に係る定員合理化目標数についてのお尋ねであれば、令和十一年度までの行政需要、国の行政機関の総人件費の動向、定員のうち実際に職員が充てられた数、一般職の非常勤職員数、職員の採用及び退職の状況等を総合的に勘案しつつ、決定する予定である。

エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

参議院議長　関口　昌一殿　　浜田　聡

エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問主意書

近年、国・自治体・健康保険組合等は「健康寿命の延伸」や「医療費適正化」の名の下に様々な予防医療施策を展開し、公的補助を行っている。しかし、そうした予防医療施策の中には、科学的根拠（エビデンス）が乏しく、効果や費用対効果の実証が不十分であるにもかかわらず、形骸化したまま継続されている施策が少なくない。こうした「エビデンスが乏しい予防医療施策」（以下「当該医療施策」という。）については、以下のような具体例及び問題点がある。

1　「健康教室」、「ウォーキングイベント」、「食育講座」等の一過性イベント型施策

費用対効果が非常に低く、「参加すること」自体が目的化している例が多い。一過性の行動変容で終わり、疾病予防への実効性が乏しい。

2　「睡眠改善教室」、「ストレス対策講座」など主観評価型の保健指導

主観的指標に依存しており、アウトカム評価が困難でありながらも多くの補助事業で組み込まれている。

3　がん検診や健康診断における科学的根拠が乏しい検査

・胸部Ｘ線検査（肺がん検診）：死亡率を下げない。被曝リスクがある。

・バリウム検査（胃がん検診）：内視鏡に比べ精度劣り、穿孔・誤嚥リスクあり。

・甲状腺がん検査・ＰＳＡ検査：過剰診断と不必要な治療の誘発。

・脳ドック・ＰＥＴ検査・レントゲンによる腰痛スクリーニング：治療不要な異常の検出による医療の無駄と不安の助長。

4　「一律保健指導」、「高齢者全員への介護予防体操」

リスクの低い層に対して過剰な介入が行われ、科学的な有効性も限定的。高齢者に対する一律的な介護予防体操についても、明確なアウトカムが示されておらず、複数の研究で費用対効果に疑義が呈されている。

当該医療施策への継続的な補助は、限られた医療財源を非効率に消耗させ、真に有効な介入への投資機会を阻害している可能性がある。限られた医療資源の有効活用及び国民の健康増進に真に資する予防医療のため、以下質問する。

一　当該医療施策の具体例に対する補助の実態について

1　当該医療施策に類する施策に対し支出された、国費・地方交付金等の国庫補助金について、直近五年間の実績額、対象事業及び実施主体を全て示されたい。

2　当該医療施策について、介入群と非介入群での比較・ＲＣＴ（ランダム化比較試験）・費用対効果分析等、医学的エビデンスに基づいた検証を行った事例があるか示されたい。ある場合、詳細を全て示されたい。ない場合、当該理由を示されたい。

3　前記一の2に関連して、科学的根拠が否定的又は確認できていない施策について、補助が継続されている理由、政策評価や廃止又は見直しの判断基準を施策ごとに明確に示されたい。

二　政策形成におけるＥＢＰＭの適用及び制度的仕組みについて

1　当該医療施策に対して、政府が掲げるＥＢＰＭ（エビデンスに基づく政策形成）に照らして、客観的評価・見直しを行う制度やガイドラインが存在するか示されたい。存在する場合、具体的な運用方法を示されたい。存在しない場合、当該制度やガイドライン等を作成する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

2　地方自治体や健康保険組合が実施する予防医療施策に対して、国として費用対効果の基準を定めた交付要綱や指針は存在するか示されたい。存在する場合、当該交付要綱や指針の詳細を施策ごとに全て示されたい。

3　今後、原則として費用対効果が不明又は否定的である予防医療施策への補助を廃止又は縮小すべきと考えるが、政府の見解ないし今後の方針を明らかにされたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出エビデンスが乏しい予防医療施策への公的補助の見直しに関する質問に対する答弁書

一及び二の1について

政府として、御指摘の「こうした「エビデンスが乏しい予防医療施策」（以下「当該医療施策」という。）」のような定義はしていないため、これに関するお尋ねについてお答えすることは困難である。その上で、御指摘の「国庫補助金」に関しては、例えば、御指摘の「健康教室」、「睡眠改善教室」等の健康教育に対しては、市町村（特別区を含む。）が健康増進法（平成十四年法律第百三号）第十七条第一項及び第十九条の二の規定に基づき実施する健康増進事業（がん検診（健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第四条の二第六号に掲げるがん検診をいう。以下同じ。）を除く。以下単に「健康増進事業」という。）において補助の対象としており、健康教育を含む健康増進事業に係る交付実績額は、令和六年度は三十二億九千六百三十六万二千円、令和五年度は三十二億三千六百十二万七千円、令和四年度は三十二億四百九万二千円、令和三年度は三十一億九千二百六十八万二千円、令和二年度は三十一億二千三百六十三万八千円である。また、がん検診に係る費用については、平成十年度に国庫補助金等が一般財源化されているところである。

また、御指摘の「エビデンス」に関しては、例えば、御指摘の「胸部Ｘ線検査（肺がん検診）」については、先の答弁書（令和七年六月二十日内

閣参質二一七第一六三号）一の1についてでお答えしたとおりである。

さらに、予防・健康づくりの取組において、御指摘のように「補助が継続されている」場合におけるその「理由」については、一概に述べることは困難であるが、いずれにせよ、それぞれの必要性等に鑑み、予算措置が行われているものである。

加えて、御指摘の「政策評価」に関しては、例えば、「行政事業レビューの実施等について」（平成二十五年四月五日閣議決定）に基づき、「事業に係る予算の執行状況等について、個別の事業ごとに整理した上で、毎会計年度終了後速やかに必要性、効率性及び有効性等の観点から検証して当該事業の見直しを行」うこととしており、また、御指摘の「ＥＢＰＭ」に関しては、例えば、令和五年度に内閣官房において、「ＥＢＰＭ」の基本的な考え方や、機動的で柔軟な見直しを可能とする政策形成及び評価の実践を普及・浸透させるため、「ＥＢＰＭガイドブック」を作成しているところ、これも参考に、必要な取組を行うこととしている。

二の2について

御指摘の「費用対効果の基準を定めた交付要綱や指針」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、御指摘の「地方自治体」が行う予防・健康づくりの取組については、令和五年度に、各地方自治体等における予防・健康づくりに係る取組の参考に供するため、厚生労働省が作成した「健康づくり施策のためのTextbook」において、御指摘の「費用対効果」に関しては、「ハイリスクアプローチは、・・・費用対効果などの結果が出やすい」、「ポピュレーションアプローチは、・・・費用対効果が小さくなったりする可能性があります」等と示しており、また、御指摘の「健康保険組合」が行う当該取組については、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第三百八号）において、「本指針は、・・・保険者が加入者を対象として行う特定健康診査及び特定保健指導のほか、・・・健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る加入者の自助努力についての支援その他の加入者の健康の保持増進のために必要な事業・・・に関して、その効果的かつ効率的な実施を図るため、基本的な考え方を示すもの」と定めた上で、御指摘の「費用対効果」に関しては、「事業の評価は、健康・医療情報を活用して、費用対効果の観点も考慮しつつ行うこと」と定めているところである。

二の3について

御指摘の「費用対効果」に関しては、例えば、一及び二の1についてで述べたとおり、「行政事業レビューの実施等について」に基づき、「事業に係る予算の執行状況等について、個別の事業ごとに整理した上で、毎会計年度終了後速やかに必要性、効率性及び有効性等の観点から検証して当該事業の見直しを行」うこととしているため、お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、今後とも、こうした取組について適切に進めてまいりたい。

介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問主意書

介護支援専門員（以下「ケアマネジャー」という。）の居宅介護支援における業務については、長年にわたり「一人当たり四十件を超えた場合の報酬逓減措置」が設けられている。しかし、令和三年度及び令和六年度の介護報酬改定により、ＩＣＴや業務支援体制の整備を行っている事業所については、その上限が段階的に緩和された。具体的には、令和三年度改定では「事務職員の配置」又は「ＩＣＴの活用」を条件に四十五件までの対応を可能とし、令和六年度改定では「事務職員の配置」及び「国のケアプランデータ連携システムの活用」を追加条件として、最大五十件まで逓減制の適用が緩和された。

前記改定は例外的な緩和措置であり、制度の基本構造には依然として「画一的な上限と減算規定」が残存している。また、基準の緩和条件が煩雑であるため、現場において過度な事務負担・制度対応コストを招いているとの指摘もある。人口減少・人材不足・ＩＣＴ普及が進む中、こうした制度設計がケアマネジャーの裁量的判断や生産性向上努力を阻害し、制度の持続可能性を損なうおそれもあることから、抜本的な見直しが必要であると考える。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　ケアマネジャー担当件数規制の経緯及び現在の緩和措置について

1　「一人当たり四十件を超えた場合の報酬逓減措置」が導入された経緯、趣旨及び目的（当該措置導入年・検討会資料等）を明示されたい。

2　令和三年度及び令和六年度の報酬改定により、「四十五件」又は「五十件」までの算定が可能となった緩和措置の要件、対象事業所数及び全体に占める割合について、それぞれ示されたい。

3　前記一の2の緩和措置の要件（「事務職員の配置」や「国のケアプランデータ連携システムの活用」など）を満たしていない場合について、要件を満たせなかった理由、要件を満たす上での障壁（中小事業所や地方での対応困難性など）について、政府の把握状況を示されたい。把握している場合、把握手法及び把握している内容の詳細を示されたい。

二　報酬逓減措置の妥当性及び今後の在り方について

1　ケアマネジャーの業務におけるＩＣＴ活用や標準化が進む中、「一人当たり四十件を超えた場合の報酬逓減措置」について、導入当時と現在では実態に大きな乖離があると考えるが、政府の評価を示されたい。

2　現場からは「ＩＣＴ等を活用して効率的に五十件以上を担当可能な体制を構築しても、制度上の規制に阻まれて意味がなくなる」、「人員配置が十分でも報酬は制限される」といった指摘があるが、このような実態について、政府の把握状況を示されたい。また、これらの指摘に対する政府の見解を示されたい。

3　介護報酬における基準件数や逓減措置について、今後、画一的な上限撤廃や柔軟な基準化（地域特性・体制に応じた裁量設定等）を検討する方針があるか示されたい。

三　介護業界における他の業務規制・減算制度の体系的整理について

1　ケアマネジャー以外の介護サービス（訪問介護、通所介護、特別養護老人ホームなど）において、人員配置超過や業務件数超過等の業務量の規制をもって減算している交付金、補助金及び助成金制度はあるか示されたい。ある場合、当該制度等の名称、対象となる介

護サービス、該当基準、規制の導入年度及び規制の減算内容を全て示されたい。

2　前記三の1に関連して、当該制度等について、①利用者の安全確保・業務過多防止、あるいは、②財政的抑制・報酬調整のいずれの目的で規制がかけられているか示されたい。また、これらの目的の判断基準及び当該目的に照らした政府の現在の評価内容を制度ごとに示されたい。

四　将来の制度設計について

高齢者人口の増加、介護職の人手不足、地域間格差、ＩＣＴの普及等を踏まえ、生産性を上げた事業所ほど報酬が上がるような制度設計（アウトカム評価を含む）への移行を検討すべきと考えるが、政府の認識及び方針を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出介護支援専門員の担当件数の上限及び根拠等に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、平成十七年十二月十三日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において取りまとめられた「平成十八年度介護報酬改定に関する審議報告」において、「ケアマネジメントの質を確保する観点から、・・・標準担当件数を一定程度超過する場合については逓減を行いつつ、ケアマネジャー一人当たりの標準担当件数を引き下げる」とされたことを踏まえ、平成十八年厚生労働省告示第百二十四号により指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）の一部を改正し、導入することとしたものである。

一の2について

お尋ねの「令和三年度」の「報酬改定」により、「四十五件」「までの算定が可能となった緩和措置の要件」については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和三年厚生労働省告示第七十三号）において、「情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている」場合と示しているとおりであり、お尋ねの「令和六年度」の「報酬改定」により、「五十件」「までの算定が可能となった緩和措置の要件」については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年厚生労働省告示第八十六号）において、「公益社団法人国民健康保険中央会（昭和三十四年一月一日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用並びに事務職員の配置を行って」いる場合とお示しているとおりである。また、お尋ねの「対象事業所数」及び「全体に占める割合」については把握していないが、例えば、令和七年三月に公表された令和六年度老人保健事業推進費等補助金による「居宅介護支援事業所における業務実態等に関する調査研究事業」の報告書（以下「報告書」という。）において、「全国の居宅介護支援事業所等の約二千五百カ所に対してアンケート調査」を行い、「有効回収数」九百二十三箇所のうち「逓減制の適用緩和の届出済み」と回答した事業所数は七十二箇所であり、そのうち「令和六年九月サービス提供分の逓減制の適用緩和状況」について、「適用緩和の算定あり（居宅介護支援費（Ⅱ））」と回答した事業所数は、二十三箇所とされているところである。

一の3について

お尋ねについては、報告書において、「逓減制の適用緩和の届出をしていない理由としては「事業所の経営上、事務職員の採用が難しいため」、「ケアプランデータ連携システムがサービス事業所で導入されておらず、活用することが難しいため」が四割以上と概ね同程度であり、「ケアプランデータ連携システムの導入コストがかかるため」、「ケアマネジメントの質やケアマネジャーの職場環境の維持のために、担当件数を増やすことは難しいと判断したため」の回答も四割弱と多かった」とされているとおりである。

二について

御指摘の「導入当時と現在では実態に大きな乖離がある」及び「画一的な上限撤廃や柔軟な基準化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「報酬逓減措置」については、一の2についてで述べたとおり、これまでも必要な見直しを行ってきたところであり、御指摘のような「現場から」の「ＩＣＴ等を活用して効率的に五十件以上を担当可能な体制を構築しても、制度上の規制に阻まれて意味がなくなる」及び「人員配置が十分でも報酬は制限される」といった「指摘」については把握していないが、いずれにせよ、政府としては、報告書において示された一の3についてで述べた「現場」の「実態」も踏まえながら、社会保障審議会介護給付費分科会において議論を行い、その結果を踏まえて、必要な施策を講じてまいりたい。

三について

御指摘の「人員配置超過や業務件数超過等の業務量の規制をもって減算している交付金、補助金及び助成金制度」はなく、このことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。なお、利用定員の超過により、介護報酬を減算しているものとしては、例えば、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）において、通所介護については、「介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号・・・）第百十九条の規定に基づき都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市・・・及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市・・・にあっては、指定都市又は中核市の市長・・・）に提出した運営規程に定められている利用定員を超える」場合には、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表・・・の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する」と定められ、また、介護老人福祉施設については、「施行規則第百三十四条の規定に基づき都道府県知事に提出した運営規程に定められている入所定員を超える」場合には、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表・・・の所定単位数に百分の七十を乗じて得た単位数を用いて、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定する」と定められているところである。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ令和五年十二月十九日に社会保障審議会介護給付費分科会が取りまとめた「令和六年度介護報酬改定に関する審議報告」において、「介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、（中略）見守り機器等のテクノロジー・・・を一つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設ける。加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し・・・、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設ける」とされたことを踏まえ、令和六年度介護報酬改定において「生産性向上推進体制加算」を新設したところであり、また、併せて同審議報告において、「当該加算を算定する介護サービス事業所における生産性向上の取組の進展状況を定期的に把握・分析し、その結果を踏まえ、加算の見直しを含む必要な対応を検討していくべきである」とされていることを踏まえ、引き続き、必要な対応を行ってまいりたい。

営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問主意書

私が提出した「営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問主意書」（第二百十七回国会質問第八四号）に対する答弁書（内閣参質二一七第八四号）において、医療法第七条第七項の運用に関し、営利法人による医療機関の開設は、同項を根拠として実質的に認められていない旨の答弁がなされた。しかし、同条項は「営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、第四項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる」と規定しており、営利法人による開設を明文で禁止しているわけではないと解釈できる。それにもかかわらず、行政が通達や答弁により一律に営利法人を排除する方針を採っているとすれば、それは法文の趣旨を逸脱し、法治主義に反し、裁量権の濫用に当たるおそれがあると考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　解釈の整合性について

1　医療法第七条第七項は、営利法人による病院、診療所又は助産所の開設を明示的に禁止していないにもかかわらず、政府が「実質的な禁止規定」として運用している理由を示されたい。法的根拠、昭和二十三年衆議院厚生委員会及び平成五年厚生省通知との関係性を具体的に説明されたい。

2　同条項の文言について、営利法人であることのみをもって包括的に一律排除している現在の運用は、裁量権の逸脱又は放棄に当たると考えるが、政府の見解を示されたい。

3　「許可をすることができない」等の記載ではなく、医療法第七条第七項のように「許可を与えないことができる」という記載により、実質的な禁止規定と解釈している他法令は存在するか示されたい。存在する場合、当該法令及び詳細を全て示されたい。

二　法治主義及び立法の在り方について

1　営利法人による医療機関の開設を政府が禁止とするのであれば、国会による立法措置により法定化し明示的に規定すべきであり、行政通達や慣行によって事実上禁止とすることは法治主義の原則に反すると考えるが、政府の見解を示されたい。

2　現在の行政解釈においては、営利法人による医療分野への新規参入が事実上封じられており、民間の技術革新や資本力をいかした新しい医療モデルの発展を妨げている可能性がある。医療の質を担保しつつ制度の柔軟性と開放性を確保する観点から、今後、行政解釈の見直しやルールの明文化を検討する考えがあるか示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する再質問に対する答弁書

一の1及び2並びに二について

御指摘の「「実質的な禁止規定」として運用している」、「関係性」、「営利法人であることのみをもって包括的に一律排除している」、「営利法人による医療機関の開設を政府が禁止とする」及び「行政通達や慣行によって事実上禁止」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第七項の解釈等については、先の答弁書（令和七年四月十五日内閣参質二一七第八四号）一から三までについて及び五の3についてでお答えしたとおりであり、同項の規定に沿った解釈を行い、適切に運用していると考えているところ、「現在の運用」が「裁量権の逸脱又は放棄に当たる」及び同項に基づく「行政通達や慣行」が「法治主義の原則に反する」とは考えておらず、「営利法人による医療機関の開設」を「禁止」することを「明示的に規定」すること及び「行政解釈の見直しやルールの明文化」について検討することは考えていない。

一の3について

お尋ねの「実質的な禁止規定と解釈している他法令」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、各法令の規定に沿った解釈を行い、適切に運用しているところである。

子ども・子育て関係費の推計における人口前提の妥当性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

子ども・子育て関係費の推計における人口前提の妥当性に関する質問主意書

厚生労働省等が二〇一八年に公表した「二〇四〇年を見据えた社会保障の将来見通し」では、子ども・子育て関係費について、「二〇二〇年度以降給付の対象となる子ども数を固定した形で推計」されている。つまり、二〇二〇年度以降、子

ども数は減らない前提の下で推計がなされている（以下「当該政府推計」という。）。しかし、出生数は年々減少しており、二〇二三年には七十五万人を割り込む水準となった。人口減少、とりわけ少子化の進行は極めて確実性の高い予測可能事象である。そのため、「子ども数を固定」した仮定に基づく将来推計は、財政支出の過大見積りを招くおそれがある。当該政府推計は、子ども政策に関する予算措置や財源構成（保険方式・拠出金方式等）の設計に一定の影響を及ぼしてきた経緯があるため、前提の妥当性及び制度的影響を検証する必要がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　子ども数を固定する前提に関する事実関係について

1　当該政府推計について、「子ども数を固定」した理由（推計において、子ども数が今後減らないことを前提とした理由）を示されたい。

2　前記一の1について、「子ども数を固定」することを前提条件の一つとして決定するまでの経緯の詳細について、検討プロセスを含めて具体的に説明されたい。

3　「子ども数を固定」する前提が、直近の実績（出生数の大幅な減少）と推計の乖離を拡大させている主な要因であると考えられるが、政府の認識を示されたい。

二　推計の妥当性及び影響の検証について

少子化が進行しているにもかかわらず、子ども数が今後減らないことを前提として「子ども数を固定」して推計したことによって、当該政府推計が本来よりも高い水準の支出を正当化する根拠となるおそれが高い。

1　子ども数が今後減らないことを前提として政府が行った試算又は推計はあるか示されたい。ある場合、当該試算又は推計を全て示されたい。また、当該試算又は推計を根拠として予算編成された政策等がある場合、当該政策等（例：こども保険構想、支援金方式など）を全て示されたい。

2　将来推計が制度設計や国民負担の前提となる場合、子ども数等の前提条件の妥当性を外部有識者等がレビューする制度を設ける必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

3　前記二の2について、制度を設ける必要がないと考える場合、少子化という我が国の主要な課題さえ前提条件に入れられない現在の政府の試算又は推計の妥当性を担保するためには、何らかの措置を講じる必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

三　今後の見直しの方針について

1　当該政府推計は、今後の新たな推計において修正される予定があるか示されたい。ある場合、当該時期及び修正方針を示されたい。ない場合、当該理由を示されたい。

2　子ども数の推移に応じて、自動的に子ども・子育て関係費も見直される制度的仕組み（スライド制等）を導入する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出子ども・子育て関係費の推計における人口前提の妥当性に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

「二千四十年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（平成三十年五月二十一日内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省作成。以下「社会保障の将来見通し」という。）における社会保障給付費のうち「子ども・子育て」分の将来見通しの前提条件として、御指摘の「「子ども数を固定」した理由」は、出生数が減少している中で、少子化対策として平成二十九年六月二日に厚生労働省が公表した「子育て安心プラン」等による各種政策の効果も相まって、将来における「給付の対象となる子ども数」の推計が困難であることから、関係府省庁において、令和二年度以降一定と仮定して推計したものである。

一の3について

お尋ねの「「子ども数を固定」する前提が、直近の実績（出生数の大幅な減少）と推計の乖離を拡大させている」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般的に、将来の人口や経済状況を見通すことには不確実性を伴うため、御指摘の「乖離」の「要因」について一概に特定することは困難である。

二の1について

御指摘の「子ども数が今後減らないこと」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、調査に膨大な作業を要することから、お尋ねに網羅的にお答えすることは困難であるが、御指摘の「子ども」が子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六条第一項に規定する「子ども」を、御指摘の「今後減らないこと」が複数年にわたる「試算又は推計」の対象とする期間において一定であると仮定することを指すのであれば、政府において把握している限りにおいては、例えば、国の審議会等に提出された「政府が行った試算又は推計」及び「当該試算又は推計を根拠として予算編成された政策等」はないものと認識している。

二の2及び3について

御指摘の「将来推計」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、政府における各種の「試算又は推計」については、その目的と性格に応じて、適切な手法が採用されていると考えており、一律に、「外部有識者等がレビューする制度」等の「何らかの措置を講じる必要」があるとは考えていない。

三について

お尋ねの「今後の新たな推計」及び「子ども数の推移に応じて、自動的に子ども・子育て関係費も見直される制度的仕組み（スライド制等）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、社会保障の将来見通しにおいては、留意事項として、「本見通しは、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。」としており、一般的に、将来の人口や経済状況を見通すことには不確実性を伴うため、将来見通しの前提と実績値の間に違いが生じたことのみをもって、社会保障の将来見通しの「見直し」をすることは現時点で考えていない。

政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問主意書

内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省は二〇一八年五月に公表した「二〇四〇年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」において、団塊の世代が後期高齢者となる二〇二五年度における「社会保障給付費の見通し」（以下「当該推計」という。）を示した。当該推計中、経済：ベースラインケースかつ計画ベースの場合、医療給付費は①四十七・八兆円（ＧＤＰ比七・四％）、②四十七・四兆円（同七・三％）、介護給付費は十五・三兆円（同二・四％）であった。しかし、二〇二四年度の社会保障給付費（予算ベース）では、医療給付費は四十二・八兆円（同六・九％）、介護給付費は十三・九兆円（同二・三％）にとどまり、当該推計との差はそれぞれ数兆円規模となっている。

当該推計は、消費税増税や各種保険料の引上げなど、国民に対する負担を正当化するための根拠として用いられてきたため、実績との差異がある場合、その妥当性や検証体制の在り方を見直す必要がある。以上を踏まえて、以下質問する。

一　当該推計と実績の乖離に関する事実確認について

1　当該推計（経済：ベースラインケース、計画ベース）と二〇二四年度の社会保障給付費（予算ベース）との金額及びＧＤＰ比における差異を明示されたい。

2　前記の差異が生じた主な要因（医療・介護単価の伸び率、診療報酬・介護報酬改定、人口構造の変化、受診行動の変化、制度改正等）について、政府の公式な分析結果は存在するか示されたい。存在する場合、当該概要を示されたい。存在しない場合、分析を行っていない理由を明らかにされたい。

二　推計と実績の乖離の検証に関する方針について

1　医療・介護給付費に限らず、当該推計と実際に計上された予算額や決算額との乖離について、体系的な検証・評価（レビュー）を行ったか示されたい。行った場合、当該概要を示されたい。行っていない場合、検証・評価を行っていない理由を明らかにされたい。

2　推計が政策の根拠となる以上、推計と実績の乖離を定期的に検証し、次回以降の推計精度の向上につなげる必要があると考えるが、政府として「推計と実績の乖離のレビュー制度」や「外部評価の導入」を制度化する方針があるか示されたい。

三　政策的前提の妥当性及び今後の対応について

1　前記のように、推計と実績との間に大幅な乖離が確認される場合、当該推計を基に導入・実施された政策（例：消費税率引上げ、子ども・子育て支援金制度、各種保険料の引上げ等）について、再評価や財政的再設計の必要性があると考えるが、政府の見解を示されたい。

2　今後の社会保障給付費に関する推計において、統一された前提条件の明示（医療・介護単価、制度改革の影響、経済成長率など）や、予測誤差の可能性も含めた不確実性の注記など、推計の信頼性・透明性を高める取組を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出政府が行う推計と実績の乖離要因分析の必要性に関する質問に対する答弁書

一及び二の1について

「二千四十年を見据えた社会保障の将来見通し（議論の素材）」（平成三十年五月二十一日経済財政諮問会議提出。以下「社会保障の将来見通し」という。）においては、御指摘の「経済：ベースラインケースかつ計画ベースの場合」、令和七年度においては、社会保障給付費が「百四十・二～百四十・六兆円」、社会保障給付費の対ＧＤＰ比が「二十一・七～二十一・八パーセント」と示している。

また、御指摘の「二〇二四年度の社会保障給付費（予算ベース）」（以下「二〇二四年度社会保障給付費」という。）は百三十七兆八千億円、二〇二四年度社会保障給付費の対ＧＤＰ比は二十二・四パーセントである。

その上で、社会保障の将来見通しについては、「留意事項」として、「本見通しは、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。特に、長期の推計であるため、長期間の人口変動の動向とこれが経済社会に与える影響、経済、雇用の動向、給付単価の伸び率の動向等が、給付費の総額や対ＧＤＰ比等の結果に大きな影響を与える可能性があることに留意する必要がある」としており、また、「将来見通しの位置付け」として、高齢者人口がピークを迎える「二千四十年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有するための議論の素材を提供する」とし、国民的議論を喚起することを目的としたものであるため、両者を単純に比較することは適当ではないと考えており、お尋ねの「差異」の算出は行っておらず、また、御指摘のような「分析」及び「検証・評価」は行っていない。

二の2について

御指摘のように「定期的に検証」することについては、一及び二の1についてで述べたとおりであり、考えておらず、また、例えば、社会保障の将来見通しにおいては、「人口・経済の前提、方法等」として、「人口前提は、「国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成二十九年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）」、「経済前提」は、「二千二十七年度までは、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（平成三十年一月）等、二千二十八年度以降は、公的年金の平成二十六年財政検証に基づいた前提値」を用いるとともに、「将来見通しの作成方法（全般的考え方）」は、「公的年金」、「医療、介護」、「子ども・子育て」及び「上記以外」ごとに、各制度における適宜の内容等を基に推計しているところ、御指摘の「次回以降の推計」についても、こうした適宜の客観的な推計等を用いながら推計することが適切であると考えており、御指摘のような「制度化」は考えていない。

三の1について

お尋ねの「当該推計を基に導入・実施」及び「再評価や財政的再設計」の意味するところが必ずしも明らかではないが、社会保障の将来見通しは、一及び二の1についてで述べたとおり、「一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要があ」り、また、高齢者人口がピークを迎える「二千四十年頃を見据え、社会保障給付や負担の姿を幅広く共有するための議論の素材を提供する」とし、国民的議論を喚起することを目的としたものであるところ、各政策については、この社会保障

の将来見通しのみをもって企画立案されるものではなく、また、各政策の評価や再検討等は個別具体の課題に応じて適切に行われるものであると考えている。

三の2について

社会保障の将来見通しにおいては、御指摘の「前提条件の明示」に関して、「人口前提」、「経済前提」等の「前提条件」を「明示」し、また、御指摘の「不確実性の注記」に関して、一及び二の1についてで述べたとおり、「留意事項」として、「本見通しは、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。特に、長期の推計であるため、長期間の人口変動の動向とこれが経済社会に与える影響、経済、雇用の動向、給付単価の伸び率の動向等が、給付費の総額や対ＧＤＰ比等の結果に大きな影響を与える可能性があることに留意する必要がある」としているところであり、引き続き、御指摘の「今後の社会保障給付費に関する推計」に当たっては、こうした「明示」等を行い、「推計の信頼性・透明性を高め」ながら取り組んでまいりたい。

ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

参議院議長　関口　昌一殿　　浜田　聡

ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問主意書

令和七年五月十四日、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が公布された。本法により、ストレスチェックについて、当分の間努力義務となっていた労働者数五十人未満の事業場に対しても、実施が義務化された。当該改正により、対象事業場が大幅に拡大することから、ストレスチェックの実施体制や予算措置、政策効果の検証が一層重要となる。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置について

1　労働者数五十人未満の事業場に対してストレスチェックを義務化することにより、新たに必要となる予算措置の見込額を示されたい。

2　小規模事業場におけるストレスチェック実施に対する支援策（助成金、外部委託支援等）の具体的内容及び予算規模を示されたい。

3　ストレスチェックの実施に関する過去五年間の国費支出額を年度別に示されたい。

二　ストレスチェックの政策効果に関するエビデンスについて

1　ストレスチェックの実施が労働者のメンタルヘルス不調の予防や医療費の削減に寄与しているとする科学的根拠（エビデンス）は存在するか示されたい。存在する場合、その仔細（具体的な研究成果）を示されたい。

2　前記二の1に関連して、エビデンスの研究デザイン（ランダム化比較試験、観察研究等）及びエビデンスの信頼性について、それぞれ明示されたい。

3　ストレスチェックを導入後、労働者の自殺率やメンタルヘルス関連の労災請求件数に有意な変化があったか、統計データを示されたい。

三　ストレスチェックの実施体制及び今後の見直しについて

1　労働者数五十人未満の事業場においてストレスチェックを実施するに当たり、外部機関の活用やプライバシー保護の観点から、どのような実施体制を想定しているか示されたい。

2　ストレスチェックの効果が限定的である場合、見直し（任意制度化、民間主導への移行等）を検討する必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問に対する答弁書

参議院議員浜田聡君提出ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出ストレスチェックの対象拡大に伴う予算措置及び政策効果に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「労働者数五十人未満の事業場に対してストレスチェックを義務化すること」については、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号。以下「改正法」という。）の公布の日（令和七年五月十四日）から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日の施行に向けた準備を進めているところであるため、現時点においてお尋ねについてお答えすることは困難である。

一の2について

御指摘の「小規模事業場におけるストレスチェック実施に対する支援策（助成金、外部委託支援等）の具体的内容及び予算規模」については、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の十第一項の規定に基づく心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）に関連する事業として、地域産業保健センターにおいて、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い者に対する医師の面接指導等を行っている産業保健活動総合支援事業等（以下「産業保健活動総合支援事業等」という。）があり、産業保健活動総合支援事業等の予算額のうち、ストレスチェックに関する予算額については、令和七年度は約五十二億円の内数である。なお、今後の「支援策（助成金、外部委託支援等）の具体的内容及び予算規模」については、一の1についてでお答えしたとおり、改正法の施行に向けた準備を進めているところであるため、現時点でお答えすることは困難である。

一の3について

お尋ねの「ストレスチェックの実施に関する」「国費支出額」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、産業保健活動総合支援事業等の「支出額」に関する御質問であるとすれば、これらの「支出額」のうち、ストレスチェックに関する「支出額」は、令和元年度が約五十億円の内数、令和二年度が約五十一億円の内数、令和三年度が約五十一億円の内数、令和四年度が約六十一億円の内数及び令和五年度が約四十五億円の内数である。

二の1及び2について

お尋ねの「労働者のメンタルヘルス不調の予防」に寄与しているとする科学的根拠（エビデンス）及び「エビデンスの研究デザイン（ランダム化比較試験、観察研究等）」については、平成三十年七月発行の「Journal of Occupational

Health」に掲載された論文「Effect of the National Stress Check Program on mental health among workers in Japan: A 1-year retrospective cohort study」において、ストレスチェックの受検と労働時間の短縮、働き方の改善、職場内のコミュニケーションの改善等の職場環境の改善について両方経験した労働者は、いずれも経験していない労働者に比べて心理的ストレスが低下したことがコホート研究により確認されている。また、御指摘の「エビデンスの信頼性」の意味するところが必ずしも明らかではないが、当該論文の結果においては、統計的に有意差があることが示されている。一方、「医療費の削減」「に寄与しているとする科学的根拠（エビデンス）」及び「エビデンスの研究デザイン（ランダム化比較試験、観察研究等）」については、政府として把握していない。

二の３について

お尋ねについては、御指摘の「労働者の自殺率やメンタルヘルス関連の労災請求件数」の「変化」には様々な要因が影響するものと考えており、お尋ねの「有意な変化があったか」については、一概にお答えすることは困難であるが、お尋ねの「統計データ」については、例えば、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に基づく補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者の同法に基づく請求のうち、精神障害に係る請求件数は、「ストレスチェックを導入」する前の平成二十六年度において千四百五十六件、令和五年度において三千五百七十五件であり、このうち自殺に係る請求件数は、平成二十六年度において二百十三件、令和五年度において二百十二件であることを把握している。

三の１について

お尋ねについては、令和七年一月十七日の労働政策審議会において、「今後の労働安全衛生対策について（報告）」の建議が行われ、同建議において「労働者のプライバシー保護の観点から、原則として、外部委託を推奨することが適当である」「五十人未満の事業場におけるストレスチェックの実施については、その円滑な施行に資するよう、国においては」「五十人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法についてのマニュアルの整備（特に十人未満等の小規模な事業場については、その実情を考慮した取り組み可能な実施内容を示す）」「高ストレス者の面接指導に無料で対応している地域産業保健センターの体制整備」など、五十人未満の事業場に対する十分な支援策を講じるべきである」とされたところであり、これを踏まえ、御指摘の「外部機関の活用やプライバシー保護の観点」も含め、お尋ねの「実施体制」について今後検討してまいりたい。

三の２について

御指摘の「ストレスチェックの効果が限定的である場合」の「見直し（任意制度化、民間主導への移行等）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、二の１及び２についてでお答えしたとおり、ストレスチェックの受検と労働時間の短縮、働き方の改善、職場内のコミュニケーションの改善等の職場環境の改善について両方経験した労働者は、いずれも経験していない労働者に比べて心理的ストレスが低下したことがコホート研究により確認されており、また、令和七年四月八日の参議院厚生労働委員会において福岡厚生労働大臣が答弁したとおり、「ストレスチェック制度は、高ストレス者に対する医師の面接指導と相まって、労働者が自身のストレスの状況への気付きを得る機会となるものでございまして、こうした機会は小規模事業場の労働者であっても与えられることが望ましい」ことから、改正法により、一の１で御指摘のように「労働者数五十人未満の事業場に対してストレスチェックを義務化すること」とされたものである。

特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

参議院議長　関口　昌一殿

浜田　聡

特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問主意書

平成二十年度に開始された「特定健康診査・特定保健指導」（以下「特定健診等」という。）は、生活習慣病予防を目的として四十歳から七十四歳の被保険者・被扶養者に義務化された制度である。これまでに数千億円規模の公的支出がなされているが、その効果及び妥当性に関して十分に検証されているか疑問である。令和二年に公表された京都大学・福間真悟氏らの研究（Fukuma S, Iizuka T, Ikenoue T, Tsugawa Y, Association of the National Health Guidance Intervention for Obesity and Cardiovascular Risks With Health Outcomes Among Japanese Men, 全国土木建築国民健康保険組合の男性健診受診者七万五千人の分析）では、特定保健指導の介入による肥満度の改善は軽微であり、血圧・血糖・脂質といった心血管リスクの指標には有意な改善が認められなかったと報告されている（以下「当該研究」という。）。特定健診等が当初目指した「糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費適正化に資する」という目標が実現されていないのであれば、限られた公的財源の適正配分の観点からも、不要な健診の縮小又は廃止を検討する必要がある。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　費用構造及び支出の妥当性について

１　特定健診等に係る国全体の年間支出額の総額及び保険者ごとの内訳をそれぞれ示されたい。

２　平成二十年度の開始以降、公的財源の累積支出額を示されたい。

３　特定健診等の費用対効果の検証及び政策評価が実施された時期を示されたい。また、費用対効果の検証及び政策評価の方法及び結果を明示されたい。

４　特定健診等の費用について、一人当たりの全国平均を示されたい。

二　効果検証及び科学的根拠について

１　当該研究では、保健指導による心血管リスク指標の改善が認められなかったとされているが、政府は当該研究を把握しているか示されたい。把握している場合、当該研究の結果に対する政府の見解を示されたい。

２　特定健診等が、糖尿病、心筋梗塞、脳卒中等の個別疾患の発症予防に寄与していると明確に評価した科学的根拠（エビデンス）は存在するか示されたい。存在する場合、当該資料を具体的に提示されたい。

３　前記二の２は、当該研究と比較して、科学的根拠（エビデンスレベル、研究デザインの妥当性や統計的信頼性）がより高いものか、根拠と併せて政府の見解を示されたい。

４　特定健診等の実施により、医療費が統計的に有意な水準で削減されたとする実証研究は存在するか示されたい。存在する場合、当該研究のエビデンスレベル（観察研究、ＲＣ

Ｔ、メタアナリシス等）を明らかにされたい。

三　見直しの必要性について

１　科学的根拠に乏しく、医療資源の有効活用が見込めない場合、特定健診等の縮小又は廃止を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

２　低リスク群への画一的健診ではなく、高リスク群・医療未受診者への健診に対して重点的に投資すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

３　高齢者健診、がん検診、自治体独自健診など、複数制度の統合・効率化による見直しについて、政府の検討状況を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出特定健康診査・特定保健指導に係る費用と効果の検証及び制度見直しに関する質問に対する答弁書

一の１及び２について

お尋ねの「特定健診等に係る国全体の年間支出額の総額」及び「公的財源の累積支出額」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、第二百十六回国会提出の「令和五年度各省各庁歳出決算報告書」における「支出済歳出額」は、「警察共済組合特定健康診査・保健指導補助金」が三百五十八万三千円、「全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金」が十九億七千六百四十一万千円、「健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金」が二十七億千七百四十三万七千円、「国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金」が五億七千三百二十九万八千円、「国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金」が百二十九億三千五百九十九万五千円であり、これらを合計すると百八十二億六百七十二万四千円である。また、平成二十年度から令和五年度までのこれらの合計額は、三千三百九億五千百二十二万円である。

一の３について

御指摘の「費用対効果」及び「政策評価」に関しては、例えば、令和六年度行政事業レビューシートにおいて、「特定健康診査・保健指導に必要な経費」について、「点検・評価」を行い、「点検結果」として、「特定健康診査・特定保健指導の実施の推進は、加入者の健康の保持・増進及び医療費適正化の観点から重要な施策であり、国民や社会のニーズを反映している。実施主体である保険者に対して、国が各法に基づき特定健康診査・特定保健指導に要する経費の負担（補助）を行う。第四期医療費適正化計画等における特定健康診査・特定保健指導の実施率等の目標値を達成するために必要な事業であり、優先度が高い。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、四十歳以上七十五歳未満の被保険者等に対する特定健康診査・特定保健指導に直接的に必要な費用に限定している。各法に基づき保険者に対する負担（補助）率を一／三（一／三相当）に設定し、各保険者と各健診機関との契約状況から健診に係る費用を算定しており効率的である」等としているところである。

一の４について

御指摘の「特定健診等の費用」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の１について

御指摘の「当該研究」については把握しているが、個別の研究に関して政府として見解を述べることは差し控えたい。

二の２について

お尋ねについては、例えば、平成二十六年度の厚生労働科学研究費補助金による政策科学総合研究事業「特定保健指導の費用対効果の評価に関する研究」（以下「本件研究」という。）において、「特定保健指導による将来的な医療費および健康状態への影響を推計するために、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病性腎症による人工透析導入の発症抑制に関して、マルコフモデルを用いた推計方法を開発し、二十年間の推計を試みた。その結果、特定保健指導の実施はこれらの疾患の発症を抑制し、介入の費用を考慮しても費用対効果に優れることが示唆」されたところである。また、「予防・健康づくりに関する大規模実証事業（特定健診・特定保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業）」（以下「本件事業」という。）においては、「特定健診・保健指導の効果的な実施方法に関する調査研究一式　仕様書」に基づき、「ＮＤＢに含まれる二千八～二千十八年の三十九～七十五歳の約四千四百万人分」を対象として分析を行っており、厚生労働省健康局長（現在の厚生労働省健康・生活衛生局長）及び保険局長が参集を求めて開催している、医療保険者や特定健診（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）及び特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）に関する専門的知見を有する有識者等により構成される「第四期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会」において、特定健診及び特定保健指導の在り方についての検討が行われてきたところ、令和三年十二月九日に開催された第一回同検討会の資料二―二「予防・健康づくりに関する大規模実証事業（特定健診・特定保健指導の効果的な実施方法に係る実証事業）」において、本件事業の効果分析の結果、「我が国の特定保健指導の効果分析」に、「体重・ＨｂＡ１ｃについては統計学的に有意な減少が認められた」ことが確認されているところである。

二の３について

お尋ねについては、二の１についてで述べたとおり、個別の研究に関して政府として見解を述べることは差し控えたい。なお、政府としては、二の２についてで述べた本件研究及び本件事業を始め、二の２で御指摘の「発症予防に寄与している」ことの確認に当たっては、他の様々な研究を参照しながら、研究結果の妥当性を検証しているところである。

二の４について

御指摘の「実証研究」に関しては、例えば、令和三年度に厚生労働省が委託して実施した「第四期医療費適正化計画に向けた特定健診・特定保健指導に係るエビデンス評価のための分析等業務一式　調達仕様書」に基づき、「特定保健指導が必要とされた対象群において、実施群と未実施群間での比較」をし、「実施群」の医療費と「未実施群」の医療費とを比較しており、本業務の結果については、令和四年六月二十八日に開催された第四回第四期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会効率的・効果的な実施方法等に関するワーキング・グループの参考資料三

「特定健診・特定保健指導の効果検証」において、「未実施群」と比較して「実施群」の医療費が相対的に減少していることから、「「特定保健指導対象者とすること」や「特定保健指導を実施すること」が医療費を抑制する可能性を示唆している」と示しているところである。

三の1について

お尋ねについては、二の2についてで述べたとおり、二の2で御指摘の「発症予防」に寄与していることが確認されており、御指摘のように「科学的根拠に乏しく、医療資源の有効活用が見込めない」とは考えておらず、現時点において、「特定健診等の縮小又は廃止」をすべきとは考えていない。

三の2について

お尋ねの趣旨が明らかではないが、いずれにせよ、特定健診については、法第二十条及び特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成二十年厚生労働省告示第百五十号）の規定に基づき、「糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を、的確に抽出するために行う」ことを目的として、「四十歳以上の加入者」に対し実施しており、御指摘のように「低リスク群への画一的健診」ではなく、また、厚生労働省が医療保険者等向けに作成した「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き（第四・二版）」（令和七年六月厚生労働省保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室作成）において、「本人同意のもとで保険者が診療における検査結果の提供を受け、特定健康診査の結果データとして活用する」こと等と示しているとおり、既に医療機関を受診している者について、診療における検査と特定健診が重複して行われないよう働きかけを行っているところである。

三の3について

お尋ねの趣旨が明らかではないが、いずれにせよ、御指摘のような「見直し」の「検討」は行っていない。

医療・福祉の非営利性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

医療・福祉の非営利性に関する質問主意書

我が国の医療制度においては、医療機関の非営利性が重視されている。私が提出した「営利法人に病院等の開設が認められない法的根拠に関する質問主意書」（第二百十七回国会質問第八四号）に対する答弁書（内閣参質二一七第八四号）では、病院の開設について、「営利を目的とする者には許可を与えない」としている。また、特別養護老人ホームは福祉系の施設でありながら非営利法人のみが運営を許可されている。一方、訪問看護のように医療系のサービスでありながら営利法人の参入が認められている事例も存在する。

このように、医療・福祉分野において、営利法人の参入可否の基準が一貫していないように見受けられる。また、過去の国会答弁においても、株式会社の参入により医療の質の低下や不必要な診療の増加を招く可能性が指摘されているが、これらの懸念は非営利法人においても同様に発生し得るものであり、必ずしも営利法人の参入を制限する理由にはならないと考える。

現行制度における当該矛盾を明確にし、医療機関の運営形態に関する政府の方針を明らかにするため、以下質問する。

一　営利を目的とした病院の開設を認めていない理由を示されたい。参議院厚生労働委員会（平成二十九年六月一日）において、塩崎元厚生労働大臣は、「医療では、医師の裁量が大きく、また、患者が十分な情報を持っていない、いわゆる情報の非対称性」があり、「適正な医療が提供されないおそれがある」と答弁している。非営利法人であっても情報の非対称性は存在すると考えるが、政府の見解を示されたい。

二　訪問看護について、医療系のサービスであるにもかかわらず、営利企業の参入が認められている理由を示されたい。病院においては営利法人の利益最大化が医療の質の低下につながるとされているが、訪問看護においては当該懸念が生じないという見解か示されたい。前記見解の場合、訪問看護と病院の経営形態の違いにより、懸念の有無が異なる理由を具体的に説明されたい。

三　特別養護老人ホームについて、福祉系のサービスであるにもかかわらず、非営利法人のみが運営を許可されている理由を示されたい。衆議院本会議（平成二十九年三月二十八日）において、塩崎元厚生労働大臣は、「病院や特別養護老人ホーム等については、高い公益性を有する事業であり、利用者の保護を図るため、株式会社などの営利法人に対しては参入を認めて」いない旨答弁している。病院や特別養護老人ホーム等について、その他の医療・介護事業と比較して「高い公益性」を有する具体的な根拠を明らかにされたい。

四　前記厚生労働委員会における大臣の答弁では、病院や特別養護老人ホーム等に関して、株式会社等の営利法人による運営を認めない理由として、以下の点が挙げられている。

○患者が必要とする医療と株式会社の利益を最大化するという場合の医療とが一致をしない。

○利益が上がらない場合の撤退によって地域などでの医療の確保に支障が起きる。

○利益を上げるために不必要なあるいは不要な診療が行われて、（中略）医療費の増大も招く。

これらの懸念は、非営利法人であっても生じるものであると考える。むしろ株式会社であれば、株主からの資金調達が可能であり、ガバナンスもより明確であることから、持続可能な経営が行われやすいと考えられるが、政府の見解を示されたい。

五　政府は、病院・特別養護老人ホームを「高い公益性を有する事業」と位置付け、株式会社等の営利法人の参入を認めていないが、その他の医療・介護事業は「高い公益性を有する事業」ではないのか示されたい。「高い公益性を有する事業」との位置付けでない場合、当該根拠を示されたい。また、営利法人の参入が認められている訪問看護のような事業と病院・特別養護老人ホームの違いについて、具体的な事例を示して説明されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出医療・福祉の非営利性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出医療・福祉の非営利性に関する質問に対する答弁書

一の前段について

お尋ねの「営利を目的とした病院の開設を認めていない」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第七項において「営利を目的として、病院・・・を開設しようとする者に対しては、・・・許可を与えないことができる」と規定している理由等については、先の答弁書（令和七年四月十五日内閣参質二一七第八四号。以下「前回答弁書」という。）から三までについてでお答えしたとおりである。

一の後段について

平成二十九年六月一日の参議院厚生労働委員会において、塩崎厚生労働大臣（当時）が「医療では、医師の裁量が大きく、また、患者が十分な情報を持っていない、いわゆる情報の非対称性と呼ばれているものですが」と述べた上で、「こういう中で、株式会社等の営利を目的とした経営主体による医療機関の経営への参入につきましては、まず第一に、患者が必要とする医療と株式会社の利益を最大化するという場合の医療とが一致をしないということがあり得て、適正な医療が提供されないおそれがあるというのがまず第一点にございます。・・・それから、利益を上げるために不必要なあるいは不要な診療が行われて、患者さんにとってもプラスにならず、・・・こういうような懸念が指摘をされている」旨述べているとおりであり、「非営利法人であっても情報の非対称性は存在すると考えるが、政府の見解を示されたい」とのお尋ねの趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

二の前段について

お尋ねについては、「規制緩和推進三か年計画」（平成十年三月三十一日閣議決定）において、「各種参入規制を緩和・撤廃、国際的整合化等の方向で見直しを行う」とされたことを踏まえ、御指摘のように「訪問看護」に「営利企業の参入が認められている」ところ、その「理由」については、例えば、「規制改革についての第二次見解」（平成十一年十二月十四日行政改革推進本部規制改革委員会公表）において、「多様なサービス提供主体の参入を促し、介護サービスの供給量を増加させる」等としているとおりである。

二の後段について

お尋ねに関しては、一の後段についてで述べたとおり、平成二十九年六月一日の参議院厚生労働委員会において、塩崎厚生労働大臣（当時）が「医療では、医師の裁量が大きく、また、患者が十分な情報を持っていない、いわゆる情報の非対称性と呼ばれているものですが、こういう中で、株式会社等の営利を目的とした経営主体による医療機関の経営への参入につきましては、・・・適正な医療が提供されないおそれがある」旨述べているところ、指定訪問看護（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）については、指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十六条第二項の規定において、「指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない」等としていることから、当該「株式会社等の営利を目的とした経営主体による」指定訪問看護への「参入」であっても、その実施に当たっては、必ずしも指定訪問看護事業者（同法第八十八条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の「裁量が大き」いとは言えないことから、御指摘の「病院」への「参入」と単純に比較することは適当ではないと考えている。その上で、御指摘の「営利法人」が指定訪問看護を実施する場合も含め、必ずしも御指摘のような「懸念が生じない」というわけではないことから、御指摘の「営利法人」が指定訪問看護事業者として指定を受けるためには、同法第八十九条第四項第一号、指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者（平成四年厚生省告示第三十二号）第十三号等の規定に基づき、厚生労働大臣の認定を受ける必要があるところ、当該認定に際しては、「指定訪問看護事業者の指定を受けることができる者について」（平成十二年三月三十一日付け保発第七十三号・老発第三百九十九号厚生省保険局長・老人保健福祉局長連名通知）において、「申請者の定款又は寄附行為等の目的、資産・収支の状況、当該申請に係る訪問看護等の事業を行う事業所の概要、併設施設の状況等からみて、指定訪問看護等の事業を健全に永続的に運営できると認められる者についてのみ認定する」ことと示しているほか、指定訪問看護が利用者の個別の状況に応じて適切に提供されるよう、地方厚生局等を通じて指定訪問看護事業者に対して、「指定訪問看護の提供に関する取扱方針について」（令和六年十月二十二日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、「訪問看護ステーションの看護師等が利用者の個別の状況を踏まえずに一律に訪問看護の日数等を定めるといったことや、利用者の居宅への訪問に直接携わっていない指定訪問看護事業者の開設者等が訪問看護の日数等を定めるといったことは認められない」と示しているところである。

三の前段について

お尋ねについては、令和五年五月十日の参議院決算委員会において、政府参考人が「特別養護老人ホームにつきましては、重度の方が入居するついの住みかという側面がございましたり、低所得の方が入居しているという実態がございます。また、市町村による措置入所の受入先という側面もございますので、こういった事情を総合的に踏まえまして、その設置主体を地方公共団体や社会福祉法人等に限定されているところでございます」と答弁しているとおりである。

三の後段及び五の前段について

御指摘の「病院」に関しては、御指摘のように「その他の医療・・・事業と比較して「高い公益性」を有する」及び「その他の医療・・・事業は「高い公益性を有する事業」ではない」とは述べていないため、このことを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。また、御指摘の「特別養護老人ホーム」に関しては、三の前段についてで述べたとおりである。

四について

お尋ねについては、例えば、平成二十五年十月三十日の衆議院厚生労働委員会において、田村厚生労働大臣（当時）が「株式会社は、利益を出して株主に還元する、それが使命で、それをやらなければ経営者自体がかわってしまう、そういう使命を帯びているんですね。ですから、そういう意味からしますと、やはり、非営利であるところよりかは、利益を何としても、それが例えば、完全に悪いことではない、違法ではない、しかし、こういうやり方をやれば利益がとれるんだということになれば、いろいろな方法を合法的にお考えになられる」と答弁し、また、前回答弁書五の３についてで述べたとおり、平成二十七年三月二十五日の衆議院厚生労働委員会において、塩崎厚生労働大臣（当時）が「医療は、税金を払っているけれども非営利を追求するということになっています。株式会社

の参入というのがよく言われますが、・・・株式会社の本質はやはり株主が配当を受けるということ」と答弁しているとおりである。

五の後段について

お尋ねの「訪問看護」と「病院」の「違い」に関しては、二の後段についてで述べたとおりである。

また、お尋ねの「訪問看護」と「特別養護老人ホーム」の「違い」については、その趣旨が明らかではないため、お答えすることは困難である。

政府の米政策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

参議院議長　関口　昌一殿　　山本　太郎

政府の米政策に関する質問主意書

一　私が提出した「米不足対策に関する質問主意書（第二百十四回国会質問第八号）に対する答弁書（内閣参質二一四第八号。以下「当該答弁書」という。）の「二について」において、政府は以下のように答弁した。

「御指摘の「政府備蓄米の放出」は、一についてで述べたとおり、基本指針に基づき、「大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時」に行うこととしており、御指摘の「五キログラム当たりの米の小売価格が一カ月で千円程度、上昇するような場合」も含め、これに該当しない場合の「政府備蓄米の放出」は、米穀の需給及び価格に影響を及ぼすものであることから、「慎重に考えるべきもの」と考えている。」

政府備蓄米の放出は「大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時」に行い、「五キログラム当たりの米の小売価格が一カ月で千円程度、上昇するような場合」は、政府備蓄米を放出する場合に該当しないと答弁した。

令和七年二月、政府は備蓄米放出を決定した。当該答弁書の「備蓄米の放出は大凶作や連続する不作に限定する」という方針は誤りだったと認めるか、政府の見解を示されたい。

二　当該答弁書の「四について」において、政府は以下のように答弁した。

「農業者の所得を補償する施策については、農業経営の改善に向けた取組を妨げる懸念があること等から、御指摘の「法制化」は考えていない。」

読売新聞は令和七年六月六日、「政府はコメの価格高騰を受け、必要な生産量確保のため、事実上の減反にあたる生産調整を見直す方針を固めた。米価下落で農家が経営難に陥る事態を防ぐ観点から、新たな所得補償の実施も検討する。」と報じた。これまでの米の生産調整にはどのような問題があったか、政府の見解を示されたい。また、前記答弁における「農業者の所得を補償する施策については、（中略）「法制化」は考えていない。」という方針は誤りだったと認めるか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員山本太郎君提出政府の米政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員山本太郎君提出政府の米政策に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の答弁書（令和六年十月十一日内閣参質二一四第八号。以下「前回答弁書」という。）についてにおいて、「これに該当しない場合の「政府備蓄米の放出」は、・・・「慎重に考えるべきもの」」とお答えしたとおり、御指摘のように「備蓄米の放出は大凶作や連続する不作に限定する」」とは考えておらず、令和七年一月に主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第四条第一項の米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針を変更し、「大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時」のほか、「主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるとき」についても御指摘の「政府備蓄米」の売渡しを行うことができることとしたところである。

二について

米穀の生産調整については、平成三十年から国による生産数量目標の配分は行っていないところである。

また、米政策の在り方については、令和七年四月十七日の衆議院本会議において、江藤農林水産大臣（当時）が「直接支払いを含む農業者への支援の在り方については、新たな食料・農業・農村基本計画に即して、令和九年度に向けた新たな水田政策の在り方を検討していく中で、現場の実情を調査、検証し、議論を深めてまいります。」と答弁しているとおりであり、今後、「米の安定供給等実現関係閣僚会議」等の場で検討を行っていく考えであるところ、前回答弁書四についてでお答えした「御指摘の「法制化」」については、具体的な検討に至っておらず、「方針は誤りだった」との御指摘は当たらないと考えている。

関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

参議院議長　関口　昌一殿　　石垣のりこ

関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問主意書

関東大震災（大正十二年九月一日）時には、朝鮮人や中国人、日本人が虐殺された。震災後に通信手段が途絶した中で、当時の政府は同年九月三日、千葉県の東京海軍無線電信所船橋送信所から呉鎮守府を経由して全国の地方長官宛に電文（以下「当該電文」という。）を発出した。その内容は以下のとおりである（ＪＡＣＡＲ（アジア歴史資料センター）、大正十二年「公文備考」巻一五五、変災災害、防衛省防衛研究所）。

呉鎮副官宛打電　九月三日午前八時十五分了

解

各地方長官宛　内務省警保局長出

東京附近ノ震災ヲ利用シ朝鮮人ハ各地ニ放火シ不逞ノ目的ヲ遂行セントシ現ニ東京市内ニ於テ爆弾ヲ所持シ石油ヲ注キテ放火スルモノアリ既ニ東京府下ニハ一部戒厳令ヲ施行シタルガ故ニ各地ニ於テ充分周密ナル視察ヲ加ヘ鮮人ノ行動ニ対シテハ厳密ナル取締ヲ加ヘラレタシ

（余白注記：此電報ヲ傳騎ニモタセヤリシハ二日ノ午後ト記憶ス（略））

当該電文を読めば、朝鮮人が各地で「不逞」行為を働いているという流言を政府がそのまま各地方長官に伝達し、警戒を呼びかけたことは明らかである。当該電文については、有田芳生参議院議員が提出した「関東大震災時に起こった朝鮮人、中国人等虐殺事件への日本政府の関与に関する質問主意書」（第百九十三回国会質問第九一号）において取り上げられている。また、福島みずほ参議院議員が参議院法務委員会（令和五年六月十五日）において、当該電文が流言を広め朝鮮人虐殺を引き起こす契機になったのではないかと指摘したが、政府は防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室に当該電文が保管されていることは認めたものの、「事実関係を確認することのできる記録が見当たらない」として、認否を拒否した。

また、内閣府中央防災会議の災害教訓の継承に関する専門調査会（以下「調査会」という。）がまとめた「災害教訓の継承に関する専門調査会報告書　平成二十一年三月　一九二三関東大震災報告書（第二編）」（以下「当該報告書」という。）の中で、震災直後の「同年十二月の帝国議会開会を前に議会で問題となりそうな課題について、司法省としての見解をまとめたもの」と推定されている「震災後に於ける刑事事犯及之に関連する事項調査書」（司法省）という文書に言及している。

当該電文の分析から当該報告書は、流言に見られるような朝鮮人による蜂起、放火、投毒等の犯罪を司法省は否定していたと指摘している（二〇七ページ以降）。にもかかわらず、警保局長が送った当該電文によって、事実ではない流言が「官憲が認定する形で、被災地はもとより、全国に拡大してしまった」（七三ページ）と結論付けている。

以上のように、当該電文によって、朝鮮人が放火・爆弾所持等を行っているとの誤った事実認識及び「周密なる視察を加え、鮮人の行動に対しては厳密なる取締を加え」るべきであるという虚偽事実（流言）の広範な流布を政府自らが行ったことになる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　前記質疑により、当該電文は防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室に保管されていることが確認された。政府は、当該電文を確認したか示されたい。また、歴代閣僚で当該電文を確認した者はいるか。いる場合、誰が確認したのか示されたい。

二　内務省警保局長は、当時の全国警察の責任者と理解してよいか示されたい。

三　本史料からも、流言が政府機関により船橋送信所にもたらされたことが明らかである。政府は、震災当時、朝鮮人が犯罪を行ったとする流言が起こったことを認定するか示されたい。

四　「東京附近ノ震災ヲ利用シ朝鮮人ハ各地ニ放火シ不逞ノ目的ヲ遂行セントシ」たという証拠は確認できるか示されたい。

五　当該電文にある「一部戒厳令の施行は、朝鮮人による「放火」や「不逞の目的遂行」に対して発出されたと読めるが、現政府の見解を明らかにされたい。

六　当該電文は、東京府下には一部戒厳令を敷いたので、各地においても「朝鮮人の行動に対して十分な取り締りをせよ」と伝えるものである。国民の眼前で官憲は朝鮮人に対し、どのような取締りを行ったのか示されたい。また、それは「朝鮮人暴動」等の流言におびえる国民にどのような影響を与えたか、政府の認識を示されたい。

七　戒厳令下で権力が軍隊に集中され、大日本帝国憲法下で許された範囲の国民の権利や報道・言論すら制限・統制された中で起きた事件がうやむやにされたまま百年以上経過している現状がある。関東大震災下の諸事件の真相究明もせずに、今、「緊急事態条項を整備すること」などありえないと思料するが、現政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出関東大震災時に東京海軍無線電信所船橋送信所から発出された電文に関する質問に対する答弁書

一について

前段のお尋ねについては、防衛省防衛研究所戦史研究センター史料室に保管されている「大正十二年　公文備考　巻百五十五　変災災害三」において、御指摘の「当該電文」が収録されており、政府として、必要な確認を行ってきたところである。また、後段のお尋ねについては、お尋ねの「歴代閣僚で当該電文を確認した者」の氏名等についての記録は作成しておらず、確たることをお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「当時の全国警察の責任者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、令和五年六月十五日の参議院法務委員会において、楠警察庁長官官房長（当時）が「我が国の警察は、明治七年、当時の内務省に警保寮が設置されて以来、第二次世界大戦終了まで、中央では内務省警保局、地方では知事によって管理運営されていたものと承知しております。」と答弁しており、お尋ねの「内務省警保局長」は、内務省警保局の長であったと承知している。

三及び四について

お尋ねの「震災当時、朝鮮人が犯罪を行ったとする流言が起こったこと」及び「「東京附近ノ震災ヲ利用シ朝鮮人ハ各地ニ放火シ不逞ノ目的ヲ遂行セントシ」た」ことについては、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「当該電文」の作成当時の経緯が明らかではなく、お尋ねについてお答えすることは困難である。

六について

お尋ねの「国民の眼前で官憲」が「朝鮮人に対し」て「行った」「取締り」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、お尋ねの「国民の眼前で官憲は朝鮮人に対し、どのような取締りを行ったのか」及び「それは「朝鮮人暴動」等の流言におびえる国民にどのような影響を与えたか」については、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することのできる記録が見当たらないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「今、「緊急事態条項を整備すること」」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

石垣のりこ

参議院議長　関口　昌一殿

公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問主意書

公職選挙法（以下「同法」という。）第百四十三条第一項は、選挙運動のために使用する文書図画の掲示について規定しており、同項各号に該当するもののほかは掲示することができない。個人演説会告知用ポスターについては、第四号の三により、衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限り掲示できることとされている。同条第十二項は、個人演説会告知用ポスターについて、同条第一項第五号のポスター（選挙運動のために使用するポスター）と合わせて作成し、掲示することができると規定している。合わせて作成した場合、長さ四十二センチメートル、幅四十センチメートルを超えない範囲のポスターを掲示できることとされている。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　個人演説会告知用ポスターで告知する個人演説会について、同法第百六十一条第一項に基づき公営施設を使用して開催する場合及び同法第百六十一条の二に基づき公営施設以外の施設を使用して開催する場合がそれぞれ規定されている。よって、前記の公営施設及び公営施設以外の施設ではなく、ユーチューブなどのインターネット上で開催する演説会及び駅前等で実施する街頭演説は、前記個人演説会告知用ポスターで告知できる個人演説会には該当しないという認識で間違いないか、政府の見解を示されたい。

二　公営施設を使用する個人演説会を開催するには当該公営施設の使用を申し込み、許可される必要があるが、立候補届を出した後でないと公営施設の使用を申し込むことができない。よって、選挙ポスターと合わせて個人演説会告知用ポスターを作成するケースにおいて、公営施設の使用が許可され会場が確定した後に個人演説会の日時場所を掲示する場合、個人演説会の日時場所を記載していない状態で掲示することは許容されているという認識で間違いないか、政府の見解を示されたい。

三　個人演説会告知用ポスターで告知している個人演説会が同法第百六十一条で規定されている個人演説会に該当しない場合、当該ポスターは掲示することができないという認識で間違いないか、政府の見解を示されたい。掲示することができない場合、既に掲示していれば当該ポスターを撤去しなければならず、そのまま掲示し続けると同法に抵触するか明らかにされたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石垣のりこ君提出公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石垣のりこ君提出公職選挙法上の個人演説会告知用ポスター等の解釈に関する質問に対する答弁書

一について

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十三条第一項第四号の三に掲げる個人演説会告知用ポスター（以下「個人演説会告知用ポスター」という。）に係る個人演説会は、法第百六十一条第一項及び第百六十一条の二の規定により開催することができるものを指すものであり、御指摘の「ユーチューブなどのインターネット上で開催する演説会及び駅前等で実施する街頭演説」が法第百六十一条第一項又は第百六十一条の二の規定により開催するものでない場合には、当該個人演説会には該当しないものと考えるが、いずれにしても、個別の行為が当該個人演説会の開催に該当するか否かについては、具体の事実に即して判断されるべきものと考える。

二について

お尋ねのとおりである。

三について

個別のポスターが個人演説会告知用ポスターに該当するか否かについては、具体の事実に即して判断されるべきものと考えるが、法第百六十一条第一項及び第百六十一条の二の規定により開催する個人演説会の告知に関する記載が全くないポスターは、個人演説会告知用ポスターに該当しないものと考えられる。この場合において、そのようなポスターが法第百四十三条の規定に違反して掲示されている場合には、法第百四十七条の規定により、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、当該ポスターを撤去させることができるほか、法第二百四十三条第一項の規定により、当該ポスターを掲示した者は、二年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処することとされている。

ＤＶからの避難等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日　　石川　大我

参議院議長　関口　昌一殿

ＤＶからの避難等に関する質問主意書

離婚後共同親権を導入等する改正民法が令和八年五月までに施行されることとなっている。「女性活躍・男女共同参画の重点方針二〇二五」（令和七年六月十日決定）においては、「今般の改正により、配偶者からの暴力の被害者の避難や被害者の支援を行う関係機関等の活動に支障が生ずることがないよう、その正確な趣旨や内容について、引き続き適切な周知を図る。」とされている。

しかし、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）から避難するために子を連れて別居すること（以下「子連れ別居」という。）が「実子誘拐」又は「実子連れ去り」（以下「実子誘拐・連れ去り」という。）であるとして非難されている。また、ＤＶ被害者側の弁護士、支援者らが「実子誘拐・連れ去り」を「指南」、「教唆」しているであるとか「実子誘拐ビジネス」、「離婚ビジネス」、「利権」であるなどと攻撃され、さらには、関係行政機関や家庭裁判所等に対しても「実子誘拐・連れ去り」に加担している又は容認しているといった非難が浴びせられている。これらの主張は、民法等改正案の審議を通じて明らかになった改正民法等の解釈や立法意思に反するものであり、ＤＶ被害者とその子、弁護士、支援者らの安全確保に多大な支障をもたらし得る。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　ＤＶからの避難など正当な理由のある子連れ別居は、未成年者略取誘拐罪等の犯罪に該当せず民事上の不法行為にも当たらないこと、すなわち「実子誘拐・連れ去り」ではないことは政府答弁においても繰り返し示されている。参議院法務委員会（令和七年五月二十日）において法務大臣は、「ＤＶあるいはＤＶや児童虐待からの避難は、無断で子どもを転居させることにつき特段の理由がある場合の最たるものでありますので、人格尊重、協力義務に違反をしない」、「ＤＶや児童虐待から避難をする必要がある場合には、父母の一方が他方の親に無断で子どもを転居させたとしても、人格尊重、協力義務に違反することはない」と改めて明確にしている。このことは暴力を受けた直後の避難に限ら

れないものであることも累次の政府答弁等で明らかにされているところである。実際、ＤＶからの避難等としての子連れ別居は、着の身着のまま逃げるという場合もあるが、生活基盤を全く新たにするものであり、また避難の意向が配偶者に知られると更に危険が生じることとなるため、計画、準備が必要であり、弁護士、行政機関を始め様々な支援を要することとなる。政府もこの認識を共有するものであると理解しているがよろしいか示されたい。

二　弁護士に対する非難について

1　ＤＶ被害者である同居親の相談を受け又は受任する弁護士や、地方公共団体の男女共同参画センターにおけるＤＶ、共同親権などに関する講演あるいはいわゆる「離婚講座」などで講師を務める弁護士に対して、「実子誘拐指南、教唆」、「実子誘拐ビジネス」等と非難することは、一般論として、名誉毀損、信用毀損等の違法性が認められ得ると考えるが、政府の見解を示されたい。

2　「弁護士法五十八条一項に基づく懲戒請求が事実上又は法律上の根拠を欠く場合において、請求者が、そのことを知りながら又は通常人であれば普通の注意を払うことによりそのことを知り得たのに、あえて懲戒を請求するなど、懲戒請求が弁護士懲戒制度の趣旨目的に照らし相当性を欠くと認められるときには、違法な懲戒請求として不法行為を構成する。」（最判平成十九年四月二十四日）との判例に照らして、「実子誘拐指南、教唆」等を理由とする弁護士懲戒請求は虚偽告訴等に当たり得る、刑事及び民事の法的責任が生じ得ると考えられるが、一般論として政府の見解を示されたい。

三　警察庁の通達について

1　暴力直後の緊急避難以外は「子連れ別居」とは認められず「実子誘拐・連れ去り」であるとの前提で、別居親に未成年者略取誘拐罪での刑事告訴を促す声があり、警察にその受理、検察にその起訴を求める声がある。このことがＤＶ被害者に子連れ別居を躊躇わせることとなれば生命に関わる。また、警察官がＤＶ被害者に子連れ別居を思いとどまらせようとした例も昨年来、複数聞いているところである。このような誤解又は曲解を助長している一因が警察庁の通達「配偶者間における子の養育等を巡る事案に対する適切な対応について」（令和五年三月二十九日付）であると考えられる。これは各警察本部向けの内部的なものであると言われるが、同庁ホームページにおいて公開され、さらには、国会議員などが積極的に宣伝しており、「実子誘拐・連れ去り」対策であると捉えられてしまっている現状がある。政府に同通達を見直す考えはあるか示されたい。

2　同通達で参照されている判例（最決平成十五年三月十八日、最決平成十七年十二月六日）はいずれも、別居親が同居親の監護下にある子を強奪した事件についてのものであるが、あたかも同居親による「実子誘拐・連れ去り」なるものが刑事事件となり得る、有罪たり得る根拠であるかのように流布されている状況がある。未成年者略取誘拐罪の構成要件及び適用可能性について抽象的一般的に述べることは、このような誤誘導を防ぐものではなく、むしろ助長するものであることは明らかであるところ、警察庁、法務省等政府の説明、発信の在り方を改めるべきと考えるが、政府の認識を示されたい。

3　同通達は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について」（令和六年三月一日付通達）といわば対のものであるとの認識が警察庁より示されているが相違ないか。すなわち、たとえ子連れ別居について未成年者略取誘拐罪での相談、被害届提出又は刑事告訴が警察署になされたとしても、これが未成年者略取誘拐罪の事件ではなくＤＶからの避難の事案である可能性も視野に、同通達にものっとり対応がなされるということでよろしいか示されたい。

四　ＤＶ加害者がその加害を否認又は否定したままに、子連れ別居したＤＶ被害者について未成年者略取誘拐罪での刑事告訴や被害届提出等をした場合、一般論として虚偽告訴等罪に当たり得ると考えられるが、政府の見解を示されたい。

五　ＤＶ等支援措置（住民基本台帳事務におけるＤＶ等支援措置）はこれが認められた、あるいは、認められなかったことがＤＶ等の存否を証明するものではないが、裁判などでＤＶ等の事実認定を受ける時間をかけずに、ＤＶ、ストーカー等の被害者の住所が相手方に知られないようにする重要な安全確保策である。一方で、これがいわゆる「親子断絶」をもたらす諸悪の根源であるかの主張が見られる。まず、ＤＶ等支援措置が適用された場合でも、当然、民法上の親子関係に何ら影響が及ぶものではなく、また、相手方が親子交流の調停、審判を申し立てる等の権利は形式的にも実質的にも阻害されないと理解しているが、相違ないか示されたい。

六　別居親が子と会いたいのであれば調停、審判を含め然るべき手続にのっとればよいところ、何とかして同居親と子の住所を突き止めてＤＶ等支援措置を無効化しよう、あえて戸籍附表の不交付処分を受けて審査請求をしよう、国家賠償請求訴訟をしようといった試みがなされている。同時に、ＤＶ等支援措置が適用されているにも関わらず誤って住民票が交付されたケースがしばしば起こっている。ＤＶ等支援措置を敵視したこうした試みによって、万が一にも外れるべきではない支援措置が外されたら大変危険である。地方公共団体に対して改めてＤＶ等支援措置の安全な運用について徹底するとともに、ＤＶ・ストーカー等被害者の安全確保のために地方公共団体関係部局との関連情報及び問題意識の共有を図るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石川大我君提出ＤＶからの避難等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石川大我君提出ＤＶからの避難等に関する質問に対する答弁書

一について

配偶者からの暴力は、相談への対応、保護、自立支援等多くの段階にわたって、多様な関係機関等による切れ目のない支援を必要とする複雑な問題であり、被害者の保護は、一つの機関だけで対応することは困難であることから、幅広い分野にわたる関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者が様々な形で効果的に連携し、被害者の支援を行っていくことが重要であるとの認識の下に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）に基づく配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（令和五年内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第一

号）を策定し、被害者の支援に取り組んでいるところである。

二について

お尋ねについては、「「実子誘拐指南、教唆」、「実子誘拐ビジネス」等と非難すること」の具体的に意味するところが明らかではなく、また、犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であり、さらに、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百九条の不法行為に該当するか否かについては、個別具体的な事案に応じて判断されるべきものであることから、お答えすることは困難である。なお、一般論として申し上げれば、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した」と認められる場合には刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十条第一項の名誉毀損罪が、「虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し」たと認められる場合には同法第二百三十三条の信用毀損罪が、「人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした」と認められる場合には同法第百七十二条の虚偽告訴等罪が、それぞれ成立し得ることとなり、また、故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負うこととなる。

三の１について

御指摘の「このような誤解又は曲解を助長している一因が警察庁の通達・・・であると考えられる」及び「国会議員などが積極的に宣伝しており、「実子誘拐・連れ去り」対策であると捉えられてしまっている現状」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、警察においては、配偶者間における子の養育等を巡る事案に係る被害の相談等があれば、平成十五年三月十八日最高裁判所第二小法廷決定及び平成十七年十二月六日最高裁判所第二小法廷決定も踏まえて対応することが重要であると考えており、現時点では、「配偶者間における子の養育等を巡る事案に対する適切な対応について（通達）」（令和五年三月二十九日付け警察庁丁捜一発第三十三号警察庁刑事局捜査第一課長通達。以下「令和五年通達」という。）を見直す考えはない。

三の２について

御指摘の「あたかも同居親による「実子誘拐・連れ去り」なるものが刑事事件となり得る、有罪たり得る根拠であるかのように流布されている状況」及び「未成年者略取誘拐罪の構成要件及び適用可能性について抽象的一般的に述べることは、このような誤誘導を防ぐものではなく、むしろ助長するものであることは明らかである」の具体的に意味するところ並びに「政府の説明、発信の在り方を改めるべき」とのお尋ねの趣旨が明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

三の３について

お尋ねの「同通達は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について」（令和六年三月一日付通達）といわば対のものであるとの認識が警察庁より示されている」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、警察においては、配偶者間における子の養育等を巡る事案に係る被害の相談等があれば、令和五年通達及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等の運用上の留意事項について（通達）」（令和六年三月一日付け警察庁丙人少発第十三号、丙人発第三十五号、丙犯被発第十号、丙刑企発第十九号及び丙捜一発第十号警察庁生活安全局長、長官官房長及び刑事局長通達）等も踏まえつつ、法と証拠に基づき適切に対応しているものと認識している。

四について

犯罪の成否は、捜査機関により収集された証拠に基づき個々に判断されるべき事柄であることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難であるが、一般論として申し上げれば、二についてで述べたとおり、「人に刑事又は懲戒の処分を受けさせる目的で、虚偽の告訴、告発その他の申告をした」と認められる場合には刑法第百七十二条の虚偽告訴等罪が成立し得ることとなる。

五について

お尋ねの「親子交流の調停、審判を申し立てる等の権利」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「ＤＶ等支援措置」がとられたこと自体は、民法上の親子関係に影響を及ぼすものではなく、子を監護していない方の親は、「ＤＶ等支援措置」の申出の相手方となっているとしても、親子交流を許容することを求めて、家庭裁判所に家事調停又は家事審判の申立てをすることができる。

六について

お尋ねについては、総務省としては、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行の徹底について」（令和元年六月二十七日付け総行住第三十五号総務省自治行政局住民制度課長通知）等の通知において、お尋ねの「ＤＶ等支援措置の安全な運用」を徹底すべきであることを助言するとともに、毎年度実施している市区町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした説明会等において事務の適正な執行を要請してきたところである。また、「ＤＶ等支援措置」の実施に当たっては、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の関係機関の意見を聴取し、支援の必要性を確認することとしており、各市区町村においては、関係機関との必要な情報の共有を含め、「ＤＶ等支援措置」に係る事務の適正な執行に努めているものと考えている。

男性のＤＶ被害と自殺に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

石川　大我

参議院議長　関口　昌一殿

男性のＤＶ被害と自殺に関する質問主意書

最近、男性のＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）被害に関する報道等が増えている。男性のＤＶや性暴力による被害は性別役割や「男らしさ」に係る規範などの作用もあり潜在化しやすく、相談支援体制も整っていない。そのため、実態が明らかにされ、認識が高まり、取組が進むことは重要である。

しかし、報道、国会質疑、ＳＮＳ等インターネット上の議論には、まだまだ表層的なものや誤りを含んだものが目立っている。特に、ＤＶ加害者には認知のゆがみがあり、加害を否認し、むしろ被害者意識を抱くことがあること、よって、男性のＤＶ被害の訴えには加害者からのものが少なからず含まれることが看過されやすい。また、自殺統計を誤用した「ＤＶを原因とする自殺は男性の方が多い」との主張があり、国会質疑や報道でも取り上げられている。これは、ＤＶ対策上も自殺対策上も問題のある主張である。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　ＤＶ被害経験について、しばしば「女性の四

人に一人、男性の五人に一人」という言い方がなされる。これは、内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」において「一、二度あった」又は「何度もあった」と回答した割合の合計に基づくものである。令和五年度調査における合計割合は女性二七・五パーセント、男性二二・〇パーセントであるが、「何度もあった」は女性一三・二パーセント、男性七・二パーセントと差が大きくなっている。「女性の四人に一人、男性の五人に一人」との表現ではＤＶ被害の態様、程度、頻度及び影響を的確に捉えられない。例えば、政府も「令和三年版男女共同参画白書」において、「配偶者間における暴力の被害者の多くは女性」として、配偶者間における殺人・傷害・暴行事件数や警察における相談件数などを紹介している。「ＤＶはジェンダーに基づく暴力（ＧＢＶ）である」ということが基本認識、共通認識であり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」もこの認識に立っているところ、政府もこれを共有しているということでよろしいか示されたい。

二　ＤＶ加害者は認知がゆがみ、加害を否認し、むしろ被害者意識を抱くということについては、令和六年常会における民法等改正案審議においても質疑答弁を通じて確認、共有がなされたところであるが（令和六年四月二十五日及び同年五月十四日参議院法務委員会）、ＤＶ被害を訴える男性には少なからずＤＶ加害者が含まれていることは支援者、研究者等からも指摘されている。男性からのＤＶ被害相談には、加害者に関する知見とスキルを有する相談員が応じることが望ましく、かつ、関係行政機関、民間支援団体、医療機関等との連携が欠かせないと考えるが、政府の見解を示されたい。

三　男性のＤＶや性暴力の被害は潜在化しやすく、また、相談をしても適切な対応を得られないことは少なくなく、そもそも官民問わず相談支援体制が整っていない。女性の被害に対する相談支援とは異なった難しさがある課題であるところ、政府として具体的にどのように施策を講じていくつもりであるのか明らかにされたい。

四　「ＤＶを原因とする自殺は男性の方が多い」との主張は、厚生労働省・警察庁「令和五年中における自殺の状況」、「令和六年中における自殺の状況」に基づくものであり、複数回答である「自殺の原因・動機」の統計中「夫婦関係の不和（ＤＶ）」の回答数のみを抜き出して男女比較している。

しかし、①自殺は複数の要因が複合的に働いた結果であること、②複数回答がなされる統計で単一の選択肢を抜き出して単純に男女比較することは有効な分析とは言えないこと、③そもそも男女間の自殺者数の大きな違いには社会文化的要因や経済社会構造などが背景にある中で、回答の絶対数で男女比較をすることに有意性はないこと、④「夫婦関係の不和（ＤＶ）」では自殺者が被害側か加害側かは判然とせず、例えば、加害者が被害者意識を募らせた末という場合も加害したことを苦にしたという場合も含まれ得ること、⑤「自殺の原因・動機」の推定は遺書や近親者等からの聞き取りなどに基づいており、基本的に心理学的剖検等を経ていないものであることなどから、この回答をもって「ＤＶを原因とする自殺」と断定することはできず、なおさら「男性の方が多い」と評価することはできないと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　ＤＶ加害者が加害を否認し被害者意識を募らせたまま、被害者やその弁護士、支援者らへの憎悪を増し、そのために心身の不調、生活困窮等に至り、自傷他害に及ぶことは珍しくない。ＤＶ加害者又はそう思われる者が配偶者・元配偶者、子又は弁護士等を殺傷した事件は幾つも発生しており、また、自殺又は自殺未遂の例も多く見られるところである。政府としてこのような状況をどのように把握、分析しており、施策を講じていくつもりか示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員石川大我君提出男性のＤＶ被害と自殺に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員石川大我君提出男性のＤＶ被害と自殺に関する質問に対する答弁書

一について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下「配偶者暴力防止法」という。）の前文において、「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。」とされているところであり、政府としてもこのような認識の下で、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に取り組んでいる。

二について

お尋ねについては、令和六年五月十四日の参議院法務委員会において、政府参考人が「配偶者からの暴力は、加害者に加害の意識が薄い傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性がございます。また、加害者は、自らの行為を正当化する場合や、自らが被害を受けているとの認識を持つ場合があることも指摘されております。被害者からの相談対応をする職員においても、こうした加害者の特性等を十分理解した上で対応に当たる必要があると考えております。」と答弁したとおりであり、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護は、一つの機関だけで対応することは困難であることから、幅広い分野にわたる関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者との連携及び協力を図る場として、配偶者暴力防止法第五条の二第一項に規定する協議会の積極的な活用を促している。

三について

政府としては、男性を含む多様な被害者が相談しやすい環境の整備は重要であると認識しており、例えば、地方公共団体に対し、被害者の性別にかかわらず、相談しやすい環境の整備に配慮することが望ましいことを周知するなど、地方公共団体の取組を促すとともに、配偶者暴力相談支援センターにおける相談の対応等において、多様な被害者の立場に立った配慮が行われるよう、配偶者暴力相談支援センターにおける取組の状況を整理し、地方公共団体に情報提供を行っており、今後も引き続き、これらの取組を進めていくこととしている。

四について

御指摘の「「ＤＶを原因とする自殺は男性の方が多い」との主張」の具体的な内容が必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「断定」の意味するところが必ずしも明らかではないが、警察庁の自殺統計における「自殺の原因・動機」のうち、「夫婦関係の不和（ＤＶ）」は、「婚姻関係にある配偶者との不仲を苦にするもので、不仲の原因が配偶者間の暴力（性的犯罪を含む。）に起因する場合をいう。」と定義されているところ、厚生労働省及び同庁が公表し、同省のホームページに掲載されている資料「令和六年中にお

ける自殺の状況」においては、「自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きていることに留意が必要である」とした上で集計結果を公表しており、当該集計結果のうち、「自殺の原因・動機」として「夫婦関係の不和（ＤＶ）」に分類されたものについて、政府として、当該集計結果をもってお尋ねのように「ＤＶを原因とする自殺」は「男性の方が多い」との「評価」をしているわけではない。

五について

御指摘のような「事件」や「自殺又は自殺未遂の例」の発生状況や背景等については、政府として網羅的に把握していないが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（令和五年内閣府・国家公安委員会・法務省・厚生労働省告示第一号）において、「加害者（配偶者からの暴力が行われた場合における当該配偶者又は配偶者であった者をいう。・・・）に罪の意識が薄いという傾向にある。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性がある。」と示しているところ、個々の事案に応じて、被害者やその関係者等の安全の確保に関係機関が連携して取り組んでまいりたい。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日　　水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問主意書

会計検査院報告（二〇二三年三月二十九日）によると、二〇二〇及び二〇二一年両年度で計五兆二千百四十九億余円がワクチン接種事業に計上されていた（支出済額は計四兆二千二十六億余円）。これまでに同事業に投じられた国家予算の総額を示されたい。

二　厚生労働省疾病・障害認定審査会第二十九回感染症・予防接種審査分科会新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第二部会の審議結果（二〇二五年五月二十二日）によると、「死亡一時金または葬祭料」の認定件数が千十四件、「障害年金」の認定件数が二百十二件、「障害児養育年金」の認定件数が一件とあるが、昨年度までの副反応の認定件数を示されたい。また、副反応の発生頻度は他のワクチンと比較して高いか、あるいは、低いか、定量的な根拠とともに示されたい。

三　新型コロナワクチンの副反応の原因究明はどのように行っているか示されたい。また、副反応の原因について、現時点での分析結果について示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「これまでに同事業に投じられた国家予算」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、網羅的にお答えすることは困難であるが、御指摘の「会計検査院報告（二〇二三年三月二十九日）における「ワクチン接種事業」として予算計上されている「事業」のうち、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」に係るものを除いたものについて、令和二年度から令和六年度までの間に予算計上した額の総額は約五兆九千九百五十三億円であり、また、同交付金については、「ワクチン接種事業」以外にも充てられているところ、令和三年度は同交付金に係る予算額約二兆千百三十三億円のうち、「ワクチン接種事業」に係るものとして約五千三百八十八億円を計上し、令和四年度及び令和五年度は、同交付金に係る両年度の予算額の合計額約三兆六千九百六十三億円を計上しているところであるが、「ワクチン接種事業」に係るものとして区分して算出していない。

二について

お尋ねの「副反応の認定件数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）に基づく予防接種健康被害救済制度において、疾病、障害又は死亡が同法に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した件数は、令和六年度末時点で、九千三十一件となっている。

また、御指摘の「副反応の発生頻度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、同制度におけるお尋ねの「他のワクチン」との「比較」に関しては、令和六年二月十三日の閣議後記者会見において、武見厚生労働大臣（当時）が「新型コロナワクチンと他のワクチンでは接種頻度や接種対象者等が異なることから、健康被害救済制度の認定件数を単純に比較することは適切ではないと考えます」と述べたとおりである。

三について

御指摘の「副反応の原因究明」を「副反応」の発生の機序の「究明」と解すれば、「副反応」については、発生の機序の「究明」や「分析」を行っているのではなく、その発生に対して、報告を基に評価を行い、必要な安全対策を講ずることとしているところ、具体的には、新型コロナワクチンの接種を受けたことによるものと疑われる症状について、予防接種法第十二条第一項の規定により、医師等から厚生労働大臣に報告されているほか、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の十第一項及び第二項の規定により、新型コロナワクチンの製造販売業者等から同大臣に報告されているところ、新型コロナワクチン接種の開始以降、これらの制度により収集した情報等に基づき、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会及び薬事審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（以下「合同部会」という。）において評価を行うこととしており、直近では、令和七年四月十四日に開催された合同部会において、「新型コロナワクチンの副反応疑い報告状況について」等が議論され、「ワクチンの安全性に係る重大な懸念は認められない」と評価されているところである。

緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日　　水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問主意書

日本における緩和ケアの診療加算の対象は、がん、ＨＩＶ、末期の心不全患者のみとなっている。腎不全患者を対象に追加する検討が開始されたと承知しているが、結論はいつとなる見込みか示されたい。また、対象を更に拡大すべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出緩和ケアの診療加算の対象拡大に関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、御指摘の「腎不全患者を対象に追加する」か否か、及び「対象を更に拡大」するか否かも含め、「緩和ケアの診療加算」の在り方については、今後、中央社会保険医療協議会において検討してまいりたいと考えており、現時点で予断をもってお答えすることは困難である。

防災庁の設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日　　水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

防災庁の設置に関する質問主意書

一　国が今後設置する防災庁は、個々の災害対応の結果をその後の防災・減災にフィードバックするために、「激甚災害」対応に関する業務とその経費も所管すべきと考えるが、政府の方針を示されたい。

二　自然災害が多発する日本において国民の命と財産を守るために、あらゆる技術・知見を徹底的に活用すべきである。新設される防災庁は、防災・災害対応のため、公的機関、大学等研究機関、企業等の技術・知見をどのように糾合・活用するか示されたい。また、防災分野の専門人材の長期的な育成・確保のため、防災庁の下に専門の研究機関を設置すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出防災庁の設置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出防災庁の設置に関する質問に対する答弁書

一及び二について

防災庁の組織の在り方等については、外部有識者から意見を聴取し、令和七年六月四日に取りまとめられた「防災庁設置準備アドバイザー会議」の報告書を踏まえ、今後具体的に検討を進めることとしており、同庁の所管事項や組織等に関するお尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

離婚後の養育費・教育費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日　　水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

離婚後の養育費・教育費に関する質問主意書

一　改正民法第八百十七条の十二は、親の責務等として、「その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない」と定めているが、これは具体的にどのような意味か。例えば、近年、大学進学を希望する学生が多く、養育費・教育費の不払が我が国における母子家庭の貧困要因であることを踏まえれば、親（自己）の最終学歴が大学卒業（学士）であれば、極度の経済的困窮などの特段の事情のない限り、子が大学を卒業するまでの教育費等の負担を考慮すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。さらに、離婚後に親が負担すべき教育費の算定においては、公立・私立の別、塾等の習い事など、子の利益を最も優先した上で、具体的な算定を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　改正民法第七百六十六条の三は、父母が子の監護に要する費用の分担について定めをすることなく協議上の離婚をした場合の特例について定めている。子の監護を主として行う父母の一方は、他の一方に対し、「父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額の支払を請求することができる」としているが、改正民法第八百十七条の十二と表現が異なる理由を示されたい。また、「法務省令で定めるところにより算定した額」については、改正民法第八百十七条の十二の親の責務等（その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない）を前提とし、子の利益を最も優先した上で算定がなされるべきものと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出離婚後の養育費・教育費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出離婚後の養育費・教育費に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「具体的にどのような意味か」の趣旨が必ずしも明らかではないが、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）による改正後の民法（明治二十九年法律第八十九号。以下「改正後民法」という。）第八百十七条の十二第一項の規定は、「子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない」とするところ、その場合における子の監護に要する費用をどのように分担するかは、父母の収入等の個別具体の事情を考慮して、父母の協議又は裁判所の審判等により定められるものである。

また、お尋ねの「子が大学を卒業するまでの教育費等の負担」及び「離婚後に親が負担すべき教育費の算定」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではなく、加えて、離婚後の父母間における子の監護に要する費用の具体的な分担については、改正後民法第七百六十六条第一

項において、父母間で協議して定めるものとされており、また、同条第二項において、父母間で協議が調わない場合等には裁判所の審判等で定められることになるところ、この場合における子の監護に要する費用の具体的な分担の在り方については、個別具体的な事案に応じて裁判所において判断されるものであることから、政府としてお答えすることは困難である。

二の前段について

一についてで述べたとおり、改正後民法第八百十七条の十二第一項の場合における子の監護に要する費用をどのように分担するかは、父母の収入等の個別具体の事情を考慮して、父母の協議等により定められるものである。

他方で、改正後民法第七百六十六条の三第一項の規定は、「父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをすることなく」離婚した場合であっても、その子の監護に要する費用として一定額の支払を請求することができる旨を定めている。この請求は、父母が子の監護に要する費用の分担についての定めをしなかった場合に、父母の収入等の個別具体の事情を考慮することなく、することができるものであることから、同項は、その額を「子の監護に要する費用の分担として、父母の扶養を受けるべき子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額その他の事情を勘案して子の数に応じて法務省令で定めるところにより算定した額」としているものである。

二の後段について

お尋ねの「子の利益を最も優先した上で算定」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、改正後民法第七百六十六条の三第一項の規定の趣旨は、二の前段についてで述べたとおりである。

空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日　　水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問主意書

地方創生など、公益の利益に資する事業に取り組む個人や事業者に対し、税制優遇や補助金による支援を図るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、特に、近年社会問題となっている空き家を活用する事業については、固定資産税の減免処置を図るべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出空き家活用等の地方創生事業の促進に関する質問に対する答弁書

前段のお尋ねについては、御指摘の「地方創生など、公益の利益」の意味するところが必ずしも明らかではないが、地方創生については、これまで、例えば、地方創生推進交付金等による地方公共団体の取組に対する支援を実施しているところであり、各地方公共団体による当該取組により、事業者及び個人の取組に対する支援が行われていると承知している。

後段のお尋ねについては、御指摘の「事業については、固定資産税の減免処置」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一定の要件を満たす空き家の敷地を含めた土地を住宅用地として活用する場合について、固定資産税の課税標準の特例措置を講じているところである。

学校事故対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日　　水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

学校事故対応に関する質問主意書

一　文部科学省の「学校事故対応に関する指針」では、私立学校における死亡事故等の事案において、詳細調査委員会の事務を事故の当事者側である学校法人等（学校の設置者）が担うことが原則とされており、中立性・透明性の観点で大きな問題がある。事故の調査・原因究明の中立性・透明性及び徹底した再発防止のため、詳細調査委員会の事務は学校法人などの当事者が担うことができないよう、当該指針を早急に改正すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

二　学校事故の調査・再発防止等に関する中立的な機関を国が設置することについて、検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出学校事故対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出学校事故対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「学校事故対応に関する指針（改訂版）」（令和六年三月文部科学省作成）において、「調査の実施主体（詳細調査委員会を立ち上げその事務を担う）は、学校の設置者が考えられる」と記載しており、御指摘のように「詳細調査委員会の事務を事故の当事者側である学校法人等（学校の設置者）が担うことが原則とされて」いるものではないが、いずれにせよ、お尋ねについては、令和七年六月十二日の参議院文教科学委員会において、あべ文部科学大臣が「事務局を外部が担うことも含めまして、この有識者等の御意見も伺いながら、引き続き適切な調査の在り方を検討し、必要に応じて指針の見直しを図ってまいりたい」と答弁したとおりであり、お尋ねのように「学校事故の調査・再発防止等に関する中立的な機関を国が設置すること」は考えていない。

ＩＣＪの強制管轄受諾宣言に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日　　水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

ＩＣＪの強制管轄受諾宣言に関する質問主意書

近年、国際紛争が頻発している。法の支配に基づく平和な国際秩序のため、国際司法裁判所（ＩＣＪ）による紛争解決を推進すべきと考える。二〇二五年三月現在、ＩＣＪの強制管轄受諾宣言を

しているのは我が国を含む七十四か国であり、国連安保理の常任理事国ではイギリスのみである。二〇一二年の国連総会において、野田佳彦首相（当時）は各国に対し、ＩＣＪの強制管轄権を受諾するよう演説した。現在、ＩＣＪ所長は日本人であり、日本がＩＣＪの強制管轄受諾宣言の推進について、国際社会に強力に働きかけるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出ＩＣＪの強制管轄受諾宣言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出ＩＣＪの強制管轄受諾宣言に関する質問に対する答弁書

我が国は、各国に対し、これまでも各国との会談や国際会議等を通じて、国際司法裁判所のいわゆる強制管轄権を受諾することを呼び掛けてきているところであり、引き続き、こうした取組を推進し、国際社会における法の支配の推進に積極的に貢献していく考えである。

公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問主意書

公正取引委員会委員長については、昭和五十二年九月以降、一人の例外を除いて大蔵省・財務省出身者が就いているが、その理由を示されたい。また、公正取引委員会委員長及び同委員の選考基準を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問に対する答弁書

前段のお尋ねについては、これまでの個別の人事に関するものであり、その詳細を公にすることは、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

後段のお尋ねについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十九条第二項において「委員長及び委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。」と規定されているとおりである。

有識者会議等の委員の選任基準に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

有識者会議等の委員の選任基準に関する質問主意書

政府は科学技術やファクトに基づく政策策定（ＥＢＰＭ）を推進しているが、そのためには専門家の助言が不可欠である。各政策領域に最善の専門家を登用すべきであるが、現在、政府が設置している有識者会議等の委員の人選が不透明であり、利害関係者が含まれるなど利益相反が疑われる事例も散見される。

ＥＢＰＭの前提として、有識者会議等の客観性、特に、委員選考の透明性が不可欠と考えるが、政府の見解を示されたい。また、有識者会議等の委員の選任に際し、利益相反を避けるなどの観点から、選任基準や任期の制限などについて政府統一の指針を定めるとともに、国民からの意見も踏まえて政府が監査し、利益相反や専門性の著しい欠如など不適当な場合には交代を求める制度を導入すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出有識者会議等の委員の選任基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出有識者会議等の委員の選任基準に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「有識者会議等」、「委員」及び「客観性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成十一年四月二十七日閣議決定）別紙四の「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」にいう「懇談会等行政運営上の会合」（以下「懇談会等」という。）については、行政運営上の参考に資するため、大臣等が有識者等の参集を求めるものであることから、その有識者等の人選については、懇談会等を開催する各大臣等が有識者等が有する識見等を総合的に判断し、その責任において行うべきものであり、また、その選定理由について、各大臣等において適切に説明できることが必要である。

このことから、有識者等のお尋ねの「選考の透明性」については、各大臣等において適切に確保すべきものと考えており、また、お尋ねのように「選任基準」について「政府統一の指針を定める」ことやお尋ねのような「制度を導入」することは考えていない。

懇談会等の有識者等のお尋ねの「任期」については、懇談会等は、行政運営上の参考に資するため、大臣等が有識者等の参集を求めるものであり、「任期」という考えにはなじまないことから、お尋ねのように「政府統一の指針を定める」ことは考えていない。

質問主意書の回答期限に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

参議院議長　関口　昌一殿　　水野　素子

質問主意書の回答期限に関する質問主意書

国会法第七十五条第二項は、「内閣は、質問主意書を受け取つた日から七日以内に答弁をしなければならない」と規定している。一方、「その期間内に答弁をすることができないときは、その理由及び答弁をすることができる期限を明示することを要する」との例外も併せて規定している。

一　働き方改革が叫ばれている昨今、「七日以内に答弁をしなければならない」ことが大きな負担になっていると思料する。「七日以内」の期限が国家公務員の超過勤務等の負担に及ぼす影響について、政府の見解を示されたい。

二　国家公務員の負担を減らすためにも、「繁忙期等を勘案し、提出者が七日以内の答弁を要しない場合は、提出者が合意した期日まで答弁の期限を延ばすことができる」など、答弁の期限の延長に係る規定を積極的に活用できるよう政府内で指針などを定めるべきと考えるが、見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出質問主意書の回答期限に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出質問主意書の回答期限に関する質問に対する答弁書

一について

質問主意書に対する答弁書に係るお尋ねの「期限」が「七日以内」であることを原因として生ずる国家公務員の超過勤務のみを特定して把握することは困難であるため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

政府としては、質問主意書に対しては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十五条第二項において内閣がこれを受け取った日から閣議決定を含め七日以内に答弁をすることが基本とされていることを踏まえ、誠実に答弁することとしているところであり、お尋ねのように「指針などを定める」ことは考えていない。

オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

参議院議長　関口　昌一殿　　水野　素子

オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問主意書

精神疾患の増加や通院困難者の存在などを背景に、オンライン診療による精神療法（以下「オンライン精神療法」という。）が対面診療を補完する有効な手段として定着しつつある。他方で、制度運用の不備や一部の医療機関における不適切な診療実態により、安全性や規制の在り方について課題が指摘されている。

厚生労働省の調査によると、令和五年一月から三月の三か月間におけるオンライン診療に関する指針違反のおそれがある事例（以下「指針違反事例」という。）は千七百四十件であった。一方、令和五年三月末時点において、電話や情報通信機器を用いた診療を実施できるとして登録した医療機関数は一万八千百二十一機関であり、指針違反事例が制度全体にどの程度広がっているのか、その分布状況についての詳細は明らかにされていない。また、指針違反事例に対しては、都道府県や保健所による是正措置が講じられているが、その具体的な対応内容や改善効果について、現時点で体系的な数値が示されていないため、既存の制度運用によってどの程度安全性が担保されているか検証すべきである。さらに、厚生労働省が策定したオンライン診療の研修プログラム（以下「研修プログラム」という。）には、既に別途策定されている「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」の内容が明示的に反映されておらず、精神科診療に特有のリスクに即した教育内容が含まれていない現状にある。これは制度設計の整合性の観点からも課題と考えられる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　前記令和五年一月から三月の指針違反事例のうち、オンライン精神療法に該当する件数を明らかにされたい。

二　前記一万八千百二十一の医療機関のうち、令和五年一月から三月に指針違反事例が確認された医療機関数を示されたい。また、そのうち精神科を標榜する医療機関数を明らかにされたい。

三　前記厚生労働省の調査以降の直近の調査における指針違反事例の件数（例：令和六年又は令和七年分）を明らかにされたい。また、これらの指針違反事例に対し、都道府県や保健所等が実施した是正措置（行政指導、研修指導、立入検査等）の件数、内容及びその後是正された割合（改善率など）について、政府の把握状況を示されたい。さらに、こうした是正措置体制が直近のデータにおいても十分に機能しているかについて、政府の見解を示されたい。

四　厚生労働省は、研修プログラムに精神療法に係る指針の内容を反映させる必要があると考えるが、検討状況、実施に向けた対応方針及び方針決定に至るまでの判断基準やプロセスについて明らかにされたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出オンライン精神療法の安全性及び指針違反事例への行政対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「指針違反事例」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、お尋ねが「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和二年四月十日付け厚生労働省医政局医事課及び医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）に基づく「初診からの電話や情報通信機器を用いた診療」の「実施状況の報告」（以下「実施状況報告」という。）において、同事務連絡に定める「新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として」の「電話や情報通信機器を用いた診療や服薬指導等の取扱い」に関して、令和五年一月から同年三月までの期間における「特例措置の要件を守らない処方」の件数を問うものであれば、当該件数は千七百四十件であり、このう

ち、お尋ねの「オンライン精神療法に該当する件数」は把握していない。また、実施状況報告において、同期間に「特例措置の要件を守らない処方」を行ったことが確認された医療機関数は百五十六件であり、このうち、お尋ねの「精神科を標榜する医療機関数」は把握していない。

三の前段について

お尋ねの「直近の調査における指針違反事例の件数」の具体的に指し示す範囲が必ずしも明らかではないが、実施状況報告における「特例措置の要件を守らない処方」が行われた事例に関して、厚生労働省が把握している直近の令和五年十二月から令和六年三月までの件数は五百五十五件である。

三の中段及び後段について

中段のお尋ねについては、御指摘の「研修指導」の意味するところが明らかではないが、各都道府県や保健所等が実施した行政指導や立入検査等の「件数、内容及びその後是正された割合」については、網羅的に把握していないため、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、各都道府県や保健所等が実施した行政指導や立入検査等の件数等を把握しておらず、また、「十分に機能」の意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、御指摘の「オンライン精神療法」を含む医療機関による「オンライン診療」の実施については、個々の事案の内容に応じて、各都道府県や保健所等において適切に指導等が行われているものと承知している。

四について

御指摘の「研修プログラム」については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成三十年三月三十日付け医政発〇三三〇第四十六号厚生労働省医政局長通知別紙。以下「オンライン診療指針」という。）において「オンライン診療の実施に当たっては、医学的知識のみならず、情報通信機器の使用や情報セキュリティ等に関する知識が必要となる。このため、医師は、オンライン診療に責任を有する者として、厚生労働省が定める研修を受講することにより、オンライン診療を実施するために必須となる知識を習得しなければならない」としていることに基づき実施している。一方で、御指摘の「精神療法に係る指針」については、令和四年度障害者総合福祉推進事業「情報通信機器を用いた精神療法を安全・適切に実施するための指針の策定に関する検討」の報告書において、「精神科を担当する医師が実施する精神療法」を対象として公表されたものであり、精神療法に特化した内容が記載されている。このため、オンライン診療指針において、診療科を問わず、御指摘の「オンライン診療」を実施する全ての医師が習得しなければならないとしている「オンライン診療を実施するために必須となる知識」とは考えておらず、御指摘の「研修プログラム」について「精神療法に係る指針の内容を反映させる必要がある」とは考えていない。いずれにしても、「オンライン精神療法」の在り方については、令和七年六月四日の衆議院厚生労働委員会において、政府参考人が「現在、好事例の収集でございますとか、具体的な活用法に関する調査研究を行っております。今後、その研究成果なども踏まえながら、当事者も含めた関係者の御意見を伺いながら、良質かつ適切な精神医療の提供の確保、診療の質の確保であるとか医療機能の連携とか、そういった観点も含めて検討を進めてまいりたい」と答弁したとおりである。

精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問主意書

精神保健指定医（以下「指定医」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第十九条の四に基づき、非自発的入院や行動制限の要否を判断する権限を有しており、精神保健医療において重要な責務を担っている。

近年、地域生活支援や多職種連携、外来での初期対応など、精神保健医療の提供体制は多様化しており、指定医に求められる役割や指定医が行う判断も多様化しつつある。こうした状況を踏まえ、指定医制度の今後の在り方について、現行制度の枠組みとの整合性を含めた検討が求められる。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　精神保健福祉法に規定されている指定医の業務及び権限について、精神保健医療の提供体制の多様化及びその進展を見据え、精神保健福祉法の改正を含めた見直しを行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、指定医に新たな役割を担わせる場合において、現行法上の位置付けの整理及びそれに応じた法律・政省令・通知等の対応の必要性について、政府の見解を示されたい。

二　指定医は、精神保健福祉法に基づき、非自発的入院や行動制限の要否を判断する権限を有している。そのため、厚生労働大臣が指定医を指定することで、患者の自由を制限する医療行為の適正な実施を担保していると理解している。この枠組みの趣旨と指定医に期待される役割の拡大・変化との整合性について、政府の基本的な認識を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出精神保健指定医の制度的整理及び今後の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘のように「地域生活支援や多職種連携、外来での初期対応など、精神保健医療の提供体制」は「多様化」しており、これについては、例えば、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」により、障害保健福祉圏域（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）の規定に基づき市町村及び都道府県が定めることとされている障害保健福祉圏域をいう。）ごとの保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を通じて、地域の課題を共有した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること等により、対応を図ることとし、御指摘の「指定医」に限らず、精神科医が、当該地域包括ケアシステムの構築に参画することを推進しているところ、現時点において、御指摘のように「指定医の業務及び権限」について

「精神保健福祉法の改正を含めた見直しを行う」こと及び「指定医に新たな役割を担わせる」ことは考えておらず、また、このことを前提としたお尋ねにお答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「指定医に期待される役割の拡大・変化との整合性」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十八条第一項に規定する精神保健指定医の仕組みについては、当該精神保健指定医が、同法第二十九条第一項の規定に基づく措置入院等の特に患者の人権上適切な配慮を要する精神科医療に従事するものとして必要な資質を備えていることを担保するためのものである。

同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

神谷　宗幣

参議院議長　関口　昌一殿

同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問主意書

現在、同性婚の法制化を求める訴訟が全国で提起され、複数の裁判所において、現行法を違憲又は違憲状態であるとする判断が示されている。こうした訴訟においては、同性婚を主張する原告からＬＧＢＴ理解増進法への言及や民間によるアンケート調査の提出があり、司法判断の補足的根拠とされる例がある。しかし、政府は、ＬＧＢＴ理解増進法について、令和五年六月九日の衆議院内閣委員会において、「理念法でありますので、個々の人々の行動を制限したり、それから何か新しい権利を加える、こういったものではありません。」（以下「当該答弁」という。）と答弁している。また、民間によるアンケート調査等についても、調査方法や対象に限界があり、司法判断の根拠とするには慎重であるべきと考える。

政府は、同性婚に関する全国的な世論調査を実施しておらず、国民の意識を広く正確に把握しているとは言い難い。情報が限られたまま司法判断が下されるような状況では、判断の正当性にも疑義が生じかねない。そもそも、婚姻制度は、男女が結び付き、家庭を築き、子を育て、社会を次代へとつなぐ営みを支える制度である。これは自然の摂理に根ざした人間社会の基本構造であり、軽々に形を変えるべきものではない。「両性の合意」に基づく婚姻を定めている憲法第二十四条の規定も、この考え方に立脚していると考える。加えて、同性婚の推進運動の背景には、二十世紀以降の欧米左派思想において、家族制度を解体し、社会構造を変革しようとする思想的潮流があるとの指摘もある。伝統的な婚姻制度の否定を通じて共同体の結束を弱めるという試みは、共産主義的思想の一部として展開されてきた経緯があり、我が国においてもこうした思想的背景が現代の議論に影響を与えている可能性について、考慮すべきであると考える。

同性婚の導入は、婚姻制度の定義を根本から変えるものである。同性婚が導入されれば、教育や子ども、生命倫理等の分野に関する政策を転換する必要もあると考える。一部の理念法や限られた調査、十分な国民的議論を経ていない司法判断によって、同性婚の導入が決定されることのないよう、政府には慎重な姿勢が求められる。もちろん、同性の関係を否定する意味ではなく、全ての人の人格が尊重されるべきである。ただし、婚姻制度は個人間の関係にとどまらず、社会全体の土台を形成するものであるから、その在り方については極めて慎重に検討する必要がある。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　憲法第二十四条第一項は「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」すると規定している。同婚姻の成立を認めることは想定されていないとする従来の見解に変更はないか、政府の見解を示されたい。

二　家族制度の根幹に関わる重要な制度の在り方について、主体的に議論を尽くす必要があると考えるが、政府の見解を示されたい。また、全国的な世論調査を実施しない理由について、政府の見解を示されたい。

三　当該答弁において言及されているように、ＬＧＢＴ理解増進法は理念法であり、法的拘束力を有しない。それにもかかわらず、同性婚を肯定する司法判断において、補足的根拠の一つとして同法が言及されている例があることについて、政府の認識を示されたい。

四　同性婚制度の導入が子どもの福祉や親子関係の在り方に与える影響に対する検討を行う予定はあるか示されたい。ある場合、当該検討について、具体的に示されたい。

五　同性婚の法制化は、婚姻制度の定義や家族の在り方を根本から変える重大な制度改変である。しかし、政府は、これに関する全国的な世論調査を行っていないため、同性婚に対する国民の意識や理解度について十分に把握されていないと思料する。こうした実態の下で、司法判断や一部の世論によって制度が既成事実化されることに対する政府の認識を示されたい。また、同性婚に関する国民的議論が十分に行われていない現状に問題意識を有しているか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員神谷宗幣君提出同性婚に係る憲法解釈及び国民的議論に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、憲法第二十四条第一項は、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」すると規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻（以下「同性婚」という。）の成立を認めることは想定されていないものと考えている。

二について

前段のお尋ねについては、お尋ねの「主体的に議論を尽くす」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、一般に、世論調査については、社会経済の動向や政府の主要施策との関係等を総合的に勘案の上、実施されているところであり、同性婚に関する世論調査の実施についても、そのような観点から、その必要性を含めて検討することになると考えている。

三について

お尋ねは、個別具体的な事件における裁判所の判断に関わる事柄であるため、お答えすることは差し控えたい。

四及び五について

お尋ねの「司法判断や一部の世論によって制度が既成事実化されること」及び「同性婚に関する国民的議論が十分に行われていない現状」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「同性婚制度の導入」は、我が国の家族の在り方

の根幹に関わる問題であり、政府としては、まずは、国民各層の意見、国会における議論の状況や同性婚に関する訴訟の動向等を引き続き注視していく必要があると考えている。

難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

神谷　宗幣

参議院議長　関口　昌一殿

難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問主意書

難民認定制度は、難民条約に基づき真に庇護を必要とする者を保護するための制度として国際的に重視されている。一方、我が国では、就労目的による偽装申請や再申請を繰り返すことにより、送還を回避し長期的に滞在することを目的とする濫用的な申請が増加しており、同制度の趣旨がゆがめられているとの指摘が相次いでいる。法務省「令和五年における難民認定者数等について」（以下「法務省資料」という。）によれば、令和五年の難民認定申請者数は一万三千八百二十三人であり、認定されたのは過去最多ながらわずか三百三人（認定率二・二％）にとどまった。申請者の国籍は八十七か国にわたり、その中には紛争や迫害が確認されていない国も多数含まれている。

令和三年四月二十一日の衆議院法務委員会（以下「当該委員会」という。）において、難民審査参与員を務めている柳瀬参考人は「難民と認定すべきと判断できたのは六件だけです。二千件に対して六件だけです。」と発言している。また、法務省資料では、実際に難民条約の対象となる可能性が乏しい申請をB案件（難民条約上の迫害に明らかに該当しない事情を主張している案件）・C案件（再申請である場合に、正当な理由なく前回と同様の主張を繰り返している案件）として分類しており、B案件及びC案件の合計は、令和三年が千二百二十九件、令和四年が千百六十九件、令和五年が千六百十八件である。さらに、近年では欧米諸国における難民・不法移民に対する審査の厳格化や送還の強化を背景として、これまで欧米を志向していた一部の移動者が、相対的に審査期間が長く、滞在中の就労が可能な日本を「代替的な庇護先」として選択する傾向が生じているとの指摘もある。これは国際的な「セカンダリー・ムーブメント（二次移動）」の一環として、制度の濫用を一層助長する懸念がある。また、ブローカーや送り出し業者が難民申請制度を「長期滞在・就労の手段」として宣伝し、偽装申請を誘導する実態も報告されている。特に、東南アジア諸国や中東・アフリカ地域からの申請者においては、同制度への誤認や故意の悪用が深刻な問題となっており、適正な入管行政と人道的庇護との両立のためには、制度全体の見直しと対策強化が急務である。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　当該委員会における前記参考人の発言は、難民認定申請者の大多数が条約上の難民に該当しないという見解と考えられるが、政府は、現時点においても当該見解はおおむね妥当であると考えているか示されたい。また、妥当であると考えている場合、現行の審査運用は制度の目的に照らして適切に機能していると認識しているか、政府の見解を示されたい。

二　難民認定申請のうち、就労目的や在留延長目的と考えられる「制度濫用・誤用」と判断された案件（いわゆるB案件及びC案件）について、令和三年から令和五年における件数を示されたい。また、それらの申請理由のうち、典型的な事例として政府が把握しているものを具体的に示されたい。

三　出入国在留管理庁によれば、令和六年中に三回以上の難民認定申請を行った者は二百九十八人であり、同年六月の改正入管法施行後に送還された者は十七人とされている。この点を踏まえ、三回以上の難民認定申請を行った者について、同年中に審査が終局（難民認定、不認定、取下げ等）した件数及び審査を終局したにもかかわらず送還に至っていない件数を示されたい。また、これらに対して政府が掲げる「審査の早期化」方針の実施状況及びその効果について、制度濫用の抑止及び送還実効性の向上の観点から検証・分析を行っている場合には、その結果を明らかにされたい。

四　欧米諸国において、難民審査の厳格化や不法移民対策の強化が進められているが、こうした動きが我が国への難民認定申請数の増加に影響を与えていると政府は認識しているか示されたい。特に、他国から我が国へと流入する「二次的移動」の実態や日本の制度を選好する傾向の有無について、政府の分析・評価を示されたい。

五　ブローカーや書類代行業者による制度濫用の実態について、政府が把握している事例数、調査結果及び行政処分又は刑事摘発の件数を示されたい。また、送り出し国との連携及び再発防止のための協議について、政府の把握状況を明らかにされたい。

六　難民審査を行う難民審査参与員及び出入国在留管理庁の審査担当職員について、現在の配置状況、一人当たりの平均処理件数及び業務負担の現状を明らかにされたい。また、審査体制の強化に向けた今後の方針について具体的に示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出難民認定制度の濫用防止及び審査体制の適正化に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、国会において行われた参考人質疑における参考人の発言に関するものであり、政府としてお答えすることは差し控えたい。

二について

前段のお尋ねについては、地方出入国在留管理局等（地方出入国在留管理局及び地方出入国在留管理局支局をいう。）における振り分けの段階で明らかに誤用・濫用的な案件として振り分けられたB案件又はC案件（「難民認定等事務取扱要領」（平成十七年五月十三日付け法務省管総第八百二十三号法務省入国管理局長通知別添）に「B案件」又は「C案件」として記載されているものをいう。以下同じ。）の数は、B案件については、令和三年が三十三件、令和四年が三十八件、令和五年が百十一件であり、C案件については、令和三年が千百九十六件、令和四年が千百三十一件、令和五年が千五百七件である。

後段のお尋ねについては、例えば、平成三十年六月二十八日の参議院内閣委員会において、政府参考人が答弁したとおり、「借金問題のような難民条約上の迫害事由に明らかに該当しない事情を申し立てるなど濫用、誤用的な申請を行っている申請者」が挙げられる。

三について

前段のお尋ねについては、令和六年に難民と認定した者（審査請求（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第六十一条の二の十二第一項の審査請求をいう。）手続において認定した者を含む。）百九十人のうち、三回目以降の難民認定申請（入管法第六十一条の二第一項の難民の認定の申請をいう。以下同じ。）に対して難民と認定したものの数は二人（速報値）であり、その余のお尋ねについては、お尋ねのような形での統計をとっておらず、お答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、お尋ねのような「検証・分析」は行っていない。

四について

お尋ねの「難民認定申請数」の変動の背景には様々な要因が影響すると考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

五について

前段のお尋ねについては、「ブローカーや書類代行業者による制度濫用の実態」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に、これが二についてで述べたＢ案件又はＣ案件に振り分けられた難民認定申請に「ブローカーや書類代行業者」が関与したものを意味するものであるとすれば、お尋ねについては、政府として把握していない。

後段のお尋ねについては、その意味するところが明らかではないため、お答えすることが困難である。

六について

前段のお尋ねについては、「現在の配置状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、難民審査参与員について、令和七年四月一日現在の法務省に置かれている数は百六人であり、「出入国在留管理庁の審査担当職員」について、同日現在の難民調査官に指定されている者の数は四百十人である。「一人当たりの平均処理件数」については、統計をとっておらず、また、「業務負担の現状」については、その意味するところが明らかではないため、いずれもお答えすることは困難である。

後段のお尋ねについては、国家公務員全体の定員の削減が求められている中で、適正な出入国在留管理行政の遂行のため、必要な人員の確保に努めてきたところであり、今後とも必要な人員の確保に努めてまいりたい。

「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

神谷　宗幣

参議院議長　関口　昌一殿

「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問主意書

私が提出した「「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する質問主意書」（第二百十七回国会質問第七〇号。以下「本件質問主意書」という。）に対する答弁書（内閣参質二一七第七〇号。以下「本件答弁書」という。）では、「具体的に意味するところが必ずしも明らかではない」との理由により、実質的な答弁がなされなかった。しかし、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の趣旨に照らすならば、政府には国会議員から提出された質問主意書に対して、誠実かつ明確に答弁する責務がある。

本件質問主意書は、在留資格制度の悪用による外国人の移住の実態について政府の危機認識を質問しており、その答弁を通じて、広く国民に実情を周知し制度の改善に資することを目的としている。国家の安全保障や国民の生命・生活に関わる重大な質問に対して「具体的に意味するところが明らかではない」といった曖昧な表現により具体的な答弁をしない政府の対応は、国会法の趣旨に照らして極めて不誠実なものであると言わざるを得ない。これは、国民の負託を受けた国会議員の質問権を軽視するのみならず、政府としての危機感及び当事者意識の欠如を露呈するものであり、結果として、国民の不安を助長している。

令和七年四月二十一日付の読売新聞オンライン記事「「簡単に取れる」日本のビザ、中国人からの相談殺到　食い物にする「移民ブローカー」の存在」では、経営・管理ビザ制度が実質的に形骸化し、実態のないペーパーカンパニーの設立や「ビザと住居のセット販売」などを通じた制度の悪用事例が紹介されており、「経営・管理」の在留資格の悪用がビジネスとして横行している実態が詳細に報じられている。特に、中国のＳＮＳ上では、「簡単に取れる」、「マニュアル付きで安心」といった文言が拡散され、移住を目的とした「経営・管理」の実態を伴わない形式的な申請が拡大している状況が明らかとなっている。こうした報道を通じて制度の脆弱性が広く認知される中、国民の間では、制度の悪用が放置されていることへの危機意識や不安感が日増しに高まっている。それにもかかわらず、政府が本件答弁書において記したような要点を外した責任回避的な回答は、質問権に対する答弁の誠実さを欠くだけでなく、制度の信頼回復に向けた真摯な取組が見受けられず、国民の疑念と不満を更に助長するものであると考える。

質問主意書は、禅問答のような抽象論ではなく、立法府が行政府に対し説明責任を果たさせるための正当な制度的手段である。その本来の趣旨を政府は正しく理解し、真摯かつ具体的な答弁をもって国民に対する責任を果たすべきである。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　政府は本件質問主意書に対し、具体的に意味するところが明らかではないと繰り返し答弁しているが、これは事実上、質問の趣旨に答える意思がないことを意味し、極めて不誠実な対応であると考える。特に、本件質問主意書の質問一では、経営に関与しない外国人が経営・管理の在留資格を取得しているケースに関する政府の把握状況や摘発事案の件数を質問したが、本件答弁書において「摘発された事案や件数」について一切答えておらず、行政の情報収集・分析能力に疑問を呈さざるを得ない。

1　名義貸しや形式的な経営実態による「経営・管理」ビザの不正取得事案件数について、現時点での政府の把握状況を示されたい。摘発・退去強制処分に至った事案があれば、当該内容及び件数を示されたい。

2　こうした不正取得への対策として、出入国在留管理庁においてどのような監視・審査体制を強化していく予定か具体的に示されたい。

二　本件質問主意書では、ペーパーカンパニーを用いた虚偽申請や斡旋業者の存在について質問したが、本件答弁書では「具体的に意味するところが明らかではない」として誠実に答弁していない。現に、報道等ではこうした実態が繰り返し指摘されている。また、外国人向けＳＮＳ等でも堂々と「簡単に取れる」、「名義貸しで安心」といった文言が拡散されている。

1　「経営・管理」の在留資格取得におけるペーパーカンパニーの活用事例や移民ブローカーによる斡旋事例について、政府の把握状況を示されたい。

2　出入国在留管理庁及び関係機関は、こうした不正申請に関与した斡旋業者に対し、どのような取締・規制強化策を講じているか示されたい。行政処分又は刑事告発に至った事例がある場合、当該事例の概要を示されたい。

三　本件質問主意書の質問三では、法人登記制度の脆弱性を背景とした在留資格制度の悪用に関する実態審査や登記後の事業活動の監視制度導入の検討状況を質問したが、本件答弁書では「導入することは考えていない」との答弁であった。

1　現行の商業登記制度において、実態のない会社の設立が容易であるとの指摘に対し、政府は当該現状を問題視しているか、見解を示されたい。

2　登記後の「経営・管理」在留資格保有者に対し、事業継続実態の報告義務や実地調査制度を導入することにより、不正取得を防止すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　本件答弁書の「四について」では、「医療目的の不正移住」に関しては、令和七年二月四日の衆議院予算委員会における厚生労働大臣の国会答弁を引用し当該対策について答弁していたが、具体的な実効性がある制度的対応については答弁していない。

1　「経営・管理」の在留資格を取得した外国人が、医療保険制度を悪用した事例（高額治療後の未払いでの帰国など）について、政府の把握している件数及び主な事例を示されたい。

2　今後、医療保険制度の適正管理を徹底するため、所得証明の義務化や保険料の前払制度導入について検討する考えはあるか示されたい。

五　中国の「国防動員法」や「国家情報法」などに基づく、海外在住中国人に対する指示義務について、政府は「他国の法律」であることを理由に言及を避けているが、他国の法律であっても日本国内の治安や国家主権に影響を及ぼす可能性がある場合には、政府として何らかの見解を示すべきと考える。

1　日本に居住する中国人が中国政府の指示により政治工作や影響力工作に従事するリスクについて、安全保障上の観点から政府の見解を示されたい。

2　自治体レベルでの外国人受入れ促進が外国政府の影響力拡大に利用される懸念について、どのように監視を行う方針か、政府の見解を示されたい。

六　特区民泊の運営を通じた「経営・管理」在留資格の取得の実態について、報道により指摘されており、ＳＮＳなどでも広く情報が共有されている。当該問題について「具体的に意味するところが明らかではない」として答弁をしないのは、現実の運用実態を直視していない証左であると考える。

1　「民泊事業」を名目にした在留資格取得の実態について、政府の把握状況を示されたい。

2　特区民泊に関する運用実態の調査を強化し、「経営・管理」など在留資格の不正利用を集中的に摘発すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員神谷宗幣君提出「経営・管理」の在留資格を悪用した外国人移住の実態に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「名義貸しや形式的な経営実態による「経営・管理」ビザの不正取得事案」及び「こうした不正取得」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮にこれが出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の経営・管理の項の下欄に掲げる活動の実態がないにもかかわらず、「経営・管理」の在留資格を取得しようとする事案についてのお尋ねであれば、当該在留資格に係る入管法第七条の二第一項に規定する在留資格認定証明書の交付申請等（以下「在留資格認定証明書交付申請等」という。）の中には、事業の実態に疑義がある事案があることは承知しているが、その件数及びこのうちお尋ねの「摘発・退去強制処分に至った事案」の内容及び件数については、在留資格認定証明書交付申請等に対する処分についてその理由別の統計を作成しているものではないため、お答えすることは困難である。また、こうした事業の実態に疑義がある事案への対策として、在留資格認定証明書交付申請等に係る審査における実地調査の強化に努めるとともに、国家公務員全体の定員の削減が求められている中で、適正な出入国在留管理行政の遂行のため、必要な人員の確保に努めてきたところであり、引き続き、必要な調査を含めた厳格な審査を行うこと及び必要な人員の確保に努めてまいりたい。

二の1について

お尋ねの「ペーパーカンパニーの活用事例」については、在留資格認定証明書交付申請等に係る審査において、事業の実態がないことが判明した場合には、不交付処分等を行っている。お尋ねの「移民ブローカーによる斡旋事例」については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、「経営・管理」の在留資格に係る入管法第二十条第二項の規定による在留資格の変更の申請に関し当該申請の取次ぎをした者が不正行為を行ったと疑われる事例があることは把握している。

二の2について

前段のお尋ねについては、例えば、本年二月、入管法違反を始めとする犯罪を未然に防止し、外国人の在留の公正な管理を図るため、東京出入国在留管理局、警視庁及び日本行政書士会連合会の三者間で相互に情報共有を図るための協定書を締結し、入管法等の関係法令に違反する事案や違反するおそれのある事案に関する情報交換等を行うこととしており、引き続きこのような取組を通じて適切な対応を行ってまいりたい。

後段のお尋ねについては、「こうした不正申請に関与した斡旋業者」に対する「行政処分又は刑事告発に至った事例」の有無及び内容については、政府として網羅的かつ具体的に把握していないため、「当該事例の概要」についてお答えすることは困難である。

三の1について

お尋ねの「実態のない会社の設立が容易である」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、会社の設立の登記の申請書には、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十七条第二項等の規定に基づいて、登記すべき事項に係る事実関係等を証明するための書面を添付しなければならず、当該書面を添付しないときは、登記官は、同法第二十四条の規定により、その登記の申請を却下しなければならないものとされている。このことにより、会社の設立の登記において、登記手続の迅速性

の要請にも配慮しつつ、実体に合致しない登記がされることの防止が図られている。

三の2について

現行制度においても、「経営・管理」の在留資格をもって在留する者からの入管法第二十一条第二項の規定による在留期間更新許可の申請の際には、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）別表第三の七の経営・管理の項の下欄に掲げる「経営又は管理に係る事業の損益計算書」及び「年間の収入及び納税額に関する証明書」の提出を求めており、その審査において事業が継続しているか否か等を確認している。また、当該申請に係る審査の際に事業の実態に疑義があれば、審査を担当する職員が実地調査等の必要な調査を実施した上で、当該申請の許否の判断を行っている。

四の1について

お尋ねについては、把握していない。

四の2について

お尋ねの「医療保険制度の適正管理を徹底するため」の「所得証明の義務化や保険料の前払制度」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、「医療保険制度」の「保険料」の納付については、令和七年四月三日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「我が国の医療保険制度は、適正な在留資格を有し、日本国内に住所を有する外国人については原則として加入し、保険料を納めていただきながら保険給付が受けられるという仕組みになっております。このことは、要するに被保険者の支え合いで成り立っている医療保険制度でございますので、外国人の方にも適切に保険料納付していただくこと、極めて重要であるというふうに考えております。これまでの取組といたしましては、保険者において、外国語によるリーフレット作成などによる制度の周知、外国人を含め保険料の滞納者への納付の勧奨や相談等の取組を行っておりますが、引き続き、保険料を適切に納付いただけるよう、関係省庁ともよく連携しながらしっかり取り組んでいきたいと考えております。」と答弁したとおりである。

五の1について

御指摘の「国防動員法」及び「国家情報法」は他国の法律であり、また、お尋ねの「日本に居住する中国人が中国政府の指示により政治工作や影響力工作に従事するリスク」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、政府としては、カウンターインテリジェンスに関する機能の強化は重要と認識しており、政府の各行政機関において、必要な取組を進めてまいりたい。

五の2について

お尋ねの「自治体レベルでの外国人受入れ促進が外国政府の影響力拡大に利用される懸念」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

六の1について

住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業及び国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第一項に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を営む外国人の在留資格を網羅的に把握していないが、「経営・管理」の在留資格をもってこれらの事業を経営する者が存在することは把握している。

六の2について

お尋ねの「特区民泊に関する運用実態の調査を強化し」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、「経営・管理」等の在留資格認定証明書交付申請等に係る審査において、六の1でお尋ねの「民泊事業」について、その事業の実態に疑義があれば、審査を担当する職員が実地調査等の必要な調査を実施しており、正当な理由なく「経営・管理」等の在留資格に該当する活動を行っておらず、かつ、他の活動を行い又は行おうとして在留していること等が判明した場合は、入管法第二十二条の四第一項の規定による在留資格の取消手続を執ることとしているほか、入管法第二十四条に定める退去強制事由に該当する外国人に対しては、入管法に定める退去強制手続を執ることとしており、引き続きこれらの対応に努めてまいりたい。

薬価改定の課題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月十九日

小西　洋之

参議院議長　関口　昌一殿

薬価改定の課題に関する質問主意書

私は、令和四年に「毎年薬価改定の見直しに関する質問主意書」（第二百八回国会質問第四四号）及び「薬価の中間年改定の在り方等に関する質問主意書」（第二百十回国会質問第八〇号）を、令和五年に「薬価改定を含む医薬品の諸問題に関する質問主意書」（第二百十二回国会質問第一一三号）を、令和六年に「薬価中間年改定の廃止の必要性に関する質問主意書」（第二百十三回国会質問二三八号）をそれぞれ提出し、薬価改定に関する諸問題について繰り返し指摘してきた。

薬価改定については、従来、診療報酬改定に合わせて二年に一回行われてきたが、令和三年度以降、診療報酬改定のない年にも改定を行う、いわゆる「中間年改定」が行われている。診療報酬改定のない年である令和七年度における中間年改定の是非をめぐっては、関係団体から、「令和七年度に中間年改定を実施する状況にはない」、「品質の高い医薬品を安定供給し続けることができる体制を再構築するために、医薬品産業全体を疲弊させ、様々なゆがみを生み出す要因である中間年改定を廃止していただきたい」といった意見が出ていたにもかかわらず、最終的に政府は、これまでの中間年改定とは異なり品目ごとの性格に応じて改定の対象範囲を設定する形ではあるが、中間年改定の実施を決定した。中間年改定は、平成二十八年十二月二十日に決定された「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」（内閣官房長官、経済財政政策担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣決定）に基づき実施されてきたものであるが、日本経済のデフレからインフレへの移行、停滞する医薬品の流通改善、新薬創出力の低下、ドラッグラグ及びドラッグロスの再燃など、同基本方針が決定された当時とは前提や取り巻く環境が大きく変化しており、時代に合っていないことは明らかである。にもかかわらず、中間年改定を廃止することなく実施したことは遺憾である。なお、立憲民主党は、医薬品の安定供給、イノベーション創出の基盤を強固にし、国民に品質の高い医薬品を安定して供給できるようにするため、国民民主党及び社会民主党と共同で、令和六年十二月に「健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案」（第二百十六回国会衆第二三号）を提出し、診療報酬改定の改定時期を法律に位置付け、慣例で二年に一回行われている診療報酬改定を法律に位置付けることにより、薬価の中間年改定は飽くまで通常改定に対する例外的な改定であることを明確化することを提案している。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　令和六年十二月十一日に開催された中央社会保険医療協議会薬価専門部会（第二百三十回）では、意見聴取を行った関係団体から、「急激か

つ持続的な物価高騰、円安あるいは原材料の調達が困難を増してきていること、また、賃上げ対応など、国内のサプライチェーン維持に係る現在の環境を踏まえれば、令和七年度に中間年改定を実施する状況にはない」、「中間年の薬価改定については、医薬品の安定供給が持続的に確保されるよう、廃止をしていただきたい」といった意見が示された。こうした意見があったにもかかわらず、令和七年度に中間年改定を実施するに至った理由を示されたい。

二　厚生労働大臣は、令和七年四月九日の衆議院厚生労働委員会において、ドラッグロスの要因の一つに薬価改定がある旨及び様々な製薬企業、団体から日本の医薬品市場の予見性確保が重要だという指摘を受けている旨の発言をしている。中間年改定の実施による頻繁な薬価改定が、日本の医薬品市場の予見性を損ない、それがドラッグロスの要因の一つとなっていると考えるが、政府の認識を示されたい。

三　令和六年十一月二十一日の「革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品創出のための官民対話」では、日本製薬団体連合会から、令和六年の医薬業種の賃上げ率が低水準であった旨の説明がなされている。政府は、医薬品産業における近年の賃上げ状況を把握しているか。把握している場合には、直近五年間の賃上げ率の推移を示されたい。

四　中間年改定の実施によって頻繁な薬価改定が行われることが、医薬品産業における経営の予見可能性を損ない、賃上げを妨げる一因になっているとともに、度重なる薬価引下げが、医薬品産業の体力を奪い、人員削減や賃上げの低迷を招いているのではないかと考える。これまでの中間年改定が医薬品産業における賃上げに与えた影響について、政府の見解を示されたい。

五　令和七年六月十三日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」では、「医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある」ことが明記されている。また、薬価に関し、「国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価の実施」をすることが記載されているが、創薬イノベーションを進めるためには人材確保が重要であり、医薬品産業における着実な賃上げが必要であると考える。令和八年度の薬価改定において、医薬品産業における賃上げを後押しする改定を行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六　医薬品の供給不安を解消し、創薬イノベーションを進めるため、今後、急激な物価高騰など医薬品の安定供給に大きな影響を与える特殊な事情がある場合には、医薬品の不採算が確実に解消されるよう、即時に薬価を引き上げる仕組みの創設を検討すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員小西洋之君提出薬価改定の課題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出薬価改定の課題に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、令和六年度の医薬品価格調査の結果や、中央社会保険医療協議会薬価専門部会において令和六年八月及び十二月に実施された関係団体からのヒアリングを含め、同協議会における御指摘の「中間年改定」に係る議論等も踏まえ、同月二十日に内閣官房長官、財務大臣及び厚生労働大臣の間で合意した「令和七年度薬価改定について」において、「国民負担軽減の観点はもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、品目ごとの性格に応じて対象範囲を設定することとする」等としつつ、「実施する」としているとおりである。

二について

お尋ねについては、令和七年五月八日の参議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「いわゆるドラッグロスにつきましては、御指摘いただきました薬価だけではなくて、研究開発から薬事承認までのプロセスであったり、当然薬価も含めてですが、各段階で様々な要因があるというふうに考えておりまして、必要に応じた見直しを検討していく必要があるというふうに思います。（中略）薬価改定につきましては、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民の負担の軽減といった要請についてバランスよく対応する観点から、中医協において議論がなされ、その中では、外国の製薬団体を含めた関係団体からのヒアリングも実施した上で、透明性のある公開の場で検討が進められたものと承知をしております」と答弁しているところ、御指摘の「中間年改定」を含め、薬価改定に当たっては、透明性のある公開の場で検討が進められており、御指摘の「予見性」の「確保」を図りながら実施してきたところであり、また、御指摘の「要因」については、「中間年改定」を含め、薬価改定に限らず、様々なものがあると考える。

三について

お尋ねについては、厚生労働省の「賃金引上げ等の実態に関する調査」によると、「製造業」のうち「医薬品製造業」を含む「化学・石油・石炭・プラスチック」及び「卸売業、小売業」のうち「医薬品卸売業」を含む「卸売業」における「一人平均賃金の改定率」の推移は、それぞれ、令和二年で二・二パーセント及び一・九パーセント、令和三年で一・九パーセント及び一・七パーセント、令和四年で二・三パーセント及び二・一パーセント、令和五年で三・一パーセント及び二・九パーセント、令和六年で四・四パーセント及び四・〇パーセントとなっている。

四について

医薬品産業における賃上げについては、様々な要因を踏まえて行われるものであることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

五及び六について

薬価制度の在り方については、「経済財政運営と改革の基本方針二〇二五」（令和七年六月十三日閣議決定）において、「国民負担の軽減と創薬イノベーションを両立する薬価上の適切な評価の実施」とされていることや、医薬品の安定供給の確保の観点も踏まえ、今後、中央社会保険医療協議会において検討することとしており、お尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

なお、御指摘の「医薬品の不採算」について、令和七年度薬価改定においては、「令和七年度薬価改定の骨子」（令和六年十二月二十五日中央社会保険医療協議会了解）において、「組成、剤形区分及び規格が同一である類似薬の市場実勢価格の薬価に対する乖離率の平均が全ての既収載品の平均乖離率を超える品目（厚生労働大臣が増産要請を行った品目を除く）」を除き、「急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、医療上の必要性が特に高い品目を対象と

して不採算品再算定を臨時・特例的に適用する」とされたことを踏まえ、「薬価算定の基準について」（令和七年二月十九日付け保発〇二一九第一号厚生労働省保険局長通知別添）の「第三章　既収載品の薬価の改定」の「第七節　低薬価品の特例」の「二　不採算品再算定」等に定める要件に該当する場合には、薬価の引き上げを行ったところである。

選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月二十日

水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問主意書

広範な読者を持つＧｏｏｇｌｅニュース等のニュース配信サービスにおいて、地域を絞ったターゲティング広告として特定の選挙（例：令和七年東京都議会議員選挙）の関連記事が表示される事例が確認されている。

一　現行の公職選挙法においては、有料のオンライン広告は原則として禁止されているが（公職選挙法第百四十二条の六第一項等）、候補者が実質的に掲載料を負担した選挙関連記事がプラットフォーム上でターゲティング広告として優先的に表示される場合、公職選挙法に抵触するのか、政府の見解を示されたい。

二　現状は、法的な整合性が不明確と考えられる。選挙運動の公平性を損ない、有権者の判断をゆがめるおそれがあり、選挙の根幹である情報環境の公平性を確保するためにも看過できない。

候補者が実質的に掲載料を負担した選挙関連記事がターゲティング広告として配信されるケースに対して、公職選挙法適合性及び選挙の公正性を確保するため、現行のガイドラインにとどまらず、プラットフォーム事業者に対し法的拘束力を持つ省令や新たな指針を策定すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問に対する答弁書

参議院議員水野素子君提出選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出選挙期間中のオンライン広告の公職選挙法適合性に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「候補者が実質的に掲載料を負担した選挙関連記事がプラットフォーム上でターゲティング広告として優先的に表示される場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十二条の六第一項から第三項までの規定により、何人も、これらの規定に規定する広告を、有料で、インターネット等を利用する方法により頒布される文書図画に掲載させることができないこととされている。いずれにしても、個別の事案がこれらの規定に違反するか否かについては、具体の事実に即して判断されるべきものと考える。

二について

御指摘の「候補者が実質的に掲載料を負担した選挙関連記事がターゲティング広告として配信されるケース」及び「プラットフォーム事業者に対し法的拘束力を持つ省令」の意味するところが必ずしも明らかではないが、インターネット等を利用する方法による選挙運動の規制の在り方については、選挙制度の根幹に関わる事柄であることから、各党各会派において御議論いただくべきものと考えており、また、個別の行為が法の規定に該当するか否かについては、具体の事実に即して判断されるべきものと考えていることから、お尋ねのように「現行のガイドラインにとどまらず」「新たな指針」の「策定」が必要とは考えていない。

無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月二十日

水野　素子

参議院議長　関口　昌一殿

無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問主意書

令和六年版防衛白書は、無人機を活用した作戦能力の強化を「喫緊の課題」と明記し、米国や豪州といった主要国も、予算を有人装備から無人装備・自律型兵器へと大きく移行させている。しかし、我が国の令和六年度当初予算における無人装備関連の調達費は全体の約四・六パーセントにとどまっており、防衛装備予算の比率は依然として有人装備に偏重していると言わざるを得ない。国防戦略及び財政資源の配分の妥当性は、主権者たる国民の重大な関心事である。

一　政府の脅威認識

近年、中華人民共和国は、監視・攻撃一体型無人航空機や群集ドローンの整備を急いでいる。これらが我が国の安全保障に与える脅威の性質及び重大性について、政府の評価を示されたい。

二　能力ギャップに対する戦略

前記脅威認識を前提として、我が国が保持すべき無人戦技術の水準及びその実現に向けた基本戦略について、政府の見解を示されたい。

三　政策方針の根拠

政策の評価・戦略を策定する際、主にどのような国際情勢・技術動向を勘案したか示されたい。また、当該政策の評価・戦略について、今後どのようにアップデートしていく方針か示されたい。

四　有人装備・無人装備への予算配分

有人装備・無人装備への予算配分に関し、無人戦技術の研究開発の重要性が高まる中、中期防衛力整備計画等を踏まえ、有人装備から無人装備へ予算を段階的にシフトする必要があると考えるが、政府の認識を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出無人戦技術及び防衛予算の配分に関する質問に対する答弁書

一について

中華人民共和国は、多種多様な無人機の開発を進めているとみられ、我が国周辺における無人機の活動の活発化も確認されている。このよ

うな開発動向や活動を含め、同国の軍事動向等については、「国家防衛戦略」（令和四年十二月十六日閣議決定）に記載されているとおり、「我が国と国際社会の深刻な懸念事項」であると考えている。

二及び三について

お尋ねについて、「国家防衛戦略」においては、「これまでの航空侵攻・海上侵攻・着上陸侵攻といった伝統的なものに加えて・・・宇宙・サイバー・電磁波の領域や無人アセットを用いた非対称的な攻撃、核保有国が公然と行う核兵器による威嚇ともとれる言動等を組み合わせた新しい戦い方が顕在化している。」としている。また、同戦略において、「無人アセットは、有人装備と比べて、比較的安価であることが多く、人的損耗を局限し、長期連続運用ができるといった大きな利点がある。さらに、この無人アセットをＡＩや有人装備と組み合わせることにより、部隊の構造や戦い方を根本的に一変させるゲーム・チェンジャーとなり得ることから、空中・水上・水中等での非対称的な優勢を獲得することが可能である。」とし、「二千二十七年度までに、無人アセットを早期装備化やリース等により導入し、幅広い任務での実践的な能力を獲得する。特に、水中優勢を獲得・維持するための無人潜水艇（ＵＵＶ）の早期装備化を進める。」、「今後、おおむね十年後までに、無人アセットを用いた戦い方を更に具体化し、我が国の地理的特性等を踏まえた機種の開発・導入を加速し、本格運用を拡大する。さらに、ＡＩ等を用いて複数の無人アセットを同時制御する能力等を強化する。」としているところである。

四について

御指摘の「段階的にシフトする」の意味するところが必ずしも明らかではないが、令和六年四月二日の衆議院安全保障委員会において、木原防衛大臣（当時）が「防衛省・自衛隊としては、国家防衛戦略等にあるとおり、無人アセット防衛能力を強化することにより、隊員に対する危険や負担を局限しつつ、万一抑止が破られた場合に、空中、水上、海中等における非対称な優勢の確保に資する能力を獲得することとしており、令和五年度から令和九年度までの五年間で、合計約一兆円の経費を計上する計画であります。」と述べているとおり、政府としては、この「無人アセット防衛能力」に必要な予算を計上していく考えである。

ギグワークに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月二十日

参議院議長　関口　昌一殿

水野　素子

ギグワークに関する質問主意書

フードデリバリーに代表されるギグワークについては、消費者の利便性に資する一方、急拡大の過程で様々な課題が顕在化している。例えば、アプリによる連続的な業務通知やクエスト型の報酬体系について、交通安全意識や適切な労働時間管理を阻害する可能性が指摘されているが、警察庁は自転車事故に占める配達員の割合に関する統計を有しておらず、実態把握が困難な状況にある。加えて、報酬算定アルゴリズムが非公開であるため、ギグワークに係る報酬は不透明であり、社会保険料負担を回避する目的の労働者が増加することによる社会保険制度への悪影響も懸念される。厚生労働省の研究会報告書においてもプラットフォームワーカーの労働者性判断の予見可能性向上が提言されるなど、その保護の在り方が問われている。

ギグワーカーの労働者性判断、交通安全の確保、社会保険制度への影響等の諸課題は一つの省庁の所管にとどまらない。内閣府は、厚生労働省、警察庁、国税庁、総務省等の関係省庁と連携して諸課題に対応すべきと考えるが、政府の認識を示されたい。また、労働者保護及び公正な取引環境の整備に向け、報酬算定アルゴリズムに関する情報信託機構や第三者監査の義務化を含め、具体的にどのような法整備や政策を推し進めるのか、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員水野素子君提出ギグワークに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員水野素子君提出ギグワークに関する質問に対する答弁書

前段のお尋ねについては、御指摘の「労働者性判断、交通安全の確保、社会保険制度への影響等の諸課題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「ギグワーカー」に関する課題については、内閣府は必要に応じて、それぞれの任務に応じて必要な施策を講じている関係省庁と適切な連携をしつつ対応しており、例えば、「規制改革実施計画」（令和六年六月二十一日閣議決定）においては、「フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方」について、関係省庁が実施すべき必要な措置を示している。引き続き、関係省庁と同府が適切な連携をしつつ対応してまいりたい。

後段のお尋ねについては、お尋ねの「報酬算定アルゴリズムに関する情報信託機構や第三者監査の義務化を含め」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、例えば、労働基準監督署において、御指摘の「ギグワーカー」を含め、個別の事案に応じ、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者に該当するか否かを判断し、これに該当する場合には、事業主に対して、労働基準関係法令の遵守について適切に指導等を行っており、また、厚生労働省労働基準局長が参集を求めて開催している、当該労働者に関する幅広い知見を有する専門家により構成される「労働基準法における「労働者」に関する研究会」において、御指摘の「ギグワーカー」を含め、働く人が当該労働者に該当するか否かの判断基準等に関する分析及び研究を実施しているところである。加えて、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）については、同法第二条第一項に規定する特定受託事業者に係る取引の適正化及び同条第二項に規定する特定受託業務従事者の就業環境の整備を図ることを目的として、令和六年十一月一日に施行されたところであるが、同法附則第二項において、「政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の規定の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていること等を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

ＦＩＴ・ＦＩＰ制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月二十日

参議院議長　関口　昌一殿

浜田　聡

ＦＩＴ・ＦＩＰ制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問主意書

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「ＦＩＴ制度」という。）及び市場連動型制度（以下「ＦＩＰ制度」という。）については、当初設定された高価格や事業者内部収益率（ＩＲＲ）の水準が、現在に至るまで国民の大きな負担要因となっている。特に、ＦＩＴ制度導入初期に認定された案件については、高利回りでの長期にわたる固定価格買取が保証されており、再エネ賦課金の総額は令和七年度に過去最高の三・一兆円に達すると見込まれている。また、ＦＩＰ制度については、効率的な事業運営を前提としてコストと適正な利潤を反映するとされながら、実質的にはＦＩＴ制度と同水準の基準価格が適用されており、国民負担軽減や市場競争促進の観点から実効性に疑問が生じている。電気事業連合会「ＦＥＰＣ　ＩＮＦＯＢＡＳＥ　二〇二四」（以下「当該資料」という。）や資源エネルギー庁「法制度」の観点から考える、電力のレジリエンス」においても、ＦＩＴ制度の課題として、需給調整インセンティブの欠如や事業規律の低下が指摘され、ＦＩＰ制度導入の目的が「再エネの自立化と市場統合の促進」であると示されている。

こうした背景を踏まえ、再エネ補助政策の目的、運用の妥当性及び国民負担の構造的問題について、以下質問する。

一　再エネ賦課金について、制度開始当初の二〇一二年度には約千三百億円であったが、二〇二五年度には約三・一兆円に達する見込みとなっている。

1　再エネ賦課金の総額の増加推移について、ＦＩＴ制度設計当初の見込みとの乖離はあるか示されたい。ある場合、どの程度乖離しているか示されたい。

2　再エネ賦課金の増加推移について、ＦＩＴ制度設計当初から増加することが見込まれていたと思料するが、再エネ賦課金総額の増加は国民負担の増加と同義である。この点について、制度設計当時、政府はどのように評価していたか示されたい。また、ＦＩＴ制度設計当初から現在に至るまでの再エネ賦課金の実績の推移を踏まえ、再エネ賦課金の国民負担額が経済に及ぼす影響について、政府の評価を示されたい。

3　当該資料においては、ＦＩＴ制度に起因する累積的な国民負担の増大が課題として示されているが、政府も同様の見解か示されたい。また、当該課題に対する政府の取組について示されたい。

二　ＦＩＴ制度導入当初、非住宅用太陽光発電の調達価格は十キロワット以上のものについては一キロワット当たり四十円に設定されるなど、極めて高利回りであった。

1　ＦＩＴ制度導入当初、高利回りとした理由を示されたい。

2　前記二の1について、高利回りとする方針を検討した際に、国民負担が高まることに対する経済的な悪影響などの懸念点について、どのように評価したか示されたい。

三　高利回りであった時代において、多数のメガソーラーを含む発電事業者が一斉に設備認定を受けたことで、結果的に大量の高額案件が制度に残存する構造となっている。発電事業者の設備認定数推移について、制度設計当初の想定どおりか否か示されたい。また、当該実績に対する分析及び評価について、政府の見解を示されたい。

四　ＦＩＴ制度では、一度認定された価格で十年から二十年間にわたる固定買取が保証されているため、価格が見直されたとしても過去の高利回りであった時代に起因する国民負担が長期にわたり継続することとなっている。当該構造が市場競争に与える影響及びコスト最適化を阻害している可能性について、政府の評価を示されたい。

五　ＦＩＴ制度導入当初に設定された買取価格の根拠の一つとされるＩＲＲについて、制度創設時から令和六年度までの実績ベースでの年次推移は把握しているか示されたい。把握している場合、ＩＲＲの年次推移を全て明らかにされたい。把握していない場合、把握すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

六　ＦＩＰ制度における基準価格は、「事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に、価格目標や適正な利潤などを勘案して定め」るとされている。にもかかわらず、現行のＦＩＰ基準価格がＦＩＴの買取価格と実質的に同額に設定されている。

1　市場競争を促すためのＦＩＰ制度がＦＩＴ制度と同様の補助効果を有することにより、事業者の収益構造が固定化されていると思料するが、政府の見解を示されたい。

2　ＦＩＰ制度におけるプレミアム単価（補助額）がＦＩＴ制度と同様に高価格で長期にわたり支払われ続けることによる国民負担への影響について、政府の評価を示されたい。

3　現行のＦＩＰ制度については、発電事業者の投資インセンティブが働いておらず、電力市場への統合につながっていないおそれがあると思料するが、政府の見解を示されたい。

4　電気事業連合会「二〇二二年度からＦＩＰ制度開始　再エネの「自立化」を促進」において指摘されているように、バランシング義務やアグリゲーター制度の実効性が低い場合、ＦＩＰ制度が本来の目的を果たせないと考えるが、政府の見解を示されたい。

5　再エネを電力市場に定着させ競争を促すというＦＩＰ制度の目的を達成するために、今後、政府が行うことを予定している取組を全て示されたい。

七　再エネ政策の目的は、本来、技術開発を支援し電力市場に定着させることであるが、現行制度は既に市場競争力を持つ太陽光発電等にも長期的に補助が続いている。

1　再エネ政策において補助されている各エネルギーについて、現在の市場競争力ないし電力市場への定着状況について、政府の評価をそれぞれ示されたい。

2　前記七の1について、電力市場に定着していないと評価されるエネルギーについて、定着する時期の見込み及び補助を行う時期について、政府の見解を示されたい。

八　令和五年度においては、電気料金高騰対策として再エネ賦課金の一部を国費により肩代わりする措置が講じられ、国民負担は一時的に軽減された。このような一時的補助の是非と今後の財政支出との関係について、政府の見解を示されたい。

九　令和七年度の再エネ賦課金総額が過去最大の三・一兆円とされる中、現行のＦＩＴ制度及びＦＩＰ制度の構造的な見直しが必要との意見もある。

1　制度全体の見直しや段階的縮小の必要性について、政府の検討状況を示されたい。

2　再エネ賦課金の総額が増加することによる国民負担の増加が懸念されるが、国民負担増加に対し、政府は何らかの対応を採る考えはあるか示されたい。ある場合は、当該対応について、具体的に示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出ＦＩＴ・ＦＩＰ制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出ＦＩＴ・ＦＩＰ制度による市場のゆがみ及び再エネ賦課金による国民負担に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「見込み」については、令和七年四月二十三日の衆議院経済産業委員会において、武藤経済産業大臣が「賦課金の水準の想定につきまして、二〇一二年の制度の導入時点では、ＦＩＴ制度によって再エネがどの程度増えるか予測が困難だったということ、これは定量的な将来見通しは持っていなかったものと承知をしているところです。」と述べているとおりである。

一の2及び3並びに九の2について

お尋ねの「制度設計当時、政府はどのように評価していたか」については、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号）による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「旧法」という。）第三条第四項において規定されていたとおり、経済産業大臣が同条第一項に規定する調達価格等を定めるに当たっては、旧法第十六条第一項に規定する賦課金の負担が電気の使用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならないものと認識していたところである。

また、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）第三十六条第一項に規定する賦課金（以下「賦課金」という。）が、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するため、法に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大のメリットを受ける電気の使用者に御負担いただいているものであるところ、お尋ねの「経済に及ぼす影響」及び「国民負担の増大」については、抑制を図るべきものであると認識しており、法に基づく入札制度の導入、法第八条の九第一項に規定する価格目標（以下「価格目標」という。）の設定等の再生可能エネルギー発電設備の効率的な導入を促す仕組みの活用等を通じ、引き続き、国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの導入拡大を促進してまいりたい。

二及び四について

お尋ねの「当該構造が市場競争に与える影響及びコスト最適化を阻害している可能性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「理由」については、旧法附則第七条の規定に基づき、旧法の施行の日から起算して三年間は、旧法第三条第二項に規定する特定供給者が受けるべき利潤に特に配慮して同条第一項に規定する調達価格を定めていたためであり、また、お尋ねの「国民負担が高まることに対する経済的な悪影響などの懸念点」についての考えについては、一の2及び3並びに九の2についてでお答えしたとおりである。

なお、例えば、法第十四条は、法第二条第五項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）が法第九条第四項の認定（法第十条第一項の変更又は追加の認定を含む。以下「認定」という。）を受けた日から起算して一定の期間内に再生可能エネルギー発電事業を開始しなかったときは、当該認定は、その効力を失う旨を規定しており、政府としては、国民負担の抑制を図るため、当該規定に基づき厳格に対応しているところである。

三について

お尋ねの「制度設計当初の想定」については、定量的な「設備認定数」を設定していたものではないが、「実績に対する分析及び評価」については、例えば、令和七年二月二十七日の衆議院予算委員会第七分科会において、武藤経済産業大臣が「ＦＩＴ制度が導入された二〇一二年度からこれまで約十年で再エネ発電量を倍増させており、平地面積当たりの太陽光発電の導入量は既にドイツやイギリスよりも大きく、主要国最大となっております。」と答弁しているとおりである。

五について

経済産業大臣において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第五条第一項第六号及び第七号の規定に基づき、認定事業者から、再生可能エネルギー発電設備の設置に要した費用に関する情報等について提供を受けているところであり、現時点において、お尋ねの「ＩＲＲ」の「制度創設時から令和六年度までの実績ベースでの年次推移」について把握すべきとは考えていない。

六について

お尋ねの「事業者の収益構造が固定化されている」、「発電事業者の投資インセンティブが働いておらず、電力市場への統合につながっていないおそれがある」及び「バランシング義務やアグリゲーター制度の実効性が低い場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「ＦＩＰ制度」においては、一の2及び3並びに九の2についてで述べた「ＦＩＴ制度」と同様に、賦課金が、再生可能エネルギーの導入拡大を促進するため、法に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大のメリットを受ける電気の使用者に御負担いただいているものであるところ、「国民負担への影響」については、抑制を図るべきものであると認識しており、法に基づく入札制度の導入、価格目標の設定等の再生可能エネルギー発電設備の効率的な導入を促す仕組みの活用等を通じ、引き続き、国民負担の抑制を図りながら、再生可能エネルギーの導入拡大を促進してまいりたい。

その上で、お尋ねの「今後、政府が行うことを予定している取組」については、現在、具体的な検討を進めているところであり、網羅的にお示しすることは困難であるが、政府として、引き続き、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業の促進等を通じ、必要な事業環境の整備に取り組んでまいりたい。

七の1について

お尋ねの「電力市場への定着状況」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、政府として、各電源の発電コストについては、令和七年二月に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会発電コスト検証ワーキンググループが取りまとめた「発電コスト検証に関するとりまとめ」において試算を行っている。この中で、令和五年における各電源のキロワットアワー当たりの発電コストは、「政策経費あり」において、事業用太陽光発電は十・九円、住宅用太陽光発電は十四・五円、陸上風力発電は十六・三円、着床式洋上風力発電は三十・九円、地熱発電は十六・一円から十六・八円まで、中水力発電は十三・〇円、小水力発電は二十六・六円、バイオマス発電は三十二・九円、原子力発電は十二・六円以上、ＬＮＧ火力発電は十九・一円、石炭火力発電は二十四・八円、石油火力発電は四十三・八円、天然ガスコージェネレーションは十五・八円から十六・九円まで等と試算している。

また、令和六年十二月末時点における、認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画のう

ち、当該再生可能エネルギー発電事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が法第二条の二第一項に規定する交付対象区分等に該当するものの件数については、太陽光発電は千五百六十三件、風力発電は五十四件、地熱発電は零件、水力発電は四十四件及びバイオマス発電は四十件である。

七の2について

お尋ねの「電力市場に定着していないと評価されるエネルギー」の具体的に意味するところが明らかではなく、「定着する時期の見込み及び補助を行う時期」をお答えすることは困難である。

八について

政府として、御指摘の「電気料金高騰対策として再エネ賦課金の一部を国費により肩代わりする措置」は講じておらず、これを前提としたお尋ねについてお答えすることは困難である。

九の1について

お尋ねの「制度全体の見直しや段階的縮小の必要性」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「ＦＩＴ制度及びＦＩＰ制度」の在り方については、例えば、関係審議会において、再生可能エネルギーの発電コスト等を踏まえ、法に基づく支援の在り方を検討するなどしているところであり、引き続き、必要な検討を行っていく考えである。

人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月二十日

浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問主意書

内閣官房ウェブサイトには「人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較（未定稿）」（以下「当該資料」という。）が掲載されているが、当該資料の名称には（未定稿）と付記されており、極めて異例である。当該資料は、我が国が諸外国に比して「公的部門職員数が少ない」とする主張の根拠として、識者や報道機関、地方自治体の政策資料等において引用されているが、その前提条件や統計手法の整合性について、政府は明確に説明していない。「未定稿」と銘打ちながら政府公式サイトに掲載されている当該資料は根拠が不明確であるにもかかわらず、政策議論や報道等で多用されている。以下にその一部を例示する。

・令和六年三月、一般財団法人地方自治研究機構が公表した報告書「地方公務員は足りているか」において、当該資料を引用し「日本の人口千人当たりの公務員数は諸外国の半分以下」と記載している。

・令和五年十一月、日本経済新聞の社説において「公務員数を減らすよりも効率化を進めるべき」とする論調の中で、日本の公的部門職員数の少なさが指摘された。

・令和五年八月、朝日新聞において、日本の公務員数が国際的に少ないとする主張が紹介されている。

・令和五年五月二十日、日本政策投資銀行が発行した「日本における政府部門職員数の国際比較」において、当該資料を引用し「日本の公的部門職員数は他国の半数程度」と明記されている。

・令和二年二月一日、日本国家公務員労働連合会が発行した報告書「公務員削減は公務・公共サービスの低下を招く」において、「日本の公的部門の職員数は、人口千人当たり三十二人とフランスやアメリカ、イギリスなどの半分以下です」と記載している。

・平成二十三年十二月十五日、ある地方自治体労働組合連合会が作成した「財務省資料に基づく国際比較と地方行政の課題」において、各国との比較表を掲載し、日本の低水準を強調している。

前記事例のほか、当該資料を引用し「我が国の公務員数は他国よりも少ない」と論じた資料は様々に見受けられる。統計的信頼性や行政の説明責任の観点からも、誤認を誘発しかねない資料の取扱いについて、厳格に検証すべきと考える。当該資料の制度的な正統性、比較手法の妥当性及び誤認を招く可能性のある公表形態について明らかにすべく、以下質問する。

一　当該資料について、「未定稿」であるにもかかわらず、政府公式サイト上に掲載されている理由を示されたい。また、当該資料の作成経緯及び取扱い方針を明らかにされたい。

二　当該資料は、将来的に「確定稿」あるいは正式な政府統計資料として公表される予定があるか示されたい。予定がある場合、公表時期及び所管機関を示されたい。予定がない場合、当該理由を示されたい。

三　当該資料における「国際比較」について、各国の「公務員」の範囲や制度（中央地方の区分、軍人準公務員の扱い等）等の前提条件は統一されているか示されたい。統一されていない場合、当該資料のように異なる前提条件で公務員数を比較し提示することは、国民の誤解を招くおそれが極めて高いため、各国制度の相違点を補足する資料が必要であると考えるが、政府の見解を示されたい。また、今後、当該資料の公表の見直し若しくは誤認を防ぐため、各国の公務員制度の比較資料を付すべきと思料するが、政府の見解を示されたい。

四　各国の公務員制度（職階制、採用制度、任期の有無、民間委託比率及び非正規職員の制度的取扱い等）を比較分析した資料を把握しているか示されたい。把握している場合、資料の名称、作成年月日、所管部局及び公表状況を明らかにされたい。

五　当該資料の根拠となる法令、制度、会議体及び閣議決定等について示されたい。また、当該資料の作成の根拠、目的及び所管部局を明示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較に関する質問に対する答弁書

一の前段について

各国における中央政府、地方公共団体等の範囲等には差があり、職員数の比較のために設定する条件については様々なものが考えられるところ、内閣人事局が公表している「人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較（未定稿）」（以下「本件資料」という。）については、各国の公的部門における職員数の比較を目的として、一定の共通的な条件を設定した上で当該

職員数について整理したものである。本件資料は、当該条件に係る制約があること等から「未定稿」と付記しているところ、そのことを踏まえてもなお国民の利便に資すると考えるため、公表しているものである。

一の後段及び五について

本件資料は、従来から外部から各国における公的部門における職員数について問合せがあること等を踏まえ、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第十三号の規定に基づき、内閣人事局が作成し公表しているものである。

二について

一の前段についてで述べたとおり、各国における中央政府、地方公共団体等の範囲等には差があり、職員数の比較のために設定する条件については様々なものが考えられるところ、本件資料については、各国の公的部門における職員数の比較を目的として、一定の共通的な条件を設定した上で当該職員数について整理したものであるところ、当該条件に係る制約があること等を踏まえて「未定稿」と付記した上で経年比較等が可能となるよう同様の条件設定で作成してきたことから、お尋ねの「確定稿」あるいは正式な政府統計資料」が当該条件を変更することを伴うものを指すのであれば、お尋ねのような「予定」はない。

三について

一の前段についてで述べたとおり、本件資料については、各国の公的部門における職員数の比較を目的として、一定の共通的な条件を設定した上で当該職員数について整理したものである。また、このような目的で作成していることから、お尋ねの「各国の公務員制度の比較資料を付す」ことは考えていない。

また、二についてで述べたとおり、当該条件に係る制約があること等を踏まえて「未定稿」と付記した上で経年比較等が可能となるよう同様の条件設定で作成してきたことから、お尋ねの「見直し」が当該条件を変更することを伴うものを指すのであれば、「見直し」を行うことは考えていない。

四について

人事院事務総局が同院のウェブサイトにおいて公表している「諸外国の国家公務員制度の概要（令和七年二月更新）」等の諸外国の公務員制度に関する資料については承知している。

地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び日台関係の在り方に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月二十日　　浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び日台関係の在り方に関する質問主意書

鈴木史朗長崎市長は、令和七年八月九日開催予定の平和祈念式典において、台湾は招待や案内の「対象にはならない」と記者会見で明言した。台湾を排除する従来の方針を維持する意向が示されたことで国内外に大きな影響が及んでいると考える。これに対し、広島市は、同年八月六日開催予定の平和記念式典に際し、これまで対象外としていた台湾へ通知文を送る方針を示しており、誠実な対応として評価されている。長崎市の対応は、自由と民主主義を尊重する台湾の人々に対して大きな失望と不信感を与えるものであり、日台関係に悪影響を及ぼしたことは否めない。

本件について、台湾の「中央通訊社」は、令和七年五月十七日付の報道中、上畠寛弘神戸市会議員のＸ（旧Ｔｗｉｔｔｅｒ）上の発信を取り上げた。上畠議員は、長崎市長による台湾排除の方針について、「国連に加盟していないことを理由に台湾を冷遇するのは、被爆地の市長として恥以外の何ものでもない。中国の顔色をうかがう者に平和を語る資格はない」旨厳しく批判している。地方議員の発信が台湾メディアに報道されるなど、当該問題は台湾側においても極めて高い関心を呼んでいる。

台湾は、我が国にとって自由、民主主義、法の支配といった基本的価値観を共有する極めて重要なパートナーである。また、台湾は、東日本大震災を始めとする災害時や感染症危機の際、官民を挙げて我が国に対し多大な支援を行ってきた。こうした経緯を踏まえ、今後更なる日台関係の強化と友好の深化を図ることが我が国の国益にも資するものと考え、以下質問する。

一　地方自治体である長崎市が主催する式典に、台湾政府の高官や官僚、台北駐日経済文化代表処の関係者を招待することは、法令、条約、政府方針又は日中共同声明上可能か示されたい。可能である場合、台湾政府の高官が式典に出席するに当たって日本政府は適切な入国許可を与えるのか、政府の見解を示されたい。

二　これまでも、地方自治体が台湾と接触することについて、駐日中華人民共和国大使館又は総領事館が、外務省を通さずに直接神戸市や鎌倉市を始め地方自治体へ抗議を行ってきた例があるとされるが、政府はその実態を把握しているか示されたい。また、これまでに地方自治体からこのような中国側の抗議に関して相談を受けた事例はあるか示されたい。ある場合、政府としてどのような対応を行ったのか、具体的に示されたい。

三　これまで日本政府は日中共同声明には法的効力を有しないとの見解を示しているが、現在も外務大臣、国土交通大臣も含め政府として同様の認識を有しているか示されたい。また、日中共同声明には法的効力がないという政府の立場を、地方自治体、国民、国際社会が誤解しないよう、明確に発信すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

四　台北駐日経済文化代表処を始めとする日本に駐在する台湾日本関係協会の職員等（以下「当該職員等」という。）に対して、日本政府は、在留許可など何らかの便宜供与を行っているか示されたい。行っている場合、その具体的な内容を明らかにされたい。また、今後、これら実務機関の公用車に関して、駐日外国公館の車両と同様に、外務省による登録やナンバープレート発給に準じた措置を講ずるべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

五　当該職員等が、各省庁の庁舎内に入館すること、我が国の大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官以下の職員が建物内外で接触することについて、政府として制限又は抑制を指示・通知しているか示されたい。また、指示・通知が存在する場合、当該文書の内容及びその理由や法的根拠も示されたい。

六　ＮＨＫは、令和七年五月八日十八時十五分に「長崎市長　被爆八十年の平和祈念式典にすべての国・地域を招待へ」とのタイトルの記事を掲載した。実際には台湾は招待対象から除外されていたにもかかわらず、「すべての国・地域を招待へ」と表現したことは事実に反し、公共放送として極めて不適切であり、台湾の存在と尊厳を無視した表現と言わざるを得ない。外務省でさえ台湾を「国」としては扱わない立場を取りつつも、独立したウェブページを設け「地域」として明確に取り扱っていることに照らしても、ＮＨＫの表現は不自然かつ一方的である。

この件について、ＮＨＫ長崎放送局や記事作成記者のみならず、編集責任者やＮＨＫ会長が訂正・謝罪を行うべきと考えるが、政府としてはＮＨＫの対応に何ら問題はないと考えるか。政府の見解を示されたい。

七　日本政府は、現状は中華人民共和国政府を「中国唯一の合法政府」として承認しているが、台湾が中国の主権下にある、あるいは、台湾が中国に帰属するとの主張については、条約上も日中共同声明においても一切言及しておらず、日本政府としてこれを認め、法的保証については与えているものではないと理解してよいか。政府の明確な見解を示されたい。

八　外務省が令和四年度に台湾をめぐる課題を担当する「企画官」ポストを新設したことについては評価できるが、今後の台湾との関係に鑑みれば、一層の実務的連携の強化と友好の深化が必要であると考える。したがって、企画官よりも高位のポストを新設すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、日本政府は当該企画官ポストについて、現時点でどのようにその効果・成果を評価しているか示されたい。

九　現職の自衛官が日本台湾交流協会に出向している事実があるか明らかにされたい。また、日本政府の各省庁から日本台湾交流協会に出向している人数及び出身省庁の内訳を示されたい。さらに、日本政府と日本台湾交流協会との間における職員出向や人事交流に関する取決めがある場合、その内容を明示されたい。

十　グローバル化により犯罪に国境がなくなっている状況である。そのような中、国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ）に台湾は加盟していないが、ＷＨＯと同様にオブザーバーとしてのＩＣＰＯへの参加など、台湾の参画を政府は支持すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。また、台湾と日本の警察当局間において、ＩＣＰＯにおける協力とは別に実務的な協力関係を構築すべきと考えるが、警察庁の見解を明らかにされたい。

十一　我が国が主導して成立した「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下「ＣＰＴＰＰ」という。）」への台湾の参加については、ＣＰＴＰＰが全会一致原則を採用しているため、中国の政治的圧力により困難が予想される。しかし、そのような状況にあっても、日本は台湾のＣＰＴＰＰへの参加実現に向けて主導的な立場を取り、最大限の努力をすべきと考えるが、政府の見解と具体的な行動方針を示されたい。

十二　ＣＰＴＰＰに関しては、中国が参加条件として求められる法制度や透明性の整備を満たしていないとする指摘が国際的にも多数存在する。したがって、日本政府としては中国のＣＰＴＰＰ加盟を認めるべきではないと考えるが、政府の見解を示されたい。

十三　日本政府は昭和四十七年に中国との国交を樹立したが、その際に台湾との国交を「断交した」とされる法的根拠は何か。いかなる法的行為に基づいて台湾との国交が消滅したと認識しているのか示されたい。

十四　台湾の国籍を有する者、すなわち台湾人が日本国籍を取得することは可能か。政府は、台湾人については「国籍を有する者」として取り扱っているのか、それとも「無国籍」として取り扱っているのか。また、台湾人が帰化申請を行った際に、台湾の国籍を放棄することなく日本国籍を取得することは、戸籍法その他の関係法令上問題ないか。以上に対する政府の実務的対応と見解を示されたい。

十五　外務省ホームページに掲載されている「日本と台湾との協力年表」については、台湾との実務的関係の可視化という観点から高く評価できるものである。しかし、当該年表の作成以降、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間では、例えば法務・司法分野における交流と協力に関する覚書の締結など、新たな協力関係の構築が行われている。このような新たな進展を適切に反映するためにも、当該年表の更新を早急に行うべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

十六　共同通信社は令和七年三月二十日、台湾の蔡英文前総統が退任後の令和六年七月、安倍晋三元内閣総理大臣の三回忌に合わせて来日を調整したが、当時の岸田政権が中国による日本産水産物の輸入停止措置の解除など、日中関係の改善に注力していた状況に鑑みて、蔡英文前総統の来日は中国側の反発を招き関係改善に悪影響を及ぼす可能性があると判断し、最終的に日本政府がこれを認めなかったと報道した。当該報道は事実か明らかにされたい。

十七　石破内閣の台湾に対する評価を示されたい。また、東日本大震災に際して台湾が官民を挙げて行った多大なる支援及び新型コロナウイルス感染症の世界的流行時において、我が国に対して実施された物資提供等の支援について、政府はどのように評価しているか、具体的に示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出地方自治体と台湾の関係に係る政府の認識及び日台関係の在り方に関する質問に対する答弁書

一について

台湾との関係に関する我が国の基本的立場は、昭和四十七年の日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明（以下「日中共同声明」という。）第三項を踏まえ、非政府間の実務関係として維持するというものであり、御指摘のような「地方自治体である長崎市が主催する式典」に誰を招待するかについては、これまでも主催者たる地方自治体が判断してきているものと承知している。また、御指摘の「長崎市が主催する式典に、台湾政府の高官や官僚、台北駐日経済文化代表処の関係者を招待すること」を前提としたお尋ねについては、政府としてお答えすることは差し控えたいが、いずれにせよ、我が国の入国管理については、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に基づき、引き続き適切に判断していく。

二について

政府として、御指摘のような「駐日中華人民共和国大使館又は総領事館」が「地方自治体へ抗議を行ってきた例」が複数あることは把握しており、当該地方自治体とのやり取りを含めて、政府として適切に対応しているが、これ以上の詳細については、事柄の性質上、お答えすることは差し控えたい。

三について

お尋ねについては、先の答弁書（令和七年三月十一日内閣参質二一七第四九号）三について等で答弁したとおりであり、国会等の場において、こうした考え方について説明してきているところである。

四について

お尋ねの「在留許可など何らかの便宜供与」の

具体的に意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、政府としては、出入国管理及び難民認定法に基づき、御指摘の「台北駐日経済文化代表処を始めとする日本に駐在する台湾日本関係協会の職員等」に対し、必要な在留資格を付与している。

また、お尋ねの「外務省による登録やナンバープレート発給に準じた措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、外交官等が所有する車両のナンバープレートについては、令和四年十月二十六日の衆議院外務委員会において、林外務大臣（当時）が「国土交通省が発給する一般のナンバープレートと異なり・・・、外交のナンバープレートは、外交関係に関するウィーン条約、領事関係に関するウィーン条約、特権免除条約・協定で規定されました財産の不可侵及び課税の免除を担保するために、外務省が、外務省設置法に基づいて、外交使節団、領事館及び国際機関の駐日事務所に対してナンバープレートを発給しているもの」であり、「台湾について」は、「非政府間の実務関係として維持していくということが我が国の基本的立場でございます。」と答弁しているとおりである。

五について

お尋ねの「指示・通知」は存在していない。

六について

個別の報道の内容を前提とするお尋ねについて、政府として逐一お答えすることは差し控えたい。

七について

お尋ねの「法的保証」の意味するところが必ずしも明らかではないが、台湾に関する我が国政府の立場は、日中共同声明第三項にあるとおり、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」との中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重するというものである。

八について

お尋ねの個別具体的な役職の設置の要否を含め、今後の外務省の機構に係る政府内部の検討について、予断をもってお答えすることは差し控えたいが、御指摘の「企画官ポスト」の設置については、台湾関連の問題に関する業務が著しく増加している中で、情報収集・分析、政策立案、対外発信等をより機動的に行えるようにしたものであり、引き続き、当該「企画官ポスト」は必要なものであると考えている。

九について

公益財団法人日本台湾交流協会においては、昭和四十七年の同協会の設立以降、休職した我が国の国家公務員が複数勤務していると承知しているが、お尋ねの「現職の自衛官が日本台湾交流協会に出向している事実があるか」及び「出向している人数及び出身省庁の内訳」といった同協会の組織体制の詳細については、民間の団体の運営に関する情報であり、同協会として、これまで対外的に明らかにしていないと承知していることから、政府としてお答えすることは差し控えたい。

また、お尋ねの「取決め」は存在しない。

十について

我が国は、令和七年二月七日（現地時間）付けの日米首脳共同声明や同年三月十四日（現地時間）付けのＧ７外相声明等において、「国際機関への台湾の意味ある参加への支持」（仮訳）をしてきており、我が国の台湾に関する基本的立場を踏まえつつ、国際刑事警察機構を含め、それぞれの国際機関に台湾が参加することの意義等を総合的に踏まえてこれに対応していくとの立場である。

また、お尋ねの「ＩＣＰＯにおける協力とは別に実務的な協力関係を構築」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、警察においては、台湾との間で、国際刑事警察機構事務総局を通じて必要な捜査協力を行っている。

十一及び十二について

お尋ねについては、例えば、令和六年十二月十八日の衆議院外務委員会において、岩屋外務大臣が「加入要請を提出したエコノミーの扱いについては、他の締約国ともよく相談する必要がございますので、我が国としては、戦略的な観点、それから国民の理解、そういったことも踏まえながら適切に対応していきたいと思っております。」と答弁しているとおりである。

十三について

お尋ねの「台湾との国交を「断交した」とされる法的根拠」及び「いかなる法的行為に基づいて台湾との国交が消滅したと認識しているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねについては、昭和四十七年九月二十九日の記者会見において、大平外務大臣（当時）が「日中関係正常化の結果として、日華平和条約は、存続の意義を失い、終了したものと認められる、というのが日本政府の見解でございます。」と述べているとおりである。

十四について

台湾に関する我が国政府の立場は、日中共同声明第三項にあるとおり、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」との中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重するというものであることから、御指摘の「台湾の国籍を有する者、すなわち台湾人」に関するいずれのお尋ねについてもお答えすることは差し控えたい。

なお、一般論として申し上げれば、国籍法（昭和二十五年法律第百四十七号）第四条第一項の規定により、「日本国民でない者・・・は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。」とされ、また、原則として、同法第五条第一項第五号の規定により、「国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべき」場合でなければ、帰化を許可することができないとされている。

十五について

お尋ねの「年表」を含む外務省ウェブサイトの「国・地域別に見る日本の国際貢献データ」の項目については、平成二十八年に、当時の政策遂行上の必要性等を総合的に考慮した上で作成した「日本の平和国家としての歩み」という項目の中に掲載したものであるが、現時点においては、お尋ねの「年表」を含め、「日本の平和国家としての歩み」を更新することは予定していない。

十六について

御指摘の報道のような事実はない。

十七について

台湾は、我が国との間で緊密な経済関係と人的往来を有する極めて重要なパートナーであり、東日本大震災に際しての台湾からの多大な支援及び新型コロナウイルス感染症の流行に際しての台湾からの時宜を得た支援に対しては、我が国として深く心から感謝しているところである。

薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月二十日

参議院議長　関口　昌一殿　　浜田　聡

薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問主意書

調剤に従事する薬剤師に対する「処方箋一人一日四十枚規制」は「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」（昭和三十九年厚生省令第三号。以下「同省令」という。）第一条第一項第二号により、薬剤師の配置人数に関する計算基準として平成五年に制度化されている。また、処方箋受付回数が月二千回、四千回等を超える薬局に対しては、調剤基本料の減算措置が講じられている（以下「薬剤師業務に対する規制」という。）。

しかし、令和の時代を迎え、薬局におけるＩＣＴ導入や業務分担、事務支援体制の整備等によって、薬剤師一人が担うことのできる業務の幅は広がり、業務の質は向上しており、現場からはこうした画一的な数値基準が現実に即しているのか疑問の声が多く寄せられている。また、処方箋受付回数による診療報酬上の減算措置についても、その政策的意図と実効性に関して検証が求められる時期にあると考える。

以上を踏まえ、以下質問する。

一　薬剤師に対する「処方箋一人一日四十枚規制」等について

1　同省令において、「薬剤師一人当たりの一日平均取扱処方箋数が四十を超えない」旨規定されているが、「四十」という数値基準が定められた経緯、根拠及び決定までに要した検討資料について全て示されたい。

2　同省令への違反が確認された場合に、保健所等による指導・是正命令・営業停止・保険指定取消し等の行政処分を行った事例はあるか示されたい。ある場合、それぞれの件数及び詳細について、全て示されたい。

3　薬剤師業務に対する規制は、薬剤師の業務の質・安全性を担保することを目的とするかあるいは診療報酬配分上の合理化手段であるか、立法趣旨及び保護法益も含めて、政府の見解を明確にされたい。

4　診療報酬制度においては、「処方箋受付回数が月二千回・四千回・六千回を超える薬局」に対して調剤基本料を減算する仕組みがあるが、当該減算の趣旨、保護法益及び法的根拠（通知・告示等）を明示されたい。

二　他の医療職種における人員配置・業務制限規定の体系的整理について

1　医師・看護師・歯科衛生士・診療放射線技師・理学療法士等の医療職種に関し、診療報酬上の施設基準、医療法・薬機法その他の法令、省令、通知等によって人員配置基準や一人当たりの業務量制限が明示的に定められている事例があれば、職種別に概要、根拠規定及び数値目安を全て示されたい。

2　前記二の1の規定について、①医療の質や患者安全の担保を目的とする規定、②診療報酬上の配点調整や医療機関の集約化を意図する政策的手段としての規定のいずれに該当するか示されたい。いずれにも該当しない場合、当該規定の目的を示されたい。

3　前記二の2について、それぞれの規定の目的がいずれの目的に該当するか、どのような基準で判断したか示されたい。

三　今後の医療効率化と制度規制の関係について

医療従事者不足が深刻化する中、ＡＩやＩＣＴを活用した医療提供体制の効率化は喫緊の課題とされている。一方、現在の「一人当たりの業務量上限」等の各種規制が医療の効率化・省力化に対する制約となっているとの指摘もあるが、政府の見解を示されたい。また、今後の規制見直しの可能性について、政府の見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出薬剤師の業務規制及び医療職種の人員配置基準等の見直しに関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねの「「四十」という数値基準が定められた経緯、根拠」については、「薬事法施行規則及び薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令の一部改正について」（平成五年四月三十日付け薬発第四一〇号厚生省薬務局長通知。以下「平成五年通知」という。）において、「患者本位の良質な医薬分業を推進するため、薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師の員数の算定方法を、調剤業務により重きを置いた形に改める等現行の薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を定める省令等を見直すものである」としているとおりであり、当該見直し後の薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（昭和三十九年厚生省令第三号）第一条第一項第二号の規定については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第五条第二号の規定に基づき、薬局（医薬品医療機器等法第二条第十二項に規定する薬局をいう。以下同じ。）における薬剤師の業務の実態を踏まえ、また、患者等との対話、薬歴管理、服薬指導、疑義照会などの薬剤師としての業務量を織り込んで、薬局において調剤に従事する薬剤師の員数の最低基準を定めているものである。また、お尋ねの「決定までに要した検討資料」については、保存期間が経過していることなどから、お示しすることは困難である。

一の2について

御指摘の「保健所等による・・・保険指定取消し等の行政処分」の意味するところが明らかではないが、いずれにせよ、都道府県等においては、医薬品医療機器等法等の規定を踏まえながら、薬局開設者に対する薬事監視を行うなど、必要な対応を行っていると承知しており、政府として、お尋ねのような「件数及び詳細」を把握していない。

一の3及び4について

御指摘の「立法趣旨」、「保護法益」及び「減算」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「処方箋一人一日四十枚規制」の「趣旨」については、一の1についてで述べたとおり、平成五年通知において、「患者本位の良質な医薬分業を推進するため、薬局において薬事に関する実務に従事する薬剤師の員数の算定方法を、調剤業務により重きを置いた形に改める」としているとおりであり、また、御指摘の「処方箋受付回数が月二千回、四千回等を超える薬局に対して」の「調剤基本料の減算措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号。以下「特掲診療料基準」という。）第十五第一号（二）イに掲げる「処方箋の受付回数が一月に四千回を超えること」等、同号（二）ロに掲げる「処方箋の受付回数が一月に二千回を超えること」等の「調剤基本料の施設基

準」に基づき算定することを意味するのであれば、この「趣旨」については、平成二十八年二月十日の中央社会保険医療協議会の答申において、「大型門前薬局の評価の適正化のため、医療経済実態調査に基づく薬局の収益状況、医薬品の備蓄等の効率性等も踏まえ、規模の大きい薬局グループであって、特定の保険医療機関に係る処方せんによる調剤の割合が極めて高い等のいわゆる大型門前薬局については、調剤基本料の評価を見直す」とされているとおりである。

二について

御指摘の「医師・看護師・歯科衛生士・診療放射線技師・理学療法士等の医療職種」、「診療報酬上の施設基準、医療法・薬機法その他の法令、省令、通知等」及び「一人当たりの業務量制限」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、例えば、お尋ねの「医師」の「人員配置基準」については、「診療報酬上の施設基準」においては、例えば、令和四年二月九日の中央社会保険医療協議会総会の答申（以下「令和四年答申」という。）において、「術後患者に対する質の高い疼痛管理を推進する観点から、術後疼痛管理チームによる疼痛管理について、新たな評価を行う」とされたことを踏まえ、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号。以下「算定告示」という。）別表第一区分番号Ａ２４２―２に新設された「術後疼痛管理チーム加算（一日につき）」について、基本診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号。以下「基本診療料基準」という。）第八第三十五号の二の二（二）に基づき、「手術後の患者の疼痛管理を行うにつき十分な体制が整備されていること」とし、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和六年三月五日付け保医発〇三〇五第五号厚生労働省保険局医療課長及び歯科医療管理官連名通知）により、「麻酔に従事する常勤の医師」等を配置することとしている。また、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）においては、例えば、病院については、同法第二十一条第一項第一号の規定において、「当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師」を有しなければならないこととされているところ、同号の規定による病院に置くべき医師の員数の標準は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第十九条第一項第一号において、「精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（精神科、耳鼻咽喉科又は眼科については、五）をもつて除した数との和（以下この号において「特定数」という。）が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」と定められている。

お尋ねの「看護師」の「人員配置基準」については、「診療報酬上の施設基準」においては、例えば、令和六年二月十四日の同協議会総会の答申（以下「令和六年答申」という。）において、「高齢者の救急患者をはじめとした急性疾患等の患者に対する適切な入院医療を推進する観点から、高齢者の救急患者等に対して、一定の体制を整えた上でリハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に提供することについて、新たな評価を行う」とされたことを踏まえ、算定告示別表第一区分番号Ａ３０４に規定する「地域包括医療病棟入院料（一日につき）」（以下「地域包括医療病棟入院料（一日につき）」という。）について、基本診療料基準第九第六号の四（一）ロに基づき、「当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする」としている。また、同法においては、例えば、病院については、同法第二十一条第一項第一号の規定において、「当該病院の有する病床の種別に応じ、・・・都道府県の条例で定める員数の看護師」を有しなければならないこととされているところ、同条第三項の規定に基づき、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として、同令第十九条第二項第二号において、「看護師及び准看護師」は、「療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数」と定められている。

お尋ねの「歯科衛生士」の「人員配置基準」については、「診療報酬上の施設基準」においては、例えば、令和六年答申において、「質の高い在宅歯科医療の提供を推進する観点から、歯科訪問診療料の評価を見直すとともに、歯科訪問診療の後方支援等を行う病院について新たな評価を行う」とされたことを踏まえ、算定告示別表第一区分番号Ａ０００に規定する「歯科訪問診療料（一日につき）」等に新設された「在宅療養支援歯科病院」について、特掲診療料基準第三第六号の四（二）に基づき、「歯科衛生士が一名以上配置されていること」としている。また、同法においては、例えば、病院については、同法第二十一条第一項第一号の規定において、「当該病院の有する病床の種別に応じ、・・・都道府県の条例で定める員数の・・・従業者」を有しなければならないこととされているところ、同条第三項の規定に基づき、都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準として、同令第十九条第二項第二号ただし書において、「歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科」においては「看護師及び准看護師」「のうちの適当数を歯科衛生士とすることができる」と定められている。

お尋ねの「診療放射線技師」の「人員配置基準」については、「診療報酬上の施設基準」においては、例えば、令和四年答申において、「安心・安全で質の高い医療の提供を推進する観点から、病院全体の医療安全の一環として行われる、画像診断報告書や病理診断報告書の確認漏れによる診断又は治療開始の遅延を防止する取組について、新たな評価を行う」とされたことを踏まえ、算定告示別表第一区分番号Ａ２３４―５に新設された「報告書管理体制加算（退院時一回）」について、基本診療料基準第八第二十九号の五（四）に基づき、「医療安全対策に係る研修を受けた専任の臨床検査技師又は専任の診療放射線技師等が報告書確認管理者として配置されていること」としている。また、同法においては、例えば、病院については、同法第二十一条第一項第一号の規定において、「当該病院の有する病床の種別に応じ、・・・都道府県の条例で定める員数の・・・従業者」を有

しなければならないこととされているところ、同条第三項の規定に基づき、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準として、診療放射線技師は、同令第十九条第三項第一号において、「病院の実状に応じた適当数」と定められている。

お尋ねの「理学療法士」の「人員配置基準」については、「診療報酬上の施設基準」においては、例えば、令和六年答申において、「高齢者の救急患者をはじめとした急性疾患等の患者に対する適切な入院医療を推進する観点から、高齢者の救急患者等に対して、一定の体制を整えた上でリハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に提供することについて、新たな評価を行う」とされたことを踏まえ、地域包括医療病棟入院料（一日につき）について、基本診療料基準第九第六号の四（一）二に基づき、「当該病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が二名以上配置されていること」としている。また、同法においては、例えば、病院については、同法第二十一条第一項第一号の規定において、「当該病院の有する病床の種別に応じ、・・・都道府県の条例で定める員数の・・・従業者」を有しなければならないこととされているところ、同条第三項の規定に基づき、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準として、理学療法士は、同令第十九条第三項第二号において、「療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数」と定められている。

その上で、例えば、同法第一条の目的規定において、「この法律は、・・・病院・・・の・・・管理に関し必要な事項・・・を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与すること」と定められているところ、御指摘の「医師」等に係るこれらについてのお尋ねの「規定の目的」についても、これと同様であり、また、これらの規定は、令和五年十一月十六日の参議院厚生労働委員会において、政府参考人が「衛生規制として医療機関が有するべき最低限の人員の基準を示したもの」と答弁しているとおりである。

三について

御指摘の「「一人当たりの業務量上限」等の各種規制」の具体的に指し示す範囲が明らかではないが、例えば、御指摘の「処方箋一人一日四十枚規制」については、必ずしも御指摘のような「医療の効率化・省力化に対する制約」とは考えていないところ、いずれにせよ、「規制改革実施計画」（令和四年六月七日閣議決定）において、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令・・・に規定する薬局において配置が必要な薬剤師の員数に関する規制について、調剤業務の機械化や技術発展による安全性及び効率性の向上を踏まえ、薬剤師の対人業務を強化する観点から、規制の在り方の見直しに向け、課題を整理する」とされたことを踏まえ、厚生労働省医薬・生活衛生局長（当時）が参集を求めて開催していた、薬剤師の業務等に関する専門的知見を有する有識者により構成される「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ」が令和四年七月に取りまとめた「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループとりまとめ～薬剤師が地域で活躍するためのアクションプラン～」において、「現状の診療報酬の体系が処方箋受付時の評価が中心であることを踏まえれば、単純に四十枚規制を撤廃又は緩和すると、処方箋の応需枚数を増やすために、処方箋受付時の対人業務（服薬指導等）が軽視される危険性がある。・・・このため、処方箋の四十枚規制の見直しを検討する場合は、厚生労働省においては、診療報酬における評価等も含めて、対人業務の充実の方向性に逆行しないように慎重に行うべきである」等とされているところであり、これらを踏まえ、厚生労働省において、引き続き、必要な検討を進めてまいりたい。

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月二十日　　浜田　聡

参議院議長　関口　昌一殿

高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問主意書

私が提出した「高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する質問主意書」（第二百十七回国会質問第九二号）に対する答弁書（内閣参質二一七第九二号。以下「答弁書」という。）において、高額療養費制度の見直し、特に、現役世代に対する自己負担上限額の引上げに関する改革工程、試算根拠、制度見直しによる影響推計並びに再分配効果の把握に関して、極めて不明確かつ整合性に欠ける答弁がなされている。

政府は「現時点で具体的にお答えすることは困難である」、「「学術的なエビデンス」の意味するところが必ずしも明らかではない」、「「推計したもの」ではない」、「「乖離はどの程度であったか」とのお尋ねについてお答えすることは困難である」などと繰り返し答弁しているが、これらの答弁は政策の信頼性と正当性を著しく損なうものであり、法治国家における説明責任を果たしているとは言い難い。特に、当該制度改正によって直接的な負担増となる中間所得層や就労世帯に対する財政影響、再分配の結果及び制度的整合性の検証を行わないまま、財政効果や制度改革の必要性のみを根拠に負担増を進めることは、政策形成過程の適正性を大きく損なうと考える。

以上を踏まえて、以下質問する。

一　改革工程及び検討状況に関する再確認について

答弁書の「二について」において、政府は「「現時点の検討状況」及び「今後の検討スケジュール」については、現時点で具体的にお答えすることは困難である」と答弁しているが、このような姿勢は行政計画として不適切であると考える。現在検討中の項目、主要論点、検討体制（所管部局及び構成）及び次回の公表予定時期を最低限明示すべきと考えるが、前記事項の明示が不可能である理由を具体的に示されたい。

二　「長瀬効果」に関する説明責任について

1　答弁書の「三の1及び2について」において、政府は「長瀬効果」について「「学術的なエビデンス」の意味するところが必ずしも明らかではない」と答弁している。「長瀬効果」の概念が政策根拠として用いられてきた経緯、定義、数式及び根拠文書の所在を明示されたい。

2　「長瀬効果」は、どのような理論的前提又は実証分析に基づいて導出されたものか、明確に説明されたい。

3　「長瀬効果」について、学会・研究機関での使用実績、査読付き論文での引用例等が確認できない場合、行政による恣意的な用語創出であると評価せざるを得ない。「長瀬効果」の政策根拠としての正当性の検証体制が政府内に存在するか明示されたい。

4　「長瀬効果」が示すとされる医療費自己負担と受診行動との関係性について、医療経済学上のエビデンスレベル（例：観察研究・自然実験・ＲＣＴ・システマティックレビュー等の区分）を明らかにされたい。その上で、米国のRAND Health Insurance Experiment（一九七〇年代以降）や、ＯＥＣＤ諸国における医療費の価格感応度研究等との整合性・一貫性に係る分析方法について、政府の見解を示されたい。

三　推計と実績の乖離に関する検証責任について

1　答弁書の「三の3について」において、政府は「乖離はどの程度であったか」とのお尋ねについてお答えすることは困難である」と答弁している。巨額の公的資源を伴う制度設計において、推計と実績の照合と再評価が行われていないとすれば、政策形成の信頼性が根底から揺らぐと考えるが、政府の見解を示されたい。

2　前記三の1について、「どの推計がどの時期に用いられ、どのような乖離が生じたか」、「乖離要因の分析を行ったか」等、検証努力及び記録（報告書、議事録等）の有無を示されたい。ある場合、当該詳細を全て示されたい。

四　「試算」と「推計」の用語不整合について

答弁書の「四の1について」では、二千二百七十億円の削減効果についての質問に対し、「「推計したもの」ではない」と答弁しているが、質問で引用した資料中には「推計」という文言が使用されている。この用語の不整合について、政府内における用語の定義基準及び文書審査体制の有無を明らかにされたい。

五　引上げ率の算出根拠の不整合について

1　所得階層別の引上げ率の設定に当たり、平均賃金伸び率を根拠とするケース（十％）と年金改定率を根拠とするケース（二・七％）が混在しているが、異なる指標を適用した理由を示されたい。

2　前記五の1について、いずれの伸び率についても一貫して十年間の実績伸び率を採用しない理由を、政策的合理性を含め説明されたい。

3　前記五の1について、所得階層別の引上げ率の設定に当たり、それぞれの数値の伸び率はどのような経済モデル・所得分布・再分配効果分析に基づいて妥当とされたのか、具体的な数値根拠・シミュレーション手法・使用データを示されたい。

六　所得区分別の支給額等を「把握していない」とする答弁について

1　答弁書の「六の1及び2の前段について」において、政府は「「所得区分別」の支給額は（中略）網羅的にお示しすることは困難である」と答弁している。所得区分別の支給額を把握していないことは財政再分配効果の評価や政策のターゲティングにおいて重大な欠陥があることを意味すると考えるが、政府の見解を示されたい。

2　各階層別の支給実態・受給者分布等を把握していないとすれば、制度設計の前提が破綻していると考えるが、政府の見解を示されたい。

七　総括的見解について

前記のように、改革工程は不透明、政策根拠は不明確、用語の整合性が欠如し、負担の分布実態さえ把握していない状況において、国民に新たな財政負担を求める制度改正を進めることは、政策形成の正当性を著しく損なうものであると考えるが、政府の総括的見解を示されたい。

質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内の答弁となっても私としては差し支えない。

右質問する。

令和七年七月一日

内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員浜田聡君提出高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出高額療養費自己負担上限額引上げの優先度に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、先の質問主意書（令和七年四月八日提出質問第九二号。以下「前回質問主意書」という。）二でお尋ねのあった「薬剤保険給付の在り方の見直し」に関する質問と解すれば、先の答弁書（令和七年四月十八日内閣参質二一七第九二号。以下「前回答弁書」という。）二についてにおいては、御指摘の「主要論点」等の設定も含め、今後具体的な検討を進めていくこととしていたことから、「現時点の検討状況」及び「今後の検討スケジュール」については、現時点で具体的にお答えすることは困難である」と答弁したものである。

二の1及び2について

お尋ねの「政策根拠として用いられてきた経緯」については、例えば、令和六年四月二日の参議院厚生労働委員会において、武見厚生労働大臣（当時）が「学術的にも、長瀬式に代わる計算式や分析手法が提示されているわけではございません。」と答弁しているとおりである。

お尋ねの「定義」及び「どのような理論的前提又は実証分析に基づいて導出されたものか」については、前回答弁書三の1及び2についてで述べたとおりである。

お尋ねの「数式」については、平成二十三年十一月九日に開催された第四十八回社会保障審議会医療保険部会の資料五「高額療養費の見直しと受診時定額負担について」において、「医療費水準ｙを給付率ｘの関数として示す式（長瀬式）」として、「一般制度」については「$y=0.475x^2+0.525$」、「老人保健」については「$y=0.499x^2+0.501$」と示しているとおりである。

お尋ねの「根拠文書の所在」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「長瀬効果」は、長瀬恒藏著「傷病統計論」において示された研究に基づき、同資料に記載の「一般制度では平成九年九月改正の実績、老人保健は昭和五十八年二月改正～平成九年九月改正の実績」から推定したものである。

二の3について

お尋ねの「「長瀬効果」の政策根拠としての正当性の検証」については、厚生労働省において、例えば、令和五年九月二十九日に開催された第百六十八回社会保障審議会医療保険部会の資料五「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しの影響について」、令和六年八月三十日に開催された第百八十一回同部会の資料二「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直しの影響について」等により、患者負担の見直しの影響について、制度改正に向けた検討において試算した「長瀬効果」と実際に観測された「長瀬効果」とを比較することを通じて行っているところである。

二の4の前段について

御指摘の「医療経済学上のエビデンスレベル」については、例えば、令和七年二月二十一日の

衆議院予算委員会において、福岡厚生労働大臣が「長瀬効果の金額につきましては、個々の医療や見直しの内容を踏まえて分析されるものではなく、実効給付率が変化した場合に経験的に得られている計算式に機械的に当てはめて、単純に医療費の増減効果を試算したものです。」と答弁しているとおりである。

二の4の後段について

御指摘のように欧米諸国においては様々な研究等があるものと承知しているが、例えば、令和六年三月五日の参議院予算委員会において、武見厚生労働大臣（当時）が「ランド実験、これ物すごく面白い実験ですけれども、千九百七十一年から千九百八十二年までの間に、大体五つぐらいのグループで負担の割合を分けて、それでそれぞれについての受診行動を測定しています。それによって、その負担を増やせば確実に受診行動に影響が及ぼされて、それによってその受診が抑制されるということもはっきりそこの中で数字が出ております。しかし、問題は、日本は既にもう皆保険制度ができていて、そこで一定の負担の中で実際に受診行動というものが既に形成されている中で、そう簡単にそのランドの実験を日本の場合に当てはめて比較分析するということは実はかなり難しい」と答弁しているとおりであり、また、その他の研究等に関しても、同年四月二日の参議院厚生労働委員会において、同大臣（当時）が「学術的にも、長瀬式に代わる計算式や分析手法が提示されているわけではございません。」と答弁しているとおりであり、御指摘のような「整合性・一貫性」において問題が生ずるものではないと考えている。

三について

二で御指摘の「長瀬効果」については、二の3についてでお答えしたとおり、窓口負担割合の見直しの影響について、御指摘のように「推計と実績」の「検証」を行ってきており、また、令和六年四月二日の参議院厚生労働委員会において、武見厚生労働大臣（当時）が「学術的にも、長瀬式に代わる計算式や分析手法が提示されているわけではございません。」と答弁しているとおりであり、御指摘のように、特定の「検証」をしていないことのみをもって、「政策形成の信頼性が根底から揺らぐ」とは考えていない。

四について

お尋ねについては、御指摘の「質問で引用した資料中」では、「高額療養費見直しによる財政影響と保険料軽減効果」を「推計」している旨示した一方で、前回答弁書四の1についてにおいては、前回質問主意書四の1でお尋ねのように「金銭的な理由による受診抑制」を「推計したもの」ではない旨答弁したものであり、「用語の不整合」との御指摘は当たらない。

五の1及び2について

お尋ねについては、前回答弁書四の2の前段についてで述べたとおり、令和七年一月二十三日に開催された第百九十二回社会保障審議会医療保険部会の資料二「高額療養費制度の見直しについて」（以下「令和七年一月二十三日医療保険部会資料二」という。）において、「平均的な収入を超える所得区分については、平均的な引き上げ率よりも高い率で引き上げる一方で、平均的な収入を下回る所得区分の引き上げ率は緩和するなど、所得が低い方に対して一定の配慮を行う。」と示した考え方について、同部会において確認された上で、この考え方に基づき、令和七年一月二十三日医療保険部会資料二において、「十パーセント」については「前回見直しを行った約十年前からの平均給与の伸び率が約九・五～約十二パーセントであることを踏まえ、平均的な所得層の引き上げ幅を十パーセントに設定。」と、「二・七パーセント」については「引き上げ率は年金改定率と同じ」と示したとおり、設定したものである。

五の3について

お尋ねの趣旨が明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「所得階層別の引上げ率の設定」に当たっては、五の1及び2についてでお答えしたとおり、社会保障審議会医療保険部会において確認された考え方に基づき、設定したものである。

六について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、御指摘の「所得区分別の支給額」については、前回答弁書六の1及び2の前段についてにおいて、後期高齢者医療制度に係るものについてお答えしたところであり、また、令和七年一月二十三日医療保険部会資料二においては、「所得区分別」に「現行制度における高額療養費の受給者数」を示しているところであり、さらに、令和七年三月十四日の衆議院厚生労働委員会において、福岡厚生労働大臣が「今回の見直しに向けた議論の過程では、様々な立場の有識者で構成される専門の審議会医療保険部会におきまして、データ等に基づき四回の議論を行って決定をさせていただきました。」と答弁しているとおり、社会保障審議会医療保険部会において、複数のデータに基づき議論を行っていることから、特定のデータを把握していないことのみをもって、御指摘のように「重大な欠陥がある」及び「制度設計の前提が破綻している」ことになるとは考えていない。

七について

御指摘のように「改革工程は不透明、政策根拠は不明確、用語の整合性が欠如し、負担の分布実態さえ把握していない状況」にあるとは考えておらず、したがって、御指摘のように「政策形成の正当性を著しく損なうものである」とは考えていない。

いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのＳＯＳ

相談窓口の乱立問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和七年六月二十日

牧山ひろえ

参議院議長　関口　昌一殿

いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのＳＯＳ相談窓口の乱立問題に関する質問主意書

いじめや虐待を始めとする多くの問題に苦しむ子どもたちからのＳＯＳが省庁の縦割り行政から生じる窓口の乱立により「漏れなく適切に捕捉されていない」懸念があることから、以下質問する。

一　現状の窓口・実態把握

1　いじめ・虐待等のＳＯＳを受け付ける可能性のある国レベルの主要な窓口（例：文部科学省（二十四時間子供ＳＯＳダイヤル等）、こども家庭庁（児童相談所虐待対応ダイヤル一八九等）、警察（#九一一〇等）、その他関係機関）を全て列挙し、それぞれの管轄省庁、設置根拠、年間相談件数、通告件数、重複対応件数の直近三年間の推移を明らかにされたい。

2　前記窓口間における情報共有システムの有無、具体的な共有方法（様式、頻度、対象情報）及び共有上の課題について具体的に説明されたい。また、地方自治体レベルの窓口と国の窓口間における同様の課題について説明されたい。

二　縦割りによる捕捉漏れ・対応遅延の懸念

1　省庁間の連携不足や窓口の乱立が、ＳＯＳの「捕捉漏れ」（どの窓口にもつながらない又はつながりにくい）や「対応の遅延・たらい回し」を引き起こしている具体的事例（自治体報告、第三者委員会報告等に基づくもの）は存在するか示されたい。存在する場合、その内容と件数（可能な範囲）を明らかにされたい。

2　複数の窓口にまたがる事案（例：家庭内での虐待やネグレクトが、学校でのいじめに発展）において、省庁間で責任の所在が不明確となり、対応が停滞した事例は存在するか示されたい。存在する場合、その内容と件数を明らかにされたい。

三　子ども・保護者視点の混乱

子どもや保護者にとって、状況に応じて適切な窓口を選択することが困難であるとの指摘がある。政府は「窓口選択の困難さ」がＳＯＳ発信の障壁になっていることを認識しているか示されたい。認識している場合、その実態把握のための調査結果又は分析内容を示されたい。

四　制度改善への取組と見解

省庁の縦割りを超えた、より統合的でシームレスなＳＯＳ対応システム（例：窓口の物理的・機能的一元化、強力な情報共有プラットフォームの構築、総合調整機関の設置等）を構築する必要性について、政府の見解を示されたい。

五　子どものＳＯＳの漏れのない捕捉

1　特に、子どもが適切なＳＯＳの窓口を選べていないところが、ＳＯＳの捕捉漏れの要因になっている可能性はないか、政府の見解を示されたい。

2　前記五の1の原因として、現在の電話を始めとするＳＯＳにおいて幼い子どもが覚えにくい番号であることが考えられる。その影響について、政府はどのように考えるか示されたい。

3　国も自治体も関係なく、子どもの問題に関してのあらゆる相談やレスキューの窓口となる統一した番号を創設すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

4　前記五の3の窓口の番号については、「一二三」や「一一一」のように、幼い子どもでも簡単に覚えやすい番号とすべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

令和七年七月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

参議院議長　関口　昌一殿

参議院議員牧山ひろえ君提出いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのＳＯＳ相談窓口の乱立問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員牧山ひろえ君提出いじめ・虐待等に苦しむ子どもたちのＳＯＳ相談窓口の乱立問題に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「いじめ・虐待等のＳＯＳを受け付ける可能性のある国レベルの主要な窓口」の具体的に指し示す範囲が明らかではないため、網羅的にお答えすることは困難であり、また、お尋ねの「設置根拠」及び「年間相談件数、通告件数」の意味するところが必ずしも明らかではないが、これらを設置目的及び相談窓口への入電数（相談窓口に発信された電話のうち、呼出音中に発信者が電話を切るなどにより正常につながらなかった電話を除いた入電数をいう。以下同じ。）と解してお答えすると、例えば、御指摘の「二十四時間子供ＳＯＳダイヤル」については、文部科学省が所管し、いじめや学校、家族等に関する悩みを相談できるよう、各都道府県教育委員会及び各政令指定都市教育委員会（以下「各教育委員会」という。）に設置されているものであり、相談窓口への入電数は、把握している直近三年間で、令和四年度が十万三千二百六十五件、令和五年度が十万三百三十三件、令和六年度が九万四千百五十四件である。また、御指摘の「児童相談所虐待対応ダイヤル一八九」については、こども家庭庁が所管し、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者が児童相談所に速やかに通告できるようにするとともに、保護者が子育てに関する相談等ができるよう、各児童相談所に設置されているものであり、相談窓口への入電数は、把握している直近三年間で、令和三年度が八万七百三件、令和四年度が七万五千五百八十八件、令和五年度が七万千四百五十八件となっている。さらに、御指摘の「#九一一〇」については、警察庁が所管し、国民から寄せられる各種相談に対応できるよう、各都道府県警察本部の総合窓口に設置されているものであり、相談窓口への入電数は把握していない。また、お尋ねの「重複対応件数」については把握していない。

一の2について

お尋ねのような「情報共有システム」はないが、情報の「具体的な共有」については、例えば、一の1についてで挙げた各教育委員会及び各児童相談所において、両者の間や、市町村等の関係機関との間で、受け付けた事案について、必要に応じて情報共有等が行われているものと承知しており、また、お尋ねの「共有上の課題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、日頃から関係機関との連携を密にし、必要な情報共有が図られる関係の構築を進めていくことが重要であると考えている。また、お尋ねの「地方自治体レベルの窓口と国の窓口間における同様の課題」の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、一の1についてで挙げた「児童相談所虐待対応ダイヤル一八九」を受け付ける各児童相談所とこども家庭庁との間においては、例えば、同庁において児童相談所から児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）等に係る照会等があれば、その内容に応じて必要な助言や情報提供を行っているところであり、今後とも、適切に対応していくこととしている。

二について

お尋ねのような「具体的事例」及び「省庁間で責任の所在が不明確となり、対応が停滞した事例」は把握していない。

三について

御指摘のような「指摘」があることは承知しており、御指摘のように「障壁になっている」可能性もあるところ、こうした課題も含め、例えば、令和七年四月八日の衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会において、三原内閣府特命担当大臣（こども政策　少子化対策　若者活躍　男女共同参画）が「昨年十一月にこども家庭庁内にこどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチームを発足いたしまして、悩みを打ち明けられる環境づくりの課題、大人に求められる対応、そうしたことを明らかにするため、支援団体等との積極的な意見交換も重ねているところでございます。令和七年度以降も、引き続きプロジェクトチームにおいて幅広く実態把握を行っていく」と答弁しているとおり、こども家庭庁内に同庁職員をメンバーとする「こどもの悩みを受け止める場に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ、実態把握等を行っていくこととしているところ、同庁が令和七年五月二十三日に公表した「こどもの悩みに寄り添える社会に向けて（中間

報告）」（以下「中間報告」という。）において、「令和七年度以降も、こどもの悩み相談に関する国内外の先行研究（文献・調査）を収集し、効果や課題等を整理するなどの取組を進めるとともに、・・・更なる実態の把握・・・を行っていきます」としており、引き続き、同庁において、これに基づき、こども（こども基本法（令和四年法律第七十七号）第二条第一項に規定するこどもをいう。以下同じ。）の悩みを受け止める際の実態の把握を行い、これを踏まえ、必要な取組を行ってまいりたい。

四について

御指摘の「より統合的でシームレスなＳＯＳ対応システム」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、一の2についてで述べたとおり、例えば、一についてで挙げた各教育委員会及び各児童相談所において、両者の間や、市町村等の関係機関との間で、受け付けた事案について、必要に応じて情報共有が行われているものと承知しているところ、例えば、日頃から関係機関との連携を密にし、必要な情報共有が図られる関係の構築を進めていくことが重要であると考えている。

五の1及び2について

お尋ねの「可能性」及び「その影響」の可能性もあると考えており、こども家庭庁では、三についてで述べた実態把握を行うとともに、多様な主体が設置する相談窓口等の周知も含めた、こどもの悩みの受け止め方に関する広報活動に取り組んでまいりたい。

五の3及び4について

お尋ねについては、中間報告において、こどもが悩みや不安を相談したい相手は「こどもによって希望は様々」であること等から、こどもが安心して悩みを打ち明けられる環境を作るためには「こどもが頼ることができる先を、・・・こどもが選べるようにすることが必要」であり、「こどもが頼ることができる先があることをこどもに知ってもらうことが重要」としているとおり、こどもがそれぞれの希望に応じて相談先を選択することができるよう、多様な相談窓口が存在することが必要であると考えており、御指摘のように「統一した番号を創設すべき」とは考えていない。

審査報告書

令和五年度一般会計歳入歳出決算、令和五年度特別会計歳入歳出決算、令和五年度国税収納金整理資金受払計算書、令和五年度政府関係機関決算書（継続案件）

令和五年度国有財産増減及び現在額総計算書（継続案件）

令和五年度国有財産無償貸付状況総計算書（継続案件）

右については、審査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

決算委員長　佐藤　信秋

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、令和五年度決算外二件に関し、第二百十六回国会開会中、その概要説明及び検査報告の概要説明を聴取したほか、鋭意資料の収集に努めた。

また、同国会閉会後も引き続き鋭意資料の収集等に努めたが、審査を終了するに至らなかった。

調査報告書

内閣の重要政策及び警察等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

内閣委員長　和田　政宗

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、保育の質の確保に向けた保育士の処遇改善、実質賃金増に向けた官公需発注の適正化、いわゆる「闇バイト」対策、日本学術会議会員の任命、外国人等による土地取得に係る規制の在り方、安定的な皇位継承、学童保育指導員の処遇改善、水俣病の被害者の救済等について、林国務大臣、三原国務大臣、赤澤国務大臣、坂井国家公安委員会委員長、城内内閣府特命担当大臣、平国務大臣、中田環境副大臣、今井内閣府大臣政務官、金城文部科学大臣政務官、吉田厚生労働大臣政務官、高見国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。また、一般職の職員の給与についての報告及び勧告等について川本人事院総裁から説明を聴取した。

閉会後は、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

総務委員長　宮崎　勝

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の一環として、第二百十六回国会開会中において、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について村上総務大臣から説明を聴取するとともに、村上総務大臣、冨樫総務副大臣、阿達総務副大臣、穂坂デジタル副大臣、仁木厚生労働副大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事山名啓雄君に対し質疑を行った。

また、同国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

法務及び司法行政等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

法務委員長　若松　謙維

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中において、法務及び司法行政等に関する調査に関し、袴田事件再審公判、選択的夫婦別氏制度、調停委員の任命、保護司制度、ＬＧＢＴ施策、一方の親による子の連れ去り、技能実習制度、法務大臣の指揮権等について鈴木法務大臣、友納内閣府大臣政務官、東財務大臣政務官、安藤厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所長官代理者に対し質疑を行った。

閉会後においても、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、本件調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

外交、防衛等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

外交防衛委員長　小野田紀美

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、外交、防衛等に関し、防衛力の整備、日米関係、核兵器禁止条約、ＯＤＡ、日中関係、尖閣諸島をめぐる問題、ベラルーシにおける邦人拘束事案、米兵による犯罪等の諸問題について、中谷防衛大臣、岩屋外務大臣、青木内閣官房副長官、野中文部科学副大臣、仁木厚生労働副大臣、古川国土交通副大臣、友納内閣府大臣政務官、土田財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

次いで、閉会後においては、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

財政及び金融等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

財政金融委員長　三宅　伸吾

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、財政政策の評価に関する件、災害対応税制に関する件、金融機関の不祥事に関する件、サステナビリティ情報の開示に関する件、金融犯罪への対応に関する件、賃金と物価の好循環に関する件、政府債務残高と財政再建に関する件、財政制度等審議会の建議に関する件、デフレ脱却と成長型経済に関する件等について、加藤国務大臣、笹川農林水産副大臣、横山財務副大臣、吉田厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人に対し質疑を行ったほか、各種調査資料の収集に努めた。

閉会後においても、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

文教科学委員長　堂故　茂

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中において、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査に関し、我が国の研究力の強化、技術者育成への支援、科学研究費助成事業の予算増額、平和教育の充実、養護教諭等の業務対応、教職員の精神疾患による病気休職、高校無償化等に係る所得制限、教職調整額の見直し、明治神宮外苑の再開発、在外教育施設におけるハラスメント対策等の諸問題について、あべ文部科学大臣、武部文部科学副大臣、土田財務大臣政務官、政府参考人及び参考人に対して質疑を行った。

閉会後においても、引き続き資料の収集等を行ったが、本調査はその対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

社会保障及び労働問題等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

厚生労働委員長　比嘉奈津美

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中において、社会保障及び労働問題等に関する調査に関し、感染症対策、介護報酬、介護保険制度、生活保護制度、障害者支援策、精神保健医療福祉施策、公的年金制度、賃上げ促進、非正規雇用労働者問題、旧朝鮮半島出身労働者等の遺骨等の諸問題について、厚生労働大臣、厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

右のほか、閉会後においても、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

農林水産に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

農林水産委員長　舞立　昇治

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、畜産物等の価格安定等に関し、農林水産大臣、農林水産副大臣、農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行うとともに、「畜産物価格等に関する決議」を行った。

このほか、食料自給率、能登半島地震等による農林水産関係被害への対策、合理的な価格形成、米・水田農業政策、直接支払い制度、新規就農施策、水産業の振興施策等に関し、農林水産大臣、農林水産副大臣、農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

右のほか、開会中及び閉会後、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

経済産業委員長　牧山ひろえ

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、災害復旧・復興の取組、半導体産業に対する取組、価格転嫁対策、高等学校卒業者の求人、二〇二五年大阪・関西万博、卸電力市場における相場操縦、地球温暖化対策を通じた産業競争力の強化等の諸問題について、武藤国務大臣、経済産業副大臣、内閣府副大臣、国土交通大臣政務官、公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

右のほか、開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国土の整備、交通政策の推進等に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

国土交通委員長　小西　洋之

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、国土交通行政等の諸施策に関する件について中野国務大臣から説明を聴取したほか、リニア中央新幹線の整備に関する件、自動車関係諸税の在り方に関する件、半島の防災及び振興対策の強化に関する件、空き家の現状と対策に関する件、北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の整備に関する件、自動車整備士をめぐる諸課題に関する件、建設業就業者の処遇改善に関する件、車椅子使用者のバス利用に関する件等について中野国土交通大臣、高橋国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

環境及び公害問題に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

環境委員長　青山　繁晴

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、環境及び公害問題に関する調査に関し、気候変動対策における日本の貢献の在り方、令和六年能登半島地震被災地域の創造的復興、水俣病の被害者の救済、太陽光パネルの処分問題、動物愛護管理の取組、パンデミックワクチン製造用ウイルス株のカルタヘナ法上の取扱い、科学的知見に基づくＰＦＡＳの規制強化、原子力防災に係る避難計画、学校施設の断熱改修の促進等について浅尾環境大臣、小林環境副大臣、武部文部科学副大臣、五十嵐環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

閉会後においては、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

予算の執行状況に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

予算委員長　櫻井　充

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中において、予算の執行状況に関する件について、石破内閣総理大臣、関係各大臣、関係副大臣及び関係大臣政務官等に対し質疑を行った。

また、開会中及び閉会後において、財政、金融、経済動向に関する資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

決算委員長　佐藤　信秋

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、第二百十六回国会開会中、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告について、会計検査院長から説明を聴取したほか、鋭意資料の収集に努めた。

また、同国会閉会後も引き続き鋭意資料の収集を行う等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

行政監視委員長　福島みずほ

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中及び閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

災害対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

災害対策特別委員長　塩田　博昭

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、令和六年能登半島地震等を踏まえた事前防災の在り方に関する件、避難所の生活環境の改善に関する件、防災庁設置に向けた検討に関する件、令和六年能登半島地震等により被災した上下水道の復旧・復興の在り方に関する件、豪雨被害等に対する迅速な災害復旧事業の促進に関する件、令和六年能登半島地震等の被災者の生活再建支援に関する件等について坂井国務大臣、赤澤国務大臣、土田財務大臣政務官、国定国土交通大臣政務官、勝目環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

政府開発援助等及び沖縄・北方問題に関する特別委員長　石井　浩郎

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中及び閉会後において、政府開発援助等及び沖縄・北方問題対策樹立に関する調査に関し、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

政治改革に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

政治改革に関する特別委員長　豊田　俊郎

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　松下　新平

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関し、北朝鮮をめぐる最近の状況について岩屋外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について林国務大臣からそれぞれ説明を聴取し、拉致問題の啓発・広報、拉致問題への取組、日朝交渉、拉致問題解決に向けた国際的連携、北朝鮮向けラジオ放送等の諸問題について、岩屋外務大臣、林国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

次いで、閉会後においては、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

地方創生及びデジタル社会の形成等に関しての総合的な対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長　山田　太郎

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、地方創生及びデジタル社会の形成等の諸施策について伊東国務大臣及び平国務大臣から発言を聴取した後、地方創生に係る政府の取組と課題、マイナ保険証の利用促進、マイナンバーカードの普及及び利活用の推進、新しい地方経済・生活環境創生交付金の対象等について、伊東国務大臣、平デジタル大臣、仁木厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

閉会後は、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

消費者問題に関する特別委員長　石井　章

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、脱毛エステの倒産トラブル、公益通報者保護制度、たばこによる健康被害の防止、一般社団法人による美容医療クリニックの実態、カスタマーハラスメント対策、消費者庁の基本姿勢等について伊東内閣府特命担当大臣、横山財務副大臣、鰐淵厚生労働副大臣、仁木厚生労働副大臣、今井内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。また、消費者安全法第十三条第四項の規定に基づく令和五年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について伊東内閣府特命担当大臣から説明を聴取した。

閉会後は、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

東日本大震災復興の総合的対策に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

東日本大震災復興特別委員長　小沢　雅仁

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十六回国会開会中、東日本大震災復興の総合的対策に関する件について伊藤復興大臣から発言を聴取したほか、東日本大震災復興の総合的対策に関する件について伊藤復興大臣、浅尾環境大臣、あべ文部科学大臣、武藤経済産業大臣、城内内閣府特命担当大臣、村上総務大臣、穂坂内閣府副大臣、鈴木復興副大臣、滝波農林水産副大臣、瀬戸内閣府副大臣、輿水復興副大臣、仁木厚生労働副大臣、赤松文部科学大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人に対し質疑を行った。

閉会後において、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

外交・安全保障に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

外交・安全保障に関する調査会長　猪口　邦子

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本調査会は、第二百十六回国会開会中及び閉会後において、資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国民生活・経済及び地方に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

国民生活・経済及び地方に関する調査会長　福山　哲郎

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本調査会は、第二百十六回国会開会中及び閉会後において、国民生活・経済及び地方に関する資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査（継続事件）

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年一月二十三日

資源エネルギー・持続可能社会に関する調査会長　宮沢　洋一

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本調査会は、第二百十六回国会開会中及び閉会後において、原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する資料の収集等に努めたが、本調査は長期的かつ総合的に行う必要があるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

財政及び金融等に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年六月二十一日

財政金融委員長　三宅　伸吾

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、財政政策等の基本施策及び金融行政について加藤国務大臣より所信を聴取し、借換債発行をめぐる現状認識、ＡＩ活用の進展を踏まえた金融犯罪に対する金融庁及び警察庁の対応状況、輸出物品販売場制度の悪用事例と当該制度の改正の概要等の諸問題について、加藤国務大臣、瀬戸内閣府副大臣、政府参考人及び参考人に対し質疑を行った。また、令和五年十二月、令和六年六月及び十二月に提出された金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告についてそれぞれ加藤内閣府特命担当大臣より説明を聴取し、同件、指定金融機関の公金収納事務等に関する件、金融機関の破綻処理態勢に関する件、スルガ銀行の不正融資問題に関する件、社会保障関係費の在り方に関する件、金融機関の気候変動問題への対応に関する件、学校法人森友学園に係る文書開示に関する件、資産運用立国の実現に関する件、米国の関税政策に関する件、中小企業の賃上げに関する件、消費税をめぐる諸課題に関する件、Ｇ７財務大臣・中央銀行総裁会議に関する件、いわき信用組合の不正事案に関する件、金融犯罪への対応に関する件、消費税の減税に関する件、郵政民営化に関する件等について、加藤国務大臣、横山財務副大臣、高村法務副大臣、吉田厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人に対し質疑を行った。次いで、令和五年十二月及び令和六年六月に提出された日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書についてそれぞれ植田日本銀行総裁、横山財務副大臣、政府参考人及び参考人に対し質疑を行った。さらに、消費税のインボイス制度に関する件、日本銀行の物価安定目標に関する件、スルガ銀行の不正融資問題に関する件、納税者支援調整官に関する件、少子化対策等に係る予算に関する件、賃上げを起点とした成長型経済の実現に関する件等について、加藤国務大臣、友納内閣府大臣政務官、金城文部科学大臣政務官、政府参考人及び参考人に対し質疑を行ったほか、各種調査資料の収集に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家の基本政策に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年六月二十一日

国家基本政策委員長　浅田　均

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中において、国家の基本政策に関する調査に関し、国家基本政策委員会合同審査会を開き、石破内閣総理大臣と討議を行った。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年六月二十一日

決算委員長　片山さつき

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、第二百十七回国会開会中、国会法第百五条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告及び会計検査院法第三十条の二の規定に基づく報告について、会計検査院長から説明を聴取するとともに、国会法第百五条の規定に基づき会計検査院に対し、就職氷河期世代支援施策の実施状況等について検査要請を行った。そのほか、鋭意資料の収集を行う等調査を進めてきたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年六月二十一日

行政監視委員長　福島みずほ

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、国と地方の行政の役割分担に関する件について参考人から意見を聴取し、質疑を行うとともに、関係各大臣、関係各副大臣、関係各大臣政務官及び政府参

考人に対し質疑を行った。また、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について総務大臣から説明を聴取し、関係大臣、関係各副大臣、関係各大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

また、行政評価・行政相談及び更生保護に関する実情調査のため、埼玉県において関東管区行政評価局及びさいたま保護観察所の視察を行った。

なお、六月四日、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査報告書（行政監視の実施の状況等に関する報告書）を議長に提出するとともに、同月十三日、議院の会議において委員長が報告を行った。

右のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

政治改革に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年六月二十一日

政治改革に関する特別委員長　豊田　俊郎

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中において、第五十回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締状況に関する件について、村上総務大臣及び政府参考人から報告を聴取するとともに、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年六月二十一日

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長　松下　新平

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関し、北朝鮮をめぐる最近の状況について岩屋外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について林国務大臣からそれぞれ説明を聴取し、拉致問題解決に向けた国際的連携、トランプ米政権の北朝鮮政策、拉致問題の啓発・広報、拉致問題への取組、拉致被害者の認定、北朝鮮に対する我が国の制裁措置、北朝鮮向けラジオ放送等の諸問題について、岩屋外務大臣、林国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行うとともに、資料の収集等に努めたが、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

地方創生及びデジタル社会の形成等に関しての総合的な対策樹立に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年六月二十一日

地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員長　山田　太郎

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、地方創生及びデジタル社会の形成等の基本施策について伊東国務大臣及び平国務大臣から所信を聴取した後、平デジタル大臣、伊東国務大臣、穂坂副大臣、冨樫総務副大臣、古川国土交通副大臣、政府参考人、衆議院事務局当局及び参議院事務局当局に対し質疑を行った。また、地方創生における郵便局の活用、地方創生伴走支援制度の取組、ライドシェアの推進、大学間連携の推進、移動診療車によるオンライン診療、タクシー等配車アプリ等について、伊東国務大臣、平デジタル大臣、古川国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

右のほか、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年六月二十一日

消費者問題に関する特別委員長　石井　章

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、消費者行政の基本施策について伊東内閣府特命担当大臣から所信を聴取した後、伊東内閣府特命担当大臣、今井内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

右のほか、資料の収集等に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。

調査報告書

東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

右の件については、調査を終わらなかった。

よって経過の概要を添えて報告する。

令和七年六月二十一日

東日本大震災復興特別委員長　小沢　雅仁

参議院議長　関口　昌一殿

経過の概要

本委員会は、第二百十七回国会開会中、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、岩手県及び福島県に委員派遣を行い、派遣委員から報告を聴取するとともに、東日本大震災復興の基本施策に関する件について伊藤復興大臣から所信を、令和七年度復興庁関係予算に関する件について鈴木復興副大臣から説明をそれぞれ聴取し、東日本大震災復興の基本施策に関する件について伊藤復興大臣、浅尾国務大臣、江藤農林水産大臣、林内閣官房長官、鈴木復興副大臣、輿水復興副大臣、今井内閣府大臣政務官、西野内閣府大臣政務官、山中原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人に対し質疑を行った。

以上のほか、関係資料を収集する等鋭意調査に努めたが、その対象が広範多岐にわたるため、調査を終了するに至らなかった。